

正案が提出されております。

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第七百四十五条第一項の改正に関する部分の次に次のように加える。

附則第十八項を附則第二十三項とし、附則第十二項から附則第十七項までを五項ずつ繰り下げ、附則第十一項を附則第十二項とし、同項の次に次の四項を加える。

(外人観光客に係る料理飲食等消費税の課税免除等)

13 道府県は、出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)第四

条第一項第四号に掲げる観光客のうち滞在日数が三十日をこえない者、同令第十四条第一項の規定による寄港地上陸の許可を受けた者及び同令第十五条第一項の規定による観光のための通過上陸の許可を受けた者(以下「外人観光客」と総称する)が、道府県知事が指定するホテル又は旅館(以下「指定旅館」という)において、宿泊及びこれに伴う飲食の料金をそれらの者の負担において外貨又は外貨相当物で取得した円表示の小切手(以下「旅行小切手」という)により支払い、かつ、次項の規定による記入をした場合に限り、昭和三十九年十二月三十一日までの間は、当該宿泊及びこれに伴う飲食に對しては、料理飲食等消費税を課さないものとする。

14 外人観光客は、前項の規定によ

り料理飲食等消費税の課税免除を受けようとするときは、旅行小切手及び領収証の写(第百二十九条に規定する領収証の写をいう。以下同じ。)に旅券(出入国管理令第二条第五号に規定する旅券をいう。)、寄港地上陸許可書又は観光のための通過上陸許可書の番号を記入するとともに、当該領収証の写に氏名、入国年月日及び支払に供した旅行小切手の番号を記入しなければならない。

15 指定旅館の特別徴収義務者は、料理飲食等消費税の納入申告に際し、前項の規定による記入をした領収証の写を納入申告書に添付しなければならない。

16 道府県知事は、指定旅館の特別徴収義務者が外人観光客に係る料理飲食等消費税について第百二十四条の規定による更正又は決定を受けた場合においては、当該指定旅館につき附則第十三項の規定による指定を取り消すことができる。

「附則第十八項を附則第十九項とし、附則第五項から附則第十七項を「附則第十項を附則第十一項とし、附則第五項から附則第九項」に改める。

附則第一条中「公布の日から施行する」を「公布の日から、附則の改正規定中料理飲食等消費税に関する部分は公布の日の属する月の翌月の一日から施行する」に改める。

附則第十五条中「附則第十三項」を「附則第十七項」に改める。

附則第二十一条中「附則第十三項」に改めるを「附則第十七項」に改める」に、「附則第十四項」に改める」に、「附則第十八項」に改める」を「附則第十八項」に改める。

改める」を「附則第十八項」に改める」に改める。

改める」を「附則第十八項」に改める」に改める。

○園田委員長 提出者より趣旨の説明を聴取いたします。前尾繁三郎君。

○前尾議員 だいたい議題となりまして地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案の提案理由を御説明申し上げます。

国際収支の均衡を確保しつつその拡大をはかることは、わが国経済の成長発展上欠くことのできない要件であります。そのためには、輸出の増進はもとより、貿易外の国際収入の増大をはかることもきわめて重要であり、中でも国際観光の振興は、わが国の自然的条件等から見て最も有望な外貨獲得の手段であり、重視すべき施策であります。

最近の国際観光による外貨収入の実績を見ましても、昭和三十五年度は一億一千五百九十万ドル、三十六年度は一億三千七百七万ドルと順調な増加を示しているものであります。わが国経済の急速な発展に際して国際収入の増進がいよいよ緊要となった現在、この国際観光の振興にあらゆる対策を講じて外貨獲得の増加をはかることが急務と信ずるのであります。

その一環として、本年度から新たに課税されることになりました外人の宿泊に對する料理飲食等消費税につき、特に観光客だけに限ってオリエンティック東京大会開催の年まで非課税とすることが必要と思ふのであります。

わが国の外人向けホテルの宿泊料金は諸外国に比べて割高であり、これにさらに一割ないし一割五分の料理飲食

税が新たに加算されることは、外人観光客誘致上、相当の支障になると思われるのであります。

よって国際収支改善と国際親善の増進という政策的見地から、短期滞在の外人観光客で、トラベラー・チェックによる支払いの場合に限り、宿泊料に對する料理飲食税を暫定的に非課税としようとするのが修正の趣旨であります。

いろいろ申し上げましたが、要はこの際非常に高いと日本でいわれておりますこのホテル代が、新たに税金をかけることはきつとたえられないことであるので、税制の面におきまして私は十分よくわかつておるのであります。この際、だいたい申し上げました理由でぜひ御審議願つて、そして御賛成をお願いしたいというのが私のお願いであります。

○園田委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

なお、本案及び修正案についての質疑は後日に譲ることいたします。

○園田委員長 次に、昨二十三日参議院より送付されました地方公務員共済組合法案及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。

地方公務員共済組合法案
地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

〔本号(その二)に掲載〕

○園田委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。安井自治大臣。

○安井国務大臣 だいたい議題となりました地方公務員共済組合法案につきまして提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

御承知の通り国家公務員の退職年金制度は、すでに三年前からいよいよ恩給制度を共済制度に切りかえ、その給付内容を改善し、官吏及び雇用人を通ずる統一された退職年金制度として実施されているのでありますが、地方公務員につきましては、依然として、恩給方式によるもの、共済方式によるもの等、地方公共団体により、また、公務員の職種、身分により、その適用される制度が複雑不統一であり、かつ、その給付内容も国の新制度に比して低く、改善を要する点が少なくないのであります。

政府としては、地方公務員の生活の安定と福祉の向上に寄与し公務の能率的運営に資するために、地方公務員についてもすみやかに、国家公務員に準じて合理的な退職年金制度を確立することが必要であると考え、かねて地方制度調査会に諮問し、その答申に基づき、検討を重ねて参ったのであります。ここに成果を得るに至ったのであります。すなわち、地方公務員についても、国家公務員の制度に準じて、統一的な共済組合制度を設け、これに長期給付のほか短期給付及び福祉事業を行なわせることとしたのであります。以上がこの法律案を提出した理由であります。

次にこの法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、地方公務員共済組合の組織

につきましましては、地方公共団体及び職種の別により地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に区分し、さらに市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については、それぞれ全国組織の連合会を設けることとしております。

第二に、すべての地方公務員は、いずれかの組合の組合員となることとし、すべての地方公務員共済組合の組合員期間または国家公務員共済組合の組合員期間は、通算することとしております。

第三に、長期給付の制度につきましましては、退職給付、廃疾給付及び遺族給付を行なうものとしておりますが、その内容は国家公務員共済組合の長期給付の制度に準ずることとしております。

第四に、短期給付及び福祉事業の制度につきましましては、組合は、国家公務員共済組合の制度に準じて、保健給付、休業給付、災害給付等の短期給付を行なうものとし、また、同時に福祉事業を行なうものとしております。

第五に、組合の給付に要する費用につきましましては、組合員の掛金及び地方公共団体の負担金をもって充てるものとし、短期給付については、掛金百分の五十、負担金百分の五十、長期給付については、掛金百分の四十五、負担金百分の五十五とし、また、組合の事務に要する費用は全額地方公共団体の負担とすることとしております。

その他の重要な事項は、組合の資金は、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員福祉の増進または地方公共

団体の行政目的の実現に資するように運用する建前とすること、組合の給付に関する決定等に不服がある者について審査の請求を処理するため審査会の制度を設けること、地方公務員共済組合制度に関する重要事項と調査審議するため、地方公務員共済組合審議会を設けることなどであり、また、

なお、地方議会議員互助年金法附則第四項の規定に基づき、同法を廃止して、地方議会議員の年金制度に関する規定をこの法案の中に統合することとした。以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいませうお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案につきましまして提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

政府は、地方公務員の生活の安定と福祉の向上に寄与し、公務の能率的運営に資するため、さきに地方公務員共済組合法案を提案して御審議を願うことにしたのであります。同法の施行に伴ない、長期給付に関する経過措置等を定める必要があり、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、組合員の施行日前の地方公務員としての在職期間につきましましては、原則として地方公務員共済組合の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員期間に通算することとしたしております。

年金年限より短い年金年限の退職年金条項または共済条項の適用を受けていた組合員につきましましては、いわゆる期待権を尊重するよう、受給資格の特例を設けることとしております。

第三に、施行日前の地方公務員としての在職期間を有する者の退職給付の額は、退職年金条項の規定の適用を受けた期間、共済組合の組合員期間、施行日以後の組合員期間等に応じ、それぞれの制度における退職給付の支給率等により算定した給付額の合算額とし、既得権を保障するよう配慮することとしたしております。

第四に、恩給公務員期間を有する者、国の共済組合の組合員期間を有する者等であったものの長期給付につきましても、第二及び第三の場合と同様に、経過措置を設けることとしたしております。

第五に、施行日の前日に消防職員、警察職員及び船舶組合員であった者に對する長期給付につきましましては、旧制度の取り扱いの特例に見合う経過措置を設けることとしております。

第六に、長期給付に関するその他の事項につきましても、必要な経過措置を規定することとしたほか、地方議会議員互助年金法の規定による互助会の会員であった地方議会議員共済会の会員についても、必要な経過措置を規定することとしたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいませうお願い申し上げます。

次に補足説明を聴取いたします。佐久間行政局長。

○佐久間行政局長 お手元に御配付申しました地方公務員共済組合法案要綱、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案要綱につきましまして、ただいま大臣から提案理由の御説明のごさいましたことにつきまして補足的に御説明を申し上げます。

まず地方公務員共済組合法案要綱について御説明申し上げます。

第一の目的は、御説明をするまでもなく、公務員の生活の安定と福祉の向上に寄与すること、公務の能率的運営に資することを目的として制度を定めたいのでございます。

第二の組織の点でございますが、組織の点につきましては、別に御配付申し上げました地方公務員の新退職年金制度参考資料というのがございますが、その九ページに図でもってお示しをいたしております。従来は、地方公務員の退職年金制度に関する制度が、御承知のように道府県、市町村の別、あるいは一般職員、学校職員、警察職員等の別、あるいは吏員、雇用人の身分の別等によりまして適用をされておりました。制度がまちまちであつたのでございますが、今回の法案によりましては、この図に示してありますような種類の共済組合を設けることとしたわけでございます。

まず、道府県の一般職員につきましましては地方職員共済組合、これは従来道府県の雇用人に對する退職年金の給付をいたしておりましたのでございまして、今回新たに吏員につきましまして、この地方職員共済組合で扱うということにいたしましたわけでございます。

次は、公立学校の職員でございますが、これは公立学校共済組合、これも従来雇用人を對象といたしておりましたのでございまして、今回教員を對象にすることにいたしましたわけでございます。

第三番目が警察共済組合、警察職員を對象にする組合でございます。

次は、都の一般職員につきましましては、都職員共済組合を作ることにしております。

次は、五大市の一般職員でございますが、それぞれの都市に一つずつ指定都市職員共済組合というものを作ることとしたしております。

次は、五大市を除きました市町村の一般職員についてでございますが、これは従来から市町村職員共済組合と申しますものが都道府県単位にございまして、これは雇用人だけの長期給付を扱っておりましたのを、吏員の長期給付も扱うことにいたしましたわけでございます。これが各都道府県単位に、市町村職員共済組合でございます。

次に、2に書いてございましては、この市町村職員共済組合法の適用除外になっておりました市が全国で百あまりございまして、これらの市につきましましては、単独あるいは二以上の市が連合して一つの共済組合を設けることができるようにいたしましたわけでございます。これが都市職員共済組合と申すものでございまして、もちろんこれらの市が市町村職員共済組合に加入したいという場合には、市町村職員共済組合に加入することも差しつかえないわけでございます。以上申し上げましたような七種類の共済組合ができることになっておるのでございます。

次に、3でございしますが、組合員の範囲、給付、掛金その他組合の組織及び運営に関する重要事項につきまして、それぞれの組合が定款で定めることとしたしまして、定款の変更は主務大臣の認可を要することとしたのでございします。

次は、主務大臣は定款のうち、特に掛金に関する事項を認可しようとする場合には、あらかじめ自治大臣に協議しなければならぬこととしたしております。主務大臣と申しますのは、公立学校共済組合につきましては内閣総理大臣、その他の共済組合につきましては自治大臣でございします。文部大臣、内閣総理大臣も、掛金の点については、あらかじめ自治大臣に協議することとしたのでございします。

なお自治大臣は、それらの協議を受けたときには、あらかじめ大蔵大臣の意見を聞くようにいたしましたわけでございます。これは、国の制度との均衡を保持する必要があるからでございします。

次は、組合の組織でございますが、組合には理事長、理事及び監事を置くことにいたしております。

なお、審議機関といたしまして、地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合の三つの共済組合には、運営審議会を置くことにいたします。そのほかの都職員共済組合、指定都市共済組合、市町村職員共済組合、都市職員共済組合につきましては、組合会を置くことにいたしております。運営審議会の委員は十名以内とし、主務大臣が任命する。組合会の議員は二十人以上とし、半数は長または長が任命する、あとの半数は組合員が組合員の中から選挙することとしたのでございします。

から選挙することとしたのでございします。

審議会または組合会は、9に書いてございしますような重要な事項につきまとして、審議または議決をするということにいたしております。

次に、10でございしますが、組合は、長期給付に充てるべき積立金、責任準備金と申しておりますが、これを積み立てなければならぬということにいたしております。この積立金の運用につきましては、組合員の福祉の増進と地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならぬということとを、法律上明記することにしたわけでございます。

以上が単位組合についてのことでございしますが、次は連合会の点でございします。

先ほど申しました七種類の共済組合のうち、それぞれの組織が非常に小さな組合につきましては、長期給付等を行ないます必要上、連合会を全国単位に設けまして、そこで長期給付等を行なう掛金率等を定めることにいたしましたわけでございます。具体的に申し上げますと、市町村職員共済組合員、これは府県単位にできますので、これにつきましては全国単位に連合会を作る、都市職員共済組合、これは都市が一つまたは連合して作るものになっておりますので、これも全国単位で連合会を作ることとしたわけでございます。

連合会には長期給付と災害給付に関する積立金を設けるということにいたしております。その他の連合会の運営につきましては、単位組合とほぼ同様と考えております。

第三は、組合員でございします。組合員は、すべての地方公共団体の常勤の地方公務員にこの法律は適用になることになっておりまして、組合と組合の間あるいは地方公務員共済組合と国家公務員共済組合との間にそれぞれ組合員期間は通産をするということにいたしたわけでございます。従来組合がかわりました場合あるいは吏員の雇用員と違いました場合あるいは一般職員と教員との間等に通算措置が認められなかったものでございしますが、それを全部認めるということにいたしましたわけでございます。なお、そういうことになりました結果、組合員が組合の間を移動いたしました場合には、その者にかかる責任準備金に相当する金額を組合間で移しかねをするということにいたしたわけでございます。なお、組合自体の職員については、公務員ではございませんが、この法律に言う職員とみなしてこの法律を適用することにしたわけでございます。

次は、給付でございします。給付の内容につきましては、短期給付、長期給付はいずれも国家公務員共済組合法にならうことになっております。短期給付の種類内容もそこに書いてございしますように、国家公務員共済組合と同様に考えております。長期給付につきましても国家公務員共済組合法と同様に考えております。なお、種類はもろん同様でございますが、内容につきましては、従来地方公共団体の退職年金については公共団体の種類あるいは職種、身分差によりまして、先刻申し上げましたように制度がまちまちでございましたので、退職年金の内容につきましても必ずしも統一がとれておりませんでしたが、大体は国家公務員の旧恩給法の制度に準じた内容のものが多かったわけでございます。それを今度国家公務員の新しい共済組合法の内容のものに改めることにいたしましたわけでございます。旧恩給法が十七年で三・三・三というようになっておりましたのが、新法におきましては二十年で四〇％ということになっており、その後の加算率も新法の方はよくいたしてございまして、三十年たちましたものにつきましては、旧法は四二％でございしましたものを新法は五五％、四十年たちましたものは、恩給法が四十八・七％でございしましたものを新法では七〇％というふうな内容の改善をはかっておるわけでございます。なお、地方公共団体の長につきましては、従来も特例が認められておりましたので、この法律におきましても特例を設けることにいたしましたわけでございます。

次は福祉事業でございします。福祉事業につきましても、その内容については国家公務員共済組合と同様のものを規定をいたしております。

次は、費用負担でございします。組合の事業に要する費用の負担につきまして、短期給付につきましては、本人の掛金と地方公共団体の負担金が折半でそれぞれ百分の五十、長期給付に要する費用につきましては、立案の過程におきましていろいろ問題があつたわけでございますが、本法案におきましては、職員の掛金が百分の四十五で、地方公共団体の負担金が百分の五十五というところになっております。公務による廃疾年金または遺族年金に要する費用は、地方公共団体の負担が百分の

百。福祉事業に要する費用は、掛金が百分の五十、地方公共団体の負担金が百分の五十で折半。組合の事務に要する費用は、全額地方公共団体が負担するということにいたしましたわけでございます。

次は、審査の請求でございします。これも組合員の不服等の審査をいたすために、共済組合審議会を置くことにいたしております。

次は、地方職員共済組合審議会でございますが、これは地方公務員の共済組合に関する制度について審議をいたしますために、国家公務員共済組合審議会にならって、自治省の附属機関として置くことにいたしております。

次は、雑則でございします。最初に、この法律における主務大臣でございしますが、先刻申しましたように、公立学校共済組合につきましては文部大臣、警察共済組合につきましては内閣総理大臣、それ以外の共済組合につきましては自治大臣を主務大臣とすることにいたしましたのでございします。主務大臣は、毎年少なくとも一回組合の監査をするということにいたしております。船員保険の組合員につきましては、国家公務員共済組合と同様に若干の特例を設けております。次に、地方自治法附則第八条に規定する地方庁に勤務いたしておりますが、身分が国家公務員の職員でございします。これらの者につきましては、この法律の関係では地方職員共済組合の組合員とすることにいたしております。なお、警察庁に属する職員や都道府県警察に属する警視正以上の階級にある警察官は、いずれも身分は国家公務員であります。この法律によつて警察共済組合員とするというこ

とにいたしております。

次は、地方議会議員の年金制度でございます。現在の互助年金法の附則によりまして、地方公務員に関する大綱的な年金制度ができたときにはその法律に統合するということで規定がされておりますので、この法律の中に規定をいたすことにいたしましたわけでございます。内容につきましては、現在の互助年金法に規定されておりますものをここに移したわけでございまして、ただ、従来と若干違いまして、強制加入にいたしまして、その3に書いてございますように、共済会の給付に要する費用につきましては、建前は会員の掛金をもって充てるわけでございまして、それが不足する場合には地方公共団体が負担するというにいたしまして、ほぼ国会議員の年金制度に準ずるようになしたわけでございまして、

最後に、附則でございます。この法律は本年十月一日から施行することを予定いたしております。次に、2、3、4に書いてございますのは、それぞれ従来ございました組合が、この法律の規定による組合になりますための経過規定でございます。5は、警察職員につきましては、国家公務員共済組合と同様に若干の特例を認めることにいたしております。次は、旧来健康保険組合によりまして短期給付をいたしておりました地方公共団体につきましては、当分経過的に従来通り健康保険組合によって短期給付を行なうという措置を認めることにいたしましたわけでございまして、次は、地方公共団体において行なっております短期給付の費用の分担につきまして、組合、地方公共団体がこの法律に規定をいたしております割

合よりも多く負担をいたしておりましたものがございしますが、それらのものにつきましては十年間だけは従来通りの負担割合で地方公共団体が負担することを認めていくことにいたしましたわけでございまして、次は長期給付に要する費用でございます。その算定が終わるまでの期間、主務大臣の告示する費用をもって長期給付に要する費用とすることにしたわけでございまして、最後に地方公共団体の職員の退職手当に関する制度でございますが、これも従来必ずしも地方公共団体によって統一がとれておらなかった上に、その内容も悪かったわけでございまして、この法律の施行に伴いまして、地方公共団体の職員の退職手当に関する制度も国家公務員の現在の退職手当に関する制度にならって整備をするようにいたすというにいたしたわけでござい

ます。以上が、地方公務員共済組合法案要綱についての御説明でございます。次に、共済組合法の長期給付に関する施行法案要綱でございますが、これは地方公務員共済組合法が施行になりますと、従来地方公務員につきましては制度がまちまちでございしたので、新法に移ります場合に、職員の既得権、あるいは期待権を十分尊重をして、それを保障する措置を講じて参らなければならぬ、かような趣旨から、この長期給付に関する種々の経過規定を規定いたしましたわけでござい

ます。内容につきましては、大へん技術的に詳細にわたるわけでございまして、御審議の過程におきまして御質問に

に応じましてそれぞれ御説明を申し上げることにさせていただきます。二、三重要なものを申し上げますが、二、三重要なことを申し上げますと、この法律の施行日前に給付事由の生じた給付の取り扱いにつきましては、これはなお従前の例によつてということにいたして

おりますことと、それから退職給付に関する経過措置につきましては、いろいろ書いてございまして、一つは受給資格の点につきまして、従来十七年以下の条例の適用を受けておった者が多かったわけでございまして、それを新法に移ります際に、その要綱の二の付

に規定いたしておりますように、施行日前の在職年が十一年以上であるときは十七年、五年以上十一年未満であるときは十九年、五年未満であるときは十九年というふうな、不利にならないようにそれぞれ経過措置を定めたわけでござい

ます。さらにこの従来の条例が十年、十五年、十二年というふうな非常に短いものを規定いたしておりましたものにつきまして、その付に規定いたしておりますように、たとえ十年でござい

ますならば、従来の在職年を一年分を二年に計算するということや、この既得権の保障をしていこうということでございます。さらにまた退職年金の額につきま

しては、(付)以下に書いてございしますが、これも従来のそれぞれの制度の適用を受けておりました期間につきま

して、従来五十五歳よりも前に支給を受ける制度の適用を受けておりました者につきましては、この法律施行後も従来通り、法施行前の期間につきま

しては、五十五歳前でありましても、支給を開始をするという経過規定を認めたわけでござい

ます。以上申し上げましたほかに、それぞれのケース、ケースに応じましていろいろなケースを想定をいたしまして経過規定を規定いたしましたのがこの施行法案の内容でございます。

○國田委員長 以上で補足説明は終わりました。なお、両案についての質疑は後日に譲ることいたします。

○國田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

来たる二十八日、地方公務員共済組合法案及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案の両案について参考人の出席を求め、意見を聴取したいと存するのでありますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○國田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○國田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。御質疑はありませんか。なければ、本案についての質疑は終了いたしました。

○國田委員長 ただいま委員長の手元に、小澤太郎君、渡海元三郎君、阪上安太郎君及び門司亮君提出の、本案に対する修正案が提出されております。

道路交通法の一部を改正する法律案に対する修正案
道路交通法の一部を修正する法律案の一部を次のように修正する。

第八十八條及び第九十六條の改正に関する部分を次のように改める。
第六十七條中「前三條」の下に「又は第八十五條第三項」を加える。

第七十一條各号列記以外の部分中「及び前三條」を、「前三條及び第八十五條第三項」に改める。
第七十五條に次の一項を加える。

3 大型自動車の運行を直接管理する地位にある者は、当該業務に関する、大型自動車の運転者に関する第八十五條第三項の規定に違反して大型自動車を運転することを容認してはならない。

第八十五條第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 大型免許を受けた者で、二十一

歳に満たないもの又は大型免許、普通免許、特殊免許若しくは三輪免許によって運転することができ、自動車の運転の経験の期間が通算して二年に達しないものは、前二項の規定にかかわらず、政令で定める大型自動車を運転すること

はできない。
第八十五条に次の付記を加える。
(罰則) 第三項については、第百十八条第一項第五号、第百二十二条

第八十八条第一項第五号中「第一項」を「第二項第二号又は第三号」に改める。
第九十六條第二項中「第百三條第二項」の下に「第二号又は第三号」を加える。
第百十八條第一項に次の一号を加える。

五 第八十五条(第一種免許)第三項の規定に違反した者
第百二十二條第一項中「若しくは第三号」を「第三号若しくは第五号」に改める。
附則第二項を次のように改める。

2 この法律の施行の際現に大型免許を受けている者については、この法律による改正後の第八十五条第三項の規定は、適用しない。

○國田委員長 提出者より趣旨の説明を聴取いたします。小澤太郎君。

○小澤(本)委員 たいだいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案に対する自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案にかか

る修正案につきまして、便宜私からその提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

修正案の案文につきましては、お手元に配付しておりますので、朗読は省略させていただきます。

修正の第一点は、政府提出の法案のごとく、大型免許の資格年令を二十一才に引き上げ、かつ、受験資格として、自動車の運転の経験期間が通算して二年以上の者でなければならぬとする

ことは、やや制限が急に過ぎると思われ、大型免許の資格年令等は現行のままといいますが、現在の交通事故の状況から見て、大型自動車の運転については制限を付することが必要と考えられますので、大型免許を受けた者であつても、その者が二十

一才以上で、かつ、自動車の運転の経験期間が通算して二年以上の者でなければ政令で定める大型自動車は運転することができないこととしたましました。

この政令においては、大型自動車のうちで、車体の大きさが特に大きいもの、特定の貨物を運送するものなどを定めますが、同時に、自衛官が運転する自衛隊の大型自動車は除外して制限を加えないことを予定いたしております。

第二点は、大型自動車の運行を直接管理する者に対し、新設される制限規定に違反して運転することを運転者に命じてはならない等の義務を課することとしたましました。

第三点は、新設される制限規定に違反した者について、無免許運転と同様の刑罰を課し、また、この違反した者が酒気を帯びていたときは、刑罰を加重することができる旨の規定を設けま

した。
第四点は、この法律の施行の際現に大型免許を受けている者については、新設される制限規定を適用しない旨の経過規定を設けました。

その他必要な法文の整備を行ないました。

以上が修正内容の概要であります。何とぞ御賛同をお願いいたします。

○國田委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。
暫時休憩いたします。
午前十一時四十分休憩

午後零時三十分開議
○國田委員長 再開いたします。
先ほどの修正案について御発言はありませんか。なければこれより討論に入るのでありますが、通告もありませんので、直ちに採決に入るに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○國田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。
これより道路交通法の一部を改正する法律案について採決いたします。
まず小澤太郎君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○國田委員長 起立総員。よつて本修正案は可決されました。

次に、たいだいまの修正部分を除いて原案について採決いたします。
賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○國田委員長 起立総員。よつて道路

交通法の一部を改正する法律案は、修正議決すべきものと決しました。
お諮りいたします。たいだいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○國田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○國田委員長 この際、連合審査会開会申入れに関する件についてお諮りいたします。
たいだいま運輸委員会において審査中の内閣提出の自動車の保管場所の確保等に関する法律案について、運輸委員会に連合審査会開会の申し入れをいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○國田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、開会の日時等につきまして、追つて運輸委員長と協議いたします。

○國田委員長 次に、住居表示に関する法律案を議題とし、審査を進めます。
質疑に入ります。通告がありますので、これを許します。渡海元三郎君。

○渡海委員 住居表示法は、わが国の日常生活の面におきまして非常にこれは画期的な法律であり、円滑に実施される場合におきましては、日常生活上住民に与える利便というものは、相当

大なるものがあろうと私たちも期待いたしておるわけでございます。これは審議会の答申に基づいて大体行なわれたものと承知いたしておりますが、審議会の答申の概要を簡潔に一応承りたいと思ひます。

○大塚説明員 お答え申し上げます。たいだいま渡海先生から御質問をちょうだいいたしました町名地番制度審議会は、昨年の五月に組織されまして、御熱心な御審議の結果、十一月二十七日に總理大臣あてに答申がなされたわけ

でございます。その答申に基づきまして法律案を提出いたしましたわけでございますが、その答申の概要を簡単に御説明申し上げます。

第一点は、現在の町名地番の混乱を解消する方策を検討いたしました結果、地番には、住居表示の適正の点から見まして、種々の欠陥を有しますとともに、住居表示をわかりやすくする

というための地番整理を行なうという形にいたしました。非常に複雑な作業と手続と多額の経費を要する、こういうような関係がございます。従いまして、新たに住所表示のために制度を設けまして、住所番号、住居番号をもつて住居表示を行なうものとするというのが第一点でございます。

第二点は、住居番号は、建物の新築、滅失によつて将来住居番号の混乱が起らないように配慮してつけられた建物の番号とするというのが第二点でございます。

第三番は、そのような住所番号のつけ方といたしましては、お手元に本日御配付申し上げました地図がござい

ますので、その地図によりまして御説明を申し上げさせていただきますと思ひ

ますが、地図の街区方式と書いてあります。方角の図をあらわしたくますと、街区方式によりまして住居番号をつけていく、こういうような形の方式が一つ御答申の中にあるわけでございます。それは二枚目のところをめぐっていただまして街区番号及び住居番号進行図というのが出ておるのでございます。その薄っぺらな一番下でございますが、2の街区方式による場合の街区番号及び住居番号図というのを見ていただきますと、このように公道によって囲まれた一つの街区、それを住居番号付定の単位といたしまして、これに街区番号の一あるいは二、こういうようなものをつけるわけでございます。この街区の中にありますところの住居につきまして、ただいまは右側通行という原則になっておりまして、右側の方から右回りに、中心の街面のかどから起算いたしまして右回りに街区の線上に、一定の間隔によりまして街面の線上を切りまして、これにいわゆる基礎番号を与える、こういうような形になるわけでございます。この基礎番号を与えられたところの街面の線上に入口がついておりまして、二と一というように、応じた住居番号を与えていく、こういうような形に相なるわけでございます。

ついでに、答申の中におきましては、もう一点、道路方式というのがございますが、道路方式の図の方の2の道路方式による場合の道路名及び住居番号図というのが出ておるのでございますが、これは大体欧米等の様式を取り入れて御答申になりました分でございますが、一応中心の一番下に赤まるが

ば財産番号、不動産の番号みたいなものでございますから、不動産登記簿の關係では従来のものを使っておりますけれども、人が現実に住まいをしておる住居の表示といたしましては、従来の地番は市街地においては一切使わない、こういうふうな形にいたすつもりでございます。

○渡海委員 われわれの観念では、今まで使っております地番というものが、単に所有権の表示だけでなくて、やはり地番自身が住居地の表示だという観念で使用しておる。それが今申されたように住居の表示というものは、今度は住居地番号でやるけれども、地番は単に財産権の表示だけなんだと言われたい、頭の中の混乱というものは変わらない、かように思うのです。その点を勘案されて、将来ともにこれを一本にするというふうな御考えを進めるのがよいのではないかと思います。この点につきましては、一応御意見をお聞かせ願いたいと思ひます。

○佐久間政府委員 先生の御指摘のように、従来の間使になれて参りましたので、急に切りかえまして、過渡的に何かかえって不便があるというふうな点はあろうかと思ひます。ただものの性質上、従来の地番と申しますのは不動産についてのものではない、むしろ、かりにある地番がございまして、その不動産が転々売買なれていくというふうな状況でございます。また分筆等も行なわれて複雑になって参ります。そういうふうな状況でございますから、私も、私どももいたしましては将来これを統一するということは考えませんが、むしろはつきりと性質上事を分けて、そして国民の方にもそれになれていただく、こういうふうなつもりでございます。

○渡海委員 今の御方針であつたならば、今度の住居地表示を、日常の慣習の面におきましても必ず新しい番号によつて日常生活を行なうのだというように、相当指導啓蒙される必要がある。頭の中の観念を切りかえられたい、今、局長の答えられたような混乱というものは起ころうと済むのではないかと思ひますが、そのためには相当啓蒙という面におきまして努力を要するのではないかと思いますので、特にこの点御注意願ひする御要望申し上げておきたいと思ひます。

なほ、このことは非常によいことであると思ひますので、できるだけ多数の方面において実施すべきで、一刻も早くやりたい、こう思うのでございます。が、本年度の予算でどの程度できるかと、またどのような必要——最も必要とするところから実施されるのかという点かと思ひますが、どのような方針で今年度の予算を実施されるのかということをお聞かせ願ひしたいと思ひます。

○佐久間政府委員 本年度の予算は、金額にいたしまして約千八百万ほどでございますが、本年度はモデル地区をございまして、そこでこの新しい住居表示のテストをやつて参りたい、それに要する経費として計上されたものでございまして、それで予算の算出の基礎をいたしましては、一都市四十万坪程度を一府県に一都市ずつというところで積算されております。ただこれは予算の積算の基礎が一府県一都市ということになっておるわけですが、この

住居表示の必要度の高いところは、従来の町名地番による住居の表示が混乱をいたしております東京とかそのほかの大都市でございますので、その予算の配分につきましては、それらのところに若干ウェイトを置きまして配分をしていく、このように考えております。

○渡海委員 大体今度の予算の範囲その他住居地表示の方法を実施されようとしておる地区は大体市街地に限つておる、こうおっしゃつておる。なるほど今度の様式から考えますならば当然のことかと思ひますが、特に限る必要はないと思ひますが、限られた理由を一つお伺ひしたい。

○佐久間政府委員 これは、法案におきましても市街地といたしておりますが、従来の町名地番が混乱をして、始終行政上あるいは生活上不便を生じておるといふところからこの問題が起つたわけでございますので、その必要のあるところから実施をしていく。そこで先ほど申しましたように、東京とか大都市から重点を置いてやつて参りたい。いなかの小さな町村におきましては、先ほどお話しもございましたように、従来の町名あるいは地番を使つても、それほど不便のないところもございまして、あるいは町名だけで大して不便もないというところもございまして、そういうところまで、新しい新しい住居表示の方法によらしめる必要もないのじゃないか、かような考え方をいたしておるわけでございます。

○渡海委員 このたびの法案によりまして、また住居表示の審議会ができてきて審議するというところになっており

ますが、制度をきめる審議会は必要でございませうけれども、こういうような審議会はどうかといった働きを考えておられるのか、またどのくらいの程度置いておくつもりで予定をされておられるのか、その点を聞かせ願いたい。

○佐久間政府委員 従来ございました町名地番制度審議会は、御指摘のように制度を御検討願う審議会でございます。従来、町名地番の整理という方法でいくのがいいの、あるいは新しいハウス・ナンバーの方法でいくのがいいの、そういう点についての御検討を願ったわけでございまして、今度設けました住居表示の審議会におきましては、そういう制度の問題ではございませんで、この新しい住居表示の方法を実施して参ります場合に、実行上なおいろいろのこまかい問題が起ってくるのじゃないだろうか。たとえて申しますと、同じ街区を切り出す場合にも、どのくらいの大きさがいいとか、あるいはその番号のつけ方の問題、あるいは街区名、道路名を表示をいたすことになっておりますが、その表示板の大きさはどのくらいがいいだろうかとか、いろいろまだ実施上問題になるこまかい点があるわけでございまして、それらをいたします場合に、役人だけのセンスでもいけませんし、ある程度それぞれの方面の方々の御意見も伺った上で、十分民間の御意見もいたした上で参りたい、このような態度から審議会を設けることにいたしましたわけでございまして、しかしながら、そういう意味でございまして、それから長い期間置いておく必要もないんじゃないか。大体の実施の細目の要領がきまりまして、事が動き出して参りますれば、もうこの審議会も必要ないではなからうか、そういうようなこと、おおむね二年間程度ということにいたしましたわけでございまして。

○渡海委員 こまかいことになりませうけれども、実施手続におきましては、その審議会におきまして、街区方式にするか道路方式にするかというところをきめる、こういうことになっております。その方式をきめると同時に、番号その他は市町村当局がこれを作成するのであると思ひますが、その際に自分の町の名前をどういふから、その名称のつけ方、あるいは街区方式をとるか、道路方式をとるかというところは、町の住民感情に直接響くもの、なからうかと私は思ふ。従って、名前のつけ方あるいは街区方式、道路方式のきめ方にしまして、住民感情を十分に取り入れることが、この制度を円滑に実施し、将来ともに住民に親しめる住居表示になるのじゃないかと思ひますが、この住民の意思をどのようにして取り入れられるか、あるいは、実施の手続の段階において当局はどのようにこの面を取り入れるように指導されるかであるかといふことをお伺いしたい。

○佐久間政府委員 御指摘のように、これは住民の日常生活に最も身近な問題でございまして、町名をどういふふうにつけるとか、あるいは街区をどういふふうな区割りをするかというふうな問題につきましては、できるだけ地域住民の意向も取り入れて実施をして参らなければならぬというふうな私どもも考えております。そこで具体的にその指導をいたしまして、それぞれの市町村に協議会のようなものを

作らせまして、そこでそうした問題は住民の意向も反映するような仕組みで御検討を願うようにいたしたい。これは自治大臣がいろいろ助言指導することになっておりますので、その内容といたしましてきょうに考えております。

○渡海委員 自治大臣の助言その他におきまして、協議会のようなものを作つて、十分住民の意思をいれるようにされるということでございますが、従前モデル地区を作つてある程度実施されたのでございまして、それらについて得られた経験によつて、今後の進め方を實際指導されると思ひますが、それらに合せてそういうようなことがおそろく出されたのじゃないかと思ひますが、従来の経験等について、い

○大塚説明員 ただいま御指摘のございましたように、昭和三十五年度において実験といたしまして、東京都の荒川区外三団体、三十六年度にいたしまして福岡市以下五団体につきまして、町名地番整理の実験をやつて、さらに住居表示に関する実験をやつておるわけでございまして、これらの地区におきましても、今、渡海先生の御指摘のございましたように、住民の意向を、特に町名等につきましては十分に取入れる必要がある、こういうふうな存じまして、名前はおのおのちよつと違ひますし、条例あるいは規則等によりまして設置根拠は違つておりますけれども、局長の申し上げましたような協議会形式のものをこしらへまして、そこに地元市会議員、あるいは郵便局長、警察署長、あるいは地元の自治会の代表、こういうような市民の声ある

いは意見を反映される方々を網羅いたしました協議会によりまして、慎重審議の結果、町名なり町界、あるいは住居番号、あるいは地番のつけ方というもののつきまじりについて御審議願ひました形において作業を進めてい、こういうふうなことでござい

○久保田(円)委員 関連して、渡海委員から御質問のありました町名のつけ方に関連をしまして、ちよつと質問してみたいと思ひますが、町名の問題よりも、現実にさらに大きな問題は、地番整理をしていくという、今まで甲の町にありましたが乙の町内に入つてくる、こういう問題が實際問題としてできてくるわけですか。そうしますと、今まで住居をしておりましたところのその町内においての資産の問題が出てくる。住民として、あるいは公民館を持つておるとか、そのほかの施設を持つておるとか、これをまた分割しなくちゃならないという問題ができてきます。自分の町内に住居をしておつて、おれたちがこれを作つたんだ、今度分かれていくについては、一体その財産の分配をどうする、という、感情的な問題が出てくると思ひますが、この点についてどう考えておるか。

○大塚説明員 お答え申し上げます。ただいま先生の御指摘のございましたように、やはり町の界を分けますという場合には、そういうふうな問題が出てくることは確かでございます。甲府等におきましては、そのような問題が起きたことがございまして、これにつきましては、この実施をやつてお

すところの市当局におきましても十分の配慮を払ひまして、すぐにその変更あるいは帰属というものを定めることとなく、町内会の方が、あるいは町界、地界等の関係者と相談の上善処をするという形で、無理押しでなしに、単に町界が違つたからといって、すぐにそれをあつたはしく帰属をきめるといふように問題ををはからずに、納得のいく形で話し合ひを進めるといふような形で市町村でもやつておるようでございます。

○久保田(円)委員 今配慮をするといふことだが、その配慮の点です。法律でもって定めていくといふことだから、自治省としての配慮の限度、ただ配慮をするのか、あるいは行政指導においてやるのか、あるいはそのほかの裏づけをしてやるのか、こういうふうな問題についてはどう考えるか。

○大塚説明員 財政的裏づけまでは考へておりませんが、行政的な指導によりまして、そのような町内会の財産等につきましても、摩擦の起きないような善処の仕方を指導して参りたいと思つております。またさらに学区等の問題につきましても、地界が変つたことによつてすぐにそういうものを動かす必要はない、こういう形の指導をやつておられて、そういう形におきましての行政指導で対処して参りたい、こう考へております。

○久保田(円)委員 行政指導のみにおいてやる。ところが、ただいま御説明がありました、財産問題と、それから学校の学区という問題も必然的にできてくるわけでありまして、過去において町村合併で非常な問題を残しておるといふことは事実ですね。全国を見る

と、やがてそういう問題が市街地においてではある可能性があるんじゃないかと考えます。町村合併というあの一つの問題のように。そういうふうな点において、法律において出すということになると、行政指導をしてもどうしても追いつかない、こういう点に對してはどういうふうな考えますか。

○佐久間政府委員 これは御指摘のようないふケースがあることも私も聞いておるわけでございますが、今回のこの法律によつて改正をいたそうとするのは、住居の表示の方法でございますので、もちろん町の区域もこれに関連をいたしまして合理化をしていく、あるいは町の名前も読みやすい、簡明なものに切りかえていくということにおいて、あわせてやっていたらどうかという指導はして参るわけでございまして、いろいろむずかしい財産の問題等ではトラブルがあるようなものにつきましては、そう無理に町の境界の変更をさせるということとは、この法案の実施上では考へてはおらないわけでございまして。なお先ほど申し上げましたように、実施上地域住民の意向を十分反映して参らなければならぬので、協議会のようなものを作つて、町の境界なり町の名称なり、そういうものも十分住民の納得の上できめていただく、こういうふうな指導して参らう、かように考へておりますので、できるだけそういう方法でトラブルが起これぬように進めていっていただくことを期待をいたしておるわけでございします。

○久保田(四)委員 そうするとトラブルが起きておつてどうしても追いつかない、こういうときにはそのままでも

よろしい、この程度に解釈してよろしいですか。

○佐久間政府委員 合理的に町の区画をいたしますためには、トラブルが起これどもどうしてもやらなければならぬという場合もあるかと思ひますが、今回のこの住居表示の切りかえの実行上は、そう無理をしないで町の境界をどうしても変更しなければならぬという必要はないのじゃないか。ですから、むしろ大へん根深い問題が起これるようなところは、無理に町の境界まで変更させる必要もないんじゃないか、このように考へておるわけでございします。個々の問題につきましては、さらに都道府県知事も、この法律の実施につきまして技術的指導等もいたすようになつておられますので、そういう方法によつて解決をしていただくと思ひますが、一般的には今申ししたような気持でおります。

○久保田(四)委員 大体わかりました。問題は、要するに今後の行政上の点については、行政地域はもろもろ人口に比例をすべき問題ではありますけれども、ある程度までの規模を持つことは町村の合併に準じて考えなくちゃならないと思ひます。しかしながら、実際の実施の点に入つてみると、そういう感情が出てくるだろう。財産を持つておる、それから学校がある、非常に關心の多い点が多々あります。また三十三年度において町名地番整理実験都市補助金を計上し、五団体です、ここへ私の地元の伊勢崎市が入つておるわけですね。たまたま郷里に帰りましたときやはり問題があるので、それというのは、今いろいろ協議会を作つて指導はしておりますけれども、ある町内において区長なりいろいろな役員をそれぞれ持つておるわけですね。実際に入つてくると、街路方式です、何か方式が分かれておるわけでも、いろいろな問題を取り上げておられます。そこで実際に問題ができておるわけですね。こういうふうな点に對して中間報告を受けたことがありま

すか。

○大塚説明員 実験都市の関係につきましては、五団体でわずかの数でございしますので、今年度におきましても十何回か打ち合わせをいたしてあります。それから太田、伊勢崎市は、割合に距離的に近うございしますので、再々向こうからもおいでになり、こちらからも二、三度参りましていろいろ打ち合わせをいたしてあります。その関係等におきまして、町界の線は、あまり変な形で切りますと、将来においてまた乱れてくる。そのために非常に住民の方々に御迷惑をかけるような関係がございします。その点はできるだけつきりいたした線で行なつていただくように指導をいたしておりますけれども、そういうような学区とか財産とかにつきましては、町村合併の場合とはちよつと異なりまして、いわゆる法人格というふうなものにございませんで、すぐ新しいものに受け継がないとかいうことは考へる必要はない。適当に話し合ひをして、そうして管理をして、従来のままの形でやらせてもいいのではないかと、こういうふうな形で弾力性のある指導をいたしておるわけでございします。

○久保田(四)委員 近いから市長と打ち合わせしておるのでしょうかね。

○大塚説明員 はい。

○久保田(四)委員 市長の方は、問題ない、こう言つていますね。

○大塚説明員 市長さんは、三月でございしましたが、おいでいただきまして、町界の議決は多少お話をしておきまして、近いうちに何とかお話し合ひをして、住民の方にも御納得をいたしたい、議決をとる、こういうふうな御連絡を、親しくお目にかかりまして受けております。

○久保田(四)委員 それでは今のところは問題がない、こういうふうな了解していいのですか。

○大塚説明員 はい。

○渡海委員 ただいまの住民の感情という問題につきましては、久保田委員も指摘されたように、ぜひともこの住民の感情その他を積極的に取り入れて、この制度をよりよく住民に親しまれる制度にしていただきたいと御要望いたします。

最後に一点、第十二条に、技術的基準を大臣が定めるというふうになつておりますが、どういったものを定めようとしておられますか、内容の概観を一つ承りたいと思ひます。

○佐久間政府委員 先ほど審議会の審議をいたした事項として例示をいたしましたが、大体これに当たるわけでございしますが、街区方式をとります場合に街区の大きさはどれくらいの規模がいいかと考へるとか、あるいは道路方式をとります場合に番号のつけ方、どういうふうな順序でつけた方がよろしいか、あるいは先ほどお話の出ましたような実施上の組織の一応のひな形のようなものでございしますとか、あるいは表示板の様式といったようなものとか、必要な技術的基準としては、例と

いたしましては、そんなものでございします。

○渡海委員 本制度は私たちの日常生活に非常に不便を感じ、實際困り抜いておつたものを解決されるという意味におきまして、安井大臣の自治省大臣就任中に残された一つの大きな布石になるのじゃないか、かように考へるのでもございまして、この点は住民感情を入れて、ほんとうに親しまれる制度を実施していただきたい、かように大臣に強く要望する次第でございします。この制度に對する大臣の御決意のほどを最後にお聞きいたしまして私の質問を終りたいと思ひます。

○安井国務大臣 御激励をいただきましてまことに恐縮に存じます。私もこの制度をぜひ早急に実現をしたいと思つております。今、年度計画、そうして初年度の予算も非常に僅少でございしますが、実は広告等を入れますと費用は非常に僅少に済むという方法も考へられておりまして、この計画以上に、ことに必要なら大都市中核にはさらに促進をして、計画をうんと繰り上げて実施をいたしたい。そういうふうなことも考へて、ぜひ御趣旨に沿いたいと思つた次第でございします。

○國田委員長 本会議散会後まで休憩いたします。

午後零時四十四分休憩

午後三時四十分開議

○國田委員長 これより再開いたします。警察に関する件について調査を進めます。質疑を行ないます。通告があります。

ので、これを許します。小澤太郎君。

○小澤(本)委員 道路交通の問題につきましては、政府におかれましては、最近非常に熱心にこれに対する措置を講ぜられておるのでございまして、私もこの問題を扱っておりまして、議会の者といまして、政府の御熱意、なかんずく川島長官の非常な御努力に對しましては、心から敬服いたし、また感謝もいたしておるわけでございまして、自動車の保管場所の設置義務あるいは大型トラックの運転者の年令の引き上げ、経験年数を条件にするというような措置、あるいはまた明日から行なわれる東京の車種別、時間別の規制、あるいはまた交通違反に対する処分の簡潔化をはかるためにキップ制度と申しますか、そういうものを御採用になり、あるいはまた駐車場の改正など、一連の立法並びに行政上の措置を次々ととりいただいておりますことに對しまして感謝いたしておりますが、なお私もこの問題を審議いたしております経過に照らしまして、道路の安全施設が現状ではきわめて不十分なような気がいたします。それで何とかこの安全施設を整備充実してもらいたい。これは御承知のように、公安委員会で行ないます道路標識とかあるいは信号機、こういうものもございまして、その大部分は建設省で所管しております道路の付属物としての安全施設、ガードレールとかあるいはイルミネーター、照明灯、こういうものがたくさんございまして、どうも新しく作られたつある道路につきましては相当の考慮が払われておりますけれども、すでにでき上がっておりますものにつきましては、その当時建設の際に十分な

考慮が払われておらないために、そういうものが非常に不完全な状態のまま放置されておるのでございます。これにつきましては、現在の法律上の制度その他からいたしまして、直ちに国庫の補助なり援助なりをして、管理者をしてやらしめるということができたい状況にもあるようございまして、私も何とかいたしましては、何とかこういう問題を早急に解決して、およそ三カ年ぐらゐの間に安全施設を設置していただきたい、このことは委員会の審議の際におきまして強く要望されたのでございまして。

つきましては、交通関係の閣僚懇談会でこういう問題を取り上げておられるのかどうか、あるいはまた将来そういうお気持ちであるかどうかということをお尋ねいたしたいと思つております。

○川島國務大臣 ガードレールを作ったり何かするようなこと、部分的にはいろいろと考えられますけれども、全体として安全施設をどうするかということはまだ検討しております。今のお話もございまして、一つなるべく早い機会に取り上げまして検討するように、各閣僚に對してお話し申し上げたいと思つております。

○小澤(本)委員 なお、こういう安全施設を整備いたしますにつきましては、何と申しましても相当の経費が必要と思つております。国の管理する道路につきましては、もちろんでありますけれども、地方自治体が管理しておりますものにつきましては、自治体がこれをやるということになりますと、やはり国の援助なりあるいは自治体の自主財源を充実させるという方法が講ぜられなければならぬと思つております。いづれに

たしまして、相当の金額になると思つております。ちよつと推算はいたしておりますけれども、警察当局が要求しておるものだけでも私は数十億になると思つて、建設省などの所管するものを合計いたしますと、やはり少なくとも百億近いものが必要のじやないか、それを三年間に既存のものにつきましては整備してもらいたい、こういうことになりまして、予算面につきましては相当政府としても考慮していただかなければならぬと思つておりますが、長官、いづれやこの委員会では、予算のことについては、別に目的税的なことを考えずとも、一般の財源から十分にこれを計上していく用意があるという御答弁をいただきました。私も実は満足いたしておるわけでございまして、たゞいま申しましたような安全施設の整備ということにつきまして、相当の努力が要するというのを私も考へるわけでございまして、これは政府の關係の事務当局にいろいろ聞いてみますと、これからここでどういふものが必要かというところを十分調査をいたして、その結果に基づいて、予算のことなんかもそれから出てくるのだという話でございまして、政府におかれては、そのような措置を早急に講ぜられていただくことができるものかどうか、その点について長官の御所見を伺いたいと思つております。

○川島國務大臣 三十七年度の予算で見込んでおります交通整備事業以外に、交通安全設備その他事業が可能なものにつきましては、三十七年度の予算金なりあるいは補正予算の措置をするなりするということをきままして、これは池田総理と私と三木長官と中村建設大臣、四者の会談で話がまとまつております。本日の交通関係閣僚懇談会に大蔵大臣も参加してもらつて、いたしまして、大蔵大臣にもこの趣旨を徹底するつもりでございまして、そうした総理の意思に基づきまして、先般東京の知事を呼びまして、三十七年度で東京都が計画する道路整備以外に何かやりたいものは持つてこいというので案を持つてきましたけれども、不十分でありますので、再検討することでありまして、政府といたしましては予算面の措置はするつもりでございまして。

○岡田委員長 安宅常彦君。

○安宅委員 長官にお伺いいたしますが、大体安全装置というものを、いろいろと警察当局あたりから予算上の要求も出ておるようでありまして、けれども、たとえば一つ一つ申し上げるならば、踏み切りの信号機もあります。あるいはまた道路の標識もあります。あるいは道路の表示もあります。いなかに行きますと、とても予算が足りないもので、それがひっくり返つてしまつたり、なくなつたり、あるいは仕方がないので、交通安全協会の名前で、運転手さんごころうさんなんて書いて、それがあつたり、非常に統制がとれないものがあつたり、非常に困るわけではあります。非常に無統制な上に、完全ではありません。あるべきところになつたり、こんなところになつてもいいじやないかというところになつて、私どもは非常に不便を感じておるのであります。大体において一つの基

本という立場から言うならば、変なことを言うようでありまして、交通事情が先行して政治がおくれている、こういうところの問題があると思つて、どうして、旅人が一人歩きするような道路のときにはやはりそういう細い道路で間に合つたし、荷車が通るようになれば荷車の道路が作られたし、バスが通れば入り込みますから砂利が入つたし、自動車を通るようになれば自動車の通れるような道路を作らなければ政治と言えない。これは封建領主あるいは幕府がやつたような政治でも現在の政治よりもよほど上手であつたやうな気がしまして、実情に合わない道路しか持たない国ぐらゐあつた国はないと思つております。そういう立場から考えて、当面道路の交通安全施設の整備ということについて一つ早急に手を打たなければならぬ、こういうふうな考えをおられると思つておりますが、この点、再三くどいようであります。一つお伺いいたします。

そうした場合に先だつものは金であります。今、小澤先生の質問に對して長官は、いろいろ閣僚懇談会でも相談いたしまして予算その他は補正予算を組むなど、非常に手配のびつたりしたものにして、こういう答弁があつたやうであります。警察当局から出ているので数十億でありますから、建設省関係あるいは私がたゞいま申し上げましたようなこまかいいろいろな問題を含めて、運輸省関係も含めて、そういうものは二百億以上に達するのではなからうか、私どもはそう考へておるわけでありまして、そういう予算は、これは大蔵大臣に聞くのがほんとうだと思つておりますが、大蔵大臣も含めて何か

○安宅委員 それでは具体的に今度はお聞きいたしますが、そういう安全装置の問題だけにいろいろ金がかかるということを私は申し上げました。その基準というものは、成案ができて初めて幾らぐらいいかるのかということを検討するのだというお話でありますけれども、たとえば自動車の保管場所の設置義務をびっしりときめた法律が出て参ります。それからダンプの運転手や何かに対して年令の引き上げ、こういうことを規制する法律が出て参ります。あるいはまた車種別の乗り入れの

とをして、もうけるかもうけないかを計算して営業をやっていたと思うのです。夜間乗り入れしなればならないことになりましたと、その人の手当も出さなければならぬ、次の日も使うわけにいきませんから、三人でいいところを五人か六人運転手を採用しなければならぬ。そういう会社は今度は営業ができなくなるような状態も出てこないとも限らない。これは中小会社に対して融資するとか、そういう措置をとった代償として何らかの特別の手当をするとかいうことでもやらない限

企業者です。小型、中型のトラック、自家用よりも営業用のあるいは自家用でも乗用車でなくて貨物用のもの、これはどうしてもよへ行かないですから、それはどうするかということが心配であります。それにつきましては常置場所、車庫を作る場合には、個人なりあるいは組合なりで作らせて、それは金融の処置をするということにきょう交通関係懇談会できめました。それは大蔵大臣も出席してきめたわけであります。

その次の、バス会社など規制によつ

地域住民からそれはあぶないからやらないでくれという陳情がえらいたくさん来ておるのであります。これらに見られる通り、各会社ともあるいは日本の独占企業体である国有鉄道でさえも人員を減らしたり何かして人件費を浮かそうと考えておる時代です。そういうときでありますから、自動車の運手の待遇なんか非常に悪いのです。それで請負制が何かですから、この間もダンプの運転手さんなんか来たときに言っておりましたが、何回も往復しなければ、基準の本俸が少ないのです。

えまさんと、とても抜本的な交通の安全というものは期せられないような気がいたしますので、こういうことについて労働大臣なども加えて一つや二つもらえないだろうか、こういうことを私強く何回も要望しておるのであります、きょうは川島さんがせっかく御出席でございますから、ぜひ実現をしてもらいたいということを、これは質問ではありませんが、要望をいたしておきたいと思うのであります。よろしく一つお願いを申し上げたいと思います。

○川島国務大臣 御意見よくわかりましたから、そういうふうにいいたします。

○安宅委員 終わります。

○園田委員長 阪上安太郎君。

○阪上委員 川島さん、なぜ引いて大へん弱っておられるようでありますので、きわめて簡単に、一点だけ御質問申し上げておきたいと思ひます。

御承知のように交通対策につきましても、これは川島さんも常日ごろおっしゃっておられるように、恒久対策と緊急対策に大別し得るものと思ひます。それで私、恒久対策は本日は別といたしまして、特に緊急対策としてわれわれ小委員会を作りまして審議して参りました経過から考えましても、道路交通の安全施設の整備促進ということが喫緊の問題だ、こういうことに結論が出てきたわけなんでありまます。そこで、先ほどからも小澤委員、安宅委員からの御質問がありましたので省略いたしますが、要は、こういった道路交通安全施設というものをやっていく実施団体が、地方自治体であるということが言えると思ひます。そこで、これらの諸団体は実施しなければならぬが、問題はやはり財源の問題であります。大都市でこういったことをやりたいという考え方は、どの都道府県知事も持つておられると思ひます。大都市の市長さんなども何とか早くやりたい、こう思つておられますけれども、金がなくてできない、こういう状態になつておるのであります。そこで、ぜひともそういった財源措置の伴なうような特別立法が必要ではないかとわれわれ考へております。ところが、こういう財政論議が出て参りますと、在来経過

から見まして、とかくそれは地方自治体がやるべきものである、従つて、金も地方自治体の独自の財源でできるだけやるべきだ、こういうような論が出てくるわけなんでありまます。それではいつまで論議をしておりましたも、これはなかなか簡単に速急に実施ができません。

そこで、長官に一つお願いを込めて私は質問をしたいのですが、こういう事務をやっていく場合に、一体これが国の事務であるか地方の事務であるかというこの問題なんでありまます。この点につきましても、はつきりいたしておりません、とかく大蔵省あたりは金を出し渋ります関係から、いろいろと理屈を言ひまして、それはもう地方自治体の事務だからわれわれの方から金を出さないのだという言ひ方をするわけでありまます。それをやっておつたのじゃこの大事な問題が解決いたしません。そこで、一体これは国の事務か地方の事務か、あるいは国の事務であり地方の事務であるというならば、その点をはつきりとして、しかも地方の事務であるというところであるならば、しからば現在の国の財源の配分というものは、こういったものを地方事務でやるだけの金がついていない、私たちはこういう一つの認識に立つておりますので、その辺のところを長官から御決意のほどを一つはつきりと伺つておきたい、こういうふうに思ひてあります。

○河北政府委員 道路の維持管理につきましては道路管理者がその責任でございます。費用の点につきましても道路整備五カ年計画におきましても二兆一千億円のうち三千五百億というものを地方単独の道路事業費としてワックを定めております。それに対しては、財源をいたしましては地方道路税、それから軽油引取税、その他地方の一般財源等で三千五百億の地方単独道路事業が行なえるという見通しのものと、五カ年計画でそのようなワックを定めております。

○阪上委員 それはだめなんですよ。私が聞いているのは、そんなことじゃない。そんなことは、これから道路整備五カ年計画で整備するものについて、交通安全に關するところの施設をきめられたところは当然やらなければならぬということになつてくるということとはわかつております。そうではない。今までは道路でもって、そういう安全施設とか何とかできてないところについてどうするかというのがわれわれの考え方なんです。そのことは国の事務か地方の事務かということ伺つておる。当局からもう一べん説明していただきたい。

○河北政府委員 ただいま申し上げました地方単独の道路事業費の三千五百億のワックでいかなる仕事をしていくかというところは、先般もブロック代表の道路課長にも集まつていただきましたし、最近、近々に道路課長会議も招集いたしますので、その際十分に御趣旨のような安全施設の整備についても、その地方単独道路事業費でもってそれらの安全施設の整備を促進するように打ち合わせをして参りたい、このように考へております。

○阪上委員 まだわかつてないのです。三千五百億のワック内でもって在来道路でも何でも交通安全施設をやつていこう、こういうことなんですか。

その質問に答えて下さい。

○河北政府委員 三千五百億のワックで、三十七年度では一応六百億予定いたしております。それらの中で交通安全のための施設、たとえば道路標識、それからガードレール、既設の道路の……。それらのものを地方道路管理者によつてやつていただきたい。またどういう工合にやつていくかということとを打ち合わせしたいというふうに考へております。

○川島国務大臣 地方の事業として安全施設をする場合には、従来の予算で足りない場合に、国がこれをどう補助するかということなんでありまます。これにつきましても自治大臣、大蔵大臣、関係閣僚と相談しまして措置したいと思つております。御趣旨のほどはよくわかりました。

○川村(維)委員 どなたでしたかね、さつきお答えいただいたのは、今の計画の中に街路灯の施設などもございませうか。

○河北政府委員 街灯につきましても、道路管理者の方で行なつていただきたい事業の中に入れて検討していきたいというふうに考へております。

○川村(維)委員 それはしていききたいのですか、今計画の中にちゃんと織り込んでありますか、これからやる分につきましても。

○河北政府委員 来月早々各県の道路課長会議をいたしますので、そのときに十分打ち合わせをしていきたいという工合に考へております。

○川村(維)委員 何か細かいお答えですが、川島長官、建設大臣もおいでになつておるのではありませんかと尋ねておきたいと思ひます。

実は、道路の安全施設についてはいろいろの悪い施設があると思ひます。これはわれわれの方から建設委員会に街燈整備促進法案を提案いたした、ところが与党の皆さん方の御意見を聞きますと、大体この趣旨には賛成である、こういうような意見が出ております。しかしついに一回もまだ審議されてない、この街燈整備促進法案は交通安全、それから防犯というものが大いにならなつておるわけでございます。川島長官が今回閣僚懇談会の非常に重要な役割をになつて、ずいぶん御苦心いたしておられます。何か非常にこの行政が前向きに動いておることもよく存じております。しかし交通の問題について、いろいろな施設がありましようけれども、忘れてならないのは街灯の問題であるとわれわれは考へております。その点について川島さん、御存じでございませうか、その法案の内容等を御検討いただいておりますのでございませうか。御検討いただいておりますならば、その法案についてどのような御見解をお持ちであるかお聞かせをいただきたい。これは建設大臣も、おそらく所管の委員会にかかつておるのでございませうから、御存じであると思ひますが、これについてどのような見解をお持ちであるか、その点をまずお二人からお聞かせいただきたい。

○川島国務大臣 実は私、この法案をまだ読んでおりませんので、意見を申し上げるわけにいかぬのですけれども、しかし街灯の必要は認めぬわけにはいかないのでありまして、私は当然その必要を認めております。

○中村国務大臣 私の方としましては、ただいま当委員会を取り上げていただいております道路交通の安全施設の整備ということにつきましては、今後とも格段の努力をして参りたいと思っております。

今の街灯の問題でございますが、これもすでに重要な道路につきましてはガイドレールの設置とともに実は関係機関を督促いたしまして、道路管理費等の中からできるだけの処置を目下進めておる次第でございます。この街路灯は、道路を照明するための街灯と、御承知のようにスズラン灯のような美観のためのものとおもうと思ひますが、美観の關係のスズラン灯等は別といたしまして、重要な道路あるいは横断地点等につきましては、今後努めて街路灯の整備をはかつていきたい、かように考えます。

なお実は当委員会が熱心にお取り上げをいただいておりますこれらの安全施設の整備につきましては、私ども関係機関と協議をいたしまして、できるならば地区別にこういつたことを進めて参りますための関係機関の協議会のようなものを作りまして、仕事としては何を担当するか、あるいは経費の負担についてはどういふふうにするか、国はどうかというふうなことを具体的に煮詰めて、そうして極力御趣意に沿うようにはかつていきたい、かように目下考へておる次第であります。ごらんの通りわれわれ、国会の開会中でそれぞれ担当の法案等もございまして、まことに時間が乏しいのでございまして、時間的に余裕ができましたならば、こういつたようなことも関係機関と相談いたしまして早く進

行きたい、かように考えております。

○川村(鑑)委員 今の街路灯設置促進の問題につきましては、また建設委員会でいろいろお尋ねをいたしたいと思ひますが、川島長官に、おからだの工合も悪いようでございますから、お願いだけいたしますが、実は道路の交通安全あるいは防犯という見地から提案してございします今の街路灯設置の法案が、どうして促進されないかというところをよく聞いてみますと、何か通産当局の一つの抵抗にあつてゐるというところを与党の皆さんから聞いておる。それはなぜかと申しますと、申し上げるまでもなく街路灯については、いわゆる電気税を免れにするとか、電気料を安くするとかいふ措置をとるべきであるという内容の一部含んでおります。ところが、今日すでに街路灯につきましては電気税の免税点も設置されておりますし、今度の地方税の改正で電力供給規程の適用を受ける街路灯についてはそういうものがなくなつて参ります。これはそういう面では心配の要らない面が出ておりますから、通産当局がただ単に電気料を安くしろというふうなことに反対なさるといふことは、私は国策に沿わない考え方じやないかと思ひます。そこで、川島長官はそれらの点をよくお考えいただきまして、道路交通の問題についていよいよ街路灯も重要な安全施設の一つだと思ひます。あなたの手元で一つぜひ促進をお願いしたいと思ひます。

それから建設大臣につきましては、先ほど申し上げましたように、あなたの方の委員会ではいろいろとお尋ねもいたさなければなりません、あなたの方に出ております法案は——実はあなたの委員会にはもうほとんど法案はないのです。それで余裕がつかないならば、いよいよお言葉がありましたけれども、これは一つ速急にやっていたらいい。国道についてはやはり国がその設置の責任を負う、県道については県がやる、市町村道については市町村がこれを受け持つ、そのかわり市町村道につきましてはある分のめんどうを見てやるということになつておりますから、建設省とされましては別に何も首をくくり上げるような大問題ではないと思ひます。ただ私たちが心配いたしますのは、このような緊急必要だと思はれる施設を、そのまま地方の負担に全部おつかふせいでございます。地方団体が財政的にやはり窮屈と申します。これ以上迷惑を受けるから、国の援助等を考へてゐるわけです。今日の問題が出て参りましたから、各地方団体では、それぞれの力に依つて街路灯の設置の促進がなされておるようであります。ところが完全にそれらの必要な、いわゆる交通の安全の上から考え、防犯の上から考へてこの設置促進に努力をしてゐる地方団体があるかと思ふと、相変わらず住民の負担に転嫁しながら、住民の協力を得ながらこういう施設をしてゐる面が相当見受けられます。それで私はその意に反するものがあると思つてゐるわけです。ぜひ一つ、法案の内容を十分検討いただきまして、あなたの委員会ではこれが成立するような御努力願ひたい。

そこで警察庁の柏村長官にお尋ねいたしますが、この街路灯のいわゆる防犯という立場から——スズラン灯なん

てこれは問題にならぬが、防犯という立場から、街路灯の設置について全国的な統計が、資料があるかどうか存じませんけれども、皆さんの方では前々から問題として検討しておられますから、やはりどれくらいかの必要性を考へておられるか、大ざつぱなことはおわかりだと思ひます。それらについて一つ今日の状況と、それから東京都の特別区とかあるいは各地方の団体がこれらの設置を進めておる状況、それらをききょうはちよつと聞かせておいていただきたいと思います。

○柏村政府委員 防犯灯の必要性につきましてはかねがね御議論もございします。われわれも痛感を感じておると思ひます。その数字について申し上げますと、三十六年の十月におきまして百五十五万灯、これは三十六年の三月に比較しますと十五万ふえておる状況でございます。年々五五程度しかふえておりませんが、昨年は急速にふえておる。これはもちろん十分ではございませんが、この間におきまして東京電力を初めとして、各地の電力会社等が相当好意的に電灯についての寄付を防犯協会等にいたされまして、そういうことがきっかけとなりまして非常に促進される機運にあるわけでございます。今後におきましてもこういう機運に乗りまして整備をはかつて参りたいと思つております。

ちなみに、電力会社において寄付された防犯灯は、二万一千灯に上つておるわけでございます。今後ともこういうものの充実について、特段の力を注いで参りたいと思ひます。

○川村(鑑)委員 今長官のおあげになりました数字から見ても、よほど力を入

入れて整備を急がなければならぬという考へを考へるわけですが、先ほど建設大臣のお話の中にも、また事務当局の方のお答えの中にも、これから一つ検討しようということでありました。来月ですか、そういう道路の施設等について検討なさるときには、いわゆる防犯、交通安全の立場から必要な街路灯の設置ということも忘れずにぜひ一つ入れていただきたいと思います。

それから自治大臣に、これまた一つの要望でありますけれども、公安委員長を兼務しておられまして、いろいろ交通安全施設については苦慮なさつておると思ひますが、今私が一つの例として申し上げております街路灯、防犯灯、こういうものについては、今、柏村長官は、電力会社の寄付やらその他のいろいろな点で施設はやや進みつつあるというお話でありましたけれども、地方に参りますと、やはり地方の住民の受益負担といひますか、そういう形に於いて、あるいは市町村が結局交通の安全を守るために、財政的な負担を少しでも押しつけるがために今促進している現状であります。私たちはそれをいふことに考へてはならないと思つてゐます。これについては公安委員長とされましても、自治大臣とされましても、ほんとに本氣になつて考へてやる必要があると思ひます。そこで、今日のこの道路の交通安全施設の各般の問題がありましようけれども、まず一つこの防犯灯、街路灯、これについて特段の御努力を願ふと同時に、それらの地方団体が設置するような面についての財政的な裏づけを、あなたの方はどう考へて下さるのか、それを一つ答へておいていただきたいと思います。これ

は自治大臣にお願いしておきます。

○安井國務大臣 道路交通安全施設を拡充しろという当委員会の小委員会の御決定、御指示につきましては、私も全くとおりがたいと思っております。どうしてもそうでなければならぬと思っております。今後も自治体に対する財源措置といったようなものでも得る限り考慮いたします。また、あるいはお話があったかと存じますが、いろいろ各省との関係がございまして、できております臨時交通関係懇談会におきまして、さらにこういう問題についての大幅な財源措置についても、政府全体としても目下検討中でございます。でき得る限りお説の通り今後努力いたします。

○太田委員 関連。本来ならば川島長官にお尋ねするところでありましたが、御病気でございましてので建設大臣にお尋ねをしますが、道路法並びに道路構造令、これに近代的な再検討を加えることが必要ではないかと私は思うのです。道路安全施設の急速な整備は、国の補助によらないしは地方自治体の財源の充実によつてやらなければならぬということになっておりますけれども、道が自動車の交通量に応じて適当な広さでないという点にも問題があるし、また一級国道の新設、改築に対しては県が三分の一を負担をし、なお受益者として市町村がある場合には市町村が負担してよろしいということになっておる。維持改修費に至つては半々であるという、こういう一級国道の建築費ないしは維持費さえも地方の自治体の負担は莫大なものがあるのです。二級国道またばかりであつて、こういう点が地方財政を圧迫

しないし市町村を窮乏させ、場合によつては住民負担までいっておるわけですから安全施設のいろいろな費用を生み出すためにも、この際道路法、道路構造令、この一貫した体系を近代的、科学的に整備する、この英断を下さるべきではないかと思ひます。が、御所見はいかがでございますか。

○中村國務大臣 実は私も同じで、これは、こうしたような問題が近來だんだん重要な課題となりつつありますので、一時は道路構造令を根本的に検討いたしまして改正の方法を講じたらどうかというのを氣づいて、事務当局にも言いつけて検討をされたこともあるのでありますが、道路構造令の改正ということになりますと、どんな地域でも全部全面的にということに一挙にしますと、非常に緊要な部分から先にやつて、逐次漸進をするというのが適当であらう、それについては道路の維持管理の面で緊要な部分から急速にこれらの諸施設について改善をはかつていくことがよからうというような考え方に目下のところなつておりました。そういう角度で現在も維持管理の経費の中から所要の措置を進行させてつあるようなわけでございまして。しかし、この点につきましては、御指摘の点もございまして、私もなお一そう研究をしていきたいと思ひます。

○阪上委員 川島長官に質問するということだったのでありますが、河北道路局長から代弁せられましたので、その点だけ区切りをつけまして、あとはまた質問順序に戻してもらいたいと思ひます。

そこで先ほど三千五百億のうち六百

億が道路管理関係である、こういうふうな説明があつたと思ひます。しからば私どもが考へております道路交通安全施設としての公衆街路灯、立体交差、ガードレール、安全柵、信号灯は別にいたしまして、これらのものについてこの六百億をどういふふうに分けられるのですか、この点を一つ伺ひたい。

○河北政府委員 先ほど申し上げました三千五百億は、五カ年計画の中で見えております地方単独事業費のワケでございます。六百億と申し上げましたのは、三十七年度に予定いたしましたので、その地方単独事業費でございます。管理者の行なう維持管理につきましては、来月の各県の道路課長会議で詳細打ち合わせをいたしたいという工合に考へております。また直轄区間につきましては、指定区間につきまして三十七年度の計画の中にガードレールとか道路標識というものを計上いたしてお

ります。それからまた、横断陸橋とか横断の地下道、そういうようなものも、たとえば第二阪神におきましては三十七年度に十四カ所作るように予定いたしました。また、五反田の中原街道と第二京浜の分岐点につきましても横断の陸橋を施設するように予定いたしました。第二阪神の場合には改築費で予定いたしました。それから第二京浜と中原街道の分岐点におきましますのは指定区間の修繕費で作つていきたい、そういう工合に考へております。

○阪上委員 どうもはつきりしないのです。私が聞いているのは、あなたの方としては公衆街路灯を何万灯設置

するか、それから立体交差についてはこれは陸切道はもちろん除きます、それ以外のものにつきまして何メートルやるのか、ガードレールは一体何メートルやるのか、安全柵についてはどれくらいやるのか、このことをはっきりしてくれと言つてゐる。相談してきめますでは足りない。あるいはこういう交通安全施設の方に向けられないで、ほかの方にその金を使われる危険性も多分にあると思う。だから、そういう腹案を持っているのならはっきり示して下さい。漫然と六百億計上したわけじゃないでしょう。その点を

はつきりして下さい。

○河北政府委員 私が先ほど申し上げました六百億は、地方の各県で行なわれます地方単独道路事業費の総計でございます。その使途につきまして、交通安全施設というものは概ね、交通安全施設の重要性にかんがみまして、今までのように漫然と地方単独道路事業費が維持、修繕に使われないうに十分打ち合わせをしたい、そういう工合に考へております。

○阪上委員 私が先ほど川島長官に伺つたのは、そういう道路交通安全施設を地方自治体が速急に整備促進をする必要がある、しかしながらそれをやるためには財源が足りないのだ、そこでそういうことをやるのは一体地方自治体だけにまかせきりでいいのかわるか、今日の交通事情からして、緊急にそういう措置をやるためには国の思い切つた援助が必要ではなからうか。ところが在来から、こういう問題が出てくるとか、とかく国の考へ方と

して、地方自治体が当然やるべきことは地方自治体やるのだ、国はそういうことについては知らないのだ、こういう考へ方が強く出てくるので、そこで、こういった緊急対策を実施する場合には、これは国の固有事務であるのか、地方の固有事務であるのか、それともその両方であるのか、こういう点を私は質問しておる。それに対して、川島長官は、自治大臣とよく相談いたしましてから、こういうふうにお答えになつてゐる。そのときにあなたの答えたのが先ほど言つてゐるところの六百億の問題なのです。あなたの口から聞いておると、いかにそのワケ内でもって何でもかんでもできるようなことを言つておる。ところが今だに問いただして、これは地方自治体が単独でやるどころの維持修繕その他の総額が六百億だ、とあなたはこう言つてゐる。その中にこういった交通安全施設というものがあるのかないのか、あるとすればどれだけの計画があるのかというのを私は聞いておるのです。もう一べん答えて下さい。

○河北政府委員 その詳細につきましては、地方道路課長会議を持ちまして十分に検討していきたい。ただ、今までのように漫然と維持修繕等に使われないうに十分打ち合わせをしたいという工合に考へております。

○阪上委員 そこで私はさらに伺ひたいのは、そういう漫然と使われたいというので、道路課長会議でもつてよく相談をするとなつたはおつしやる、そういう態度でいいのですか。だから私は、これは地方の事務か、国の事務かということをお聞きしたいとおるのです。それが地方の任務である

というならば今言ったような言い方でよろしいかもしれないけれども、国が何らかの強い責任を感じてこれをやるのだという考え方に立つならば、そういうやり方ではおかしいのではないか、こういうことなのです。だから、それだけに、あなたの方としてはこれでやっていくのだということであるならば、そういう指導性をはっきりと確立しなければならぬ。その場合に、計画というものは少なくとも持つていなければならぬ。持つておらずにばく然と、一ぺん道路課長会議でもってよく相談して考えてみます、こういうことでは困るではありませんか。その点どうなんですか。

○河北府委員 たとえば道路標識につきましても、私どももいたしまして道路標識整備三年計画というものを持つております。地方の道路管理者がその線に沿って道路標識の整備をはかっていただくように打ち合わせをいたしたい、という工合に考えております。

○阪上委員 たとえばガードレールはどうなんですか、それから安全柵はどうなんですか、踏切道を除く立体交差についてはどうなんですか。

○河北府委員 それぞれ設置基準を早急に立てたいという工合に考えております。

○阪上委員 大臣に伺いますが、大体、こういった道路交通安全施設に対する国の責任を感じている考え方というの、そういうことなのです。そういうようなことでもって、とてもではないが、こういった問題の緊急整備は速急にできないと私は思う。在来の予算のワケ内で、あるいは交付金なり補助金なりのワケ内でもって、その中でやらせていくという考え方のなかです。それではとてもではないがこの問題を解消することはできないとわれわれは考えているがゆえに、地方行政の小委員会等におきましても、交通安全施設の整備促進に対して国の財政援助の強力な援助なるものを何とかしてもらいたい、何とかしてやりたい、こういう考え方に立つて先ほどから質問しておるわけなのです。大臣、この点についてどういうようにお考えになりますか。全然国は今後これ以上にも何もないで、そして在来の、昭和三十一年度の予算のワケ内におけるところの補助金等の形においてこれをやっていく、それ以上のことはもう考えないのだ、こういうもののお考え方でございすか、これを伺っておきたいと思いま

す。

○中村国務大臣 もちろんこうした問題は、一方が肩のがれをすべき問題ではありませんが、国と地方とが相協力したしまして、またやり方等につきましまして十分効果を奏するように、知恵をしぼって進めるべきだと考えております。ただ御承知の通り、道路に対する投資規模というものは基本がきまっております。その総額の中で処理をいたすことになりまして、一つの面だけを見て、それに重点を置いて経費を投入すれば、自然他の方面が、それだけの分は若干手抜きにならざるを得ない。従いまして、日本の道路事情から見まして、道路の拡幅をしたり、舗装をしたり、新設したり、バイパス線を作ったり、こういった道路の整備ということも非常に手おくれになっている現状でございすから、これもよろ

かにはできませんので、実は極力進めて参る責任を感じておるのでございす。従いまして、これらの道路交通安全の安全施設につきましても、最近の交通事故、あるいは警察等が非常に御苦労になっておられます現状にみましまして、われわれとしましては極力整備をいたしまして万全を期したいと考えておりますが、これらにつきましまして、ただいま申し上げましたような点を勘案いたしまして、緊要の部分から順次進めまして、彼此相ならみ合せて、どちらから見てもそう無理でないかというところをやつていきたい。こういうようにいたしまして、各関係機関及び地方団体の理解ある協議の上に立つていく必要があるかと思ひますので、私どもとしましては、できるだけ早期にそういった交通安全施設の整備についての協議会のようなものをご地区別に作りまして、そして理解し合った上で進め、また費用の負担等につきましまして、今の現状では国の持ち分が不十分である、もつと出すことが妥当であるという線が、はっきり計数上その他いろいろな討議の結果出て参りますれば、それは肝心な道路の建設の一部はさきましても投じなければならぬこととございすから、それらと見合せて一つ御趣旨に沿うようには極力努力をしていきたい、こう思つていられるような次第でございす。

○阪上委員 終わります。

○小澤(太)委員 建設大臣から参る御答弁がございましたので、大体大臣の御意向はわかつたわけでございます。ただ一、二なおあわせてお願いし、かつまた、御所信のほどを伺いたいと思うのでございす。

日本の交通事情からいたしまして、道路を拡幅するなり新設するなり、改築するなり、やらなければならぬとは当然でございす。二兆一千億の五カ年計画ではまだ不十分だと思ひます。しかしそれに際しまして、ただ路面だけを作つておいて、これで道路でございというだけでは困るのでございまして、安全施設が伴つて初めて道路がその機能を完全に發揮し得ることとは、大臣御承知の通りでございす。ところが道路の新設、改築にあたりまして、最近はややそういうことが考慮されておりますが、一方におきましてはさきまして不十分、現在におきましても、道路の舗装面積をふやすというところは、これはだれもそれをやりたいことではしょうから、それに急な余り、とかく予算の中におきまして安全施設の持つ部分が少ないわけでございます。建設省から要求されるもの、控え目に要求されるように見受けおります。また大蔵省においても、それは二の次として査定されるようにも伺つております。そこで大事なことは、この道路の安全施設の設置基準というものを早くお作りになつて、これは関係各省ともよく相談されまして、少なくとも道路にはこの程度の安全施設がなければならぬと云えないのだ、こういう点をしっかりとつていただきた。これは昭和二十七年ですか、道路法がございましてもう十年近くなるのに、この近代道路を作らんとする建設省におかれて、そのような基準がいまだにできていない、これは明らかに私は手落ちであるか、あるいは事務当局がこれを軽視しておつたという気がいたしますので、この点をぜひとも

一つ早く基準をお作りになつて、その基準に照らして、十分にしまつた必要な安全施設を、新設、改築に際しては作つていただきたいと思ひます。新設、改築につきましても、積極的にやりになろうと思ふ現在の法律、制度のもとにおいてもできるわけでございますが、既存の道路について、それに安全施設を新設しよう、あるいは改築しようという場合には、現在の道路法のもとにおきましては、それは全部が地方自治団体、管理者の負担になつておるわけでございます。もとより、この附属物であるところの安全施設の施設、改築も、道路の新設、改築に伴つて行なう場合におきましては、管理者でありまして道路の新設、改築の場合と同じように国庫の負担があるわけでございます。しかるに、すでにきま上がつておりますきまわて不完全な道路の安全施設、それだけをさらに新設するなり改築する場合、主として新設だと思ひますが、その場合におきましては、この負担は全部管理者になつておるわけでございます。これは道路法の八十五条に書いてある。これが私は欠点だらけと思うのです。今までは路面であれ、車が走りさえすればよかつたという観点ですから、こういう道路法でもよかつたと思ひます。しかしながら、現在の交通事情からいたしまして、安全施設は不可欠で、十分なものを作らなければならぬというときに、過去において作らなかつたものを作る場合に、管理者に、これはお前の負担だから勝手にやれ、こういうことでは、先ほだ各委員の方から御質問になつたのもその点だと思ひますが、地方としてはとうてい負担し切れない。そこで

この問題は、ただ政府の決心で、行政措置だけでできる問題ではなしに、道路法の改正を行ないまして、この附属物の整備充実につきましては国も負担する、少なくとも補助は行なう、こゝうしなければならぬと思うのであります。道路自体の維持修繕につきましては、これは国の負担もあります。それから一級、二級国道については負担がありますし、また府県に対しては補助があります。この道路の維持修繕についてさえ国庫の負担があり、また補助の道が開けておる、ところが安全施設の新設、改築については全然その道がないというのもこれまた片手落ちで、安全施設というものを非常に軽視した考え方だと思います。そういう意味におきまして、大臣におかれては、たゞいま事務局から、地方の道路関係者を集めていろいろ検討した上で予算も組んでいきたいというお話であります。が、その前提として、緊急に予算を準備その他でおやりになるということももちろんお願いしたいと思いますが、さういふ点について建設大臣の決意を伺いたい、こう思うのでございます。

○中村国務大臣 安全施設につきましては、見方によつては、これだけ自動車交通が激しくなり、激増のカーブといふものに即するようにやってこなかったといふことは、確かに怠慢といへば怠慢であるかもしれませんが、一面、考え方によりましては、日本の道路事情にかんがみまして、手が行き届かなかったということにもなるかと思ひます。そこで私どもとしましては、御指摘のございましたように、安全施設

の重要性がかくも重大化しておりまして現状にかんがみまして、すみやかに安全施設の設置基準を定め、また道路法の今御指摘のありました点が一つの基本問題でございまして、これにつきましましては、急速にどう処置すれば、地方及び中央の負担区分を明確にいたしまして処理をなめらかにすることができると、こういう点につきましまして、すみやかに研究を進めて善処したいと思つております。いづれにいたしましても、安全施設の充実ということにつきましましては、先ほど来申し上げておりますように、大いに力を注いで参りたいと思ひます。

○小澤(本)委員 自治省大臣としての安井大臣に御質問いたしますが、たゞいま私が申し上げましたように、道路の安全施設につきましては自治体の関与する面が非常に多いわけではございませう。少なくとも現在の道路法では道路管理者である自治体の負担は負担すべきものとなつておる。自治体の負担は負担すべきものとなつておる。今、建設大臣が、さらに国の援助等につきましまして真剣に考慮するといふお話でございましたが、それはもちろん考慮していただきますと同時に、自治体が非常に熱心なところは自分の負担でもって相当財政の無理をして安全施設をやつておられますけれども、そうでないところは、また財政の許さぬところは、交通安全宣言などをいたしてせめてなぐさめにしておる程度でございませう。積極的に予算を組んでやるという気魄がないわけではございませう。つきましては、交付税等におきまして、交付税法の中で安全施設に対する単位費用の問題とか、算定基準など

につかまして、特段に今後は考へていく、場合によつては法律の改正もあえて辞さないのだ、むしろ積極的にそういう法改正も行ないましてやるのだというところが必要ではないか。地方住民の生命財産につきましましては、自治体の首長なり議会が真剣に考へておる問題でございまして、それができない条件を何とかして救つていかなければならぬ。そうすれば自治体と国が一体となつて道路交通の問題が解決できるその機運がで上がると思ひますので、その点をぜひともお願いしたいと思ひます。

○安井国務大臣 非常にもつともなお話だと思ひます。安全基準というやうなものが設置されればなおさらでございますが、これが全面的に設置されなくても、関係各省とも十分協議いたしまして、道路の安全施設というものに對しまして、今後地方自治体の財政的措置ができるやうな努力をしていきたいと思います。

○國田委員長 門司亮君。

○門司委員 建設大臣がせっかく見えておりますので、建設大臣に一つ聞いておきたい。今、道路交通の問題が議論されましたので、一つ聞いておきたいと思ひます。これは、私のわからないのは道路をこしらへます場合に、まんなの車の通るところだけが大体舗装された道路が多いですね。両端が舗装されてないです。これではやはり事故の起る原因をこしらへているやうなものであつて、あれは全部舗装できないものですか。費用の関係でできないのか、あるいは建設省が悪いのか、自治体が悪いのか、どこの関係であらう変なものがで上がるわけですか。

どういうことですか、これは。

○中村国務大臣 結局、人家連帯のやうなところはできるだけ最初から全面舗装をいたします。それから歩車道の境のない人家連帯でないところ、これは、いわゆる路肩と称して全部を舗装しますことによつて経費の問題もございまして、一応大体二車線の往復が中心である道路につきましては、二車線の車道の疾走する部分だけを舗装いたしまして、むしろ路肩まで完全に作りましますより延長して伸ばしていい方がよいという、こういうやむを得ない必要性から起つておると思ひます。あるいは路肩が舗装して整備されておるにせよ事故の多くなる場合もあるかと思ひますが、これらは大部分が経費あるいは整備延長との関連において、そのやうなことになるざるを得ない現状にあるかと思ひますが、今後とも投資規模の点とらみ合わせましてわれわれとしましては遺憾のないやうにやりたいと思ひますが、現状はそういうことだと思ひます。

○門司委員 大臣がそういう答弁をされても認識不足のところがあつて、あとは大臣でなくて、実際の問題はほかの方でよろしいと思ひますが、認識を改めてもらいたいのは、交通事故の全体の五分の四は大体五大市であります。これは事故数です。ところが人間を殺しておる数字からいくと五大市が五分の一で、五分の四といふものは五大市から離れたところ、非常に死んだ人が多い。何がゆゑにそうなるか、今の大臣の御答弁では、連帯したところ、市街地については全部舗装する、その他は二車線だけでよろしい

という、そういうやうなもの考へ方は誤りがありはしないかと思ふ。事故の件数と交通事故で死んだ人の比例は全く逆なんです。六大都市以外の事故件数は五分の一で済んでおる。しかし死んだ人は五分の四死んでおる。この統計上明らかになつて出てきておる。そうしますと比較的混雑しておる連帯戸数のあるところは割合に注意を払ふべきで、通る人も気を付けておるやうなことで、混雑しておるがために事故が少ない。混雑してないところの方が割合にのんきにかまえておるといふか、油断が多いというやうなことで、ついでに大きな事故が多い。こういうことになつておるはせぬかと思ふ。そういうことを考へますと、今の大臣の考へは認識を改めてもらいたいと思ふのです。やはり全部舗装して、自動車もあるいは歩行者も、できるだけ車の通りに入つてこないやうにどうして施設を行なわれることがどう考へても考えられるのです。こういうことを一つ、これ以上大臣に聞かせんから、大臣の考へを願つて、当局と御相談を願へば非常にいいと私は思ひます。

もう一つの問題は道路構造の問題ですが、従来から日本の道路構造は橋梁の強さは幾らだとか、あるいは道路の基準は幾ら、コンクリートの厚さは幾らといふやうな規定もありましたが、これはすべて急速な進歩で、上に乗つて歩く車の方が進んでおる。そこでそれに追いつくやうな道路構造上の規格を早く立ててもらいたいと思ふ。そうしなせんと、一年に何回も道路の修繕で同じところを掘り返しておるか

わからぬ。今なんかほとんど歩けないほど至るところでやっておる。わずかに一年か半年の間にまた掘り返さなければならぬというような同じことを繰り返しておる。この際道路構造を考えられまして、思い切った将来の見通しをつけて改革をしていただきたい。これは大臣に御答弁を要するわけではございません。どうぞ大臣、御用があらばちやうど五時になりましたからお帰りを願つてもけっこうであります。

あとは立つたついでに一つ当局に聞いておきますが、これは一つ専門家の方にはつきり聞いておきたいと思ひます。今の大臣の御答弁の中で非常にふに落ちないのは、一級国道です。一級国道の横浜に入つた部分と、川崎の部分も多少ありますが、ここは両方が舗装されてない。一級国道ですよ。しかも連橋の戸数どころの騒ぎではない。それで一級国道の鶴見からの間を歩いているのはこの間も話しましたように、道路のまん中と両方の側溝とは二尺くらいのかまぼこ型になっていて、ところがたくさんあるのです。どうしてああい道路ができたかということには原因がありますけれども、この原因を申し上げておると長くなりますから申し上げませんが、必然的にああい道路ができ上がるを得なかつた。何も日本政府がこしらえたわけではない。アメリカ軍がやってきてこしらえた仕事でありますから、必ずしもこれを今どう言うわけではありませんが、ばかばかしい大きなかまぼこになっている。しかも両端は舗装されてない。しかも今度は御承知のように産業道路の鶴見大橋のかかけをしないで

ます。そこで産業道路を通る車は全部第一国道を通らなければならぬ、これはどうにもならない。そこで今考えられるのは、県で考へているのは、あそこにはガードレールを設けよう、こういうことなんです。そうしますと両端が舗装されてないのですから、この問題は速急に建設省で考へてもらいたいと思ふ。あそこにはガードレールをこしらへるなら、自転車その他が少なくとももう少し道の端に寄つて歩けるようにしてもらいたい。人道も通りいようにしておいてもらいたい。そうしなければ、あそこにはガードレールを設けても、歩行者は非常な迷惑をすると思ふ。こういう点は今の大臣の認識と少なう違ふのです。現実にはそういう道路があるのですから、建設省は知らぬとは言ひません。あなた方もお通りになつておられると思うが、この辺はどういうふうにお考えが願ひますか。あそこは県でガードレールをこしらへて今の混雑を何とか緩和したい、危険を防止したいという考へ方があるようです。ところが両わきは舗装されておらない。これはどうにもならない。歩行者も非常に困るのです。あなた方に何か計画でもございますか。

○河北政府委員

第一京浜で鶴見の警察の前からたしか生麦のガードの下までの間のことを御指摘になつていらっしゃるのじやないかと思ひますが、あの間で横断勾配が非常にきつくなつておるといふことは、私もあそこにおりましたので、原因等承知しております。今御指摘の鶴見大橋のために大部分あちらに回りまして、ガードレール等を設置いたしまして歩行者の安全を

はからなければならぬといたしますれば、あれは指定区間でございまして、御趣旨に沿うように歩道に当たる部分の簡易舗装をするとか、至急に検討いたしたいと思ひます。

に伴つて高等学校を増設するという問題は、はたして現行法が認めておつた設置者の義務負担でやっていくべき性質のものであるかどうかということに実は大いに疑問がある、こういうことになつたわけなんです。今度この道路交通安全施設を通常の場合にやっていくことには、地方事務として考へなければならぬいかもしれない。しかしながら、今日の猛烈な交通事情のもとにおいて緊急対策としてやっていくという場合に、現行法令がそうなつていくからといって、それを地方の負担にしておいてやっていくべきかという考へ方は成り立たぬと思ひます。私はその点を聞いておるわけでありまして。先ほどから建設省あたりの考へ方を聞いておりましたも、何か管理者がやっていると聞いて、地方道については地方が安全施設をやればよいのだということに近い考へ方が出ているが、これがそもそもの大きな間違いであると思ふ。大体地方の固有の事務などというものは、それは国の固有の事務などというものは、そのときそのときの社会経済その他の事情に応じてきめらるべきものであつて、これは絶対的に地方の事務、これは絶対的に国の事務というふうなものではない。そのときそのときの時代の要求によつて、地方事務としてやらした方が都合がよい、国の事務としてやらした方が都合がよい、そういうことによつて、むしろ便宜上から固有の事務というものがきまつてくるのではなくるか。そうなれば、この問題一つにいたしまして、在来の法令でこ

はからなければならぬといたしますれば、あれは指定区間でございまして、御趣旨に沿うように歩道に当たる部分の簡易舗装をするとか、至急に検討いたしたいと思ひます。

それからも一つお聞きをしておきたいのは、道路のそうした問題について一任負担区分はどうなるのですか。あそこは第一国道ですから、当然維持管理は横浜がやることになつて。そういう問題になつて参りますと、建設省が負担するということの別で、けれども、維持管理だからお前の方でやれというところになつてくるのかかなり大きな負担が要すると思ふのですが、経費の負担区分はどうなりますか。

かもしませんが、それでは全然ゼロかというところ、それでもなかつたかと思ふのであります。従ひまして、今も御指摘がありましたように、今後はそういった問題を十分検討いたしまして、国と地方との持ち分のようなものも明確化する必要があるではないか。今までの道路に対するそういう費用計算その他の概念より変わつていくことがこれからどうしても必要じゃないか。むしろおそいではないかという感じがいたしております。せんだつて、あるいは川島長官からお話があったかもしませんが、東京都の方の交通関係の側からもこれだけやりたいという三十七年度の要求額が出ております。これが交通関係の關係懇談会に出ておりました、これを十分ふまへにかけまして、ぎりぎりどうしても要するならば何とかして財源を考へようじやないか。それはやはり国と地方団体それぞれ協力した形で考へなければいけません。思ひます。そういったものの中にもこの安全施設といつたようなものがたしか相当量入つておつたと思ひます。私どもこれを今直ちにどうするということでは申せませんが、これは政府全体の問題として今後考へていきたいと思つております。

に伴つて高等学校を増設するという問題は、はたして現行法が認めておつた設置者の義務負担でやっていくべき性質のものであるかどうかということに実は大いに疑問がある、こういうことになつたわけなんです。今度この道路交通安全施設を通常の場合にやっていくことには、地方事務として考へなければならぬいかもしれない。しかしながら、今日の猛烈な交通事情のもとにおいて緊急対策としてやっていくという場合に、現行法令がそうなつていくからといって、それを地方の負担にしておいてやっていくべきかという考へ方は成り立たぬと思ひます。私はその点を聞いておるわけでありまして。先ほどから建設省あたりの考へ方を聞いておりましたも、何か管理者がやっていると聞いて、地方道については地方が安全施設をやればよいのだということに近い考へ方が出ているが、これがそもそもの大きな間違いであると思ふ。大体地方の固有の事務などというものは、それは国の固有の事務などというものは、そのときそのときの社会経済その他の事情に応じてきめらるべきものであつて、これは絶対的に地方の事務、これは絶対的に国の事務というふうなものではない。そのときそのときの時代の要求によつて、地方事務としてやらした方が都合がよい、国の事務としてやらした方が都合がよい、そういうことによつて、むしろ便宜上から固有の事務というものがきまつてくるのではなくるか。そうなれば、この問題一つにいたしまして、在来の法令でこ

はからなければならぬといたしますれば、あれは指定区間でございまして、御趣旨に沿うように歩道に当たる部分の簡易舗装をするとか、至急に検討いたしたいと思ひます。

それからも一つお聞きをしておきたいのは、道路のそうした問題について一任負担区分はどうなるのですか。あそこは第一国道ですから、当然維持管理は横浜がやることになつて。そういう問題になつて参りますと、建設省が負担するということの別で、けれども、維持管理だからお前の方でやれというところになつてくるのかかなり大きな負担が要すると思ふのですが、経費の負担区分はどうなりますか。

かもしませんが、それでは全然ゼロかというところ、それでもなかつたかと思ふのであります。従ひまして、今も御指摘がありましたように、今後はそういった問題を十分検討いたしまして、国と地方との持ち分のようなものも明確化する必要があるではないか。今までの道路に対するそういう費用計算その他の概念より変わつていくことがこれからどうしても必要じゃないか。むしろおそいではないかという感じがいたしております。せんだつて、あるいは川島長官からお話があったかもしませんが、東京都の方の交通関係の側からもこれだけやりたいという三十七年度の要求額が出ております。これが交通関係の關係懇談会に出ておりました、これを十分ふまへにかけまして、ぎりぎりどうしても要するならば何とかして財源を考へようじやないか。それはやはり国と地方団体それぞれ協力した形で考へなければいけません。思ひます。そういったものの中にもこの安全施設といつたようなものがたしか相当量入つておつたと思ひます。私どもこれを今直ちにどうするということでは申せませんが、これは政府全体の問題として今後考へていきたいと思つております。

に伴つて高等学校を増設するという問題は、はたして現行法が認めておつた設置者の義務負担でやっていくべき性質のものであるかどうかということに実は大いに疑問がある、こういうことになつたわけなんです。今度この道路交通安全施設を通常の場合にやっていくことには、地方事務として考へなければならぬいかもしれない。しかしながら、今日の猛烈な交通事情のもとにおいて緊急対策としてやっていくという場合に、現行法令がそうなつていくからといって、それを地方の負担にしておいてやっていくべきかという考へ方は成り立たぬと思ひます。私はその点を聞いておるわけでありまして。先ほどから建設省あたりの考へ方を聞いておりましたも、何か管理者がやっていると聞いて、地方道については地方が安全施設をやればよいのだということに近い考へ方が出ているが、これがそもそもの大きな間違いであると思ふ。大体地方の固有の事務などというものは、それは国の固有の事務などというものは、そのときそのときの社会経済その他の事情に応じてきめらるべきものであつて、これは絶対的に地方の事務、これは絶対的に国の事務というふうなものではない。そのときそのときの時代の要求によつて、地方事務としてやらした方が都合がよい、国の事務としてやらした方が都合がよい、そういうことによつて、むしろ便宜上から固有の事務というものがきまつてくるのではなくるか。そうなれば、この問題一つにいたしまして、在来の法令でこ

はからなければならぬといたしますれば、あれは指定区間でございまして、御趣旨に沿うように歩道に当たる部分の簡易舗装をするとか、至急に検討いたしたいと思ひます。

それからも一つお聞きをしておきたいのは、道路のそうした問題について一任負担区分はどうなるのですか。あそこは第一国道ですから、当然維持管理は横浜がやることになつて。そういう問題になつて参りますと、建設省が負担するということの別で、けれども、維持管理だからお前の方でやれというところになつてくるのかかなり大きな負担が要すると思ふのですが、経費の負担区分はどうなりますか。

かもしませんが、それでは全然ゼロかというところ、それでもなかつたかと思ふのであります。従ひまして、今も御指摘がありましたように、今後はそういった問題を十分検討いたしまして、国と地方との持ち分のようなものも明確化する必要があるではないか。今までの道路に対するそういう費用計算その他の概念より変わつていくことがこれからどうしても必要じゃないか。むしろおそいではないかという感じがいたしております。せんだつて、あるいは川島長官からお話があったかもしませんが、東京都の方の交通関係の側からもこれだけやりたいという三十七年度の要求額が出ております。これが交通関係の關係懇談会に出ておりました、これを十分ふまへにかけまして、ぎりぎりどうしても要するならば何とかして財源を考へようじやないか。それはやはり国と地方団体それぞれ協力した形で考へなければいけません。思ひます。そういったものの中にもこの安全施設といつたようなものがたしか相当量入つておつたと思ひます。私どもこれを今直ちにどうするということでは申せませんが、これは政府全体の問題として今後考へていきたいと思つております。

に伴つて高等学校を増設するという問題は、はたして現行法が認めておつた設置者の義務負担でやっていくべき性質のものであるかどうかということに実は大いに疑問がある、こういうことになつたわけなんです。今度この道路交通安全施設を通常の場合にやっていくことには、地方事務として考へなければならぬいかもしれない。しかしながら、今日の猛烈な交通事情のもとにおいて緊急対策としてやっていくという場合に、現行法令がそうなつていくからといって、それを地方の負担にしておいてやっていくべきかという考へ方は成り立たぬと思ひます。私はその点を聞いておるわけでありまして。先ほどから建設省あたりの考へ方を聞いておりましたも、何か管理者がやっていると聞いて、地方道については地方が安全施設をやればよいのだということに近い考へ方が出ているが、これがそもそもの大きな間違いであると思ふ。大体地方の固有の事務などというものは、それは国の固有の事務などというものは、そのときそのときの社会経済その他の事情に応じてきめらるべきものであつて、これは絶対的に地方の事務、これは絶対的に国の事務というふうなものではない。そのときそのときの時代の要求によつて、地方事務としてやらした方が都合がよい、国の事務としてやらした方が都合がよい、そういうことによつて、むしろ便宜上から固有の事務というものがきまつてくるのではなくるか。そうなれば、この問題一つにいたしまして、在来の法令でこ

はからなければならぬといたしますれば、あれは指定区間でございまして、御趣旨に沿うように歩道に当たる部分の簡易舗装をするとか、至急に検討いたしたいと思ひます。

それからも一つお聞きをしておきたいのは、道路のそうした問題について一任負担区分はどうなるのですか。あそこは第一国道ですから、当然維持管理は横浜がやることになつて。そういう問題になつて参りますと、建設省が負担するということの別で、けれども、維持管理だからお前の方でやれというところになつてくるのかかなり大きな負担が要すると思ふのですが、経費の負担区分はどうなりますか。

かもしませんが、それでは全然ゼロかというところ、それでもなかつたかと思ふのであります。従ひまして、今も御指摘がありましたように、今後はそういった問題を十分検討いたしまして、国と地方との持ち分のようなものも明確化する必要があるではないか。今までの道路に対するそういう費用計算その他の概念より変わつていくことがこれからどうしても必要じゃないか。むしろおそいではないかという感じがいたしております。せんだつて、あるいは川島長官からお話があったかもしませんが、東京都の方の交通関係の側からもこれだけやりたいという三十七年度の要求額が出ております。これが交通関係の關係懇談会に出ておりました、これを十分ふまへにかけまして、ぎりぎりどうしても要するならば何とかして財源を考へようじやないか。それはやはり国と地方団体それぞれ協力した形で考へなければいけません。思ひます。そういったものの中にもこの安全施設といつたようなものがたしか相当量入つておつたと思ひます。私どもこれを今直ちにどうするということでは申せませんが、これは政府全体の問題として今後考へていきたいと思つております。

に伴つて高等学校を増設するという問題は、はたして現行法が認めておつた設置者の義務負担でやっていくべき性質のものであるかどうかということに実は大いに疑問がある、こういうことになつたわけなんです。今度この道路交通安全施設を通常の場合にやっていくことには、地方事務として考へなければならぬいかもしれない。しかしながら、今日の猛烈な交通事情のもとにおいて緊急対策としてやっていくという場合に、現行法令がそうなつていくからといって、それを地方の負担にしておいてやっていくべきかという考へ方は成り立たぬと思ひます。私はその点を聞いておるわけでありまして。先ほどから建設省あたりの考へ方を聞いておりましたも、何か管理者がやっていると聞いて、地方道については地方が安全施設をやればよいのだということに近い考へ方が出ているが、これがそもそもの大きな間違いであると思ふ。大体地方の固有の事務などというものは、それは国の固有の事務などというものは、そのときそのときの社会経済その他の事情に応じてきめらるべきものであつて、これは絶対的に地方の事務、これは絶対的に国の事務というふうなものではない。そのときそのときの時代の要求によつて、地方事務としてやらした方が都合がよい、国の事務としてやらした方が都合がよい、そういうことによつて、むしろ便宜上から固有の事務というものがきまつてくるのではなくるか。そうなれば、この問題一つにいたしまして、在来の法令でこ

はからなければならぬといたしますれば、あれは指定区間でございまして、御趣旨に沿うように歩道に当たる部分の簡易舗装をするとか、至急に検討いたしたいと思ひます。

それからも一つお聞きをしておきたいのは、道路のそうした問題について一任負担区分はどうなるのですか。あそこは第一国道ですから、当然維持管理は横浜がやることになつて。そういう問題になつて参りますと、建設省が負担するということの別で、けれども、維持管理だからお前の方でやれというところになつてくるのかかなり大きな負担が要すると思ふのですが、経費の負担区分はどうなりますか。

かもしませんが、それでは全然ゼロかというところ、それでもなかつたかと思ふのであります。従ひまして、今も御指摘がありましたように、今後はそういった問題を十分検討いたしまして、国と地方との持ち分のようなものも明確化する必要があるではないか。今までの道路に対するそういう費用計算その他の概念より変わつていくことがこれからどうしても必要じゃないか。むしろおそいではないかという感じがいたしております。せんだつて、あるいは川島長官からお話があったかもしませんが、東京都の方の交通関係の側からもこれだけやりたいという三十七年度の要求額が出ております。これが交通関係の關係懇談会に出ておりました、これを十分ふまへにかけまして、ぎりぎりどうしても要するならば何とかして財源を考へようじやないか。それはやはり国と地方団体それぞれ協力した形で考へなければいけません。思ひます。そういったものの中にもこの安全施設といつたようなものがたしか相当量入つておつたと思ひます。私どもこれを今直ちにどうするということでは申せませんが、これは政府全体の問題として今後考へていきたいと思つております。

に伴つて高等学校を増設するという問題は、はたして現行法が認めておつた設置者の義務負担でやっていくべき性質のものであるかどうかということに実は大いに疑問がある、こういうことになつたわけなんです。今度この道路交通安全施設を通常の場合にやっていくことには、地方事務として考へなければならぬいかもしれない。しかしながら、今日の猛烈な交通事情のもとにおいて緊急対策としてやっていくという場合に、現行法令がそうなつていくからといって、それを地方の負担にしておいてやっていくべきかという考へ方は成り立たぬと思ひます。私はその点を聞いておるわけでありまして。先ほどから建設省あたりの考へ方を聞いておりましたも、何か管理者がやっていると聞いて、地方道については地方が安全施設をやればよいのだということに近い考へ方が出ているが、これがそもそもの大きな間違いであると思ふ。大体地方の固有の事務などというものは、それは国の固有の事務などというものは、そのときそのときの社会経済その他の事情に応じてきめらるべきものであつて、これは絶対的に地方の事務、これは絶対的に国の事務というふうなものではない。そのときそのときの時代の要求によつて、地方事務としてやらした方が都合がよい、国の事務としてやらした方が都合がよい、そういうことによつて、むしろ便宜上から固有の事務というものがきまつてくるのではなくるか。そうなれば、この問題一つにいたしまして、在来の法令でこ

切つてしまふところに、今日の交通安全施設の拡充ということが促進できない大きな原因があるのだ、私はこういうふうな考えをわけなんです。先ほどの大臣の御答弁によりまして、同じようなことを言っておられると思ひますが、念には念を入れまして、ぜひそういう考え方で政府はこの問題と取り組んでいただきたい、このことを特に要望申し上げておきます。

○園田委員長 ただいま委員長の手元に小澤太郎君、渡海元三郎君、阪上安太郎君及び門司亮君より、道路交通安全施設の急速な整備に関する件について決議せられたとの動議が提出されております。

この際、本動議を議題とし、提出者より趣旨の説明を聴取いたします。小澤太郎君。

○小澤(太)委員 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表いたしました、道路交通安全施設の急速な整備に関する決議案を提出し、その趣旨の説明を行ないたいと思ひます。まず、決議の案文を朗読いたします。

道路交通安全施設の急速な整備に関する決議(案)

道路交通の安全と円滑ならびに事故の防止については、さきに、衆議院において、決議をもつて、政府の強力かつ徹底した施策を要望したところであるが、なかならず交通安全施設については、極めて不完全な状態に放置されている現状にかんがみ、その急速な整備充実をはかることは、最近、激増の一途を辿りつつ

ある交通事故防止の上からも最も緊要なことと考える。

よつて本委員会においては、さきに道路交通安全対策小委員会を設けて、この問題を検討せしめた結果にもとづき左にかける措置を政府に強く要望する。

一、現在ならびに将来の交通事情に対応し、必要にして、十分な道路交通安全施設設置基準をすみやかに制定すること。

二、道路の新設改築に当つては、交通安全施設につき、前項の設置基準に対応する十分な予算を計上すること。

三、既設道路の交通安全施設の整備充実のため所要の国庫補助ならびに、地方自治体の財源の充実等につき、法律制定等適切な措置を講ずること。

四、右の立法措置に先し昭和三十七年度において、大幅な地方財源措置を講じ直ちに地方自治体が実施出来るよう措置すること。

五、道路の交通安全施設の整備充実については公安委員会及び管理者たる地方自治体を十分に関与せしめ、かつその責任を明確ならしめるため、国、地方を通ずる組織機構を改善整備すること。

右決議する。

以上であります。

次に、本決議案を提出いたしました理由を申し上げます。

道路交通の安全と円滑並びに事故の防止につきましても、さきに衆議院において決議をいたしました。その決議に基づきまして、現在、政府において前向きな姿で、道路交通安全の対策として、立法上また行政措置を講じつつあるところでありましたが、現在までに政府が取り上げられました事柄のほかに、特に最近におきまして検討しました結果からいたしまして、この道路交通安全施設の急速な整備する必要があるというところが痛感されておるわけでございます。ところがこの問題につきましても、政府は、交通安全施設整備の前提であるべきその設置基準につぎましても、いまだこれを制定しておらない現状でございます。また、道路の新設、改築にあたりまして、交通安全施設を完備するというものにつきましても、必ずしも積極的に意欲的にそのことを行なつておるという現状でもないように認められるわけでございます。さらに既設の道路のきわめて不完全であります現在の交通安全施設につきましても、その整備につぎまして、管理者の責任であるところの維持修繕のワケ内においてこれを措置せしめるという程度にとどまつておりまして、国がこれに対する財政上の援助等を行なつておりませんし、従つて管理者でありますところの地方自治体におきましては、きわめて熱心にこの交通安全施設をやりたいという意欲はありまして、財政上の問題からそのことが消極的なもの、あるいはまた逆に財政上の問題から、交通安全施設の整備充実につきましても熱意が十分でないという事態も見られるところでございます。

そこでこの委員会におきまして審議いたしました結果、以上のような事態を早急に改善する必要があると考えまして、ただいま朗読いたしました決議をいたすことが適当である、かように考えてこの決議案を提出した次第でございます。

以上がこの決議案の趣旨でございます。委員各位の御賛同をお願い申し上げます。次第でございます。(拍手)

○園田委員長 採決いたします。

小澤太郎君外三名提出の動議の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○園田委員長 起立総員。よつて、小澤太郎君外三名提出の動議の通り決するに決しました。

この際、政府よりただいまの決議に基づいての所見を求めます。安井国務大臣。

○安井国務大臣 道路交通安全施設の急速な整備に関する決議が当委員会になされました。特にその安全を保障するための行政的、財政的措置について、早急に政府として手段をとるようにとりようございまして、まことにこの御趣旨に沿ひまして善処いたしたいと存じております。

○園田委員長 なお、議長に対する報告及び関係方面に対する参考送付につきましましては、その手続等すべて委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○園田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十六分散会

〔参照〕

道路交通法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一四六号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

第四十回国会
衆議院

地方行政委員会議録 第三十三号(その二)

〔本号(その二)参照〕

地方税法の一部を改正する法律

案

地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一節 消滅時効(第

十八條―第十八條の三)を

第二

節更正、決定等の期間制限及び消滅時効(第十八條―第十八條の三)の五、第十七條の六)に、第十七條の二を「第七十條に、第七十一條の三―第七十一條の六を「第七十一條―第七十一條の四に、第七十四條の六を「第七十四條の五」に、第七百三十條の二を「第七百三十條に改める。

第一条第一項第六号、第七号及び第十三号中「徴税令書」を「納税通知書」に改め、同項第十四号中「延滞加算金」を削る。

第九條の二第一項中「第十六條第一項第六号」の下に「(第七百二十二條の二第二項において準用する場合を含む)」を加える。

第十條の二第二項中「納入金」を「地方団体の徴収金」に改める。

第十一條第三項中「財産の換価は」の下に「、その財産の価額が著しく

減少するおそれがあるときを除き」を加える。

第十一條の四第一項各号列記以外の部分中「徴収に關する猶予に係る期間」を「徴収の猶予に係る期限その他政令で定める期限」に改め、「延滞加算金」を削る。

第十一條の七中「同族会社」の下に「(これに類する法人を含む)」を加える。

第十四條の五中「延滞加算金」を削る。

第十四條の九第一項各号列記以外の部分中「延滞加算金」を削り、同項第四号中「第十六條の四第二項の下に(同条第十二項において準用する場合を含む)」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「延滞加算金」を削る。

第十四條の五中「延滞加算金」を削る。

第十四條の九第一項各号列記以外の部分中「延滞加算金」を削り、同項第四号中「第十六條の四第二項の下に(同条第十二項において準用する場合を含む)」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「延滞加算金」を削る。

第十四條の十三第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 立木の先取特権に關する法律(明治四十三年法律第五十六号)第一項の先取特権

第十四條の十三第二項中「及び第四号の規定」を「から第五号までの規定(同項第三号に掲げる先取特権で登記をしたものに係る部分を除く)」に改める。

第十四條の十四第一項第一号中「及び第四号」を「から第五号まで」に改める。

第十四條の十七第一項中「その滞納処分による差押の効力は失われな」を「その仮登記の効力は失われな」に改める。

第十五條の四第一項第一号中「第十五條第一項後段」の下に「(同条第二項後段において準用する場合を含む)」を加える。

第十五條の九の見出し中「及び延滞加算金額」を削り、同条中「又は延滞加算金額」を削る。

第十六條の三第一項各号列記以外の部分中「掲げるもの」の下に「又は金銭」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 前項後段の場合においては、その嘱託に係る書面には、第四項の文書が同項の特別徴収義務者に到達したことを証する書面を添付しなければならない。この場合においては、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第三十一条

第一項に規定する登記義務者の承諾書は、添附することを要しない。

第十六條の四第一項中「決定し」を「決定することができる。この場合においては、徴税吏員は」に改め、同条第二項中「規定による差押をする」を「規定により保全差押金額を決定する」に、「同項の規定により決定したを当該」に改め、同条第三項中「地方団体の長」を「徴税吏員」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「地方団体の長は、次の各号の一に該当するときは、」を「徴税吏員は、第一号又は第二号に該当するときは」に改め、「差押を」の下に「第三号に該当するときは同号に規定する担保をそれぞれ」を加え、同項に次の一号を加える。

三 第二項の通知をした日から六月を経過した日までに、保全差押金額について提供されている担保に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定しないとき。

第十六條の四第五項中「地方団体の長」を「徴税吏員」に改め、「差押を受けた者」の下に「又は第三項若しくは前項第一号の担保の提供をした者」を加え、「その差押の必要」を「その差押又は担保の徴収の必要」に、「その差押を」を「その差押又は担保を」に改め、同条第六項中「第三項に規定する」を「第三項若しくは第四項第一号の」に改め、

同条第七項中「第三項に規定する」を「第三項又は第四項第一号の規定により提供される」に改め、同条に次の一項を加える。

12 前各項の規定は、所得税又は法人税について国税通則法(昭和三十一年法律第 号)第三十八條第三項の規定による差押えがされた場合において、当該所得税の課税標準を基準として課する道府県民税若しくは市町村民税の所得割(これらとあわせて課する均等割を含む)、当該法人税の課税に基

づいて課する道府県民税若しくは市町村民税の法人税割(これらとあわせて課する均等割を含む)又は当該所得税若しくは法人税の課税標準を基準として課する事業税につき、これらに係る納付義務の確定後においてはこれらの徴収を確保することができないと認められるときについて準用する。

第十六條の五第三項中「前条第三項」の下に「若しくは第四項第一号(同条第十二項において準用する場合を含む)」を加える。

第十七條の四第一項中「三錢」を「二錢」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 地方団体の徴収金の納付又は納入があつた場合において、その課

税標準の計算の基礎となつた事実のうち含まれてゐた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれてゐた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき、その地方税について更正又は賦課決定(普通徴収の方法によつて徴収する地方税の税額を確定する処分をいう。以下本章において同じ。)が行なわれたときは、その更正又は賦課決定により過納となつた金額に相当する地方団体の徴収金は、その更正又は賦課決定があつた日に納付又は納入があつたものとみなして、第一項の規定を適用する。

「第十一節 消滅時効」を「第十一節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効」に改める。

第一章第十一節中第十八条の前に次の一款及び款名を加える。

第一款 更正、決定等の期間制限

(更正、決定等の期間制限)

第十七条の五 更正、決定又は賦課決定は、法定納期限(同時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなつた日。次項及び第十八条第一項において同じ。)の翌日から起算して三年を経過した日以後において、することができない。過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金(以下本節において「加算金」という。)の決定をすることができない期間についても、また同様とする。

2 更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定で次の各号に掲げるものは、前項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して五年を経過する日まですることができ。

一 地方税の課税標準若しくは税額を減少させる更正若しくは賦課決定又は加算金の額を減少させる加算金の決定

二 偽りその他不正の行為により、その全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた地方税についての更正、決定若しくは賦課決定又は当該地方税に係る加算金の決定

3 固定資産税及び都市計画税に係る賦課決定は、前二項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して五年を経過した日以後において、することができない。

(更正、決定等の期間制限の特例)

第十七条の六 更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる期間の満了する日が、前条の規定により更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定をすることができない期間の満了する日後に到来するときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間においても、することができ。

定若しくは判決(第五十九条第二項、第七十二条の五十四第五項若しくは第三百二十一条の十五第二項の規定による決定又は同条第七項の規定による判決を含む。)又は更正、決定若しくは賦課決定に係る訴えについての判決(以下本号において「判決」という。)による原処分の異動に伴つて課税標準又は税額に異動を生ずべき地方税(当該判決等に係る地方税の属する税目に属するものに限り)で当該判決等を受けた者に係るものについての更正、決定若しくは賦課決定又は当該更正若しくは決定に伴う当該地方税に係る加算金の決定 当該判決等があつた日の翌日から起算して六月間

二 第八条第一項(第八条の四第二項において準用する場合を含む。)又は第八条の二第二項(第八条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による申出に係る決定、判決又は判決に基づいてする更正、決定又は賦課決定 当該決定、判決又は判決があつた日の翌日から起算して六月間

三 地方税につきその課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれてゐた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれてゐた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づいてする更正若しくは賦課決定(その地方税の課税標準又は税額を減少させるものに限る。)又は当該更正に伴う当該地方税に係る加算金の決定 当該更正、決定若しくは賦課決定又は当該更正若しくは決定に伴う当該地方税に係る加算金の決定(これらとあわせて課する均等割を含む。)、所得税若しくは法人税の課税標準を基準として課する事業税又は当該事業税に係る加算金について、次の各号に掲げる場合においてすべき更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定は、当該各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過する日が前条又は前項の規定により更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定をすることができない期間の満了する日後に到来するときは、前条又は前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる日の翌日から起算して二年間においても、することができ。

一 所得税又は法人税について更正又は決定があつた場合 その更正又は決定の通知が発せられた日

二 所得税又は法人税に係る期限後申告書又は修正申告書の提出があつた場合 その提出があつた日

2 所得税の課税標準を基準として課する道府県民税若しくは市町村民税の所得割(これらとあわせて課する均等割を含む。)、法人税の課税に基いて課する道府県民税若しくは市町村民税の法人税割(これらとあわせて課する均等割を含む。)、所得税若しくは法人税の課税標準を基準として課する事業税又は当該事業税に係る加算金について、次の各号に掲げる場合においてすべき更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定は、当該各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過する日が前条又は前項の規定により更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定をすることができない期間の満了する日後に到来するときは、前条又は前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる日の翌日から起算して二年間においても、することができ。

一 所得税又は法人税について更正又は決定があつた場合 その更正又は決定の通知が発せられた日

二 所得税又は法人税に係る期限後申告書又は修正申告書の提出があつた場合 その提出があつた日

三 所得税又は法人税に係る不服申立て又は訴えについての判決

定、判決又は判決(以下本号において「判決」という。)があつた場合(当該判決等に基づいてその所得税又は法人税について更正又は決定があつた場合を除く。) 当該判決等があつた日

第二款 消滅時効

第十八条第一項を次のように改める。

一 前条第一項第一号若しくは第二号又は同条第二項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金同条第一項第一号の判決等があつた日若しくは同条第二号の決定、判決若しくは判決があつた日又は同条第二項各号に掲げる日

二 督促手数料又は滞納処分費 その地方税の徴収権を行使することができない日

第十八条第三項中「本節」を「本款」に改める。

第二十条の二第二項中「不明であり、又はこの法律の施行地でない場合を」明らかなでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合に改める。
第二十条の四の次に次の一条を加える。

(課税標準額、税額等の端数計算)
第二十条の四の二 地方税の課税標準額を計算する場合において、その額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。ただし、政令で定める地方税については、この限りでない。

2 延滞金、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 地方税の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。ただし、政令で定める地方税の確定金額については、その額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 延滞金又は滞納処分費の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が十円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

6 地方税の確定金額を、二以上の納期限を定め、一定の金額に分割して納付し、又は納入することとされている場合において、その納期限ごとの分割金額に百円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。

7 第二項及び第四項の規定は、還付加算金について準用する。この場合において、第二項中「税額」とあるのは、「過誤納金又はこの法律の規定による還付金の額」と読み替えるものとする。

8 第二項、第三項（地方税の確定金額の金額が百円未満であるときにおいて、その全額を切り捨てる部分に限る）、第四項、第六項及び前項の規定の適用については、個人の市町村民税とこれとあわせて徴収する個人の道府県民税又は固定資産税とこれとあわせて徴収する都市計画税については、それぞれ一の地方税とみなす。この場合において、特別徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税とこれとあわせて徴収する個人の道府県民税については、第六項中「百円」とあるのは、「十円」とする。

第二十条の五の次に次の二条を加える。

(災害等による期限の延長)

第二十条の五の二 地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、この法律又はこれに基づく条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該期限を延長することができる。
(郵送に係る書類の提出時期の特例)
第二十条の五の三 この法律又はこれに基づく条例の規定により一定の期限までにすべきものとされている申告、徴収の猶予の申請又は更正の請求に関する書類が郵便により提出されたときは、その郵便物の通信日付印により表示された日（その表示がないときは、又はその表示が明らかでないときは、その郵便物について通常要する郵送日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとみなす。

(修正申告等の効力)

第二十条の九の二 修正申告は、すでに確定した納付すべき税額に係る部分の地方税についての納付義務に影響を及ぼさない。

2 すでに確定した納付し、又は納入すべき税額を増加させる更正は、すでに確定した納付し、又は納入すべき税額に係る部分の地方税についての納付又は納入の義務に影響を及ぼさない。

3 すでに確定した納付し、又は納入すべき税額を減少させる更正は、その更正により減少した税額に係る部分以外の部分の地方税についての納付又は納入の義務に影響を及ぼさない。

4 更正又は決定を取り消す処分又は判決は、その処分又は判決により減少した税額に係る部分以外の部分の地方税についての納付又は納入の義務に影響を及ぼさない。

5 第三項の規定は、賦課決定又は過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金の決定について準用する。

第二十七条第二項中「及び第四項」を「及び第三項」に改める。

第四十一条第一項中「第三百二十一条の二若しくは第三百二十七条の規定に基づく延滞金又は第三百三十五条の規定に基づく延滞加算金」を「又は第三百二十一条の二若しくは第三百二十七条の規定に基づく延滞金」に改める。
第四十三条（見出しを含む）中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第四十四条中「第三百二十二条の規定によつて」を削る。

第四十七条第一項第一号中「徴税令書（納期を分けた場合において第一期分の徴税令書をいう。）」を「納税通知書」に改める。

第四十八条第三項中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。
第五十五条第一項中「確定法人税割額」を「確定法人税額」に改める。

第五十六条第二項中「第六十条の規定による」、「が百円以上であるときは」、「及び（百円未満の端数があるときは）、これを切り捨てる。」を削り、「三銭を四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

3 都府県知事は、納税者が前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

第六十条を次のように改める。
第六十条 削除

第六十二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。
第六十四条中「第六十条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは）、これを切り捨てる。以下本条において同じ。」を削り、「三銭を四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過し

た日以前の期間については、一日二銭に改め、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 道府県知事は、納税者が前項の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができ。

第六十六条第一項中「第六十条の規定による」を削る。

第六十七条中「しなければならぬ」を「することができる」に改める。

第七十一条及び第七十一条の二を削り、第二章第一節第三款第四目中第七十一条の三を第七十一条とし、第七十一条の四を第七十一条の二とする。

第七十一条の五中「第七十一条の三」を「第七十一条」に改め、同条を第七十一条の三とし、第七十一条の六中「第七十一条の三」を「第七十一条」に改め、同条を第七十一条の四とする。

第七十二条の八第二項中「第五項」を「第四項」に改める。

第七十二条の三十三の二第四項を削り、同条第五項中「第二項、第二項又は第三項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第七十二条の四十四第二項中「第七十二条の六十一の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、

一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第七十二条の四十五第一項中「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第七十二条の四十六第一項中「提出があつた場合」の下に「(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときは含む。)」を加え、「が二千元以上であるときは、その税額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号の一に該当する場合において、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額(第二号又は第三号の場合において、これらの税額の計算の基礎となつた事実のうち、当該修正申告前又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがあるときは、その正当な理由がある)と認められる事実に基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額)に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由

があるものと認められる場合においては、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七十二条の三十九第二項若しくは第七十二条の四十一第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第七十二条の三十九第一項若しくは第三項若しくは第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三 第七十二条の三十九第二項若しくは第七十二条の四十一第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は第七十二条の三十九第一項若しくは第三項若しくは第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

第七十二条の四十七第一項中「課税標準を(課税標準額)に、(が二百円以上であるときは、その不足税額又は修正に因り増加した税額に百分の五十)を」に係る過少申告加算金額に代え、当該税額に百分の三十に改め、同項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装し、かつ、その隠べし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期間までにこれを提出せず、又は申告書の提出期

限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、道府県知事は、不申告加算金額の計算の基礎となるべき税額(その税額の一部分が、その計算の基礎となるべき事実で隠べし、又は仮装されていらないものに基づくことが明らかであるときは、当該隠べし、又は仮装されていらない事実に基づき税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る不申告加算金額に代え、当該税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第七十二条の五十二中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第七十二条の五十三第一項中「第七十二条の六十一の規定による」、「が百円以上であるときは」、「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第七十二条の六十第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第七十二条の六十一を次のように改める。

第七十二条の六十一 削除

第七十二条の六十七中「しなければならぬ」を「することができる」に改める。

第七十二条の七十一及び第七十二条の七十二 削除

第七十三条の二第四項中「徴税令書の交付を受けた日(納期を分けた場合においては、第一期分の徴税令書の交付を受けた日)」を「納税通知書の交付を受けた日」に改める。

第七十三条の十七第二項中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第七十三条の二十九第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第七十三条の三十を次のように改める。

第七十三条の三十一 削除

第七十三条の三十二第一項中「第七十三条の三十の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第二項中「第七十四条の四第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第七十四条の五とする。

第九十一条の二第二項中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第九十二条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第九十三条を次のように改める。

第九十三条 削除

第九十五条第二項中「第九十三条の規定による」、「が百円以上であるときは、及び」、「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第九十六条第一項中「が百円以上であるときは及び」、「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第九十七条第一項中「提出があつた場合」の下に「(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。)」を加え、「が二千円以上であるときは、その金額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号の一に該当する場合において、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納入し、又は納付すべき

税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出があつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第九十四条第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において第九十四条第一項又は第三項の規定による更生があつた場合

三 第九十四条第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

第九十八条第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別徴収義務者又は申告納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、道府県知事は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算

した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。第九十一条中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第九十五条及び第九十六条を次のように改める。

第九十五条第一項後段を削る。

第九十六条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第九十七条第二項中「及び」を削る。

第九十七条第三項を次のように改める。

第九十七条 削除

第九十八条第二項中「第二百二十三条の規定による」、「が百円以上であるときは及び」、「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第二百二十六条第一項中「が百円以上であるときは及び」、「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第二百二十七条第一項中「提出があつた場合」の下に「(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。)」を加え、「が二千円以上であるときは、その金額」を削

り、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号の一に該当する場合において、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納入し、又は納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出があつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第二百二十四条第二項若しくは第三項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において第二百二十四条第一項、第三項又は第四項の規定による更正があつた場合

三 第二百二十四条第二項又は第三項の規定による決定があつた後において同条第三項又は第四項の規定による更正があつた場合

第二百二十八条第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別徴収義務者又は納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、

又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、道府県知事は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第二百二十九条の三及び第二百三十条を削り、第二百三十条の二を第二百三十条とする。

第二百三十三条中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第二百三十七条及び第二百三十八条を次のように改める。

第二百三十七条及び第二百三十八条 削除

第二百五十一条第二項中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第二百六十条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第二百六十一条を次のように改める。

第二百六十一条 削除

第二百六十三条第一項中「第二百六十一条の規定による」、「が百円以上であるときは及び」、「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第二百六十六条中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第二百七十条から第二百七十三条までを次のように改める。

五

第百七十条から第百七十三条まで
削除

第百八十四条第二項中「徴税令書」
を「納税通知書」に改める。

第百九十二条第三項を削り、同条
第四項を同条第三項とする。

第百九十三条を次のように改め
る。

第百九十三条 削除

第百九十六条第一項中「第百九十
三条の規定による」を「第百九十三
条の規定による」及び「第百九十六
条の規定による」を切り捨てる。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

日以前の期間については、一日二
銭に改め、同項ただし書を削る。
第百九十二条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条及び第百九十七条
を次のように改める。

第百九十六条及び第百九十七
条 削除

第百九十九条を次のように改め
る。

第百九十九条 削除

第百九十九条中「徴税令書」を「納
税通知書」に改める。

第百九十九条第二項中「第百九十
六条の規定による」及び「第百九十
九条の規定による」を「第百九十六
条の規定による」及び「第百九十九
条の規定による」を切り捨てる。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

書の提出期限までにその提出がな
かつたことについて正当な理由が
あると認められる場合において
は、この限りでない。
一 納入申告書の提出期限後にそ
の提出があつた場合又は第百九
十六条第二項の規定による決
定があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にそ
の提出があつた後において修正
申告書の提出又は第百九十六
条第一項若しくは第三項の規定
による更正があつた場合

三 第百九十六條第二項の規定
による決定があつた後において
同条第三項の規定による更正が
あつた場合

第百九十九条第一項中「第百九十
六条の規定による」及び「第百九十
九条の規定による」を「第百九十六
条の規定による」及び「第百九十九
条の規定による」を切り捨てる。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十九条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

算金額を徴収しなければならな
い。
第百九十六条第一項中「第百九十
六条の規定による」及び「第百九十
九条の規定による」を「第百九十六
条の規定による」及び「第百九十九
条の規定による」を切り捨てる。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

円未満の端数があるときは、これを
切り捨てる。」「三銭」を「四
銭」(督促状を発する前の期間又は督
促状を発した日から起算して十日を
経過した日以前の期間については、
一日二銭)に改め、同項ただし書を
削り、同条に次の一項を加える。
3 市町村長は、納税者が前条第一
項又は第二項の規定による更正又
は決定を受けたことについてやむ
を得ない理由があると認める場合
においては、前項の延滞金額を減
免することができる。

第百九十六条を次のように改め
る。

第百九十六条 削除

第百九十六条第四項を削り、同
条第五項を同条第四項とし、同条第
六項を同条第五項とする。

第百九十六条第一項中「第百九十
六条の規定による」及び「第百九十
九条の規定による」を「第百九十六
条の規定による」及び「第百九十九
条の規定による」を切り捨てる。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第百九十六条中「しななければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第三百三十条中「しなければなら
ない」を「することができる」に改め
る。

第三百三十五条を次のように改め
る。

第三百三十五条 削除

第三百四十九条の四第三項中「第
五項」を「第六項」に改める。

第三百五十八条第三項を削り、同
条第四項を同条第三項とする。

第三百六十四条中「徴税令書」を
「納税通知書」に改め、同条第五項中
「国等の債権債務等の金額の端数計
算に関する法律（昭和二十五年法律
第六十一号）」を「第二十号の四の二」
に改める。

第三百六十四条の二第一項及び第
三百六十五条第一項中「徴税令書」を
「納税通知書」に改める。

第三百六十六条を次のように改め
る。

第三百六十六條 削除

第三百六十八條第一項中「明治三
十二年法律第二十四号」を削り、同
条第二項中「第三百六十六條の規定
による」が「百円以上であるときは」
及び「（百円未満の端数があるときは）
これを切り捨てる。」を削り、
「三銭」を「四銭（督促状を発する前
の期間又は督促状を発した日から起算
して十日を経過した日以前の期間に
ついては、一日二銭）」に改め、同項
ただし書を削る。

第三百六十九條第一項中「が百円
以上であるときは」及び「（百円未満
の端数があるときは）これを切り捨
てる。」を削り、「三銭」を「四銭（督
促状を発する前の期間又は督促状を
発した日から起算して十日を経過し

た日以前の期間については、一日二
銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第三百七十二條中「しなければなら
ない」を「することができる」に
改める。

第三百七十六條から第三百七十九
條までを次のように改める。

第三百七十六條から第三百七十九
條まで 削除

第四百四十六條第二項中「徴税令
書」を「納税通知書」に改める。

第四百五十二條第三項を削り、同
条第四項を同条第三項とする。

第四百五十三條を次のように改め
る。

第四百五十三條 削除

第四百五十五條第一項中「第四百
五十三條の規定による」が「百円以
上であるときは」及び「（百円未満の
端数があるときは）これを切り捨て
る。」を削り、「三銭」を「四銭（督促
状を発する前の期間又は督促状を
発した日から起算して十日を経過した
日以前の期間については、一日二
銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第四百五十八條中「しなければなら
ない」を「することができる」に
改める。

第四百六十二條及び第四百六十三
條を次のように改める。

第四百六十二條及び第四百六十三
條 削除

第四百六十八條を次のように改め
る。

第四百六十八條 削除

「三銭」を「二銭」に
改め、同項ただし書を削る。

第四百九十四條を次のように改め
る。

第四百九十四條 削除

第四百九十七條第二項中「第四百
九十四條の規定による」が「百円以
上であるときは」及び「（百円未満の
端数があるときは）これを切り捨て
る。」を削り、「三銭」を「四銭（督促
状を発する前の期間又は督促状を
発した日から起算して十日を経過した
日以前の期間については、一日二
銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第四百九十八條第一項中「提出が
あつた場合」の下に「（納入申告書の
提出期限後にその提出があつた場合
において、次項ただし書の規定の適
用があるときを含む。）」を加え、「が
二千元以上であるときは」を、その金
額」を削り、同条第二項を次のよう
に改める。

2 次の各号の一に該当する場合に
おいては、市町村長は、当該各号に
規定する納入申告、決定又は更
正により納入すべき税額に百分の
十の割合を乗じて計算した金額に
相当する不申告加算金額を徴収し
なければならない。ただし、納入
申告書の提出期限までにその提出
がなかつたことについて正当な理
由があると認められる場合におい
ては、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にそ
の提出があつた場合又は第四百
九十六條第二項の規定による決
定があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にそ
の提出があつた後において第四

百九十六條第一項又は第三項の
規定による更正があつた場合

三 第四百九十六條第二項の規定
による決定があつた後において
同条第三項の規定による更正が
あつた場合

第四百九十九條第一項中「が二百
円以上であるときは、その不足金額
に百分の五十」を「に百分の三十」に
改め、同条第二項を次のように改め
る。

2 前条第二項の規定に該当する場
合（同項ただし書の規定の適用が
ある場合を除く。）において、特別
徴収義務者が課税標準額の計算の
基礎となるべき事実の全部又は一
部を隠べし、又は仮装し、か
つ、その隠べし、又は仮装した
事実に基づいて納入申告書の提出
期限までにこれを提出せず、又は
納入申告書の提出期限後にその提
出をしたときは、市町村長は、同
条同項の不申告加算金額に代えて
その計算の基礎となるべき税額に
百分の三十五の割合を乗じて計算
した金額に相当する重加算金額を
徴収しなければならない。

第五百零二條中「徴税令書」を「納税通
知書」に改める。

第五百零四條第一項中「第四百九
十四條の規定による」が「百円以上
であるときは」及び「（百円未満の
端数があるときは）これを切り捨
てる。」を削り、「三銭」を「四銭（督促
状を発する前の期間又は督促状を
発した日から起算して十日を経過した
日以前の期間については、一日二
銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第五百零六條第一項中「提出が
あつた場合」の下に「（申告書の提出
期限後にその提出があつた場合にお
いて、次項ただし書の規定の適用が
あるときを含む。）」を加え、「が二千
円以上であるときは、その税額」を
削り、同条第二項を次のように改め
る。

第五百零六條第二項を次のように改め
る。

第五百零六條第二項を次のように改め
る。

第五百零六條第二項を次のように改め
る。

第五百零六條第二項を次のように改め
る。

第五百零六條第二項を次のように改め
る。

第五百零五條第四項を削り、同条第
五項を同条第四項とする。

第五百零八條中「しなければなら
ない」を「することができる」に改め
る。

第五百一十二條及び第五百一十三條を
次のように改める。

第五百一十二條及び第五百一十三條 削
除

第五百一十條第三項を削り、同条
第四項を同条第三項とする。

第五百三十一條を次のように改め
る。

第五百三十一條 削除

第五百三十四條第二項中「第五百
三十一條の規定による」が「百円以
上であるときは」及び「（百円未満の
端数があるときは）これを切り捨
てる。」を削り、「三銭」を「四銭（督促
状を発する前の期間又は督促状を
発した日から起算して十日を経過した
日以前の期間については、一日二
銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第五百三十五條第一項中「が百円
以上あるときは」及び「（百円未満の
端数があるときは）これを切り捨
てる。」を削り、「三銭」を「四銭（督促
状を発する前の期間又は督促状を
発した日から起算して十日を経過した
日以前の期間については、一日二
銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第五百三十六條第一項中「提出が
あつた場合」の下に「（申告書の提出
期限後にその提出があつた場合にお
いて、次項ただし書の規定の適用が
あるときを含む。）」を加え、「が二千
円以上であるときは、その税額」を
削り、同条第二項を次のように改め
る。

第五百三十六條第二項を次のように改め
る。

第五百三十六條第二項を次のように改め
る。

第五百三十六條第二項を次のように改め
る。

2 次の各号の一に該当する場合において、市町村長は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があることを認められる場合においては、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第五百三十三条第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において第五百三十三条第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第五百三十三条第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

第五百三十七条第一項中「が二百円以上であるときは、その不足税額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装し、かつ、その隠べし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同条同項の不申告加算金

額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第五百四十条中「しなければならぬ」を「することができる」に改める。

第五百四十四条及び第五百四十五条を次のように改める。

条 削除

第五百五十三条本文中「当該市町村の条例の定めるところによつて及び」又は「証紙徴収」を削る。

第五百五十五条中「第五百五十三条第一項但書」を「第五百五十三条ただし書」に改める。

第五百六十一条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第五百六十二条を次のように改める。

第五百六十二条 削除

第五百六十五条第二項中「第五百六十二条の規定による」「が百円以上であるときは及び」「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第五百六十六条第一項中「が百円以上であるときは及び」「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前から起算して十日を経過し

た日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第五百六十七條第一項中「提出があつた場合の下に」「(申告書の提出期限後にその提出があつた場合に於いて、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。)」を加え、「が二千円以上であるときは、その金額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号の一に該当する場合に

においては、市町村長は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納入し、又は納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があることを認められる場合においては、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第五百六十四条第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において第五百六十四条第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第五百六十四条第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

第五百六十八條第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別徴収義務者又は納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装し、かつ、その隠べし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第五百七十一条中「しなければならぬ」を「することができる」に改める。

第五百七十五条から第五百七十七条までを次のように改める。

第五百七十五条から第五百七十七条まで 削除

第六百七十九条を次のように改める。

第六百七十九条 削除

第六百八十条中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第六百八十七條第二項中「第六百七十九條の規定による」「が百円以上であるときは及び」「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第六百八十八條第一項中「提出があつた場合」の下に「(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。)」を加え、「が二千円以上であるときは、その金額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号の一に該当する場合においては、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正により納付し、又は納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があることを認められる場合においては、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第六百八十六条第二項の規定による決定があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第六百八十六条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

第六百八十九條第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額又は修正に因り増加した税額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、納税

者又は特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、市町村長は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第六百九十条第一項中「第六百七十九条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第六百九十一条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第六百九十四条中「しななければならない」を「することができる」に改める。

第六百九十八条及び第六百九十九条を次のように改める。

第六百九十八条及び第六百九十九条条 削除

第七百条の二十一第三項中「及び延滞加算金額」を削る。

第七百条の二十七第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第七百条の二十八を次のように改める。

第七百条の二十八 削除

第七百条の三十一第二項中「第七百条の二十八の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第七百条の三十二第二項中「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第七百条の三十三第一項中「提出があつた場合」の下に「(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。)」を加え、「が二千元以上であるときは、その金額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号の一に該当する場合において、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納入し、又は納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百条の三十二第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七百条の三十一第二項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第七百条の三十二第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

第七百条の三十四第一項中「が二千元以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別徴収義務者又は納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、道府県知事は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第七百条の三十七中「しななければならない」を「することができる」に改める。

第七百条の四十一及び第七百条の四十二を次のように改める。

第七百条の四十一及び第七百条の四十二 削除

第七百一条の三後段を削る。

第七百一条の七第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第七百一条の八を次のように改める。

第七百一条の八 削除

第七百一条の十第二項中「第七百一条の八の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第七百一条の十一第一項中「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第七百一条の十二第一項中「提出があつた場合」の下に「(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。)」を加え、「が二千元以上であるときは、その金額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号の一に該当する場合において、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収し

なければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百一条の九第二項の規定による決定があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第七百一条の九第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

第七百一条の十三第一項中「が二千元以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第七百一条の十五を次のように改める。

次のように改正する。

第一条第一項中「若しくは地方税」及び「国有資産等所在市町村交付金(以下市町村交付金)」という。若しくは国有資産等所在都道府県交付金(以下都道府県交付金)」という。の交付金算定標準額若しくは公社有資産所在市町村納付

金(以下「市町村納付金」という。)
若しくは公社有資産所在都道府県
納付金(以下「都道府県納付金」と
いう。))の納付金算定標準額を削
る。

第五条の見出し中「課税標準額
等」を「課税等の課税標準額」に改
め、同条第一項中「若しくは地方
税」、「又は市町村交付金若しくは
都道府県交付金の交付金算定標準
額若しくは市町村納付金若しくは
都道府県納付金の納付金算定標準
額」、「交付金算定標準額若しくは
納付金算定標準額」及び「政令で
指定する地方税の場合を除く外」
を削り、同条第二項を削る。

第六条の見出し中「租税及び都
道府県交付金等」を「課税等の税
額」に改め、同条中、政令で指定
する地方税若しくは地方税に係る
延滞金、延滞加算金、過少申告加
算金、不申告加算金若しくは重加
算金(以下「地方税に係る徴収金」
という。))又は市町村交付金若しく
は都道府県交付金若しくは市町村
納付金若しくは都道府県納付金に
ついては、それを削る。

第七条第四号を同条第六号とし、
同条第三号の次に次の二号を加え
る。

四 地方団体の徴収金並びに地方
団体の徴収金に係る過誤納金及
び還付金(これらに加算すべき
還付加算金を含む。)

五 国有資産等所在市町村交付金
若しくは国有資産等所在都道府
県交付金又は公社有資産所在市
町村納付金若しくは公社有資産
所在都道府県納付金

(国有資産等所在市町村交付金及
び納付金に関する一部改正)
第十七条 国有資産等所在市町村交
付金及び納付金に関する法律(昭
和三十一年法律第八十二号)の一
部を次のように改正する。

第五条第四項中「次条」を「第六
条」に改める。

第二十一条の二の次に次の一条
を加える。

(端数計算)
第二十一条の三 交付金算定標準
額又は納付金算定標準額を計算
する場合において、その額に百
円未満の端数があるとき、又は
その全額が百円未満であるとき
は、その端数金額又はその全額
を切り捨てる。

2 交付金額又は納付金額の確定
金額に十円未満の端数があるとき
き、又はその全額が百円未満で
あるときは、その端数金額又は
その全額を切り捨てる。

第十八条 前条の規定による改正後
の国有資産等所在市町村交付金及
び納付金に関する法律第二十一条
の三の規定は、昭和三十一年度分
の市町村交付金及び都道府県交付
金並びに市町村納付金及び都道府
県納付金から適用し、昭和三十
七年度分までの市町村交付金及び都
道府県交付金並びに市町村納付金
及び都道府県納付金については、
なお従前の例による。

(滞納処分と強制執行等との手続
の調整に関する法律の一部改正)
第十九条 滞納処分と強制執行等と
の手続の調整に関する法律(昭和

三十二年法律第九十四号)の一部
を次のように改正する。

第八条第二号中「第十六条の四
第一項」の下に「(同条第十二項に
おいて準用する場合を含む。)」を
加える。

(所得税法の一部を改正する法律
の一部改正)
第二十条 所得税法の一部を改正す
る法律(昭和三十一年法律第
号)の一部を次のように改正す
る。

附則第二十二條第一項中「附則
第五項から附則第七項まで」を附
則第六項から附則第八項まで」に
改める。

(地方税法の一部を改正する法律
の一部改正)
第二十一条 地方税法の一部を改
正する法律(昭和三十一年法律
第号)の一部を次のように改
正する。

附則第五條中「附則第五項」を
「附則第六項」に改める。

附則第六條中「附則第八項」を
「附則第九項」に改める。

附則第九條中「附則第十一項」
を「附則第十二項」に改める。

附則第十二條中「附則第十二
項」を「附則第十三項」に改める。

附則第十三條中「附則第八項」
を「附則第九項」に改める。

附則第十四條中「附則第十三
項」を「附則第十四項」に改める。

理由

地方税の徴収制度の整備を図るた
め、賦課権の期間制限、延滞金及び
加算金の軽減、課税標準等の端数計
算の合理化等を行ふ必要がある。
これが、この法律案を提出する理由
である。

地方公務員共済組合法案 地方公務員共済組合法 目次

第一章 総則(第一条・第二条)	第六章 費用の負担(第一百十三 条―第一百十六条)
第二章 組合及び連合会	第七章 審査請求(第一百七七条― 第二百一一条)
第一節 組合(第三条―第二十 六条)	第八章 地方公務員共済組合審議 会(第二百二十二条―第百 二十五条)
第二節 連合会(第二十七條― 第三十八條)	第九章 雑則(第二百六条―第 百四十六條)
第三章 組合員(第三十九條―第 四十一條)	第十章 罰則(第四百七条―第 百五十條)
第四章 給付	第十一章 地方議会議員の年金制 度(第五百一一条―第 百七十三條)
第一節 通則(第四十二條―第 五十二條)	附則 第一章 総則
第二節 短期給付	(目的)
第一款 通則(第五十三條― 第五十五條)	第一条 この法律は、地方公務員の 病氣、負傷、出産、休業、災害、 退職、廃疾若しくは死亡又はその 被扶養者の病氣、負傷、出産、死 亡若しくは災害に關して適切な 給付を行ふため、相互救済を目 的とする共済組合の制度を設け、 その行なうこれらの給付及び福祉 事業に關して必要な事項を定め、 もつて地方公務員及びその遺族の 生活の安定と福祉の向上に寄与す るとともに、公務の能率的運営に 資することを目的とし、あわせて 地方議会議員の年金制度に關して 定めるものとする。
第二款 退職給付(第七十八 条―第八十五條)	2 国及び地方公共団体は、前項の 共済組合の健全な運営と発達を図 られるように、必要な配慮を加え るものとする。
第三款 廃疾給付(第八十六 条―第九十二條)	(定義)
第四款 遺族給付(第九十三 条―第九十九條)	第二条 この法律(第十一章を除 く。))において、次の各号に掲げる
第五款 地方公共団体の長に 對する長期給付の特 例(第一百条―第一百七 七条)	
第四節 給付の制限(第一百八 条―第一百一条)	
第五章 福祉事業(第一百十二條)	

三 遺族 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主と

三、次の各号に掲げる職員は、次に従い、当該各号に掲げる職員をもつて組織する当該各号の地方公務員共済組合（次項に規定する都市職員共済組合を含み、以下「組合」という。）を設ける。

については、同項第六号の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、一の市の職員又は二以上の市の職員をもつて組織する都市職員共済組合を設けることができる。

組合は、定款の変更について第三項の認可を受けたとき、又は同

項に規定する政令で定める事項に係る定数の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

(運営審議会及び組合会の設置)

第六条 地方職員共済組合等に運営審議会を、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に組合会を置く。

(運営審議会)

第七条 運営審議会は、委員十人以上で組織する。

2 委員は、主務大臣がその組合の組合員のうちから命ずる。

3 主務大臣は、前項の規定により委員を命ずる場合には、組合の業務その他組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者のうちから命ずるものとし、一部の者の利益に偏することのないよう、相当の注意を払わなければならない。

第八条 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

- 1 定数の変更
- 2 運営規則の作成及び変更
- 3 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
- 4 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

2 運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて組合の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができ。

(組合会)

第九条 組合会は、二十人以上の職員をもつて組織する。ただし、政令で定める場合に該当する市町村

職員共済組合の組合会にあつては、二十人をこえ、三十人以上の職員をもつて組織することができ。

2 都職員共済組合等の組合会の議員は、それぞれ半数を、都知事若しくは指定都市の市長が組合員のうちから任命し、又は組合員が組合員のうちから選挙する。

3 市町村職員共済組合の組合会の議員は、市町村長及び市町村長以外の組合員がそれぞれうちからそれぞれ同数を選挙する。

4 一の市の職員をもつて組織する都市職員共済組合の組合会の議員については、第二項の規定を準用する。

5 二以上の市の職員をもつて組織する都市職員共済組合の組合会の議員の選任については、当該都市職員共済組合に係る市の数が当該組合の組合会の議員の定数の半数に満たない場合は第二項の規定を、当該組合の組合会の議員の定数の半数以上である場合は第三項の規定を準用するものとする。

この場合において、第二項中「都知事若しくは指定都市の市長」とあるのは、「当該都市職員共済組合に係る市の市長が協議して定める市長」と読み替えるものとする。

6 議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 市町村長である議員が市町村長の職を離れたとき、又は市町村長以外の組合員である議員が組合員の資格を失つたときは、議員の職を失う。

8 組合会は、理事長が招集する。組合会の議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事件を示して組合会の招集を請求したときは、理事長は、組合会を招集しなければならない。

9 組合会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

10 議長は、組合会の会議を総理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、第十二条第一項後段の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行なう者がその職務を行なう。

11 前各項に定めるもののほか、組合会の招集及び議事の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条 次に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

- 一 定数の変更
- 二 運営規則の作成及び変更
- 三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
- 四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担
- 五 その他組合の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

2 理事長は、組合会が成立しないとき、又は理事長において組合会を招集する暇がないと認めるときは、組合会の議決を経なければならない事項で臨時急務を要するものを処分することができ。

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の組合会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 組合会は、監事に対し、組合の業務に関する監査を求め、その結

果の報告を請求することができ。

(役員)

第十二条 組合に、役員として理事長、理事若干人及び監事三人を置く。

(役員職務)

第十三条 理事長は、組合を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、地方職員共済組合等にあつては理事のうちから、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては次条第六項各号に掲げる組合の議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して組合の業務を執行する。

3 監事は、組合の業務を監査する。

(役員任命又は選挙)

第十三条 地方職員共済組合等の理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 地方職員共済組合等の理事は、理事長が、主務大臣の認可を受けて任命する。

3 都職員共済組合等の理事長は、第六項第一号に掲げる組合会の議員の選挙した理事のうちから、理事が選挙する。

5 都市職員共済組合の理事長は、次項第三号に掲げる組合会の議員の選挙した理事のうちから、理事が選挙する。

6 都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の理事は、次の各号に掲げる組合会の議員及び当該各号に掲げる組合会の議員以外の組合会の議員がそれぞれうちからそれぞれ同数を選挙する。

一 都職員共済組合等 都知事又は指定都市の市長が任命した組合会の議員

二 市町村職員共済組合 市町村長が選挙した組合会の議員

三 都市職員共済組合 市長が任命した組合会の議員又は市長が選挙した組合会の議員

7 都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の監事は、組合会において、学識経験を有する者、前項各号に掲げる組合会の議員及び当該各号に掲げる組合会の議員以外の組合会の議員のうちからそれぞれ一人を選挙する。

(役員任期等)

第十四条 役員任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の役員が組合会の議員の職を失つたときは、役員の職を失う。

3 都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就職するまでの間は、なお、その職務を行なう。

4 組合は、役員が就職し、又は退職したときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。
(地方職員共済組合等の役員の解任)

第十五条 主務大臣又は地方職員共済組合等の理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。

2 地方職員共済組合等の理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。
(理事長の代表権の制限)

第十六条 組合と理事長(第十二条第一項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行なう者を含む。以下この項において同じ。)又は理事長がその長である市町村との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が組合を代表する。

(運営規則)
第十七条 組合は、組合の業務を執行するために必要な事項で主務省令で定めるものについて、運営規則を定めるものとする。

2 組合は、運営規則を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告しなければならない。

3 主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。
(地方公共団体の便宜の供与)

第十八条 地方公共団体の機関は、組合の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他地方公共団体に使用される者をして組合の業務に従事させることができる。

2 地方公共団体の機関は、組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で組合の利用に供することができる。

(組合の役員及び事務職員の公務員たる性質)
第十九条 組合の役員及び組合に使用され、その事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(事業年度)
第二十条 組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画及び予算)
第二十一条 組合は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成しなければならない。

2 組合は、事業計画及び予算を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告しなければならない。

3 主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。
(決算)
第二十二条 組合は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日まで完了しなければならない。

2 組合は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

3 組合は、前項の書類を作成したときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告し、あわせてこれを事務

所に備え付け、組合員の閲覧に供しなければならない。
4 主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。
(借入金金の制限)
第二十三条 組合は、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合が市町村職員共済組合連合会又は都市職員共済組合連合会から借り入れる場合を除き、借入金をしてはならない。ただし、組合の目的を達成するため必要な場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の承認をしたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。
(責任準備金の積立)
第二十四条 組合は、政令で定めるところにより、長期給付に充てるべき積立金(以下「責任準備金」といふ。)を積み立てなければならない。
(資金の運用)
第二十五条 組合の業務上の余裕金は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するよう運用しなければならない。この場合においては、地方職員共済組合等にあつては、政令で定めるところにより、都道府県ごとに、業務上の余裕金の運用計画を作成するものとし、当該運用計画を作成し、又は変更しようとするときは、当該都道府県知事の意見をきくものとする。

2 公立学校共済組合は、その責任準備金のうち、公立の義務教育費

国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)第二条に規定する義務教育諸学校並びに養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条に掲げる職員である組合員に係る部分については、当該組合が当該組合員に対し厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の規定による保険給付を行なうものとした場合に必要となるべき積立金の額に相当する金額の範囲内において、政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部に預託して運用しなければならない。
(主務省令への委任)
第二十六条 この節に規定するもののほか、組合の財務その他その運営に關する必要な事項は、主務省令で定める。

第二節 連合会
(連合会)
第二十七条 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合をもつて組織する市町村職員共済組合連合会及びすべての都市職員共済組合をもつて組織する都市職員共済組合連合会を置く。

2 市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会(以下「連合会」といふ。)は、次に掲げる事業を行なう。
一 組合の業務に關する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供すること。
二 組合の給付、給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切に行なわれるように、組合の事務の指導を行なうこと。

三 組合の長期給付に係る掛金と組合員の給料との割合を定めること。
四 長期給付積立金及び災害給付積立金を管理すること。
五 福祉事業を行なうこと。
六 その他その目的を達成するために必要な事業。
連合会は、法人とする。
4 連合会は、主たる事務所を東京都に置く。
(定款)
第二十八条 連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。
一 目的
二 名称
三 事業
四 事務所のある所在地
五 総会に關する事項
六 役員に關する事項
七 組合の長期給付に係る掛金と組合員の給料との割合に關する事項
八 長期給付積立金及び災害給付積立金に關する事項
九 経費の分賦及び会計に關する事項
十 地方公務員共済組合審査会に關する事項
十一 その他組織及び業務に關する重要事項
2 定款の変更は、自治大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
(登記)
第二十九条 連合会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第一類第二号 地方行政委員会議録第三十三号(その二) 昭和三十七年四月二十四日

一五

(総会)

第三十条 連合会に、総会を置く。

2 総会は、各組合の理事長である議員及び市町村長が選挙した組合の議員の選挙した各組合の理事長(市長が任命した組合の議員の選挙した理事長を含む。次項において同じ。)以外の各組合の理事長が互選する議員九人をもつて組織する。

3 前項の規定により互選された議員の任期は、その者の当該組合における理事の任期による。ただし、その者が、組合の理事の職を失つたときは、議員の職を失う。

(総会の招集)

第三十一条 総会は、理事長が招集する。総会の議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事件を示して総会の招集を請求したときは、理事長は、総会を招集しなければならない。

(総会の権限)

第三十二条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
 - 二 運営規則の作成及び変更
 - 三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
 - 四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担
 - 五 その他連合会の業務に関する重要事項で定款で定めるもの
- 2 理事長は、総会が成立しないとき、又は理事長において総会を招集する暇がないと認めるときは、総会の議決を経なければならぬ事項で臨時処置を要するものを処分することができる。

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 総会は、監事に対し、連合会の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(役員)

第三十三条 連合会に、役員として理事長、理事十一人及び監事三人を置く。

2 理事長は、各組合の理事長である理事のうちから理事が互選する。

3 理事は、総会の議員が互選する。ただし、理事のうち二人は、各組合の理事長である総会の議員以外の総会の議員でなければならない。

4 監事は、総会において、学識経験を有する者、各組合の理事長である総会の議員及び各組合の理事長である総会の議員以外の総会の議員のうちからそれぞれ一人を選挙する。

5 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員が総会の議員の職を失つたときは、役員の職を失う。

7 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就職するまでの間は、なお、その職務を行なう。

(役員の職務)

第三十四条 理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるときは、又は理事長が欠けたときは、理事長のあら

かじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して連合会の業務を執行する。

3 監事は、連合会の業務を監査する。

4 連合会と理事長(第一項後段の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行なう者を含む。以下この項において同じ。)又は理事長がその長である市町村との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が連合会を代表する。

(借入金金の制限)

第三十五条 連合会は、借入金をしてはならない。ただし、連合会の目的を達成するため必要な場合において、自治大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(長期給付積立金及び災害給付積立金)

第三十六条 長期給付の円滑な実施を図るため長期給付積立金を、災害給付(これに係る附加給付を含む。第三項において同じ。)の円滑な実施を図るため災害給付積立金を、それぞれ連合会に設ける。

2 組合は、前項の積立金に充てるため、政令で定めるところにより、一定の金額を連合会に払い込むものとする。

3 連合会は、政令で定めるところにより、組合の請求に基づき、その長期給付に要する資金を長期給付積立金から、その災害給付に要

する資金を災害給付積立金から組合に交付するものとする。

4 第一項の積立金は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は市町村の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。

(資料の提出の請求)

第三十七条 連合会は、その業務に關して必要があると認めるときは、組合に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(準用規定)

第三十八条 第五項第九項、第十四条第四項、第十七条第一項及び第二項、第十八条、第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二條第一項から第三項まで、第二十五條第一項前段並びに第二十六條の規定は連合会について、第九條第九項から第十一項までの規定は総会について、第十九條の規定は連合会の役員及び連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。この場合において、第五條第九項中「第三項」とあるのは「第二十八條第二項」と、第九條第十項中「第十二條第一項後段」と読み替へるものとする。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、連合会について準用する。

第三章 組合員

(組合員の資格の得喪)

第三十九条 職員となつた者は、その職員となつた日から、それぞれ第三條第一項各号又は第二項に規定する組合の組合員の資格を取得する。

2 組合員は、死亡したとき、又はは退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

3 一の組合の組合員が他の組合を組織する職員となつたときは、その日から前の組合の組合員の資格を喪失し、後の組合の組合員の資格を取得する。

(組合員期間の計算)

第四十条 組合員である期間(以下「組合員期間」という。)の計算は、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年数による。

2 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員期間は、その者が新たに組合員の資格を取得した組合の組合員期間とみなす。

3 組合員がその資格を喪失した後再びもとの組合又は他の組合の組合員の資格を取得したときは、前後の組合員期間を合算する。ただし、通算退職年金、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員期間を計算する場合には、前に通算退職年金又は退職一時金の基礎となつた組合員期間(通算退職年金又は退職一時金を受ける権利を取得するに至らなかつた組合

員期間を含む。）については、この限りでない。

4 前二項の場合において、同じ月が前後の組合員期間に属するときは、その月は、後の組合員期間には算入しない。

(責任準備金の移換)

第四十一条 組合員（組合員であつた者で退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有するものを含む。）が他の組合の組合員の資格を取得した場合においては、もとの組合は、その者に係る責任準備金に相当する金額を当該他の組合に移換しなければならない。

2 前項の規定により移換すべき責任準備金の計算については、政令で定める。

第四章 給付

第一節 通則

(組合の給付)

第四十二条 組合は、この法律で定めるところにより、組合員の病氣、負傷、出産、死亡、休業若しくは災害又は被扶養者の病氣、負傷、出産、死亡若しくは災害に關し、第五十三条に規定する短期給付を行なうほか、第五十四条に規定する短期給付を行なうことができるものとし、また、組合員の退職、廃疾又は死亡に關し、長期給付を行なうものとする。

(給付の決定及び支払)

第四十三条 給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、組合が決定する。

2 組合は、給付の原因である事故が公務により生じたものであるかどうかを認定するに当たつては、

公務上の災害に対する補償の実施機関の意見をきかなければならぬ。

(給付額の算定の基準となる給料)

第四十四条 短期給付（第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日。以下この条において同じ。）の属する月の掛金の標準となつた給料（第四十二条第二項及び第三項の規定により掛金の標準となつた給料をいう。以下この条において同じ。）とし、その二十五分の一に相当する金額をもつて給料日額とする。

2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員であつた期間三年間における掛金の標準となつた給料の総額を三十六（当該三年間における組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その組合員期間の月数）で除して得た額とし、その十二倍に相当する金額をもつて給料年額とし、その三十分の一に相当する金額をもつて給料日額とする。

(遺族の順位)

第四十五条 給付を受けるべき遺族の順位は、第二條第一項第三号に規定する順序とする。

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養

父母、実父母の実父母の順とする。

3 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることのできる者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることのできる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第四十六条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第四十七条 この法律に基づく給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けたことがないものがあるときは、前二条の規定に準じて、これをその者の遺族（弔慰金、遺族年金又は遺族一時金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

(給付金からの控除)

第四十八条 組合員が第五十五条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき場合において、その者に支給すべき給付金（家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が同項の規定により払い込まなかつた金

額があるときは、当該給付金からこれを控除することができる。

2 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者又はその遺族若しくは相続人に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が組合に対して支払うべき金額があるときは、当該給付金からこれを控除する。

(不正受給者等からの費用の徴収)

第四十九条 偽りその他の不正の行為により組合から給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十七条第二項の規定により支払つた一部負担金に相当する額を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、第五十七条第一項第三号に規定する保険医療機関において診療に従事する保険医（第六十条に規定する保険医をいう。）が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行なわれたものであるときは、組合は、その保険医に対して、給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

(損害賠償の請求権)

第五十条 組合は、給付事由（第七十二条又は第七十三条の規定による給付に係るものを除く。）が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行なつた給付の価額の限度で、給付を受

ける権利を有する者（当該給付事由が当該組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、給付をしないことができる。

(給付を受ける権利の保護)

第五十一条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金である給付を受ける権利を国民金融公庫に担保に供する場合及び退職給付又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第五十二条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職給付及び休業手当金については、この限りでない。

第二節 短期給付

第一款 通則

(短期給付の種類)

第五十三条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

一 療養の給付及び療養費

二 家族療養費

三 出産費

四 配偶者出産費

第二款 保健給付

(療養の給付)

第五十六条 組合は、組合員の公務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行なう。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

2 前項第五号又は第六号に掲げる療養の給付は、組合が必要と認める場合に限り、行なうものとする。

(療養の機関及び費用の負担)

第五十七条 組合員は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる療養の給付を受けようとするときは、次に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。

一 組合の経営する医療機関又は薬局

二 組合員(他の法律に基づく共同組合で療養の給付に相当する給付を行なうものの組合員を含む。)のための療養を行なうことを目的とする医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの

三 保険医療機関又は保険薬局(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。)

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、健康保険法第四十三

条ノ八の規定の例により算定した一部負担金(以下「一部負担金」という。)に相当する金額を当該医療機関に支払うものとする。ただし、同項第二号に掲げる医療機関から療養の給付を受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

3 組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合には、組合は、同項第一号の医療機関又は薬局については、その費用を負担し、同項第二号又は第三号の医療機関又は薬局については、療養に要する費用から組合員が支払つた一部負担金に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に支払うものとする。

4 前項に規定する療養に要する費用の額は、健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定に基づき厚生大臣が定めたところにより算定した金額(当該金額の範囲内において組合が第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局との契約により別段の定めをした場合には、その定めたところにより算定した金額)とする。

(療養費)

第五十八条 組合は、前条の規定により療養の給付をすることが困難であると認めるとき、又は組合員が緊急その他やむを得ない事情により前条第一項各号に掲げる医療機関及び薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受

けた場合において、組合が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2 組合は、組合員が前条第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局から第五十六条第一項第一号から第四号までに掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用をこれらの医療機関又は薬局に支払つた場合において、組合が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

3 前二項の規定により支給する療養費の額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する金額を控除した金額(第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額)とする。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額をこえることができない。

4 前条第四項の規定は、前項に規定する療養に要する費用の算定について準用する。

(家族療養費)

第五十九条 被扶養者が第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けたときは、その療養に要した費用につき、組合員に家族療養費を支給する。

2 家族療養費の額は、療養に要する費用の百分の五十に相当する金額とする。ただし、現に当該療養に要した費用の百分の五十に相当する金額をこえることができない。

3 被扶養者が第五十七条第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けた場合において、組合がその被扶養者の支払うべき療養に要した費用のうち家族療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を支払を免除したときは、組合員に対し家族療養費を支給したものとみなす。

4 被扶養者が第五十七条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けた場合には、組合は、療養に要した費用のうち家族療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、これらの医療機関又は薬局に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し家族療養費を支給したものとみなす。

6 第五十六条、第五十七条第一項及び第四項並びに前条の規定は、家族療養費の支給について準用する。この場合において、同条第三項中「療養に要する費用から一部負担金に相当する金額を控除した金額」とあるのは、療養に要する費用の百分の五十に相当する金額」と、「現に療養に要した費用の額」とあるのは、「現に療養に要した費用の百分の五十に相当する金額」と読み替へるものとする。

(保険医療機関の療養担当等)

第六十条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師(健康保険法第四十三条ノ二に規定する保険医又は

五 育児手当金

六 埋葬料

七 家族埋葬料

八 傷病手当金

九 出産手当金

十 休業手当金

十一 弔慰金

十二 家族弔慰金

十三 災害見舞金

(附加給付)

第五十四条 組合は、政令で定めるところにより、前条各号に掲げる給付にあわせて、これに準ずる短期給付を行なうことができる。

(被扶養者に係る届出及び給付)

第五十五条 新たに組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その組合員は、主務省令で定める手続により、その旨を組合に届け出なければならない。

一 新たに被扶養者の要件を備える者が生じたこと。

二 被扶養者がその要件を欠くに至つたこと。

2 被扶養者に係る給付は、新たに組合員となつた者に被扶養者となるべき者がある場合にはその者が組合員となつた日から、組合員に前項第一号に該当する事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、それぞれ行なうものとする。

ただし、同項(第二号を除く。)の規定による届出がその組合員となつた日又はその事実の生じた日から三十日以内にされない場合には、その届出を受けた日から行なうものとする。

保険業利師をいう。）、健康保険法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当たらなければならない。

（療養の給付期間）

第六十一条 療養の給付、療養費及び家族療養費は、同一人に係る同一の病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「傷病」という。）に因しては、これらの給付（他の法律に基づく共済組合の給付でこれらの給付に相当するものを含む。）の支給開始後三年を経過したとき以後は、支給しない。

2 組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）が退職した際に療養の給付、療養費又は家族療養費を受けている場合には、その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けることができる期間、継続してこれらの給付を支給する。ただし、その期間内に他の組合（他の法律に基づく共済組合でこれらの給付に相当する給付を行なうもの）の組合員その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。次項及び第六十三条第二項ただし書において同じ。）の資格を取得したとき（家族療養費については、その被扶養者がその期間内に当該組合の組合員又はその被扶養者となつたときを含む。）は、その日以後は、この限りでない。

3 一年以上組合員であつた者が死亡した際に家族療養費を受けている場合には、その者が死亡しなかつたとしたならば第一項の規定により受けることができる期間、継続してこれを当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。ただし、その期間内に当該組合若しくは他の組合の組合員又はこれらの被扶養者となつたときは、その日以後は、この限りでない。

（他の法令による療養との調整）
第六十二条 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給は、行なわれない。

（出産費及び配偶者出産費）
第六十三条 組合員が出産したときは、出産費として、給料の一月分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が六千円に満たない場合には、六千円とする。

2 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出生した場合について準用する。ただし、退職後出生するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、出産費を支給しない。

3 被扶養者である配偶者（前項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が出産したときは、配偶者出産費として、給料の半月分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が三千円に満たない場合には、三千円とする。

（育児手当金）
第六十四条 組合員又はその被扶養者である配偶者（次項の規定の適用を受ける者を除く。）が出産したとき（引き続きその生まれた子を育てないときは除く。次項において同じ。）は、育児手当金として、二千四百円を支給する。

2 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職した場合において、その者がその退職後六月以内に出生したときについて準用する。この場合においては、前条第二項ただし書の規定を準用する。

（埋葬料及び家族埋葬料）
第六十五条 組合員が公務によらないうで死亡したときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行なうものに対し、埋葬料として、給料の一月分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が六千円に満たない場合には、六千円とする。

2 前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がいない場合には、埋葬を行なつた者に対し、同項に規定する金額の範囲内で、埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3 被扶養者（次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。）が死亡したときは、家族埋葬料として、第一項の規定による埋葬料の金額の百分の五十に相当する金額を支給する。

（日雇労働者健康保険法による給付との調整）
第六十七条 家族療養費、配偶者出産費又は家族埋葬料は、同一の病気、負傷、出産又は死亡に因し、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の規定により療養の給付又は分べん費若しくは埋葬料の支給があつた場合には、その限度において、支給しない。

2 第六十一条第二項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

（傷病手当金）
第六十八条 組合員が公務によらないうで病気になるか、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができなかつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき給料日額の百分の八十に相当する金額を支給する。

2 組合員で被扶養者のないものが病院又は診療所に収容されている

場合（当該給付が家族療養費である場合には、療養を受けている被扶養者であつた者。以下この項において「継続療養受給者」という。）が死亡したとき、継続療養受給者であつた者がその給付を受けなくなつた日以後三月以内に死亡したとき、又は組合員であつた者が退職後三月以内に死亡したときは、前条の規定に準じて埋葬料又は家族埋葬料を支給する。

3 傷病手当金の支給期間は、同一の傷病については、第一項に規定する勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日（同日において第七十一条の規定により傷病手当金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日）から通算して六月間（結核性の病気については、三年間）とする。

4 第六十一条第二項の規定は、傷病手当金の支給について準用する。

5 第三項の場合又は前項において準用する第六十一条第二項の場合において、傷病手当金の支給期間中に療養の給付又は療養費の支給期間が経過したときは、傷病手当金の支給期間は、これらの規定にかかわらず、当該傷病手当金の支給を始めた日から当該療養の給付又は療養費の支給期間が経過した日の前日までの期間とする。

6 傷病手当金は、次条の規定により出産手当金を支給する場合に、その期間は、支給しない。

（出産手当金）
第六十九条 組合員が出産した場合に、出産手当金として、出産の日前四十二日以内及び出産の日以後四十二日以内において勤務に服することができなかつた期間一日につき給料日額の百分の八十に相当する金額を支給する。

2 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出生した場合について準用する。

3 第六十三条第二項ただし書の規定は前項の場合について、前条第二項の規定は出産手当金の支給について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第二項ただし書中「出産費」とあるのは、「その資格を取得した日以後の期間に係る出産手当金」と読み替へるものとする。

4 一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。この場合においては、第六十一條第二項ただし書の規定を準用する。

(休業手当金)

第七十条 組合員が次の各号の一に掲げる事由により欠勤した場合に、休業手当金として、その期間(第二号から第四号までの各号については、当該各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間)一日につき給料日額の百分の六十に相当する金額を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給する場合には、その期間内は、この限りでない。

一 被扶養者の病氣又は負傷

二 組合員の配偶者の出産 十四日

三 組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害 五日

四 組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは一

親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭 七日

五 前各号に掲げるもののほか、運営規則で定める事由 運営規則で定める期間

(給料との調整)

第七十一条 傷病手当金、出産手当金又は休業手当金は、その支給期間に係る給料の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

第四款 災害給付

(弔慰金及び家族弔慰金)

第七十二条 組合員又はその被扶養者が水災火災その他の非常災害により死亡したときは、組合員については給料の一月分に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については給料の半月分に相当する金額の家族弔慰金を組合員に支給する。

(災害見舞金)

第七十三条 組合員が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、災害見舞金として、別表第一に掲げる損害の程度に応じ、同表に定める月数を給料に乗じて得た金額を支給する。

第三節 長期給付

第一款 通則

(長期給付の種類)

第七十四条 この法律による長期給付は、次のとおりとする。

一 退職年金

二 減額退職年金

三 通算退職年金

四 退職一時金

五 返還一時金

六 廃疾年金

七 廃疾一時金

八 遺族年金

九 遺族一時金

十 死亡一時金

(年金の支給期間及び支給期月)

第七十五条 年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなった日の属する月までの分を支給する。

2 年金である給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

3 年金である給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

4 年金である給付は、毎年三月、六月、九月及び十二月において、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。

(退職給付と廃疾給付との調整)

第七十六条 廃疾年金と退職年金又は減額退職年金とを支給すべき事由に該当するときは、当該給付を受ける者に有利ないずれか一の給付を行なうものとする。

2 廃疾年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金及び退職一時金は、支給しない。

3 退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有する者には、廃疾一時金は、支給しない。

(年金受給者の書類の提出等)

第七十七条 組合は、年金である給付の支給に關し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分關係の移動及び廃疾の狀態に關する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 組合は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに應じない者があるときは、そり者に対しては、これに應ずるまでの間、年金である給付の支払を差し止めることができる。

第二款 退職給付

(退職年金)

第七十八条 組合員期間が二十年以上である者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2 前項の退職年金の額は、給料年額の百分の四十に相当する金額(組合員期間が二十年をこえるときは、その金額にそのこえる年数(二年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この節及び附則第二十條第二項において同じ。)一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額)とする。ただし、その額が三万五千五百二十円より少ないときは、三万五千五百二十円とし、その額が給料年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

3 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者(第八十三條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。第八十條第二項、第八十四條第一項、第八十五條第一項、第八十七條第三項、第九十條第六項、第九十三條第三項及び第九十九條第一項において同じ。)でその後再び組合員となつたものに退職年金を支給する場合には、第一項の退職年金の額は、前項の規定により算定した金額からそれぞれ第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき、給料年額の百分の一・四に相当する金額

二 当該廃疾一時金の給付事由が生じた月の翌月から再び組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数(一月未満の端数があるときはこれを一月とし、十二月をこえるときは十二月とする。)を十二月から控除した月数を当該廃疾一時金の額の算定の基礎となつた給料の額に乗じて得た額の十五分の一に相当する金額

(退職年金の停止)

第七十九条 退職年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、組合員である間、退職年金の支給を停止する。

2 退職年金は、前項の規定による場合のほか、これを受ける権利を有する者が五十五歳未満であるときは、五十五歳未満である間、その支給を停止する。

3 退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳未満であつても、その者が別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときはその状態にある間、前項の規定による停止は、行なわれない。

(退職年金の額の改定)

第八十条 前条第一項の規定により退職年金の支給を停止されている者が退職したときは、前後の組合員期間を合算して退職年金の額を改定する。この場合において、その改定額が改定前の退職年金の額(当該退職年金の額について第七十八条第二項ただし書の規定の適用があつた場合にあつては、当該規定を適用しないとした場合の額とする。)に前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額より少ないときは、その加えた額をもつて改定額とする。

2 前項後段の規定による改定額が、改定前の退職年金の額の算定の基礎となつた給料年額の百分の七十に相当する金額(退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、その額から改定前の退職年金の額の算定において控除することとされた第七十八条第三項第一号又は第二号の額に相当する額を控除した金額とする。)をこえるときは、第七十八条第二項ただし書(給料年額の百分の七十に相当する金額とする部分に限る。)の規定にかかわらず、当該金額をもつて、改定額とする。

第八十一条 退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳に達する前に年金である給付を受けることを希望することを組合に申し出たときは、その者が死亡するまで、減額退職年金を支給する。この場合において、退職年金は、支給しない。

(減額退職年金)

2 減額退職年金の年額は、退職年金の年額から、その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た金額を減じた金額とする。

3 第七十九条第一項及び前条第一項前段の規定は、減額退職年金について準用する。

4 前項において準用する前条第一項前段の規定により改定した減額退職年金の額は、改定前の減額退職年金の額のその算定の基礎となつた給料年額に対する割合に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき百分の一・五を加え、これを再退職に係る給料年額に乘じて得た金額とする。この場合においては、前条第一項後段及び第二項の規定を準用する。

5 再び退職した日において五十五歳未満である者に対する前項の規定の適用については、同項及び同項において準用する前条第一項後段の規定中「百分の一・五」とあるのは、「百分の一・五に五十五歳と再び退職した月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の四を乗じて得た割合を百分の一・五から減じた割合」とする。

(通算退職年金)

第八十二条 通算退職年金に関しては、この法律によるほか、通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)の定めるところによる。

2 組合員期間一年以上二十年未満の者が退職し、次の各号の一に該当するときは、その者が死亡するまで、通算退職年金を支給する。

一 通算対象期間を合算した期間が、二十五年以上であるとき。
二 国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が、二十年以上であるとき。
三 他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であるとき。

四 他の制度に基づき老齢・退職年金給付を受けることができるとき。

3 通算退職年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに前項の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間の月数を乗じて得た額とする。

一 二万四千元
二 給料の千分の六に相当する額に二百四十を乗じて得た額

4 前項の場合において、その者に係る次条第二項第二号に掲げる金額(以下この項において「控除額」という。)が、同項第一号に掲げる金額をこえるときは、通算退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同条第二項第一号に掲げる金額を控除額で除して得た割合を前項の例により算定した額に乘じて得た額とする。

5 前二項の場合において、第二項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、通算退職年金の額は、その退職に係る組合員期間、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により算定した額の合算額とする。

6 第七十九条第一項及び第二項の規定は、通算退職年金について準用する。この場合において、同項中「五十五歳」とあるのは、「六十歳」と読み替へるものとする。

(退職一時金)

第八十三条 組合員期間一年以上二十年未満の者が退職したときは、退職一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

2 退職一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 給料日額に、組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二 前条第三項に定める通算退職年金の額に、退職の日における

年齢に応じ別表第三に定める率を乗じて得た金額

3 六十歳に達した後に第一項の規定に該当する退職をした者が、前条第二項各号の一に該当しない場合において、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上前項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、前二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる金額を退職一時金として支給する。

4 前項の規定による退職一時金の支給を受けた者の当該退職一時金の基礎となつた組合員期間は、前条第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

(返還一時金)

第八十四条 前条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、再び組合員となつて退職した場合において、退職年金又は廃疾年金を受け、返還一時金を支給する。

2 返還一時金の額は、その退職した者に係る前条第二項第二号に掲げる金額(その額が同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同号に掲げる金額。以下次条第一項及び第九十九条第二項において同じ。)に、その者が前に退職した日の属する月の翌月から後に退職した日(退職の後に廃疾年金を受け、権利を有することとなつた者については、そのなつた日)の属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 第八十二条第五項の規定は、前条第二項の退職一時金の支給に係る退職が二回以上ある者の返還一時金の額について準用する。

5 前条第四項の規定は、廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金の支給を受けた者について準用する。

第八十五条 第八十三条第二項の退職一時金の支給を受ける者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した後に退職した場合(退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつた場合を除く。)において、六十歳に達した日(六十歳に達した後に退職した者については、当該退職の日)から六十日以内に、同項第二号に掲げる金額に相当する金額の支給を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に返還一時金を支給する。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の返還一時金について準用する。この場合において、同条第二項中「後に退職した日(退職の後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日)」とあるのは「六十歳に達した日又は後に退職した日」と、同条第五項中「廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金」とあるのは「返還一時金」と読み替えるものとする。

第三款 廃疾給付

(廃疾年金)

第八十六条 次の各号に掲げる者が当該各号の場合に当該するときは、その者が死亡するまで、廃疾年金を支給する。

一 公務により病気にかかり、又は負傷した組合員 その公務による傷病(以下「公務傷病」という。)の結果として、退職の時に別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は退職の時から五年以内に同欄に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき。

二 組合員となつて一年以上経過した後に公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者その傷病の結果として、退職の時に別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は退職の時から五年以内に同欄に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき。

2 前項各号中「退職の時」とあるのは、同項第一号の規定による廃疾年金(以下「公務による廃疾年金」という。)については、公務傷病について労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十五条の規定による療養補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十二条第一項第一号に規定する療養補償若しくは同条第三項に規定する療養の給付を退職の際に受けている者にあつては「公務

務傷病がなつた時又は労働基準法第八十一条の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」とし、前項第二号の規定による廃疾年金(以下「公務によらない廃疾年金」という。)については、第六十一条第二項の規定により療養の給付又は療養費を受けている者にあつては、「療養の給付又は療養費を受けることができる期間内になつた時又はなおらないがその期間を経過した時」とする。

3 廃疾の状態になつた時又は請求の時が第一項第一号に規定する期間を経過した後であつても、組合が地方公務員共済組合審査会に付することを適当と認め、かつ、地方公務員共済組合審査会においてその廃疾が公務傷病によることが顯著であると議決したときは、そのときから廃疾年金を支給する。

(廃疾年金の額)
第八十七条 公務による廃疾年金の額は、廃疾の程度に応じ給料年額に別表第四の中欄に掲げる率を乗じて得た金額(組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額)とする。ただし、その額が同表の下欄に掲げる金額より少ないときは、当該金額とし、その額が給料年額に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

2 公務によらない廃疾年金の額は、廃疾の程度に応じ給料年額に別表第四の中欄に掲げる率を乗

じて得た金額(組合員期間が十年をこえるときは、その二十年に達するまでの期間についてはそのこえる年数一年につき給料年額の百分の一に相当する金額を、二十年をこえる期間についてはそのこえる年数一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額)とする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

3 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者でその後に廃疾年金を支給すべき事由が生じたものに廃疾年金を支給する場合には、前二項の規定により算定した廃疾年金の額から、それぞれ第七十八条第三項第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額を廃疾年金の額とする。

(廃疾の程度が変つた場合の年金額の改定等)
第八十八条 廃疾年金を受ける権利を有する者の廃疾の程度が減退したとき、又は退職の時から五年以内に増進した場合において、その期間内にその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後において該当する別表第四の上欄に掲げる廃疾の程度に応じて、その廃疾年金の額を改定する。

2 第八十六条第二項の規定は前項に規定する退職の時について、同条第三項の規定は前項の規定による廃疾年金の額の改定について、それぞれ準用する。

3 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつた

ときは、その権利は、消滅する。

4 組合員期間二十年未満で廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定により廃疾年金の支給を受けなくなり、又は死亡した場合(遺族年金を支給する場合を除く。)において、既に支給を受けた廃疾年金の総額が、その者の退職の際第八十三条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額(公務によらない廃疾年金にあつては、給料十二月分を加算した金額)より少ないときは、その者又はその遺族にその差額に相当する金額を支給する。

5 前項の規定により支給された差額に相当する金額は、長期給付に關する規定(第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十九条の規定を除く。)の適用については、公務によらない廃疾年金に係る場合にあつては、給料十二月分に達するまでの金額については廃疾一時金と、その残額については退職一時金と、公務による廃疾年金に係る場合にあつては、退職一時金と、それぞれみなす。

6 前項の規定により退職一時金又は廃疾一時金とみなされる金額の支給を受けた者に対する第七十八条第三項、前条第三項及び第九十条第三項の規定の適用については、第七十八条第三項第一号中「当該退職一時金の基礎となつた期間」とあるのは「第八十八条第五項の規定により退職一時金とみなされる金額を給料月額で除して得

た数に相当する日数（その日数が別表第二の下欄に掲げる日数と一致しないときは、同欄の直近の少ない日数）に応じ同表の上欄に掲げる期間」と、同項第二号中十二月から控除してあるのは「第八十八条第五項の規定により廃疾一時金とみなされる金額を当該金額に係る給料の額で除して得た数に相当する月数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた月数）から控除」とする。

（二）以上の廃疾がある場合の取扱

第八十九条 組合員又は組合員であつた者について同時に二以上の廃疾があるときは、第八十六条第一項各号の病状又は負傷によらないものを除き、公務による廃疾年金と公務によらない廃疾年金との別に応じ、これらの廃疾を併合した廃疾の程度を前三条に規定する廃疾の程度として、これらの規定を適用する。

2 組合員又は組合員であつた者について、公務傷病による廃疾と公務傷病によらない廃疾とがあるときは、公務によらない廃疾年金については、次に定めるところによる。

一 当該年金の基礎となるべき廃疾の程度は、公務傷病による廃疾を公務によらないものとみなし、これらを併合した廃疾の程度による。

二 当該年金の第八十七条第二項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、公務傷病による廃疾を公務傷病によらないものと

とみなし、これらを併合して算定した廃疾年金の額（当該公務傷病による廃疾の程度が別表第四の上欄に掲げる廃疾の程度に該当する場合には、当該廃疾が公務傷病によらないものであるとしたならば当該廃疾について支給されるべき廃疾年金の額を控除した金額）とする。

3 前項の場合において、第八十七条第三項の控除は、公務によらない廃疾年金の額から行ない、なお残額がある場合に、公務による廃疾年金の額から行なうものとする。

（再就職した場合の廃疾年金の停止等）
第九十条 廃疾年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、組合員である間、廃疾年金の支給を停止する。

2 前項の規定により廃疾年金の支給を停止された組合員が、再び退職した場合において、その退職の時に別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、前後の組合員であつた期間を合算し、その廃疾の程度に応じて廃疾年金の額を改定する。

3 第八十六条第二項の規定は、前項に規定する退職の時に準用する。

4 前二項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、当該廃疾年金が公務による廃疾年金であるときはその改定額が、改定前の廃疾年金の額（改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度

より低い場合には、改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度が改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した金額とし、改定前の廃疾年金の額について第八十七条第一項ただし書の規定の適用があつた場合にあつては、当該規定を適用しないとした場合の額とする。以下この条において同じ。）に前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額より少ないときは、その加えた額をもつて、改定額とする。

5 第二項及び第三項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、当該廃疾年金が公務によらない廃疾年金であるときはその改定額が、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に掲げる額より少ないときは、当該各号に掲げる額をもつて、改定額とする。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年に達しない場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額より少ないとき 改定前の廃疾年金の額

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年以上二十年未満の場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額に当該組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）

を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一に相当する額を加えた額より少ないとき その加えた額

三 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、前の組合員期間の年数が二十年未満である場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額に、当該組合員期間の年数のうち、二十年に達するまでの年数については前号の規定により加えるべき額を、二十年をこえる年数についてはその一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を、それぞれ加えた額より少ないとき その加えた額

四 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、前の組合員期間の年数が二十年以上である場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額に、当該組合員期間の年数から前の組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額より少ないとき その加えた額

6 前二項の改定額が、改定前の廃疾年金の額の算定の基礎となつた給料年額に相当する金額（退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、改定前の廃疾年金の額からその額の算定において控除することとされた第七十八条第三項第一号又は第二号の額に相当する額を控除した金額とする。）をこえるときは、第八十七条第一

項ただし書（給料年額に相当する金額とする部分に限る。）の規定にかかわらず、当該年金をもつて改定額とする。

（公務による廃疾年金と障害補償との調整）
第九十一条 公務による廃疾年金は、労働基準法第七十七条の規定による障害補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償を支給する事由が生じた月の翌月から六年間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた給料年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

一 別表第四の上欄の一級に該当する者 百分の三十

二 別表第四の上欄の二級に該当する者 百分の二十

三 別表第四の上欄の三級に該当する者 百分の十

（廃疾一時金）
第九十二条 一年以上組合員であつた者で公務によらないで病状にかかり、又は負傷したものが退職した場合において、その退職の時（第六十一条第二項の規定により療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内になつた時）に、その傷病の結果として、別表第五に掲げる廃疾の状態にあるときは、廃疾一時金として、給料の十二分を支給する。

2 一年以上組合員であつた者で組合員となつて一年を経過する前に

公務によらないで病氣にかかり、又は負傷した者に対する前項の規定の適用については、「別表第五に掲げる廃疾の状態にあるとき」とあるのは、「別表第四又は別表第五に掲げる廃疾の状態にあるとき(当該療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内になおらないでその期間を経過した時に、その傷病の結果として、別表第四に掲げる廃疾の状態にあるときを含む。)」とする。

3 同時に二以上の廃疾があるときは、前二項の傷病によらないものを除き、これらの廃疾を併合した廃疾の状態を前二項に規定する廃疾の状態として、これらの規定を適用する。

第四款 遺族給付

(遺族年金)

第九十三条 次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する者の遺族に、当該各号に掲げる額の遺族年金を支給する。

一 組合員が公務傷病により、組合員である間に、又は退職後に死亡した場合 給料年額の百分の四十に相当する金額(組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額)

二 組合員期間が二十年以上である者が公務傷病によらないで死亡した場合 その者が受ける権利を有していた退職年金(退職年金を受ける権利を有していなかつた者については、減額退職

年金若しくは廃疾年金を支給しなかつたものとした場合において支給すべきであつた退職年金又はその死亡を退職とみなした場合において支給すべきこととなる退職年金)の額の百分の五十に相当する金額

三 組合員期間が十年以上二十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が十年以上二十年未満である者が廃疾年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合 給料年額の百分の十に相当する金額(組合員期間が十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき給料年額の百分の一に相当する金額を加えた金額)

四 組合員期間十年未満の者が公務による廃疾年金を受ける権利を有するものが公務によらないで死亡した場合 給料年額の百分の十に相当する金額

2 前項の規定による遺族年金の額が二万一千三百六十円に満たないときは、これを二万一千三百六十円とし、同項第一号の規定による遺族年金の額が給料年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

3 次の各号に掲げる者が退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額とする。

一 第一項第一号に規定する者 前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十八条第三項各号に掲げる金額を控除した金額

二 第一項第二号に規定する者 同号に掲げる金額(その額が二万一千三百六十円からその者に係る第七十八条第三項各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額に満たないときは、当該金額)

三 第一項第三号又は第四号に規定する者 前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十八条第三項各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額に満たないときは、当該金額

第九十四条 夫、父母又は祖父母に対する遺族年金は、その者が五十五歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、その者が別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

第九十五条 遺族年金を受ける権利を有する者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があるときは次順位者の申請により、その所在不明である間、当該権利を有する者の受けるべき遺族年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合に、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

(遺族年金の失権)
第九十六条 遺族年金を受ける権利を有する者は、次の各号の一に該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 死亡したとき。

二 婚姻したとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む)。

三 三親等内の親族以外の者の養子となつたとき。

四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

五 子又は孫で別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者以外の者が十八歳に達したとき。

六 別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

(遺族一時金)
第九十八条 組合員期間が一年以上十年未満である組合員が公務傷病によらないで死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2 遺族一時金の額は、給料日額に、組合員期間に応じて別表第二に定める日数を乗じて得た金額とする。

(死亡一時金)
第九十九条 第八十三条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、通算退職年金又は返還一時金の支給を受けることなく死亡したときは、その者の遺族に死亡一時金を支給する。

2 死亡一時金の額は、その死亡した者に係る第八十三条第二項第二号に掲げる金額に、その者が退職した日の属する月の翌月からその死亡した日の属する月の前月までの期間に於する利子に相当する金額を加えた額とする。

3 第八十四条第三項及び第四項の規定は、死亡一時金の額について準用する。

第五款 地方公共団体の長に対する長期給付の特例
(地方公共団体の長)
第一百条 都道府県知事又は市町村長である組合員(以下「地方公共団体の長」という。)に対する長期給付に関する規定を適用する場合の特例については、次条から第一百七条までに定めるところによる。

(退職の取扱いに関する特例)

第百一条 地方公共団体の長が、次の各号の一に該当する場合には、前後の地方公共団体の長であつた期間は、引き続いたものとみなし、当該退職に係る長期給付は、支給しない。

一 任期満了による選挙の期日の告示がなされた後、その任期の満了すべき日前に退職した場合において、当該任期満了による選挙において当選人となり、再び地方公共団体の長となつたとき。

二 退職の申立を行なつたことにより告示された選挙において当選人となり、再び地方公共団体の長となつたとき。

(退職年金の特例)

第百二条 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2 前項の退職年金の額は、地方公共団体の長の給料年額（地方公共団体の長が引き続き地方公共団体の長以外の組合員となつた場合には、そのなつた日の前日に退職したものとみなして、第四十四条第二項の規定により算定した給料年額。以下同じ。）の百分の三十五に相当する金額（地方公共団体の長であつた期間が十二年をこえるときは、そのこえる年数一年につき地方公共団体の長の給料年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）とする。

3 第七十八条第二項ただし書及び第三項の規定は、第一項の退職年金について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同条第三項第一号中「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同項第二号中「給料」とあるのは「給料（地方公共団体の長が引き続き地方公共団体の長以外の組合員となつた場合には、そのなつた日の前日に退職したものとみなして、第四十四条第二項の規定により算定した給料）」と読み替へるものとする。

4 第一項の退職年金については、第八十条第一項中「組合員期間」とあるのは、「地方公共団体の長であつた期間」として、同条の規定を適用する。

金について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同条第三項第一号中「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同項第二号中「給料」とあるのは「給料（地方公共団体の長が引き続き地方公共団体の長以外の組合員となつた場合には、そのなつた日の前日に退職したものとみなして、第四十四条第二項の規定により算定した給料）」と読み替へるものとする。

第百三条 第七十八条の規定と前条の規定と同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれが多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第七十八条の規定による退職年金のみを支給する。

(減額退職年金の特例)
第百四条 第百二条の規定による退職年金に基づく減額退職年金の額については、第八十一条第四項中「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」として、同条第四項及び第五項の規定を適用する。

第百五条 第百二条第一項の規定による退職年金又はこれに基づく減額退職年金を受ける権利を有する者は、通算退職年金及び退職一時金は、支給しない。

2 第百二条の規定による退職年金に基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が地方公共団体の長以外の組合員となり、再び退職した場合において、その者が当該減額退職年金を受ける権利を有しないとしたならば、第七十八条の規定による退職年金を受ける権利を有することとなり、かつ、当該減額退職年金の額が、その支給を開始した月を第八十一条第二項に規定する支給を開始する月として同条の規定を適用して算定した当該退職年金に基づく減額退職年金の額より少ないときは、その額をその者の減額退職年金の額とする。

3 前項の規定は、減額退職年金（第百二条の規定による退職年金に基づくものを除く。）を受ける権利を有する者が地方公共団体の長となり、再び退職した場合について準用する。

(退職一時金の特例)
第百五条 第百二条第一項の規定による退職年金又はこれに基づく減額退職年金を受ける権利を有する者は、通算退職年金及び退職一時金は、支給しない。

(廃疾年金の特例)
第百六条 地方公共団体の長であつた者に対する廃疾年金の額については、第八十七条第一項及び第二項中「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、同条第二項中「百分の一」とあるのは「百分二・五」とし、第九十条第二項中「組合員であつた期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、同条第四項中「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、同条第五項中「二十年未満の場合」とあるのは「二十年未満の場合（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である場合を除く。）」と、同項第三号中「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同項第四号中「組合員期間」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同項第五号中「二十年未満の場合」とあるのは「二十年未満の場合（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である場合を除く。）」と、同項第六号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者を除く。）」と、同条第二項中「給料年額」とあるのは「第百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同項第三号中「二十年未満の場合」とあるのは「二十年未満の場合（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である場合を除く。）」と、同項第四号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者を除く。）」と、同項第五号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者を除く。）」と、同項第六号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者を除く。）」

五とし、第九十条第二項中「組合員であつた期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、同条第四項中「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、同条第五項中「二十年未満の場合」とあるのは「二十年未満の場合（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である場合を除く。）」と、同項第六号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者を除く。）」

が二十年」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間が十二年」と、同項第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間が十二年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者を除く。）」

2 前項に規定する者に係る遺族年金の額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しないとしたならば受けることとなる遺族年金の額より少ないときは、当該金額とする。

第百八条 この法律により給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病氣、負傷、廃疾、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病氣、負傷、廃疾、死亡又は災害に係る給付は、行なわず、また、当該廃疾については、第七十九条第三項の規定は、適用しない。

2 第三節第四款の規定による遺族給付（第四十七条の規定により支給

給するその他の給付に係る支払未済の給付を含む。以下この項及び第百二十六条第三項において同じ。を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該遺族給付は、行なわれない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 この法律により給付を受けるべき者が、重大な過失により、若しくは正当な理由がなく、療養に関する指示に従わなかつたことにより、病氣、負傷、廃疾若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その病氣若しくは廃疾の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその廃疾の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病氣、負傷、廃疾又は死亡に係る給付の全部又は一部を行なわず、また、当該廃疾については、第百八十八条第一項の規定による改定を行なわず、又はその者の廃疾の程度が現に該当する級以下の級に該当するものとして同項の規定による廃疾年金の額の改定を行なうことができる。

第百九条 組合がこの法律に基づく給付の支給に関し必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくこれ

に応じない者があるときは、その者に係る当該給付は、その全部又は一部を行なわれないことができる。

第百十條 第百十五條第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までにその掛金に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る給付の一部を行なわれないことができる。

第百十一條 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合又は組合員が懲戒処分(地方公務員法第二十九條の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。)を受けた場合には、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る長期給付の全部又は一部は、行なわれないことができる。

2 遺族給付を受ける権利を有する者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、遺族給付の一部を行なわれないことができる。

3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る年金である給付(通算退職年金を除く。)は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

第五章 福祉事業
(福祉事業)
第百十二條 組合(連合会を含む。以下この条において同じ。)は、組合員の福祉の増進に資するため、

次に掲げる事業を行なうことができる。

- 一 組合員の保健、保護若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- 二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- 三 組合員の貯金の受入れ又はその運用
- 四 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- 五 組合員の需要する生活必需品の供給
- 六 その他組合員の福祉の増進に資する事業で政令で定めるもの

2 前項に規定する事業に要する費用に充てることができる金額は、短期給付に要する費用の九十五分の五に相当する金額の範囲内とする。

3 組合は、第一項各号に掲げる事業を行なうに当たつては、他の組合と共同して行なう等組合員の福祉を増進するための事業が総合的に行なわれるように努めなければならない。

第六章 費用の負担

第百十三條 組合の給付に要する費用は、次に定めるところにより、政令で定める職員(市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係る長期給付に要する費用にあつては、市町村職員共済組合を組織する職員のすべて又は都市職員共済組合を組織する職員のすべて)を単位として、算定するものとする。この場合において、第二号に規定する費用については、少なくとも

五年ごとに再計算を行なうものとする。

一 短期給付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における短期給付に係る次項の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

二 長期給付に要する費用については、その費用の予想額と長期給付に係る次項の掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるように、かつ、毎事業年度の同項の掛金及び負担金の額が平準的になるように定める。

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六條第一項、第百三十四條、第百三十六條第二項及び第百三十九條において同じ。)の負担金をもつて充てて、

- 一 短期給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十
- 二 長期給付に要する費用(次号に掲げるものを除く。)掛金百分の四十五、地方公共団体の負担金百分の五十五
- 三 公務による廃疾年金又は第九十三條第一項第一号若しくは第九十四條の規定による遺族年金に要する費用 地方公共団体の負担金百分の百
- 四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十
- 五 組合の事務(福祉事業に係る事務を除く。)に要する費用 地方公共団体の負担金百分の百

3 前項第五号の規定により組合の事務に要する費用に充てため地方公共団体が負担すべき金額は、毎年度、地方公共団体の予算をもつて定める。

4 地方公務員法第五十二條の職員団体(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五條の六の職員団体を含む。)又は地方公務員労働関係法(昭和二十七年法律第二十八号)第五條(同法附則第四項において準用する場合を含む。)の労働組合(以下「職員団体」と総称する。)の事務にもつぱら従事する職員である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六條第一項、第百三十四條、第百三十六條第二項及び第百三十九條において同じ。)の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び地方公共団体の負担金」と、同項第一号から第四号まで中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

(掛金)

第百十四条 掛金は、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの各月につき、徴収するものとする。この場合において、組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に更に組合員の資格を取得したときは、当該資格の取得によるその月の掛金は、徴収しない。

2 掛金は、主務省令で定めるところにより、組合員の給料を標準として算定するものとし、その給料と掛金との割合は、組合の定款(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合について、連合会の定款)で定める。

3 組合員のうち給料の額が十一万円をこえる者は、前項の規定の適用については、その額が十一万円であるものとみなす。

(掛金等の給付からの控除)

第百十五条 組合員の給付支給機関は、毎月、給料その他の給付を支給する際組合員の給付から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)の給付支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、給料その他の給付(地方自治法第二百四十二条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において

同じ。)を支給する際、組合員の給料その他の給付からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3 組合員は、給料その他の給付の全部又は一部の支給を受けないことにより、前二項の規定による掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行なわれないときは、政令で定めるところにより、その控除が行なわれるべき毎月の末日までに、その払い込まれるべき掛金に相当する金額を組合に払い込まなければならない。

(負担金)

第百十六条 地方公共団体の機関又は職員団体は、それぞれ第百十三条の規定により地方公共団体又は職員団体が負担すべき金額を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2 前項の規定による負担金の支払については、概算払をすることができ、この場合においては、当該事業年度末において、精算するものとする。

第七章 審査請求

(審査請求)

第百十七条 組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金の徴収又は通算年金通則法第七条第一項の規定による確認に関し不服がある者は、文書又は口頭で、地方公務員共済組合審査会(以下「審査会」という。)に行政不服審査法(昭和三十一年法律第 号)による審査請求をすることができ、

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収又は確認があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

3 審査請求は、時効の中断に関し、裁判上の請求とみなす。

(審査会の設置及び組織)

第百十八条 地方職員共済組合等、都職員共済組合等及び連合会に、それぞれ審査会を置く。

2 審査会は、委員六人をもつて組織する。

3 委員は、組合員を代表する者、地方公共団体を代表する者及び公益を代表する者それぞれ二人とし、地方職員共済組合等及び都職員共済組合等に置かれる審査会にあつては組合の理事長が、連合会に置かれる審査会にあつては連合会の理事長が、それぞれ委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができ、

6 審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、会長以外の公益を代表する委員がその職務を行なう。

(議事)

第百十九条 審査会は、組合員を代表する委員、地方公共団体を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(組合に対する通知等)

第百二十条 審査会は、審査請求を受理したときは、当該審査請求に係る組合にこれを通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求めなければならない。

(政令への委任)

第百二十一条 この章及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査会の委員及び同法第二十七条の規定により事実を陳述させ、又は鑑定を求めた参考人の旅費その他の手当の支給その他の審査会及び審査請求の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章 地方公務員共済組合 審査会

(地方公務員共済組合審査会)

第百二十二条 この法律に基づく組合に関する制度及びその行なう給付その他の事業の運営に関する重要事項について、自治大臣の諮問に応じて調査審議するため、自治省の附属機関として、地方公務員共済組合審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、組合に関する施策及び組合の運営に関する事項につい

(委員)

第百二十三条 審査会は、委員十二人以内で組織する。

2 委員は、学識経験がある者、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員及び組合員のうちから自治大臣が任命し、その任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができ、

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第百二十四条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行なう。

(政令への委任)

第百二十五条 前三条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第九章 雑則

(時効)

第百二十六条 この法律(第百五十一条第一項の地方議会議員共済会に関する部分を除く。以下この章において同じ。)に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、長期給付については五年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

2 掛金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができるとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があつたもの
二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

(期間計算の特例)

第二百二十七条 この法律の規定により給付の請求又は給付を受ける権利に係る申出若しくは届出に係る期間を計算する場合において、その請求、申出又は届出が書面の郵送により行なわれたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

(戸籍書類の無料証明)

第二百二十八条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、区長)は、組合又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

(端数の処理)

第二百二十九条 年金である給付を受ける権利を決定する場合において、その給付の額に一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)第二条の規定を準用する。

(主務大臣の権限)

第二百三十条 組合(連合会を含む。以下この条において同じ。)の業務の執行は、主務大臣が監督する。

2 組合は、主務省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

4 主務大臣は、毎年少なくとも一回、当該職員に組合の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

5 主務大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合に対してその業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

これらの者を使用する者に対し、その行なつた診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は当該給付に係る療養を行なつた保険医療機関若しくは保険薬局から報告若しくは資料の提出を求め、当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問し、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(主務大臣等)

第二百三十二条 この法律における主務大臣及び主務省令は、地方職員共済組合、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合並びに連合会については自治大臣及び自治省令、公立学校共済組合については文部大臣及び文部省令、警察共済組合については内閣総理大臣及び総理府令とする。

2 主務大臣は、主務省令を定めるときは、あらかじめ、自治大臣に協議しなければならない。

3 自治大臣は、政令で定めるところにより、第二百三十条第一項及び第四項並びに前条第一項に規定する権限に属する事務の一部を、都道府県知事をして行なわせることができる。

4 この法律に規定する警察共済組合に係る内閣総理大臣の権限は、警察庁長官が補佐する。

(医療に関する事項等の報告)

第二百三十三条 組合は、総理府令・文部省令・厚生省令・自治省令で定めるところにより、この法律に定める医療に関する事項その他この法律の規定による給付に関する事項について、厚生大臣に報告しなければならない。

(地方公共団体の報告等)

第二百三十四条 地方公共団体は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給付等に関し、組合員に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行なうものとする。

(船員組合員の期間計算の特例)

第二百三十五条 船員保険の被保険者(以下この章において「船員」という。)である組合員(以下「船員組合員」という。)の船員組合員としての資格の得喪及び期間の計算については、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の定めるところによる。

(船員組合員の療養の特例)

第二百三十六条 船員組合員又はその被扶養者が病氣にかかり、又は負傷した場合における療養に関しては、第五十六条から第六十一条までの規定にかかわらず、船員保険

法第二十八条から第二十九条ノ三まで、第三十一条及び第三十一条ノ二の規定による。

2 前項の場合において、船員保険法第二十九条ノ三の規定の例により地方公共団体が交付し、又は負担すべき金額の支払の事務は、組合が行なうものとする。

(船員組合員の療養以外の給付の特例)

第二百三十七条 船員組合員又は船員組合員であつた組合員が退職し、又は死亡した場合における退職給付又は遺族給付は、次に掲げるもののうちその者が選択するいずれか一の給付とする。

一 組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付(組合員でない船員であつた期間がある場合には、これらの給付並びにその期間に対する船員保険法第三章第五節及び第七節から第九節までに規定する給付(葬祭料を除く。))

二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員として受けるべき船員保険法の給付で前号に規定するもの(船員でない組合員であつた期間がある場合には、当該給付及びその期間に対する組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付)

2 前条及び前項に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する給付は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれか一の給付とする。

一 組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき給付

二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に組合員若しくは船員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき給付（失業に關する給付を除く。）

3 船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に對する給付のうち、公務による廃疾年金又は公務による遺族年金は、前二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる給付とする。（厚生年金保険及び船員保険交渉法との関係）

第百三十八條 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七號）第二條から第四條までの規定により厚生年金保険又は船員保険の老齢年金の受給資格期間を満たした者が船員組合員となつたときは、組合員でない船員であつた期間は、船員でなかつたものとみなして、前條の規定を適用する。

（船員組合員についての負担金の特例）

第百三十九條 地方公共団体は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に對する船員保険法に規定する給付に要する費用（同法第二十九條ノ三の規定による船舶所有者が負担すべき費用を含む。）については、第百三十三條第二項の規定にかかわらず、同法第五十八條の規定による国庫の負担及び同法第六十條第一

項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

（公庫等に転出した復帰希望職員についての特例）

第百四十條 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に應じ、引き続き公庫の予算及び決算に關する法律（昭和二十六年法律第九十九號）第一條に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が國又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるために退職した場合において、その者が、その公庫等職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続き公庫等職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下「復帰したとき」という。）の第四十條の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨をその組合に申し出たときは、当該退職（以下「転出」という。）に係る長期給付は、その申出をした者（以下「復帰希望職員」という。）が引き続き公庫等職員として在職する間、その支払を差し止める。

2 復帰希望職員が引き続き公庫等職員として在職し、引き続き復帰したときは、長期給付に關する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、当該公庫等職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。ただし、当該公庫等職員であつた期間内に発した疾病又は負傷に係る廃疾給付については、この限りでない。

3 前項の場合において、第四十四條第二項の規定の適用については、同項中「給料」とあるのは、「給料（組合の運営規則で定める仮定給料を含む。以下この項において同じ。）は」とする。

4 復帰希望職員及び公庫等については、当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて、第六章（第百三十三條第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる費用に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、第百三十三條第二項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一條又は第二條の規定により都道府県がその給付を負担する者にあつては、都道府県。以下この條、第百三十六條第一項、第百三十四條、第百三十六條第二項及び第百三十九條において同じ。）の負担金」とあるのは「（公庫等の負担金）」と、同項第二号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「（公庫等の負担金）」と、第百三十四條第二項中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、第百三十六條第二項中「地方公共団体の機関又は職員団体」とあるのは「（公庫等）」と読み替へるものとする。

5 復帰希望職員が引き続き公庫等職員として在職しなかつたとき（引き続き復帰したときを除く。）は、その組合は、政令で定めるところにより、当該復帰希望職員及び公庫等に對し、これらの者が、負担した掛金又は負担金を返還しなくてはならない。

（組合役員等の取扱い）
第百四十一條 組合の役員及び組合に使用され、組合から給付を受け、これらの者が常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。）で主務省令で定めるもの（以下「組合役員職員」という。）は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律の規定（役員については、長期給付に關する規定を除く。）を適用する。この場合において、前項後段の規定を準用する。

3 長期給付に關する規定の適用を受ける組合役員職員又は連合会役員でない組合役員又は連合会役員である組合員となつたときは、長期給付に關する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

（国の職員の取扱い）
第百四十二條 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十號）第七十九條又は第八十二條に規定する休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない国家公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する国家公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとし、國から給付を受けない者で政令で定めるもの以外のものを含まないものとする。）で次に掲げるもの（以下「國の職員」という。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、國の職員は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる組合の組合員となるものとする。

2 連合会の役員及び連合会に使用され、連合会から給付を受ける者（これらの者が常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。）で主務省令で定めるもの（以下「連合会役員職員」という。）は、自治大臣が指定する組合を組織する職員とみなして、この法律の規定（役員については、長期給付に關する規定を除く。）を適用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

- 2
- 一 地方自治法附則第八条に規定する都道府県の職員
二 警察庁の所属職員及び警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条第一項に規定する地方警察官
三 奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第十条第一項に規定する鹿児島県の職員
四 奄美群島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十七号)第四条の規定に基づき鹿児島県の機関が行なうこととされた国の行政事務に従事する奄美群島の復興に伴う琉球政府の職員の引継ぎの暫定措置等に関する政令(昭和二十八年政令第四百一十号)第四条第一項に規定する鹿児島県の職員
国の職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句とする。

第二條第一項第五号	給料 地方公務員法第二十五条第二項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものをいう。	俸給 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法第五条第一項に規定する俸給とし、その他の職員については、これに準ずる給与で政令で定めるものをいう。
第四十四条（見出しを含む。）	給料 給料日額 給料年額	俸給 俸給日額 俸給年額
第六十三条第一項及び第三項 第六十五条第一項 第七十一条（見出しを含む。） 第七十二条 第七十三条 第七十八條第三項第二号 第八十二条第三項第二号 第八十八條第四項及び第五項 第九十二条第一項 第一百四十二条第二項及び第三項 第一百五十五条第一項及び第三項 第六十八條第一項及び第二項 第六十九條第一項 第七十条 第八十三条第二項第一号 第九十八條第二項	給料 給料日額 俸給 俸給日額	

第七十八条第二項及び第三項 第一号		
第八十条	給料年額	
第八十一条第四項		
第八十七条第一項及び第二項		
第九十条第四項から第六項まで		
第九十三条第一項及び第二項		
第八十六条第二項	労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の規定による療養補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第一号に規定する療養補償費若しくは同条第三項に規定する療養の給付	国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第十條の規定による療養補償
	公務傷病がなつた時又は労働基準法第八十一条の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時	公務傷病がなつた時
第八十八条第六項	給料日額	俸給日額
	給料	俸給
	労働基準法第七十七条の規定による障害補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償費	国家公務員災害補償法第十三條の規定による障害補償
第九十一条	給料年額	俸給年額
	労働基準法第七十九条の規定による遺族補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号に規定する遺族補償費	国家公務員災害補償法第十五條の規定による遺族補償
第九十七条		

第百十一條	給料年額	俸給年額
地方公務員法第二十九條	組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一條又は第二條の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六條第一項、第百三十四條、第百三十六條第二項及び第百三十九條において同じ。）の負担金	国家公務員法第八十二條
第百十三條第二項各号例記以外の部分	組合員の掛金及び国の負担金	
第百十三條第二項各号	地方公共団体の負担金	国の負担金
	地方公務員法第五十二條の職員団体（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五條の六の職員団体を含む。）又は地方公営企業労働関係	専従職員（国家公務員法第九

第百十三條第四項	係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五條（同法附則第四項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務にもつぱら従事する職員である組合員	十八條の職員団体（以下「職員団体」という。）の事務にもつぱら従事する職員である組合員をいう。）である組合員
第百十五條第二項	給料その他の給与（地方自治法第二百四條第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。）	俸給その他の給与（国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当を含む。）
第百十三條第三項 第百十六條第一項 第百三十四條（見出しを含む。） 第百三十六條第二項 第百三十九條	地方公共団体	国

3 地方職員共済組合及び警察共済組合は、当該組合の国の職員である組合員に係る第二十四條の規定による責任準備金のうち、当該組合が当該国の職員である組合員に対し厚生年金保険法の規定による保険給付を行なうものとした場合に必要となるべき積立金に相当する金額として政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部に預託して運用しなければならない。

4 国の機関は、地方職員共済組合及び警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その所属職員その他に使用される者をして当該組合の業務に従事させることができる。

5 国の機関は、地方職員共済組合及び警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地建物その他の施設を無償で当該組合の利用に供することができる。

（国家公務員共済組合法との関係）
第百四十三條 組合員が退職し、引き続き国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号）第三條に規定する国家公務員共済組合（以下「国の組合」という。）の組合員のうち、同法の長期給付に関する規定の適用を受ける者となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、その退職はなかつたものとみなす。

2 組合員（組合員であつた者を含む。次項において同じ。）が国の組合の組合員となつたときは、当該組合の組合員に係る国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けた国の組合の組合員であつた間に限る。

3 前二項に定めるもののほか、組合員が国の組合の組合員となつた場合におけるこの法律の規定の適用については、必要な事項は、政令で定める。

（地方公務員法との関係）
第百四十五條 この法律の規定による短期給付及び長期給付の制度は、一般職に属する職員については、地方公務員法第四十三條に規定する共済制度とする。

（主務省令への委任）
第百四十六條 第三條から第百四十四條までの規定の実施のための手

続その他これらの規定の執行に關し必要な細則は、主務省令で定める。

第十章 罰則

（罰則）
第百四十七條 第百三十條第二項又は第四項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第百四十八條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした組合役職員、連合会役職員その他組合又は連合会の事務を行なう者は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律（第一章を除く。）により主務大臣の認可又は承認

を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五十七条、第十七条第二項、第二十一条第二項又は第二十二條第三項(これらの規定を第三十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十五条第一項前段(第三十八條第一項において準用する場合を含む。)又は第三十六條第四項の規定に違反して、組合若しくは連合会の業務上の余剰金又は連合会の積立金を運用したとき。

四 第三十條第五項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

五 この法律に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第四百九條 連合会の役員が第二十九條の規定による政令に違反して登記をすることを怠つたときは、三万円以下の過料に処する。

第五百十條 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行なつた者又はこれらの者を使用する者が第三十一條第一項の規定による報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

第十一章 地方議会議員の年金制度

(地方議会議員共済会)

第五百十一條 次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員(以下「地方議会議員」という。)の区分に従い、当該各号に掲げる地方議会議員をもつて組織する当該各号に掲げる地方議会議員共済会(以下「共済会」という。)を設ける。

一 都道府県の議会の議員
都道府県議会議員共済会

二 市(特別区を含む。)以下この章において同じ。の議会の議員
市議会議員共済会

三 町村の議会の議員
町村議会議員共済会

2 共済会は、法人とする。

3 共済会は主たる事務所を東京都に置く。

(定款)

第五百十二條 共済会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 代議員会に関する事項

五 役員に関する事項

六 年金の給付に関する事項

七 財産に関する事項

八 資産の管理その他財務に関する事項

九 その他組織及び業務に関する重要事項

2 定款の変更は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第五百十三條 共済会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第五百十四條 民法第四十四條、第五十條及び第五十四條の規定は、共済会について準用する。

(代議員会)

第五百十五條 共済会に、代議員会を置く。

2 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業計画書の作成及び定款で定める重要な変更並びに決算報告の認定

三 訴訟の提起及び和解

四 その他共済会の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

(役員)

第五百十六條 共済会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事十人以内及び監事二人以内を置く。

2 会長は、共済会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して共済会の業務を執行し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

4 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して共済会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

5 監事は、共済会の業務を監査する。

6 共済会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が共済会を代表する。

(余剰金の運用)

第五百十七條 共済会の業務上の余剰金は、自治省令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により運用しなければならない。

(共済年金の種類)

第五百十八條 共済会の給する年金(以下「共済年金」という。)は、退職年金、公務傷病年金及び遺族年金とする。

(在職期間の合算)

第五百十九條 共済年金の基礎となるべき在職期間の計算については、都道府県、市又は町村の議会の区分ごとに、地方議会議員が退職した後それぞれその議会の議員として再就職したときは、前後の在職期間は、合算するものとする。

2 市町村の廃置分合若しくは境界変更により町村が市となり若しくは市が町村となつた場合又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分があつた場合において、これらの場合における地方議会議員としての在職期間は、合算する。この場合において、共済会は、合算されるべき在職期間に係る共済年金の支給に要する費用を移換しなければならない。

(併給の禁止)

第六十條 一の共済会が給する共済年金については、退職年金と公務傷病年金とは、併給しないものとする。

(退職年金)

第六十一條 退職年金は、地方議会議員が在職十二年以上で退職したときに、その者に給するものとする。

2 退職年金の年額は、在職期間十二年以上十二年未満につき、退職当時の標準報酬月額(第六十六條に規定する標準報酬月額に十二を乗じて得た額をいう。以下同じ。)の百五十分の五十に相当する金額とし、十二年以上二十年を増すごとに、その一年につき、退職当時の標準報酬年額の百五十分の一に相当する金額を加算した金額とする。

3 在職期間五十年をこえる者に給すべき退職年金の年額は、在職期間五十年として計算する。

(公務傷病年金)

第六十二條 公務傷病年金は、地方議会議員が、当該共済会を組織する地方議会議員である間における公務に基づく傷病により不具廃疾となり退職したときに、その者に給するものとする。退職後三年以内に、当該共済会を組織する地方議会議員であつた間における公務に基づく傷病により不具廃疾となつたときも、同様とする。

2 公務傷病年金の年額は、在職期間十二年未満の者にあつては前条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在

職期間十二年以上の者にあつては、その者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ当該不具廃疾の程度に応じた金額を加算した金額とする。

3 前項の不具廃疾の程度は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二の定めるところによるものとし、同項の加算額は、同法別表第二号表の定める金額によるものとする。

4 公務に基づく傷病により不具廃疾となつた場合において、その者に重大な過失があつたときは、前三項の規定による公務傷病年金は、給しない。

5 公務傷病年金の決定をするに当たつて、将来不具廃疾が回復し、又はその程度が低下することがあるべきことが認められるときは、五年間公務傷病年金を給する。

6 前項の期間満了の六月前までに傷病が回復しない者は、定款で定めるところにより、再審査を請求することができる。再審査の結果公務傷病年金を給すべきものであるときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

(遺族年金)
第百六十三条 遺族年金は、地方議會議員が死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職年金又は公務傷病年金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。退職年金又は公務傷病年金を受ける者が死亡したときも同様とする。

2 前項の遺族年金の年額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

一 地方議會議員が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合(第三号に規定する場合を除く。)においては、これに給すべき退職年金の年額

二 退職年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合(前号に規定する場合を除く。)においては、当該退職年金の年額

三 公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては第百六十一条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額

四 地方議會議員又は退職年金若しくは公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病により死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては第百六十一条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつては同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百七十を乗じて得た金額

(退職年金等の停止)
第百六十四条 退職年金は、これを受ける者が年齢満五十五歳に達する月まで、その支給を停止する。

2 退職年金及び公務傷病年金は、これを受ける者が第百五十九条第一項に規定する再就職をしたときは、再就職の月の翌月から退職の月まで、その支給を停止する。ただし、实在職期間が一月未満であるときは、この限りでない。

(退職年金等の改定)
第百六十五条 第百五十九条第一項に規定する再就職その他の事由による退職年金及び公務傷病年金の改定については、定款で定める。

(掛金)
第百六十六条 地方議會議員は、定款で定めるところにより、共済年金の給付に要する費用に充てるため、共済会に、掛金を納めなければならない。

2 前項の掛金の額は、地方議會議員の報酬(地方自治法第二百三十三条に規定する報酬をいう。以下同じ。)の額(一の地方公共団体の議会の議員については、その報酬の額が職により異なるときは、その最も低い額をもつて当該地方公共団体の議会の議員の報酬の額とする。)に基づき定款で定める標準報酬月額額の百分の五に相当する金額とする。

3 地方議會議員の報酬の支給機関は、報酬を支給する際地方議會議員の報酬から前項に規定する掛金を相当する金額を控除して、これを地方議會議員に代わつて共済会に払い込まなければならない。

(地方公共団体の負担金)
第百六十七条 共済年金の給付に要する費用は、前条第一項に規定する掛金を充てるほか、地方公共団体が負担する。

2 前項の規定により地方公共団体が負担する負担金の率その他当該負担金について必要な事項は、自治省令で定める。

3 共済会の事務に要する費用は、地方公共団体が負担する。

4 前項の規定により地方公共団体が負担すべき金額は、毎年度、地方公共団体の予算をもつて定める。

(非課税)
第百六十八条 公務傷病年金及び遺族年金については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

(時効)
第百六十九条 共済年金を受ける権利は、これを受けるべき事由が生じた日から七年間請求しなかつたときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効は、第百六十四条第一項の規定により退職年金の支給を停止される者の当該退職年金については、その者が年齢満五十五歳に達する日の属する月の末日までの間は、進行しない。

3 退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有する者が退職後二箇月以内に第百五十九条第一項に規定する再就職をしたときは、第一項の時効は、再就職に係る職を退職した日から進行する。ただし、退職年金を受ける権利を有する者が再就職に係る職を退職した日に

おいて年齢満五十五歳未満であるときは、その時効については、前項の規定を適用する。

(監督)
第百七十条 共済会の業務の執行は、自治大臣が監督する。

2 共済会は、自治省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を自治大臣に提出しなければならない。

3 自治大臣は、毎年少くとも一回、当該職員に共済会の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

(自治省令への委任)
第百七十一条 この章に定めるもののほか、この章の規定の施行に関し必要な事項は、自治省令で定める。

(罰則)
第百七十二条 第百七十条第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

三 第百五十七条の規定による自治省令に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第百三十二条第一項、第二項及び第四項、附則第三条第三項及び第四項、附則第五条第一項から第七項まで、附則第六条第一項から第七項まで、附則第七条、附則第八条、附則第九条第一項から第四項まで、附則第十条第二項、附則第二十九条、附則第三十三条並びに附則第四十二條の規定は、公布の日から施行する。

(法律の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 町村職員恩給組合法(昭和二十七年法律第百十八号)
- 二 市町村職員共済組合法
- 三 地方議会議員互助年金法(昭和三十六年法律第百二十号)

(組合の存続)

第三条 この法律による改正前の国家公務員共済組合法第三条第二項第一号ニ及び同法附則第二十条第一項第二号の規定に基づく地方職員共済組合、同法附則第二十条第一項第三号の規定に基づく公立学校共済組合又は同法第三条第二項第一号イ及び同法附則第二十条第一項第一号の規定に基づく警察共済組合(以下この条、附則第十五条及び附則第十六条において、「旧組合」という。)は、昭和三十七年

十月一日において、それぞれ第三条第一項第一号から第三号までに掲げる地方職員共済組合、公立学校共済組合又は警察共済組合となり、同一性をもつて存続するものとする。

- 2 旧組合の運営規則でこの法律の規定に抵触するものは、施行日からその効力を失うものとする。
- 3 自治大臣、文部大臣及び警察庁長官は、施行日の前日までに、それぞれ旧組合の運営審議会の議を経て、第五条の規定の例により、地方職員共済組合等の定款を定め、及び主務省令で定めるところにより施行日を含む事業年度のうちに同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、並びに当該定款、事業計画及び予算につき主務大臣の認可を受けるものとする。
- 4 前項の主務大臣の定款の認可については、第五条第四項から第六項までの規定の例による。
- 5 地方職員共済組合等は、施行日に、第三項の規定により認可を受けた定款を公告しなければならぬ。

(町村職員恩給組合等の解散)

第四条 旧町村職員恩給組合法第二条の町村職員恩給組合(以下「旧町村職員恩給組合」という。)及び同法の規定に基づく町村職員恩給組合連合会(以下「旧町村職員恩給組合連合会」という。)並びに旧市町村職員共済組合(以下「旧市町村職員共済組合」という。)及び旧市町村職員共済組合連合会(以下「旧市町村職員共済組合連合会」とい

う。)は、この法律の施行の時にあって、解散するものとする。

(都職員共済組合等の設立)

第五条 都職員共済組合設立委員又は指定都市職員共済組合設立委員(以下この条において「組合設立委員」という。)は、都知事又は指定都市の市長が都(特別区を含む。以下この項及び第三項において同じ。)又は指定都市の職員のうちから指名する者十人以上及びこれと同数の、都又は指定都市の職員がその職員のうちから選挙する者とする。

2 都知事又は指定都市の市長は、昭和三十七年八月十一日までに、組合設立委員の指名をしなければならぬ。

3 都知事又は指定都市の市長は、昭和三十七年七月二十日までに、都又は指定都市の職員のうちから十人以上を、都職員共済組合設立委員選挙管理人又は指定都市職員共済組合設立委員選挙管理人(以下この条において「選挙管理人」という。)として指定しなければならぬ。

- 4 選挙管理人は、昭和三十七年八月十一日までに、組合設立委員の選挙を行わなければならない。
- 5 組合設立委員は、昭和三十七年八月二十七日までに、第五条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項に定める事項について定款を定め、並びに主務省令で定めるところにより施行日を含む事業年度のうちに同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について自治大

臣の認可を申請しなければならない。

6 自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

7 組合設立委員は、前項の規定による告示があつたときは、昭和三十七年九月二十二日までに、第十三条第三項、第六項及び第七項の規定の例により理事長となるべき者、理事となるべき者及び監事となるべき者を選挙しなければならない。

8 都職員共済組合等は、第六項の規定による告示があつたときは、施行日に、成立する。この場合において、都職員共済組合等は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

9 組合設立委員並びに第七項の理事長となるべき者、理事となるべき者及び監事となるべき者は、都職員共済組合等の成立の日において、都職員共済組合等の組合会の議員、理事長、理事及び監事となるものとする。

10 都職員共済組合等の設立に要する費用は、当該都職員共済組合等が負担するものとする。

(市町村職員共済組合の設立)

第六条 都道府県知事は、昭和三十七年七月二十日までに、市町村長及び市町村長以外の市町村の職員のうちからそれぞれ十人以上の同数の者を市町村職員共済組合設立委員選挙管理人(以下この条において「選挙管理人」という。)として指名しなければならない。

2 選挙管理人は、昭和三十七年八月一日までに、市町村職員共済組合設立委員(以下この条において「組合設立委員」という。)の定数を二十人以上(政令で定める市町村職員共済組合に係るものにあつては、二十人をこえ三十人以上)において定めなければならない。

3 組合設立委員は、市町村長及び市町村長以外の市町村の職員がそれぞれのうちから同数を選挙するものとする。

4 選挙管理人は、昭和三十七年八月十一日までに、組合設立委員の選挙を行わなければならない。

5 組合設立委員は、昭和三十七年八月二十七日までに、第五条第一項各号に掲げる事項について定款を定め、並びに主務省令で定めるところにより施行日を含む事業年度のうちに同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

6 自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

7 組合設立委員は、前項の規定による告示があつたときは、昭和三十七年九月二十二日までに、第十三条第四項、第六項及び第七項の規定の例により理事長となるべき者、理事となるべき者及び監事となるべき者を選挙しなければならない。

8 市町村職員共済組合は、第六項の規定による告示があつたときは、施行日に、成立する。この場

合において、市町村職員共済組合は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

9 組合設立委員並びに第七項の理事長となるべき者、理事となるべき者及び監事となるべき者は、市町村職員共済組合の成立の日において、市町村職員共済組合の組合会の議員、理事長、理事及び監事となるものとする。

10 市町村職員共済組合の設立に要する費用は、当該市町村職員共済組合が負担するものとする。

(都市職員共済組合を設立する旨の申出)

第七条 第三条第二項の規定により都市職員共済組合を設けようとする一の市又は二以上の市の市長は、昭和三十一年七月十日までに、政令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に申し出なければならない。

(都市職員共済組合の設立)

第八条 都市職員共済組合の設立については、次の各号に定めるところによる。

一 当該設立される都市職員共済組合が一の市の職員をもつて組織される場合にあつては、附則第五条に規定する都職員共済組合等の設立の方法の例によるものとする。

二 当該設立される都市職員共済組合が二以上の市の職員をもつて組織される場合にあつては、当該二以上の市の長の協議により、附則第五条に規定する都職員共済組合等の設立の方法又は附則第六条に規定する市町村職員共済組合の設立の方法のいずれかの例によるものとする。この場合において、附則第五条に規定する都職員共済組合等の設立の方法の例によるのは、当該二以上の市の数が当該方法の例により定めるべき組合設立委員の定数の半数に満たない場合とし、附則第六条に規定する市町村職員共済組合の設立の方法によるのは、当該二以上の市の数が当該方法の例により定めるべき組合設立委員の定数の半数以上である場合とする。

員共済組合の設立の方法のいずれかの例によるものとする。この場合において、附則第五条に規定する都職員共済組合等の設立の方法の例によるのは、当該二以上の市の数が当該方法の例により定めるべき組合設立委員の定数の半数に満たない場合とし、附則第六条に規定する市町村職員共済組合の設立の方法によるのは、当該二以上の市の数が当該方法の例により定めるべき組合設立委員の定数の半数以上である場合とする。

2 前項の場合において、附則第五条に規定する都職員共済組合等の設立の方法の例によるときは、当該二以上の市の市長が協議して定める市長が選挙管理入及び組合設立委員を指名するものとする。

(市町村職員共済組合連合会等の設立)

第九条 自治大臣は、昭和三十一年九月二十五日までに、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の理事長となるべき者の会議を招集しなければならない。

2 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の理事長となるべき者は、前項に規定する会議において、連合会の理事長となるべき者を互選し、並びに第二十八条第一項各号に掲げる事項について定款を定め、施行日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成しなければならない。

3 前項の規定により連合会の理事長となるべき者として互選された

者は、昭和三十一年九月二十七日までに、前項の定款、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

4 自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

5 連合会、前項の規定による告示があつたときは、施行日に、成立する。この場合において、連合会は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

6 第二項の連合会の理事長となるべき者は、連合会の成立の日において、連合会の理事長となるものとする。

7 連合会の設立に要する費用は、当該連合会が負担するものとする。

(共済会の設立)

第十条 旧地方議会議員互助年金法第二条の規定により組織された都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会又は町村議会議員互助会(以下「互助会」という。)は、施行日において、それぞれ第五十一条の規定により設けられた都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 互助会の会長は、施行日の前日までに互助会の代議員会の議決を経て、第五十二条の規定の例により共済会の定款を定め、当該定款について自治大臣の認可を受けなければならない。

3 互助会の役員は、施行日において、それぞれ共済会の役員となるものとする。

(権利義務に関する経過措置)

第十一条 市町村職員共済組合又は市町村職員共済組合連合会、この法律の施行に伴い解散する旧町村職員共済組合及び旧市町村職員共済組合又は旧市町村職員共済組合連合会及び旧市町村職員共済組合連合会の権利義務をそれぞれ承継するものとする。

2 旧町村職員共済組合を組織していた市町村(以下この項において「恩給組合加入市町村」という。)をもつて組織する地方自治法第二百八十四条に規定する一部事務組合で恩給組合加入市町村に係る次の各号に掲げる費用を市町村職員共済組合に払い込む事務を共同して行なうためのものが施行日に成立したときは、前項の規定にかかわらず、当該一部事務組合が当該旧町村職員共済組合の財産を承継するものとする。

一 施行日前に恩給組合加入市町村の職員であつた者で市町村職員共済組合の組合員となつたものについて生ずる追加費用

二 施行日前に恩給組合加入市町村の職員であつた者に係る旧町村職員共済組合の条例の規定による給付の支払に要する費用

3 前項の一部事務組合の財務に関する事項については、旧町村職員共済組合法第六條の二から第六條の六まで及び第九條の規定の例による。

4 第二項の承継及び同項の一部事務組合における資産の運用その他財務に関し必要な事項は、前項に定めるもののほか、政令で定める。

5 都市職員共済組合、指定都市職員共済組合又は市町村職員共済組合は、附則第二十九条第二項の規定により解散する健康保険組合の権利義務をそれぞれ承継するものとする。

(旧町村職員共済組合等の職員の身分取扱)

第十二条 地方職員共済組合等以外の組合及び連合会は、この法律の施行に伴い解散する旧町村職員共済組合、旧市町村職員共済組合、健康保険組合、旧町村職員共済組合連合会及び旧市町村職員共済組合連合会の職員がそれぞれ引き継ぎ組合及び連合会の職員としての身分を取得するように措置しなければならない。

(従前の給付等)

第十三条 この附則(附則第四十條の規定に基づく別に定める法律を含む。)に別段の規定があるもののほか、施行日前に国家公務員共済組合法、旧市町村職員共済組合法、健康保険法、船員保険法、旧地方議会議員互助年金法(同法に基づき互助会の規約を含む。)並びに旧町村職員共済組合の退職年金及び退職一時金に関する条例の規定に基づいてした給付、審査の請求その他の行為又は手続で施行日以後その法令上の効力が失われるものは、この法律中の相当する規定

定によつてした行為又は手続とみなす。

(被扶養者に関する経過措置)

第十四条 施行日の前日において旧市町村職員共済組合法、健康保険法又は船員保険法(以下この条において「旧市町村職員共済組合法等」といふ。)に規定する被扶養者であつた者で第二号第一項第二号に掲げる被扶養者に該当しないもののうち次の各号の一に該当するものの被扶養者としての資格については、その者が引き続き主として第一号の組合員等の収入により生計を維持している間に限り、第二号第一項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第一号に該当する者にあつては、当該傷病手当金及びその給付事由である病気又は負傷により生じた病気による傷病手当金以外の給付、第二号に該当する者にあつては、その傷病により生じた病気についての家族療養費以外の給付については、この限りでない。

一 この法律の施行の際現に旧市町村職員共済組合法等の規定による傷病手当金の支給を受け、かつ、病院又は診療所に収容されている旧市町村職員共済組合の組合員若しくは組合員であつた者又は健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被保険者であつた者(次号において「組合員等」といふ。)によつて生計を維持している者

二 その病気又は負傷につき、この法律の施行の際現に組合員等が旧市町村職員共済組合法等の

規定による家族療養費の支給を受けている者

(国家公務員共済組合の組合員等であつた期間に係る給付の取扱ひ)

第十五条 旧組合若しくは旧市町村職員共済組合の組合員又は健康保険若しくは船員保険の被保険者で組合の成立と同時に組合員となつたものに対する短期給付に関する規定の適用については、これらの者は、当該組合の成立前の旧組合若しくは旧市町村職員共済組合の組合員又は健康保険若しくは船員保険の被保険者であつた期間、当該組合の組合員であつたものとみなし、当該組合の成立の際現に国家公務員共済組合法の規定による短期給付、旧市町村職員共済組合法の規定による保健給付若しくは休業給付又は健康保険法若しくは船員保険法の規定による保険給付(以下この条において「国家公務員共済組合法による短期給付等」といふ。)を受けている場合においては、当該国家公務員共済組合法に基づいて当該国家公務員共済組合法による短期給付等に相当する給付として受けていたものとみなして、当該組合は、当該組合が成立した日以後に係る給付を支給する。

(資格喪失後の給付に関する経過措置)

第十六条 施行日前に旧組合若しくは旧市町村職員共済組合の組合員の資格又は附則第二十九条第二項の規定により解散する健康保険組合の被保険者(次項において「解散健康保険組合の被保険者」といふ。)の資格を喪失した者で組合員となつたものが、施行日以後に出生し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法、旧市町村職員共済組合法又は健康保険法(以下この条において「国家公務員共済組合法等」といふ。)の規定を適用するものとしたならば国家公務員共済組合法による短期給付、旧市町村職員共済組合法による保健給付若しくは休業給付又は健康保険法による保険給付を受けることができるときは、これらの給付は、国家公務員共済組合法等の規定の例により組合が支給する。ただし、資格喪失後出生し、又は死亡するまでの間に他の法律に基づく共済組合でこれらの給付に相当する給付を行なうものの組合員その他健康保険又は船員保険の被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

合の被保険者(次項において「解散健康保険組合の被保険者」といふ。)の資格を喪失した者で組合員となつたものが、施行日以後に出生し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法、旧市町村職員共済組合法又は健康保険法(以下この条において「国家公務員共済組合法等」といふ。)の規定を適用するものとしたならば国家公務員共済組合法による短期給付、旧市町村職員共済組合法による保健給付若しくは休業給付又は健康保険法による保険給付を受けることができるときは、これらの給付は、国家公務員共済組合法等の規定の例により組合が支給する。ただし、資格喪失後出生し、又は死亡するまでの間に他の法律に基づく共済組合でこれらの給付に相当する給付を行なうものの組合員その他健康保険又は船員保険の被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

お従前の例により組合が支給する。

3 第六十一条第三項の規定は、前項の規定による家族療養費を受けている者が死亡した場合についても、適用する。

(休業手当金の支給に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に旧市町村職員共済組合法第五十九条第一号又は第六号の規定による休業手当金の支給を受けている者については、第七十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(一部負担金に関する経過措置)

第十八条 組合は、当分の間、組合員が一部負担金を支払つたことにより生じた余裕財源の範囲内で、一部負担金の払い戻しその他の措置で主務大臣の定めるものを行なうことができる。

(警察職員に対する長期給付の特例)

第十九条 警部補、巡査部長又は巡査である警察法第五十六条第二項に規定する地方警察職員である組合員(以下「警察職員」といふ。)に対する長期給付に関する規定の適用については、当分の間、次条から附則第二十六条までに定めるところによる。

(退職年金の特例)

第二十条 警察職員であつた期間が十五年以上である者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2 前項の退職年金の額は、警察職員の給料年額(警察職員が引き続き警察職員以外の組合員となつた

場合には、そのなつた日に退職したものとみなして、第四十四条第二項の規定により算定した給料年額。以下同じ。)の百分の三十五に相当する金額(警察職員であつた期間が十五年をこえるときは、そのこえる年数一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五(二十五年をこえる三十年に達するまでの期間については、百分の一)に相当する金額を加えた金額)とする。

3 第七十八条第二項ただし書及び第三項の規定は、第一項の退職年金について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、同条第三項第一号中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、同項第二号中「給料」とあるのは「給料(警察職員が引き続き警察職員以外の組合員となつた場合には、そのなつた日に退職したものととして、第四十四条第二項の規定により算定した給料)」と読み替へるものとする。

4 第一項の退職年金については、第八十条第一項中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五(改定前の退職年金の基礎となつた警察職員であつた期間の年数と合算して二十五年をこえる三十年に達するまでの期間については、百分の一)として、同条の規定を適用する。」

3 第七十八条第二項ただし書及び第三項の規定は、第一項の退職年金について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、同条第三項第一号中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、同条第三項第一号中「給料」とあるのは「給料(警察職員が引き続き警察職員以外の組合員となつた場合には、そのなつた日に退職したものととして、第四十四条第二項の規定により算定した給料)」と読み替へるものとする。

4 第一項の退職年金については、第八十条第一項中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五(改定前の退職年金の基礎となつた警察職員であつた期間の年数と合算して二十五年をこえる三十年に達するまでの期間については、百分の一)として、同条の規定を適用する。」

3 第七十八条第二項ただし書及び第三項の規定は、第一項の退職年金について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、同条第三項第一号中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、同条第三項第一号中「給料」とあるのは「給料(警察職員が引き続き警察職員以外の組合員となつた場合には、そのなつた日に退職したものととして、第四十四条第二項の規定により算定した給料)」と読み替へるものとする。

4 第一項の退職年金については、第八十条第一項中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五(改定前の退職年金の基礎となつた警察職員であつた期間の年数と合算して二十五年をこえる三十年に達するまでの期間については、百分の一)として、同条の規定を適用する。」

3 第七十八条第二項ただし書及び第三項の規定は、第一項の退職年金について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、同条第三項第一号中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、同条第三項第一号中「給料」とあるのは「給料(警察職員が引き続き警察職員以外の組合員となつた場合には、そのなつた日に退職したものととして、第四十四条第二項の規定により算定した給料)」と読み替へるものとする。

4 第一項の退職年金については、第八十条第一項中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五(改定前の退職年金の基礎となつた警察職員であつた期間の年数と合算して二十五年をこえる三十年に達するまでの期間については、百分の一)として、同条の規定を適用する。」

3 第七十八条第二項ただし書及び第三項の規定は、第一項の退職年金について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、同条第三項第一号中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、同条第三項第一号中「給料」とあるのは「給料(警察職員が引き続き警察職員以外の組合員となつた場合には、そのなつた日に退職したものととして、第四十四条第二項の規定により算定した給料)」と読み替へるものとする。

4 第一項の退職年金については、第八十条第一項中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五(改定前の退職年金の基礎となつた警察職員であつた期間の年数と合算して二十五年をこえる三十年に達するまでの期間については、百分の一)として、同条の規定を適用する。」

3 第七十八条第二項ただし書及び第三項の規定は、第一項の退職年金について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、同条第三項第一号中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、同条第三項第一号中「給料」とあるのは「給料(警察職員が引き続き警察職員以外の組合員となつた場合には、そのなつた日に退職したものととして、第四十四条第二項の規定により算定した給料)」と読み替へるものとする。

4 第一項の退職年金については、第八十条第一項中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五(改定前の退職年金の基礎となつた警察職員であつた期間の年数と合算して二十五年をこえる三十年に達するまでの期間については、百分の一)として、同条の規定を適用する。」

3 第七十八条第二項ただし書及び第三項の規定は、第一項の退職年金について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、同条第三項第一号中「給料年額」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額」と、同条第三項第一号中「給料」とあるのは「給料(警察職員が引き続き警察職員以外の組合員となつた場合には、そのなつた日に退職したものととして、第四十四条第二項の規定により算定した給料)」と読み替へるものとする。

4 第一項の退職年金については、第八十条第一項中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五(改定前の退職年金の基礎となつた警察職員であつた期間の年数と合算して二十五年をこえる三十年に達するまでの期間については、百分の一)として、同条の規定を適用する。」

第二十一条 第七十八條の規定と前

条の規定と同時に該当する者に
対しては、これらの規定による退職
年金の額が異なるときは、いずれか
多い額の退職年金のみを支給し、
これらの規定による退職年金の額
が同じときは、第七十八條の規定に
よる退職年金のみを支給する。

(減額退職年金の特例)

第二十二條 附則第二十條の規定に
よる退職年金に基づく減額退職年
金の額については、第八十一條第四
項中「給料年額」とあるのは「附則
第二十條第二項に規定する警察職
員の給料年額」と、「組合員期間」
とあるのは「警察職員であつた期
間」と、「百分の一・五」とあるの
は「百分の一・五(前後の警察職員
であつた期間を合算した期間のう
ち二十五年をこえ三十年に達する
までの期間)については、百分の一
(一)と、同条第五項中「百分の一・
五」とあるのは「百分の一・五(前
後の警察職員であつた期間を合算
した期間のうち二十五年をこえ三
十年に達するまでの期間)につい
ては、百分の一(一)として、これら
の規定を適用する。」

2 第二百四條第二項の規定は附則第

二十條の規定による退職年金に基
づく減額退職年金を受ける権利を
有する者が警察職員以外の組合員
となり、再び退職した場合につい
て、第二百四條第三項の規定は減額
退職年金(第二百二條又は附則第二
十條の規定による退職年金に基づ
くものを除く。)を受ける権利を有
する者が警察職員となり、再び退
職した場合について準用する。

(退職一時金の特例)

第二十三條 附則第二十條の規定に
よる退職年金又はこれに基づく減

額退職年金を受ける権利を有する

者には、通算退職年金及び退職一
時金は、支給しない。

(廃疾年金の特例)

第二十四條 警察職員であつた期間
が十五年以上である者に対する廃
疾年金の額については、第八十七
條第一項中「給料年額」とあるのは
「附則第二十條第二項に規定する
警察職員の給料年額」と、「組合員
期間」とあるのは「警察職員であつ
た期間」と、「二十年」とあるのは
「十五年」と、「百分の一・五」とあ
るのは「百分の一・五(十五年をこ
え二十年に達するまでの期間)につ
いては百分の〇・五とし、二十五
年をこえ三十年に達するまでの期
間については百分の一とする。」「
と、同条第二項中「給料年額」とあ
るのは「附則第二十條第二項に規
定する警察職員の給料年額」と、
「組合員期間」とあるのは「警察職
員であつた期間」と、「二十年」と
あるのは「十五年」と、「百分の一・
五」とあるのは「百分の一・五(二
十五年をこえ三十年に達するまで
の期間)については、百分の一」と
し、第九十條第二項中「組合員で
あつた期間」とあるのは「警察職員
であつた期間」と、同条第四項中
「組合員期間」とあるのは「警察職
員であつた期間」と、「二十年」と
あるのは「十五年」と、「給料年額」
とあるのは「附則第二十條第二項
に規定する警察職員の給料年額」
と、「百分の一・五」とあるのは
「百分の一・五(二十五年をこえ三
十年に達するまでの期間)につい
ては、百分の〇・五とし、同条第五
項第二号中「二十年未満の場合」と
あるのは「二十年未満の場合(警察職
員

であつた期間が十五年以上である

場合を除く。))と、同項第三号中
「組合員期間」とあるのは「警察職
員であつた期間」と、「二十年」と
あるのは「十五年」と、「給料年額」
とあるのは「附則第二十條第二項
に規定する警察職員の給料年額」
と、同項第四号中「組合員期間」と
あるのは「警察職員であつた期
間」と、「二十年」とあるのは「十
五年」と、「給料年額」とあるのは
「附則第二十條第二項に規定する
警察職員の給料年額」と、「百分の
一・五」とあるのは「百分の一・五
(二十五年をこえ三十年に達する
までの期間)については、百分の
一(一)として、これらの規定を適用
する。」

2 前項の規定により算定した廃疾

年金の額が、同項の規定を適用し
ないものとして算定した廃疾年金
の額より少ないときは、当該金額
を廃疾年金の額とする。

8 第一項に規定する者について

は、第八十八條第四項の規定は、
適用しない。

(遺族年金の特例)

第二十五條 警察職員であつた期間

が十五年以上である者が死亡した
場合における遺族年金については、
第九十三條第一項第一号中
「給料年額」とあるのは「附則第二
十條第二項に規定する警察職員の
給料年額」と、「組合員期間が二十
年」とあるのは「警察職員であつた
期間が十五年」と、「百分の一・五」
とあるのは「百分の一・五(十五年
をこえ二十年に達するまでの期間
については、百分の〇・五とし、二
十五年をこえ三十年に達するまで
の期間については、百分の一とす

る。))と、同項第二号中「組合員期

間が二十年」とあるのは「警察職員
であつた期間が十五年」と、同項
第三号中「二十年未満である者」と
あるのは「二十年未満である者(警
察職員であつた期間が十五年以上
である者を除く。))と、同条第二
項中「給料年額」とあるのは「附則
第二十條第二項に規定する警察職
員の給料年額」と、同条第三項中
「第七十八條第三項各号」とあるの
は「附則第二十條第三項において
準用する第七十八條第三項各号」
として、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者に係る遺族年

金の額は、同項の規定により算定
した額が、同項の規定を適用しな
いとしたならば受けることとなる
遺族年金の額より少ないときは、
当該金額とする。

(船員である警察職員の特例)

第二十六條 警察職員で船員法(昭
和二十二年法律第百号)第一條第
一項に規定する船員に該当するも
のについては、船員保険法第十七
條本文の規定は、適用しない。

(衛視等であつた警察職員の取扱

い)

第二十七條 国家公務員共済組合法

附則第十三條に規定する衛視等
(以下この条において「衛視等」と
いう。)であつた警察職員に対する
附則第十九條から前条までの規定
の適用については、衛視等であつ
た警察職員であつたものと、同
法附則第十三條から附則第十三條
の八までの規定による給付は附則
第十九條から前条までの規定によ
る給付とみなす。

(国の職員である組合員で警察職

員に準ずるものの取扱い)

第二十八條 次に掲げる国の職員で

ある組合員は、警察職員とみなし
て附則第十九條から前条までの規
定を適用する。

一 警部補、巡查部長又は巡查で

ある警察官

二 皇宮警部補、皇宮巡查部長又

は皇宮巡查である皇宮護衛官

(健康保険組合及び健康保険につ

いての経過措置)

第二十九條 この法律の公布の際現
に組合員となるべき者を被保険者
とする健康保険組合が組織されて
いる地方公共団体にあつては、当
該地方公共団体の長が、この法律
の公布の日から六十日以内に、厚
生大臣及び自治大臣に対し、当該
健康保険組合を施行日以後は存続
しないこと、政令で定めるところ
による当該健康保険組合の組合
会の議決があつた旨を申し出た場
合を除き、この法律の短期給付に
関する規定は、施行日以後におい
ても、当該健康保険組合の被保険
者である当該地方公共団体の職員
については、適用しないものとす

2 この法律の公布の際現に組合員

となるべき者を被保険者とする健
康保険組合で前項の規定による申
出がされたものは、この法律の施
行の時において、解散するものと
する。

第三十條 前条第一項に規定する申

出をしなかつた地方公共団体が健
康保険組合を組織しなかつたと
きは、当該地方公共団体及びその
職員は、そのときにおいて、この
法律の短期給付に関する規定の適
用を受ける地方公共団体及びその
職員となるものとする。この場合

において、健康保険との関係の調整その他必要な経過措置は、政令で定める。

(組合員の資格の特例)

第三十一条 旧市町村職員共済組合法附則第二十二項後段又は附則第二十七項の規定により旧市町村職員共済組合の組合員となつた者で、施行日の前日まで引き続き旧市町村職員共済組合の組合員であり、この法律が施行されなければ引き続き旧市町村職員共済組合の組合員であるべきものは、第二十一条第一号の規定にかかわらず、施行日に、市町村職員共済組合の組合員となるものとする。

(短期給付に要する費用の負担割合の特例)

第三十二条 旧市町村職員共済組合又は附則第二十九条第二項の規定により解散する健康保険組合で、短期給付に相当する給付に要する費用のうち地方公共団体の負担する割合が旧市町村職員共済組合の組合員又は被保険者の負担する割合をこえているものの権利義務を附則第二十一条第一項又は第五項の規定により承継する組合は、第三十三条第二項第一号の規定にかかわらず、昭和四十八年三月三十一日までの間に限り、自治大臣の認可を受けて、政令で定めるところにより、従前の地方公共団体の負担する割合をこえない範囲において同号の地方公共団体の負担金の割合を定めることができる。

(長期給付に要する費用の算定の特例)

第三十三条 組合(連合会)を組織する組合にあつては、連合会。次項において同じ。の第百三十三条第一項第二号に規定する長期給付に要

する費用(以下この項において「長期給付に要する費用」という。)は、同項の規定にかかわらず、自治大臣が定める日までの間は、主務大臣の告示する費用をもつて長期給付に要する費用とする。

(福祉事業に要する費用の特例)

第三十四条 組合は、第百三十二条第二項の規定にかかわらず、当分の間、政令で定めるところにより、同項に規定する金額をこえる金額を福祉事業に要する費用に充てることができる。

(互助会に係る掛金に関する経過措置)

第三十五条 互助会の会員であつた期間を有する共済会を組織する地方議会議員で当該互助会の会員の全部又は一部を互助会に納めていないものは、当該未納金に相当する金額に利息を付して、施行日(同日後共済会を組織する地方議会議員となつた者にあつては、そのなつた日。次項において同じ。)から三月以内に一時に又は分割して共済会に払い込まなければなら

ない。

2 昭和三十六年七月一日から施行日の前日までの間における地方議会議員としての在職期間(互助会の会員であつた期間を除く。)を有する共済会を組織する地方議会議員は、当該在職期間を互助会の会員であつたものとみなして旧地方議会議員互助会金法第十二条の規定を適用して算定した互助会の掛金に相当する金額を、施行日から三月以内に一時に又は分割して共済会に払い込まなければなら

ない。

3 第一項に規定する利息の計算については、政令で定める。

(市町村の廃置分合の場合の取扱

い)

第三十六条 市町村の廃置分合に伴う組合の権利義務の承継その他この法律の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(都市職員共済組合の長期給付に

関する事務の承継)

第三十七条 都市職員共済組合を組織している市が市町村職員共済組合に加入することとなつたときにおける権利義務の承継その他この法律の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(監督の経過措置)

第三十八条 主務大臣は、当分の間、大蔵大臣と協議して定めるところにより、第百三十三条第四項及び第百三十一条第一項に係る所掌事務で地方職員共済組合等に係るものが大蔵省の機関に委任することができる。この場合において、当該事務に関しては、主務大臣及び大蔵大臣が当該機関を指揮監督する。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第三十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(長期給付に関する経過措置)

第四十条 この附則に定めるもののほか、長期給付及び共済年金に関する規定の施行に関し必要な事項は、別に法律で定める。

(退職手当制度の整備)

第四十一条 この法律の施行に伴い、地方公共団体は、当該地方公共団体の職員の退職手当に関する制度を、国家公務員の退職手当に関する制度が国家公務員共済組合

法の改正に伴い改正された趣旨にならつて整備するように努めなければならない。

(政令への委任)

第四十二条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(登録税法の一部改正)

第四十三条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「地方議会議員互助会」を「市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議会議員共済会」に、「地方議会議員互助会」を「地方公務員共済組合法」に改め、同条第十八号中「同連合会」の下に「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議会議員共済会」を加え、同条第二十二号ノ二の次に次の一号を加える。

二十ノ三 地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会又は都市職員共済組合連合会が地方公務員共済組合法第百二十二条ノ事業ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

職員共済組合連合会又は都市職員共済組合連合会ノ同項第二号ノ貸付並ニ同項第三号及第四号ノ事業並ニ地方議会議員共済会ノ同法ニ基ク給付ニ関スル証書、帳簿

第五十六条第六号ノ十四を削る。

(健康保険法の一部改正)

第四十五条 健康保険法の一部を次のように改正する。

第四十三条ノ四第二項中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二十四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第

号)」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第四十六条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

(所得税法の一部改正)

第四十七条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「市町村職員共済組合及び同連合会、町村職員共済組合連合会、地方議会議員互助会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議会議員共済会」に改める。

第八条第八項第六号の三を次のように改める。

六の三 地方公務員共済組合法第六十四条又は同法第六十六条の規定による掛金

第八条第八項第七号の三を削り、同項第七号の四を同項第七号の三に改める。

第九条第二項中「第七号の四」を削る。

2 前項の規定による改正後の所得税法第八條第八項の規定の適用については、前項の規定による改正前の所得税法第八條第八項第六号の三に規定する掛金及び市町村の職員が負担する費用は、地方公務員共済組合法第百十四條の規定による掛金とみなし、前項の規定による改正前の所得税法第八條第八項第七号の三に規定する掛金並びに地方公務員共済組合法附則第三十五條第一項に規定する未納金に相当する金額及び同条第二項に規定する掛金に相当する金額は、地方公務員共済組合法第百六十六條の規定による掛金とみなす。

(法人税法の一部改正)

第四十八條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「市町村職員共済組合及び同連合会、町村職員恩給組合連合会、地方議会議員互助会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議会議員共済会」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第四十九條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の二第五項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 地方公務員共済組合法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第五十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号に次のように加える。

ネ 地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第

号)

(船員保険特別会計法の一部改正)

第五十一條 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三條中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第五十二條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第一号の三を同条第一号の四とし、同条第一号の二を同条第一号の三とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 義務教育職員の共済組合の長期給付に要する経費

第三十四條第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 義務学校の小学部及び中学部における教育に従事する教職員の共済組合の長期給付に要する経費

(地方税法の一部改正)

第五十三條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項第二号中「市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会、町村職員恩給組合連合会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会」に改める。

第七十二條の五第一項第四号中「市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会、町村職員恩給組合連合会、地方議会議員互助会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議会議員互助会」に改める。

助会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議会議員共済会」に改める。

第七十二條の十四第一項中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第

号)」とし、「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

第七十二條の十七第一項、第七十三條の四第一項第八号及び第二百六十二條第四号中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

第二百九十六條第一項第二号中「市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会、町村職員恩給組合連合会」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会」に改める。

第三百四十八條第二項第十一号の三中「市町村職員共済組合」を「地方公務員共済組合」に改め、同条第四項中「市町村職員共済組合」を「地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会及び地方議会議員共済会」に改める。

第六百七十二條第四号中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

(地方公務員法の一部改正)

第五十四條 地方公務員法の一部を次のように改正する。

第四十三條及び第四十四條を次のように改める。

(共済制度)

第四十三條 職員の病氣、負傷、出産、休業、災害、退職、廃疾若しくは死亡又はその被扶養者の病氣、負傷、出産、死亡若しくは災害に關して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。

2 前項の共済制度には、職員が相当年限忠実に勤務して退職した場合又は公務に基づく病氣若しくは負傷により退職し、若しくは死亡した場合におけるその者又はその遺族に対する退職年金及び退職一時金に関する制度が含まれていなければならない。

3 前項の退職年金及び退職一時金に関する制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時その者が直接扶養する者のその後における適當な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。

4 第一項の共済制度については、國の制度との間に權衡を失しないよう適當な考慮が払われなければならない。

5 第一項の共済制度は、健全な保險数理を基礎として定めなければならない。

6 第一項の共済制度は、法律によつてこれを定める。

(結核予防法の一部改正)

第五十五條 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第

号)」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第五十六條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十四号中「若しくは國家公務員共済組合若しくは共済組合連合会」を「國家公務員共済組合若しくは共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会若しくは都市職員共済組合連合会」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第五十七條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十六号から第十六号の三までを次のように改める。

十六 地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合、市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を監督し、及びその定款の変更を認可すること。

第十條第八号から第九号の三までを次のように改める。

八 地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合及び都市職員共済組合に関する事務を処理すること。

八の二 市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会に関する事務を処理すること。

八の三 地方公務員共済組合審議会に關する事務を處理すること。

九 地方議会議員共済会に關する事務を處理すること。

第二十三條の五の次に次の一條を加える。

三九

(地方公務員共済組合審議会)
第二十三号の六 自治省に、地方公務員共済組合審議会を置く。

2 地方公務員共済組合審議会所の事務、組織、委員の任命その他の事項については、地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第七号)の定めるところによる。

(義務教育費国庫負担法の一部改正)
第五十八条 義務教育費国庫負担法の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四 地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第七号)第百三十七条第二項の規定により公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員の長期給付に要する費用について都道府県が負担する経費

(日雇労働者健康保険法の一部改正)
第五十九条 日雇労働者健康保険法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第七号)」に改め、同条第二項から第四項まで中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)
第六十条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第十二条第一号ハを削る。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)
第六十一条 厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第七号)」に改める。

第三十七条第一項第一号中「国家公務員共済組合負担金」を「地方公務員共済組合負担金」に改める。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)
第六十三条 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

三 地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第七号)第百三十七条第二項の規定により公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員の長期給付に要する費用について都道府県が負担する経費

(租税特別措置法の一部改正)
第六十四条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第七号)」に改め、同条第二項から第四項まで中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に改める。

(原子爆弾被害者の医療等に関する法律の一部改正)
第六十五条 原子爆弾被害者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第七号)」に改める。

律第二百四号)を「地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第七号)」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)
第六十六条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号イを削り、同号ロ中ハを「ロ」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニを削る。

第八号中「警察庁長官、及び自治大臣」を削る。

律第二百四号)を「地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第七号)」に改める。

3 前二項に定めるもののほか、組合員が地方の組合の組合員となつた場合におけるこの法律の適用については、必要な事項は、政令で定める。

附則第十三条の二から附則第十三条の八まで中「警察職員等」を「警察職員等」に改め、附則第十三条の八の次に次の一条を加える。

附則第十三条の九 地方公務員共済組合法附則第十九条に規定する警察職員(以下この条において「警察職員」という。)であつた警察職員等に対する附則第十三条から前条までの規定の適用については、警察職員であつた間警察職員等であつたものと、同法附則第十九条から附則第二十六条までの規定による給付は附則第十三条から前条までの規定による給付とみなす。

第五條第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付

第七條第二項第一号中「地方公務員の退職年金に関する条例の適用を受ける地方公務員」を削り、同号の次に次の一号を加える。

一 普通地方公共団体の議会の議員及び特別区の議会の議員

第百八条中「厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合の下に」及び「地方公務員共済組合法第百五十一條第一項に規定する地方議會議員共済会」を加える。

附則第六條第五項第二号中「第七條第二項第二号」を第七條第二項第一号の二に改める。

附則第六條の二中「同項第二号」を「同項第一号の二」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第六十九條 国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第七十七條第二項第七号を次のように改める。

七 地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第七号)

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第七十條 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十五條第二項中「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法

律第二百二十八号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第七号)」に、「同法第八十六條」を「同法第九十一條」に改める。

(通算年金通則法の一部改正)

第七十一條 通算年金通則法の一部を次のように改正する。

第三條第五号を次のように改める。

五 地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第七号)

(第一章を除く。)

第四條第一項第五号を次のように改める。

五 地方公務員共済組合の組合員期間

第六條第二項中「市町村職員共済組合の組合員又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

附則第四條から附則第六條までを次のように改める。

(地方公務員等の取扱い)

第四條 昭和三十六年四月一日から昭和三十一年九月三十日まで間に、地方公務員共済組合法による廃止前の市町村職員共済組合法の適用を受けた者については、同法及び同法に定める年金制度は、第三條の規定にかかわらず、同法に定める公的年金各法及び公的年金制度とし、通算対象期間その他この法律の適用については、なお従前の例による。

第五條 地方公務員共済組合法附則第七十一條の規定による改正前の附則第五條第二項又は附則第六條第一項の規定により公的

年金各法及び公的年金制度とみなされた退職年金条例及び当該条例に定める年金制度又は恩給法及び同法に定める年金制度は、第三條の規定にかかわらず、それぞれ同法に定める公的年金各法及び公的年金制度とし、通算対象期間その他この法律の適用については、なお従前の例による。

第六條 削除

(児童扶養手当法の一部改正)

第七十二條 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第七号中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第七号)」に改める。

別表第一

損害の程度

月数

一 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。	三月
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一 住居及び家財の二分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	二月
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
三 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。	一月
四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一 住居及び家財の三分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	〇・五月
二 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	

別表第二

組合員期間

日数

一年以上二年未満	二〇日
----------	-----

一年以上三年未満	四五日
三年以上四年未満	七〇日
四年以上五年未満	九五日
五年以上六年未満	一二〇日
六年以上七年未満	一四五日
七年以上八年未満	一七〇日
八年以上九年未満	一九五日
九年以上一〇年未満	二二〇日
一〇年以上一一年未満	二四五日
一一年以上二年未満	二七〇日
二一年以上三年未満	二九五日
三一年以上四年未満	三二〇日

一四年以上一五年未満	三五〇日
一五年以上一六年未満	三八〇日
一六年以上一七年未満	四一〇日
一七年以上一八年未満	四四五日
一八年以上一九年未満	四八〇日
一九年以上二〇年未満	五一五日

別表第三

退職の日における年齢	率
一八歳未満	〇・九一
一八歳以上二二歳未満	一・一三
二二歳以上二八歳未満	一・四八
二八歳以上三三歳未満	一・九四
三三歳以上三八歳未満	二・五三
三八歳以上四三歳未満	三・三一
四三歳以上四八歳未満	四・三二
四八歳以上五三歳未満	五・六五
五三歳以上五八歳未満	七・三八
五八歳以上六三歳未満	八・九二
六三歳以上六八歳未満	七・八一
六八歳以上七三歳未満	六・四四
七三歳以上	四・九七

別表第四

度の療疾	療疾の状態	支給率	最低保障額
一	両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの	(イ)公務(ロ)公務外(ハ)公務外(ニ)公務外(ヘ)公務外	
二	両上肢の用を全く廃したもの		
三	両下肢の用を全く廃したもの		
四	両上肢を腕関節以上で失つたもの		

級	二	一
一五	一五 両上肢の用を全く廃したもの	五 両下肢を足関節以上で失つたもの
一四	一四 両下肢を足関節以上で失つたもの	六 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの
一三	一三 両下肢の用を全く廃したもの	七 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの
一二	一二 両上肢の用を全く廃したもの	八 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
一一	一一 両下肢の用を全く廃したもの	
一〇	一〇 両上肢の用を全く廃したもの	
九	九 両下肢の用を全く廃したもの	
八	八 両上肢の用を全く廃したもの	
七	七 両下肢の用を全く廃したもの	
六	六 両上肢の用を全く廃したもの	
五	五 両下肢の用を全く廃したもの	
四	四 両上肢の用を全く廃したもの	
三	三 両下肢の用を全く廃したもの	
二	二 両上肢の用を全く廃したもの	
一	一 両下肢の用を全く廃したもの	

三										
級										
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一
両眼の視力が〇・一以下に減じたもの	両耳の聴力が四〇センチメートル以上では通常の話を解することができない程度に減じたもの	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの	脊柱の機能に著しい障害を残すもの	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したものである	一上肢の三大関節のうち、一関節の用を廃したものである	長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの	おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廃したものである	一上肢をリフスフラン関節以上で失つたもの	一上肢のすべての足ゆびの用を廃したものである
〇・四										
〇・三										
一九、八二四円										

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいふ。
- 三 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

別表第五

番号	廢 疾 の 状 態
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの
三	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
四	両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの
五	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
六	一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
七	咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
八	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
九	脊柱の機能に障害を残すもの
一〇	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一一	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一二	一上肢を三センチメートル以上短縮したもの
一三	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
一四	一上肢の二指以上を失つたもの
一五	一上肢のひとさし指を失つたもの
一六	一上肢の三指以上の用を廃したもの
一七	ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの
一八	一上肢のおや指の用を廃したもの
一九	一上肢の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの
二〇	一上肢の五趾の用を廃したもの
二一	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
二二	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備考 別表第四の備考一から五までに同じ。

四 足ゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
 五 足ゆびの用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末関節以上を失つたもの又は趾趾関節若しくは第一趾趾関節（第一趾にあつては、足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
 六 この表の第一級第八号、二級の項第一五号及び三級の項第一四号に掲げる廢疾の程度は、厚生年金保険法別表第一の相当規定に基づいて厚生大臣が定めたものに限るものとする。

理由

地方公務員の病氣、負傷、出産、休業、災害、退職、廢疾若しくは死亡又はその被扶養者のこれらの事故に關して適切な給付を行なうため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、もつて地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上及び公務の能率化を図るとともに、地方議會議員の年金制度に關して定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公務員共済組合法の長期給付に關する施行法案

地方公務員共済組合法の長期給付に關する施行法

目次

- 第一章 總則(第一条—第四条)
第二章 年金条列職員期間又は旧長期組合員期間を有する者に關する一般的経過措置
第一節 更新組合員に關する一般的経過措置(第五条—第七条)
第二節 退職給付に關する経過措置
第一款 退職年金の受給資格に關する経過措置(第八条—第十条)
第二款 退職年金の額に關する経過措置(第十一条—第十三条)
第三款 退職年金の支給開始年齢等に關する経過措置(第十四条—第十九条)

- 第四款 通算退職年金に關する経過措置(第二十条—第二十一条)
第五款 退職一時金に關する経過措置(第二十二条—第二十四条)
第三節 廢疾給付に關する経過措置
第一款 廢疾給付の受給資格に關する経過措置(第二十五条—第二十六条)
第二款 廢疾給付の額に關する経過措置(第二十七条—第三十三条)
第四節 遺族給付に關する経過措置
第一款 遺族年金の受給資格に關する経過措置(第三十四条—第三十七条)
第二款 遺族年金の額に關する経過措置(第三十八条—第四十四条)
第三款 遺族一時金に關する経過措置(第四十五条—第四十六条)
第五節 特殊の期間又は資格を有する組合員に關する特例(第四十七条—第五十四条)
第六節 再就職者に關する経過措置(第五十五条—第五十六条)
第三章 恩給公務員期間を有する者に關する経過措置(第五十七条—第五十八条)
第四章 国の旧長期組合員期間を有する者に關する経過措置

- 置(第五十九条—第六十条)
第五章 国の長期組合員であつた者に關する経過措置(第六十一条—第六十三条)
第六章 厚生年金保険の被保険者であつた更新組合員に關する経過措置(第六十四条—第六十六条)
第七章 特殊の組合員に關する経過措置
第一節 都道府県知事又は市町村長であつた更新組合員等に關する経過措置(第六十七条—第六十八条)
第二節 警察職員に關する経過措置(第六十九条—第七十一条)
第三節 消防職員であつた更新組合員等に關する経過措置(第七十二条—第七十四条)
第四節 船員組合員に關する経過措置(第七十五条—第七十七条)
第八章 未歸還更新組合員に關する経過措置(第七十八条—第八十条)
第九章 公庫公団等の役職員に關する経過措置(第八十一条—第八十三条)
第十章 組合役職員及び連合会役職員に關する経過措置(第八十四条—第八十六条)
第十一章 国の職員等であつた者に關する経過措置(第八十七条—第九十一条)

- 第十二章 雜則(第九十二条—第九十四条)
第十三章 互助会の会員であつた者に關する経過措置等(第九十五条—第九十七条)
第十四章 他の法律の一部改正(第九十八条—第一百零一条)
附則
第一章 總則
(趣旨)
第一条 この法律は、地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第 号)の長期給付及び共済年金に關する規定の施行に伴う経過措置等に關して必要な事項を定めるものとする。
(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 新法 地方公務員共済組合法をいう。
二 退職年金条列 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による恩給に相當する給付に關する地方公共団体の条例(新法の施行に伴い効力を失ふこととなる当該条例が新法の施行後もなお効力を有するものとした場合における当該条例を含む。)をいう。
三 共済法 次に掲げる法律、条例及び規程をいう。
イ 新法による廢止前の市町村職員共済組合法(昭和二十九

- 年法律第二百四号。以下「旧市町村共済法」という。)
ロ 旧市町村共済法附則第二十一項後段に規定する長期給付に相當する給付(以下この号及び第九号において「長期給付に相當する給付」という。)
ハ 前号に掲げるものを除く。及び長期給付に相當する給付を行なうことを目的とする団体の長期給付に相當する給付に關する規程(以下「共済条例」という。)
四 職員、給料、組合、連合会、傷病、長期給付、公務傷病、公務による廢疾年金、地方公共団体の長、地方公共団体の長の給料年額、組合役職員、連合会役職員、警察職員又は警察職員の給料年額、それぞ新法第二条第一項第一号、新法第二条第一項第五号、新法第三条第一項、新法第二十七條第二項、新法第六十一条第一項、新法第七十四條、新法第八十六条第一項第一号、新法第八十六条第二項、新法第九十条、新法第九十二条第二項、新法第九十四条第一項、新法第九十四条第二項、新法第九十九条又は新法附則第二十条第二項に規定する職員、給料、組合、連合会、傷病、長期給付、公務傷病、公務による廢疾年金、地方公共団体の長、地方公共団体の長の給料年額、組合役職員、連合会役職員、警察職員又は警察職員の給料年額をいう。

五 年金条例職員 退職年金条例

の適用を受ける者をいう。

六 知事等 都道府県知事又は市町村長である年金条例職員で、退職金の最短期間又は基本率につきその他の年金条例職員と異なつた取扱ひを受けるものをいう。

七 警察条例職員 警部補、巡査部長又は巡査である年金条例職員で、退職料等につき警察監獄職員に関する恩給法の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けるものをいう。

八 消防職員 消防司令補、消防士長若しくは消防士又は常勤の消防団員である年金条例職員で、退職料等につき警察監獄職員に関する恩給法の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けるものをいう。

九 旧長期組合員 旧市町村共済法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける者及び共済条例の長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受ける者をいう。

十 更新組合員 施行日（新法附則第一条本文に規定する施行日をいう。以下同じ。）の前日に職員であつた者で施行日に組合の組合員となり、引き続き組合の組合員であるもの（新法附則第三十一条の規定により市町村職員共済組合の組合員となり、引き続きその組合員である者を含む。）をいう。

十一 消防組合員 消防司令補、消防士長若しくは消防士又は常勤の消防団員である組合の組合員をいう。

勤の消防団員である組合の組合員をいう。

十二 退職料、退職給付金、増加退職料、公務傷病賜金、退職年金条例の遺族年金、公務遺族年金又は退職年金条例の遺族一時金、それぞれ退職年金条例に規定する普通恩給、一時恩給、増加恩給、傷病年金若しくは傷病賜金、扶助料、公務扶助料又は一時扶助料に相当する給付をいう。

十三 退職年金条例の通算退職年金、退職年金条例の返還一時金又は退職年金条例の死亡一時金、それぞれ退職年金条例に規定する国の新法の規定による通算退職年金、返還一時金又は死亡一時金に相当する給付をいう。

十四 退職料等 退職料、退職年金条例の通算退職年金、退職給付金、退職年金条例の返還一時金、増加退職料、公務傷病賜金、退職年金条例の遺族年金、公務遺族年金、退職年金条例の遺族一時金、退職年金条例の死亡一時金その他退職年金条例の規定による給付をいう。

十五 増加退職料等 増加退職料及びこれと併給される退職料をいう。

十六 共済法の退職年金、共済法の通算退職年金、共済法の退職一時金、共済法の返還一時金、共済法の廃疾年金、共済法の廃疾一時金、共済法の遺族年金、共済法の遺族一時金又は共済法の死亡一時金、それぞれ旧市町村共済法の退職年金及び共済条例の通算退職年金、旧市町村共済法の退職一時金及び共済条例の返還一時金、旧市町村共済法の返還一時金及び共済条例の返還一時金、旧市町村共済法の廃疾年金、旧市町村共済法の廃疾一時金及び共済条例の遺族年金、旧市町村共済法の遺族一時金及び共済条例の遺族一時金、旧市町村共済法の死亡一時金及び共済条例の死亡一時金をいう。

十七 共済条例の退職年金、共済条例の退職一時金、共済条例の廃疾年金、共済条例の廃疾一時金、共済条例の遺族年金若しくは共済条例の通算退職年金、共済条例の返還一時金若しくは共済条例の死亡一時金、それぞれ共済条例の規定による旧市町村共済法の規定による退職年金、退職一時金、廃疾年金、廃疾一時金、遺族年金若しくは遺族一時金に相当する給付又は国の新法の規定による通算退職年金、返還一時金若しくは死亡一時金に相当する給付をいう。

村共済法の退職年金及び共済条例の退職年金、旧市町村共済法の通算退職年金及び共済条例の通算退職年金、旧市町村共済法の退職一時金及び共済条例の退職一時金、旧市町村共済法の返還一時金及び共済条例の返還一時金、旧市町村共済法の廃疾年金及び共済条例の廃疾年金、旧市町村共済法の廃疾一時金及び共済条例の廃疾一時金、旧市町村共済法の遺族年金及び共済条例の遺族年金、旧市町村共済法の遺族一時金及び共済条例の遺族一時金、旧市町村共済法の死亡一時金及び共済条例の死亡一時金をいう。

十八 共済法の退職年金等 共済法の退職年金、共済法の通算退職年金、共済法の退職一時金、共済法の返還一時金、共済法の廃疾年金、共済法の廃疾一時金、共済法の遺族年金、共済法の遺族一時金、共済法の死亡一時金、共済法の遺族年金、共済法の遺族一時金をいう。

十九 年金条例職員期間 年金条例職員として在職した期間（年金条例職員として在職するものとみなされる期間、年金条例職員として在職した期間に通算される期間及び条例在職年の計算上年金条例職員として在職した期間に加えられる期間を含む。）をいう。

二十 条例在職年 退職料等の算定の基礎となる年数をいう。

二十一 年金条例控除期間 年金条例職員期間のうち、退職料等の額の算定において減額することとされている期間をいう。

二十二 旧長期組合員期間 旧長期組合員であつた期間（旧長期組合員であつた期間とみなされる期間を含む。）をいう。

二十三 共済控除期間 旧長期組合員期間のうち、旧市町村共済法附則第三十一条に規定する控除期間及び共済条例に規定するこれに相当する期間をいう。

二十四 最短期間 退職料又は共済法の退職年金についての最短期間をいう。

二十五 基本率 退職料又は共済法の退職年金の年額を算定する場合において、給料年額に乘ずる率を基礎として算定するものとするとき、最短期間の年数の退職料若しくは共済法の退職年金に係る率又は月額を基礎として算定するときは最短期間の年数の退職料若しくは共済法の

の遺族一時金、共済法の死亡一時金その他共済法の規定による給付をいう。

十九 年金条例職員期間 年金条例職員として在職した期間（年金条例職員として在職するものとみなされる期間、年金条例職員として在職した期間に通算される期間及び条例在職年の計算上年金条例職員として在職した期間に加えられる期間を含む。）をいう。

二十 条例在職年 退職料等の算定の基礎となる年数をいう。

二十一 年金条例控除期間 年金条例職員期間のうち、退職料等の額の算定において減額することとされている期間をいう。

二十二 旧長期組合員期間 旧長期組合員であつた期間（旧長期組合員であつた期間とみなされる期間を含む。）をいう。

退職年金に係る月数を十二で除して得た数をいう。

二十六 加算率 退職料又は共済法の退職年金の年額を算定する場合において、最短期間をこえる一年につき、基本率に加算される率又は加算される日数を三百六十で除して得た数をいう。

二十七 最短一時金年限 退職給付金若しくは退職年金条例の遺族一時金又は共済法の遺族一時金若しくは共済法の遺族一時金についての最短期間をいう。

二十八 退職当時の給料年額 退職料等の額の算定の基礎となる給料年額をいう。

二十九 退職年金条例の給料年額 組合員が退職したときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額をいう。

三十 地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額 知事等又は地方公共団体の長であつた者が次のイ、ロ又はハに掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。

イ 知事等であつた更新組合員が施行日以後地方公共団体の長となることなく退職した場合 知事等であつた更新組合員が施行日以後地方公共団体の長となることなく退職した場合、当該退職したものとみなして、当該退職したものとみなしたときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

ロ 知事等であつた更新組合員が施行日以後地方公共団体の長となり、その後地方公共団体の長以外の組合員となり退職した場合 地方公共団体の長でなくなつた日に退職したものとはみなして、当該退職したものとみなして、当該退職したときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

合 消防組合員でなくなつた日に退職したものとみなして、当該退職したものとみなしたときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

て、新法第四十四条第二項の規定により算定した給料年額

三十八 警察職員の恩給法の給料年額 警察職員であつた者が次のイ又はロに掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。

定による恩給、普通恩給、一時恩給、増加恩給、傷病年金、傷病賜金、扶助料又は一時扶助料をいう。

ハ 知事等であつた更新組合員が施行日以後地方公共団体の長となり、その後地方公共団体の長以外の組合員となることなく退職した場合 当該退職したときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

三十二 共済法の給料年額 組合員が退職したときの給料を基礎として算定した旧市町村共済法第十七条第一項に規定する給付額の算定の基準となるべき給料の十二倍に相当する金額又は組合員が退職したときの給料を基礎として算定した共済条例に規定する給付額の算定の基準となるべき給料の十二倍に相当する金額をいう。

三十五 共済法の給料日額 組合員が退職したときの給料を基礎として算定した旧市町村共済法第十七条第一項に規定する給付額の算定の基準となるべき給料の十分の一に相当する金額又は組合員が退職したときの給料を基礎として算定した共済条例に規定する給付額の算定の基準となるべき給料の十分の一に相当する金額をいう。

ロ 警察職員が退職した場合 警察職員が退職したときの給料を基礎として、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した給料年額

四十六 旧軍人等の普通恩給 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」といふ。)附則第十條第一項第一号(同法附則第十七条において準用する場合を含む。)の規定による旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の普通恩給(増加恩給に併給されるものを除く。)をいう。

三十一 消防職員の退職年金条例の給料年額 消防職員又は消防組合員であつた者が次のイ、ロ又はハに掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。

三十三 新法の給料年額 新法第四十四条第二項の規定により算定した給料年額をいう。

三十六 新法の給料日額 新法第四十四条第二項の規定により算定した給料日額をいう。

三十九 恩給公務員 恩給法第十九条に規定する公務員及び他の法令により当該公務員とみなされる者をいう。

四十七 恩給公務員期間 恩給公務員、従前の宮内官の恩給規程による宮内職員、恩給法第八十四条に掲げる法令の規定により恩給、退職料その他これらに準ずるものを給すべきものとされた公務員その他法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職した期間(法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職するものとみなされる期

イ 消防職員であつた更新組合員が施行日以後消防組合員となることなく退職した場合 消防職員でなくなつた日に退職したものとみなして、当該退職したものとみなしたときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

三十四 消防組合員の給料年額 消防組合員であつた者が次のイ又はロに掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。

三十七 消防組合員の給料日額 消防組合員であつた者が次のイ又はロに掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。

四十 警察監獄職員 恩給法第二十三條に規定する警察監獄職員及び他の法令により当該警察監獄職員とみなされる者をいう。

四十二 恩給、普通恩給、一時恩給、増加恩給、傷病年金、傷病賜金、扶助料又は一時扶助料 それぞれ恩給に関する法令の規定

ロ 消防職員であつた更新組合員が施行日以後消防組合員となり、その後消防組合員以外の組合員となり退職した場合

イ 消防組合員が消防組合員以外の場合 消防組合員が退職した場合 消防組合員でなくなつた日に退職したものとみなして、当該退職したものとみなしたときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

ロ 消防組合員が退職した場合 消防組合員が退職したときの給料を基礎として、新法第四十四条第二項の規定により算定した給料日額

四十一 消防公務員 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第三十一條の規定により警察監獄職員として勤務するものとみなされた同条第二項第一号又は第二号に掲げる者をいう。

四十三 増加恩給等 増加恩給及びこれと併給される普通恩給をいう。

ロ 消防職員であつた更新組合員が施行日以後消防組合員となり、その後消防組合員以外

イ 消防組合員が消防組合員以外の場合 消防組合員が退職した場合 消防組合員でなくなつた日に退職したものとみなして、当該退職したものとみなしたときの給料を基礎として、退職当時の給料年額の算定の例により算定した給料年額

ロ 消防組合員が退職した場合 消防組合員が退職したときの給料を基礎として、新法第四十四条第二項の規定により算定した給料日額

四十二 恩給、普通恩給、一時恩給、増加恩給、傷病年金、傷病賜金、扶助料又は一時扶助料 それぞれ恩給に関する法令の規定

四十三 増加恩給等 増加恩給及びこれと併給される普通恩給をいう。

間、恩給につき在職年月数に逡算される期間及び在職年の計算上恩給公務員としての在職年月数に加えられる期間を含む。）をいう。

四十八 在職年 恩給に関する法令にいう在職年をいう。

四十九 警察在職年 警察監獄職員の恩給の基礎となるべき在職年の計算の例により計算したる在職年をいう。

五十 国の旧法 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「国の新法」という。）による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。国の新法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた場合及び他の法律において準用し、又は適用する場合を含む。）をいう。

五十一 国の旧法等 国の旧法及びその施行前の政府職員の共済組合に関する法令で国の新法の長期給付に相当する給付について定めていたものをいう。

五十二 国の旧長期組合員 国の旧法等の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける国の旧法等の組合員をいう。

五十三 国の職員 国の新法第二条第一項第一号に規定する職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の施行前におけるこれに相当する者及び国以外の法人に勤務する者で恩給公務員又は国の旧長期組合員に該当

するもの及び旧特別調達庁法（昭和二十二年法律第七十八号）に規定する特別調達庁に勤務する者で国の新法第二条第一項第一号に規定する職員に相当するものを含む。）をいう。

五十四 国の長期組合員 国の新法の長期給付に関する規定の適用を受ける者をいう。

五十五 国の更新組合員 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号。以下「国の施行法」という。）の施行の日の前日に国の職員（国の職員とみなされる者を含む。）であつた者で、国の施行法の施行の日に国の長期組合員となり、引き続き国の長期組合員であるもの（国の施行法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員を含む。）をいう。

五十六 衛視等 国の新法附則第十三条に規定する衛視等をいう。

五十七 国の旧長期組合員期間 国の旧長期組合員であつた期間及び国の旧法又は他の法令の規定により国の旧法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付の基礎となる組合員であつた期間とみなされた期間をいう。

2 前項第四号に掲げる地方公共団体の長の給料年額若しくは警察職員の給料年額又は同項第三十三号、第三十四号、第三十六号若しくは第三十七号に掲げる額を算定する場合においては、新法第四十条第二項に規定する掛金の標準

となつた給料には、施行日前の期間に係る給料は算入せず、また、同項の組合員期間の月数には、施行日前の期間は算入しない。

3 この法律において、年金条例職員、年金条例職員期間、旧長期組合員若しくは旧長期組合員期間（共済条例に係るものに限る。）最短期年金、基本率、加算率若しくは最短期一時年金等という場合又は退職年金条例若しくは共済条例の規定のうち、退職当時の給料年額の算定方法若しくは共済条例に規定する給付額の算定の基準となるべき給料を基礎とする給料年額若しくは給料日額の算定方法に関する規定、恩給法第五十八条ノ三第一項若しくは旧市町村共済法第四十一条第一項ただし書の規定に相当する規定若しくは恩給法第六十条第三項の規定に相当する規定を引用する場合においては、自治省令で定める場合を除き、昭和三十一年一月一日以後になされた退職年金条例又は共済条例の改正に係るものを含まないものとする。

（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱等）

第三条 施行日前に給付事由が生じた国の新法の規定による長期給付若しくは国の施行法第三条の規定による給付（新法附則第三条第一項に規定する旧組合に係るものに限る。）又は新法による廃止前の町村職員恩給組合法（昭和二十七年法律第十八号）第二条の町村職員恩給組合の退職年金条例（以下「恩給組合条例」という。）の規定による恩給組合若しくは旧市町村共

済法の規定による共済法の退職年金等については、この法律に別段の規定があるもののほか、なお従前の例により地方職員共済組合、公立学校共済組合若しくは警察共済組合又は市町村職員共済組合が支給する。

2 新法が施行されなければ、次の各号に掲げる者に新法附則第三条第一項に規定する旧組合又は旧市町村職員恩給組合若しくは旧市町村職員共済組合が支給することとなる国の新法の規定による通算退職年金、返還一時金若しくは死亡一時金又は恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金、退職年金条例の返還一時金若しくは退職年金条例の死亡一時金若しくは旧市町村共済法の規定による通算退職年金、返還一時金若しくは死亡一時金は、この法律に別段の規定があるもののほか、国の新法、恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定の例により地方職員共済組合、公立学校共済組合若しくは警察共済組合又は市町村職員共済組合が支給する。

一 国の新法第八十条第二項の退職一時金（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第八十二号）以下「法律第八十二号」という。）附則第二十二條第二項の規定により当該退職一時金とみなされたものを含む。）を受けた者（国の新法第八十条第一項ただし書の規定に相当する恩給組合条例の規定の適用を受けた者及び新法による改正前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号。以下「改正前の通則法」という。）附則第六條第五項の規定に基づく措置をした恩給組合条例の規定により当該退職給付金を受けたものとみなされた者を含む。）

三 旧市町村共済法第四十三條第二項の退職一時金（法律第八十二号附則第二十八條第二項の規定により当該退職一時金とみなされたものを含む。）を受けた者（旧市町村共済法第四十三條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）

3 前項各号に掲げる者が、組合員となり、新法及びこの法律の規定による退職年金又は廃疾年金を受け権利を有することとなつたときは、その者は、国の新法の規定による退職年金若しくは廃疾年金、退職料若しくは公務傷病年金又は旧市町村共済法の退職年金若しくは旧市町村共済法の廃疾年金を受ける権利を有することとなつたものとみなして、同項の規定を適用する。

第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）

二 国の新法第八十条第二項の規定に相当する恩給組合条例の規定による退職給付金（法律第八十二号附則第二十二條第二項の規定に相当する恩給組合条例の規定により当該退職給付金とみなされたものを含む。）を受けた者（国の新法第八十条第一項ただし書の規定に相当する恩給組合条例の規定の適用を受けた者及び新法による改正前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号。以下「改正前の通則法」という。）附則第六條第五項の規定に基づく措置をした恩給組合条例の規定により当該退職給付金を受けたものとみなされた者を含む。）

三 旧市町村共済法第四十三條第二項の退職一時金（法律第八十二号附則第二十八條第二項の規定により当該退職一時金とみなされたものを含む。）を受けた者（旧市町村共済法第四十三條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）

3 前項各号に掲げる者が、組合員となり、新法及びこの法律の規定による退職年金又は廃疾年金を受け権利を有することとなつたときは、その者は、国の新法の規定による退職年金若しくは廃疾年金、退職料若しくは公務傷病年金又は旧市町村共済法の退職年金若しくは旧市町村共済法の廃疾年金を受ける権利を有することとなつたものとみなして、同項の規定を適用する。

第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）

4 昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第 号。以下この条において「年金改定法」という。)第三條第二項及び第四項並びに第五條の規定は、旧市町村共済法の規定による年金のうち、年金改定法第三條第二項の規定の適用を受ける年金に相当するもの(昭和三十一年三月三十一日以前に給付事由が生じたものに限る。)について準用する。この場合において、同条第二項各号列記以外の部分中「旧法」とあるのは「旧市町村職員共済組合法」と、「次の各号に掲げる俸給」とあるのは「次の各号に掲げる給料」と、「別表第一の仮定俸給」とあるのは「別表第一の仮定俸給の額」と、「退職当時の俸給」とあるのは「退職当時の給料の額」と、同項第一号中「給料」とあるのは「給料」と、「旧給料」とあるのは「旧給料」と、同項第二号中「旧法」とあるのは「旧市町村職員共済組合法」と、「旧給料」とあるのは「旧給料」と、「官職」とあるのは「官職」と、「官職」とあるのは「給料」と読み替へるものとする。

5 前項において準用する年金改定法第三條第二項の規定による年金額の改定により増加する費用は、地方公共団体が負担する。

(組合員に対する退職年金条例等の適用)

第四條 組合員は、施行日以後において退職年金条例(恩給組合条例を除く。以下この条において同じ。)若しくは共済条例の適用を受ける者又は恩給公務員に該当する場合においても、当該条例又は恩給に関する法令の規定の適用については、この法律に別段の規定があるもののほか、組合員である間、当該条例の適用を受ける者又は恩給公務員として在職しないものとみなす。

2 次の各号に掲げる者が、組合員となり、新法及びこの法律の規定による退職年金又は恩給年金を受ける権利を有することとなつたときは、退職年金条例又は共済条例のうち退職年金条例の返還一時金又は共済条例の返還一時金に関する規定の適用については、退職料若しくは公務傷病年金又は共済条例の退職年金若しくは共済条例の恩給年金を受ける権利を有することとなつたものとみなす。

一 国の新法第八十條第二項の規定に相当する退職年金条例の規定による退職給付金(法律第八十二號附則第二十二條第二項の規定に相当する退職年金条例の規定により当該退職給付金とみなされたものを含む。)を受けた者(国の新法第八十條第一項ただし書の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けた者及び改正前の通則法附則第六條第五項の規定に基づく措置をした退職年金条例(以下「通算年

金制度を措置した退職年金条例」という。)の規定により当該退職給付金を受けたものとみなされた者を含む。

二 国の新法第八十條第二項の規定に相当する共済条例の規定による共済条例の退職一時金(法律第八十二號附則第二十二條第二項の規定に相当する共済条例の規定により当該退職一時金とみなされたものを含む。)を受けた者(国の新法第八十條第一項ただし書の規定に相当する共済条例の規定の適用を受けた者及び改正前の通則法附則第六條第五項の規定に基づく措置をした共済条例(以下「通算年金制度を措置した共済条例」という。)の規定により当該退職一時金を受けたものとみなされた者を含む。)

第二章 年金条例職員期間又は旧長期組合員期間を有する者に関する一般的経過措置

第一節 更新組合員に関する一般的経過措置

(退職料等の受給権の取扱い)

第五條 更新組合員で施行日の前日に年金条例職員であつたものは、退職年金条例の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。

2 更新組合員に係る退職料等を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。ただし、次に掲げる権利は、この限りでない。

一 増加退職料等、公務傷病年金又は公務遺族年金を受ける権利(第五十一條第一項の規定により消滅したものとみなされた増加退職料等を受ける権利を除く。)

二 退職年金条例の通算退職年金又は退職年金条例の返還一時金に退職料を受ける権利(第一号に掲げるもの及び施行日の前日において恩給法第五十八條の規定に相当する退職年金条例の規定によりその支給を停止された退職料を受ける権利並びに前項の規定により退職したものとみなされたことにより生ずる退職料を受ける権利を除く。)

三 当該退職料を受ける権利を有する者が施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の裁定を行なつた者に対してこれを消滅させる旨を申し出なかつたものに限る。

3 更新組合員に係る増加退職料(第五十一條第一項の規定により消滅したものとみなされた増加退職料を除く。)に併給される退職料で施行日の前日において恩給法第五十八條の規定に相当する退職年金条例の規定によりその支給を停止されているもの及び退職年金条例の通算退職年金は、その者が更新組合員である間、その支給を停止し、当該退職料は、その者が施行日以後の職員である期間内に増加退職料を受ける権利を有しないこととなつたときは、消滅する。

4 第二項第三号に規定する者が同号の申出の期限前に死亡した場合

は、同号の申出は、その遺族がすることができ。

5 第二項第三号の申出をしなかつた者又はその遺族に対して支給する長期給付については、同項第三号に規定する退職料の基礎となつた期間(退職料を受ける権利を有する者が年金条例職員となり、施行日前に退職した場合において、退職料の改定が行なわれなかつたときにおけるその年金条例職員となつた日以後の年金条例職員期間を含む。)は、第七條第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。

6 退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が第二項第三号の規定による申出をしたことにより退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつたときは、各支給期月においてその者に支給すべきこれらの年金の額から、当該一時金の額に達するまでの金額を順次に控除するものとする。

7 前項の規定は、第四項の規定による申出があつた場合について準用する。

8 第二項第三号又は第四項の規定による申出をした者は、当該申出に係る更新組合員又は更新組合員であつた者が施行日以後申出をした時までに支給を受けた退職料の額に相当する金額を申出の日から三十日以内に、当該更新組合員の属する組合又は当該更新組合員であつた者の属していた組合に納入しなければならぬ。

(共済法の退職年金等の受給権の取扱い)

第六條 更新組合員で施行日の前日に共済条例の適用を受けていたも

のは、共済条例の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。ただし、当該退職したものとみなされたことによる共済条例の退職年金等は、支給しない。

2 更新組合員に係る共済法の退職年金を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。

ただし、共済法の退職年金を受ける権利（施行日の前日において旧市町村共済法第四十二条第一項の規定又はこれに相当する共済条例の規定によりその支給を停止され、共済法の退職年金を受け、共済法の退職年金を受ける権利を除く。）を有する者が施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なつた者に対して当該退職年金を受ける旨を申し出た場合には、この限りでない。

3 前項ただし書の申出をした者に係る共済法の退職年金で施行日の前日において旧市町村共済法附則第十五項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相当する共済条例の規定によりその支給を停止されているものは、その者が更新組合員である間、その支給を停止する。

4 更新組合員に係る共済法の通算退職年金及び共済法の廃疾年金（第五十四条第一項の申出をした者に係る共済法の廃疾年金を除く。）は、その者が更新組合員である間、その支給を停止する。

5 前条第四項の規定は、第二項ただし書の申出について準用する。

6 第二項ただし書の申出をした者又はその遺族に対して支給する長

期給付については、同項ただし書に規定する共済法の退職年金の基礎となつた期間は、第七條第一項第二号の期間に該当しないものとする。

（組合員期間の計算の特例）

第七條 更新組合員の施行日前の次の期間は、組合員期間（新法第四十條第一項に規定する組合員期間をいう。）に算入する。

一 年金条例職員の期間のうち次の期間を除いた期間。ただし、その期間のうち年金条例職員の計算において加算又は減算することとされている年月数があるときはその年月数を加算又は減算し、換算することとされている年月数があるときはその年月数を換算した後の期間とする。

イ 条例に職年の計算において除算することとされている年金条例職員の期間（法律第百五十五号附則第四十三條の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受ける者のその適用に係る期間を除く。）

ロ 増加退職料等を受ける権利を有する者の当該増加退職料の基礎となつた年金条例職員の期間

ハ 更新組合員又は更新組合員であつた者の遺族が公務遺族年金を受ける権利を有する場合における当該更新組合員又は更新組合員であつた者の当該公務遺族年金の基礎となつた年金条例職員の期間

ニ 法律第百五十五号附則第四十一條第一項又は第四十二條

第一項第三号の規定に相当する退職年金条例の規定により退職料の基礎となるべき条例

在職年の計算上加えられるべき期間を有する更新組合員の年金条例職員の期間のうち、その加えられるべき期間を加えることなく新法第七十八條、次条、第九條又は第十條の規定に該当するに至つた場合におけるその加えられるべき期間又はその加えられるべき期間を加えることによりこれらの規定による退職年金の支給を受けることができる最短期間におけるそのこととなる場合におけるそのこととなる期間

二 旧長期組合員期間

職員（国又は地方公共団体以外の法人に勤務する者で年金条例職員又は旧長期組合員に該当するものを含む。第十条において同じ。）であつた期間で施行日の前日まで引き続いているもの（年金条例職員の期間、旧長期組合員期間（第六十四條第一項の規定により旧長期組合員期間とみなされた期間を含む。）、恩給公務員である職員であつた期間、国の旧長期組合員である職員であつた期間及び国の長期組合員である職員であつた期間を除く。）

2

更新組合員に係る退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員期間を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、その者の施行日前の次の期間（退職一時金の場合にあつては第一号から第四号までの期間、遺族一時金の場合

にあつては第五号から第八号までの期間に限る。）以外の期間は、新法第四十條第一項に規定する組合員期間に算入しない。

一 第五條第二項本文の規定を適用しないとしたならば更新組合員が受けるべきこととなる退職給与金の基礎となる条例在職年に係る年金条例職員の期間で前項第一号の期間に該当するもの

二 退職給与金についての最短一時金年限未滿の施行日まで引き続く年金条例職員の期間（これに合算されるべき年金条例職員の期間を含む。）で前項第一号の期間に該当するもの

三 施行日の前日に旧長期組合員であつた更新組合員が、旧市町村共済法の規定の適用につき同日に退職したとしたならばその者が受けるべきこととなる旧市町村共済法の退職一時金又は前条第一項本文の規定により退職したものとみなされた場合に同項ただし書の規定を適用しないとしたならばその者が受けるべきこととなる共済法の退職一時金の基礎となる旧長期組合員期間

四 共済法の退職一時金についての最短一時金年限未滿の施行日まで引き続く旧長期組合員期間（これに合算されるべき旧長期組合員期間を含む。）

五 施行日の前日に年金条例職員であつた更新組合員が同日に死亡したとしたならばその者の遺族が受けるべきこととなる退職年金条例の遺族一時金の基礎と

なる条例在職年に係る年金条例職員期間で前項第一号の期間に該当するもの

六 退職年金条例の遺族一時金についての最短一時金年限未滿の施行日まで引き続く年金条例職員期間（これに合算されるべき年金条例職員の期間を含む。）で前項第一号の期間に該当するもの

七 施行日の前日に旧長期組合員であつた更新組合員が同日に死亡したとしたならばその者の遺族が受けるべきこととなる共済法の遺族一時金の基礎となる旧長期組合員期間

八 共済法の遺族一時金についての最短一時金年限未滿の施行日まで引き続く旧長期組合員期間（これに合算されるべき旧長期組合員期間を含む。）

3 第一項第二号の期間のうち同項第一号本文の期間と重複する期間があるときは、その重複する期間を除いた期間を同項第二号の期間とする。

第二節 退職給付に関する経過措置

第一款 退職年金の受給資格に関する経過措置

第八條 組合員期間が二十年未滿の更新組合員で施行日の前日に退職料の最短年金年限が十七年以下である退職年金条例の適用を受けていたものが退職した場合において、その者の当該退職年金条例による施行日前の条例在職年（その

者が更新組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合に当該退職年金条例の規定により年金条例職員期間に算入されるべきこととなる期間に係る条例在職年を含む。以下この条において「施行日直前の条例在職年」という。の年月数と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる年数以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

一 施行日直前の条例在職年が十一年以上である者 十七年

二 施行日直前の条例在職年が五年以上十一年未満である者 十八年

三 施行日直前の条例在職年が五年未満である者 十九年

2 組合員期間が二十年未満の更新組合員で施行日の前日に退職年金条例の適用を受けていたものが退職し、前項の規定に該当しない場合において、その者の施行日直前の条例在職年の年月数に二十年をその者に係る退職年金条例の最短期間を加算した年数に達するまで、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

3 組合員期間が二十年未満の更新組合員で第五号第二項本文の規定を適用しないとしたならば退職料を受ける権利(同条第一項の規定により退職したものとみなされることにより生ずるものを除く)を有することとなるものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

第九号 組合員期間が二十年未満の更新組合員で施行日の前日に共済条例の退職年金の最短期間が二十年未満である共済条例の適用を受けていたもの(旧市町村共済法附則第十六項の規定に相当する共済条例の規定により引き続き共済法の退職年金等に関する規定の適用を受けていた者(以下この項及び第十二条第二項において「継続旧長期組合員」という。))を含む。が退職した場合において、その者の旧長期組合員期間(継続旧長期組合員であつた期間を含む。)の年月数に二十年をその者に係る共済条例の最短期間の年数で除して得た率を乗じて得た年月数(二月未満の端数があるときは、これを一月とする。)と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が二十年以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

2 組合員期間が二十年未満の更新組合員で、第六号第二項本文の規定を適用しないとしたならば共済条例の退職年金を受ける権利を有することとなるものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

第十号 新法第七十八号又は前二条の規定に該当しない更新組合員が退職した場合において、組合員期間に次の期間を算入するものとならば、その期間が二十年以上となるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

一 職員であつた期間のうち、年金条例職員期間、旧長期組合員期間(第六十四条第一項の規定により旧長期組合員期間とみなされた期間を含む。)、恩給公務員である職員であつた期間、旧長期組合員である職員であつた期間、国の長期組合員である職員であつた期間及び第七号第一項第三号の期間を除いた期間

二 旧国民医療法(昭和十七年法律第七十号)に規定する日本医療団に勤務していた者で日本医療団の業務の地方公共団体への引継ぎに伴い、引き続き職員となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち年金条例職員期間を除いた期間

三 法律第五十五号附則第四十二号第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務していた者でその後職員となつたものの当該外国政府に勤務していた期間のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

第二号 退職年金の額に關する経過措置

(更新組合員の一般の特例)

第十一号 更新組合員に対する新法第七十八号又は前三条の規定による退職年金の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七号第一項第一号の期間

退職料の最短期間までの年数については一年につき退職年金条例の給料年額に退職料の基本率を当該最短期間の年数で除して得た率(以下この条において「退職料の一年当たりの基本率」という。)を乗じて得た額、当該最短期間の年数に達するまで、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

二 第七号第二項第一号の期間

(共済控除期間を除く。前号の期間と合算して共済法の退職年金の最短期間を達するまでの年数に達するまで、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

三 共済控除期間 前二号の期間と合算して共済法の退職年金の最短期間を達するまでの年数については一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の一年当たりの基本率に二から基本控除率(共済控除期間を有する者の共済法の退職年金の額を計算する場合において旧市町村共済法附則第三十一項の規定又はこれに相当する共済条例の規定により当該期間のうち共

の条において「共済法の退職年金の一年当たりの基本率」という。)を乗じて得た額、当該最短期間の年数に達するまで、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

四 共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額に相当する金額

五 共済控除期間 前二号の期間と合算して共済法の退職年金の最短期間を達するまでの年数については一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の一年当たりの基本率に二から基本控除率(共済控除期間を有する者の共済法の退職年金の額を計算する場合において旧市町村共済法附則第三十一項の規定又はこれに相当する共済条例の規定により当該期間のうち共

済法の退職年金の最短期間をこえる年数一年につき共済法の退職年金の額から控除すべきこととされている金額の、当該共済法の退職年金の基礎となるべき給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額に對する割合をいう。第六項及び第七項並びに第二十七條第一項第三号及び第六項において同じ。）を控除した数に算定した金額を乗じて得た額に相當する金額

四 第七條第一項第三号の期間

前三号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき旧市町村共済法に係る共済法の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき旧市町村共済法に係る共済法の給料年額の百八十分の一・一に相當する金額

五 施行日以後の組合員期間

前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。第二十七條第一項第一号から第四号まで、第六十八條第一項第一号、第七十六條第一項第一号、第九十條第一項第一号、第九十七條第一項第一号及び第一百一條第一項第一号を除き、以下同じ。）については一年につき新法の給料年額の百分の二、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百分の一・五に相當する金額

2 前項の場合において、同項第一号から第四号までの期間（同項第一号の期間のうち恩給法第六十條第三項の規定に相當する退職年金条例の規定に規定する年数をこえる期間を除く。）に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、前項第五号の期間に加算するものとする。

3 第一項第一号の期間のうち年金条例控除期間を有する更新組合員に對する同号の規定の適用については、同号の規定により算定した金額に減額支給率（年金条例控除期間を有しないものとして第一項第一号の規定により算定した金額（以下この項において「第一項第一号の金額」という。）から年金条例控除期間について退職年金条例の規定により控除すべきこととなる金額（率をもつて控除すべきこととされている場合は、その率により算定した金額）を控除した金額を第一項第一号の金額で除して得た率をいう。次項において同じ。）を乗じて得た額に相當する金額を同号の金額とする。

4 第一項第一号の期間のうち退職金の最短期間、退職料の一年当たりの基本率、退職料の加算率又は退職年金条例の給料年額の算定方法を異にする退職年金条例に係る年金条例職員期間（施行日の前日に年金条例職員であつた更新組合員が、更新組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合に退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間を含む。以下この項及び第二十七條第四項において同じ。）を二以上有する更新組合員に對する同号の規定の適用については、それぞれの退職料の最短期間、退職料の一年当たりの基本率又は退職料の加算率をもつて算定した金額（これらの年金条例職員期間のうち年金条例控除期間を有する場合においては、当該金額に当該年金条例控除期間に係る減額支給率を乗じて得た金額とし、以下この項において「一の退職年金条例による算定額」という。）のそれぞれの退職年金条例の給料年額に對する率（以下この項において「一の退職年金条例による支給率」という。）に、それぞれの年金条例職員期間（第十七條第二項において「一の退職年金条例に係る年金条例職員期間」という。）の年数の数を乗じて得た率を合算し、当該合算した率をそれぞれの年金条例職員期間の年数を合算した年数の数で除し、当該除して得た率（第七項において「第一項第一号の期間の平均支給率」という。）を一の退職年金条例による支給率に当該それぞれの年金条例職員期間の年数の数を乗じて得た数によつてあん分し、当該あん分して得た率をそれぞれの退職年金条例に係る退職年金条例の給料年額に乘じて得た額（第十七條第二項において「一の退職年金条例による支給額」という。）の合算額に相當する額をもつて、同号の金額とする。この場合において、同号かつこ書の規定は、一の退職年金条例による算定額について適用するものとする。

5 第一項第二号の期間のうち共済法の退職年金の最短期間、共済法の退職年金の一年当たりの基本率、共済法の退職年金の加算率又は共済法の給料年額の算定方法を異にする共済法に係る旧長期組合員期間を二以上有する更新組合員に對する同号の規定の適用については、それぞれの共済法の退職年金の最短期間、共済法の退職年金の一年当たりの基本率又は共済法の退職年金の加算率をもつて算定した金額のそれぞれの共済法の給料年額に對する率（以下この項において「一の共済法による支給率」という。）に、それぞれの共済法控除期間（第十八條第二項において「一の共済法に係る共済法控除期間以外の旧長期組合員期間」という。）の年数の数を乗じて得た率を合算し、当該合算した率をそれぞれの旧長期組合員期間の年数を合算した年数の数で除し、当該除して得た率（第七項において「第一項第二号の期間の平均支給率」という。）を一の共済法による支給率に当該それぞれの旧長期組合員期間の年数の数を乗じて得た数によつてあん分し、当該あん分して得た率をそれぞれの共済法に係る共済法の給料年額に乘じて得た額（第十八條第二項において「一の共済法による共済法控除期間以外の旧長期組合員期間に係る支給額」という。）の合算額に相當する額をもつて、同号の金額とする。

6 第一項第三号の期間のうち共済法の退職年金の最短期間、基本控除率、加算控除率又は共済法の給料年額の算定方法を異にする共済法に係る共済法控除期間を二以上有する更新組合員に對する同号の規定の適用については、それぞれの共済法の退職年金の最短期間、基本控除率又は加算控除率をもつて算定した金額のそれぞれの共済法の給料年額に對する率（以下この項において「一の共済法による支給率」という。）に、それぞれの共済法控除期間（第十八條第二項において「一の共済法に係る共済法控除期間」という。）の年数の数を乗じて得た率を合算し、当該合算した率をそれぞれの共済法控除期間の年数を合算した年数の数で除し、当該除して得た率（次項において「第一項第三号の期間の平均支給率」という。）を一の共済法による支給率に当該それぞれの共済法控除期間の年数の数を乗じて得た数によつてあん分し、当該あん分して得た率をそれぞれの共済法に係る共済法の給料年額に乘じて得た額（第十八條第二項において「一の共済法による共済法控除期間に係る支給額」という。）の合算額に相當する額をもつて、同号の金額とする。

7 更新組合員で、その者に係る第一項各号に掲げる期間に応じ当該各号の規定により算定した金額を当該金額の算定の基礎となつた退職年金条例の給料年額、共済法の給料年額若しくは新法の給料年額で除して得た率（第四項、第五項

又は前項の規定の適用を受けた者にあつては、それぞれ第一項第一号の期間の平均支給率、第一項第二号の期間の平均支給率又は第一項第三号の期間の平均支給率とし、以下この項及び次項においてそれぞれ「支給率」という。又は支給率を合算した率が百分の四十をこえることとなるものについての第一項第二号から第五号までの期間に対する同項の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。この場合において、第九項及び次条の規定の適用は、ないものとする。

一 第一項第一号の期間の支給率が百分の四十をこえる場合にあつては、同項第二号から第五号までの期間については、これらの期間に係る年数一年につき共済法の給料年額又は新法の給料年額に乘すべき率を共済法の退職年金の加算率、共済法の退職年金の加算率に一から加算控除率を控除した数を乗じた数、百分の一・一又は百分の一・五として、それぞれ当該各号の金額を算定するものとする。

二 第一項第一号の期間がない場合における同項第二号の期間の支給率が百分の四十をこえるときにあつては、同項第三号から第五号までの期間については、これらの期間に係る年数一年につき共済法の給料年額又は新法の給料年額に乘すべき率を共済法の退職年金の加算率に一から加算控除率を控除した数を乗じた数、百分の一・一又は百分の一・五として、それぞれ当該各号の金額を算定するものとする。

百分の一・五として、それぞれ当該各号の金額を算定するものとする。

三 第一項第一号の期間の支給率と同項第二号の期間の支給率とを合算して百分の四十をこえる場合（前二号に掲げる場合を除く。）にあつては、第二号の期間のうちその期間に應ずる支給率と第一項第一号の期間の支給率を合算して百分の四十に達するまでの期間（その期間が第一項第二号の期間に係る共済法の最短期間をこえる場合にあつては当該最短期間をこえる期間又は同項第一号の期間と合算して二十年に達するまでの期間に限る。）については、当該期間に係る年数一年につき共済法の給料年額に乘すべき率を共済法の退職年金の一年当たりの基本率として、当該期間以外の同項第二号の期間並びに同項第三号から第五号までの期間については、これらの期間に係る年数一年につき共済法の給料年額又は新法の給料年額に乘すべき率を共済法の退職年金の加算率、共済法の退職年金の加算率に一から加算控除率を控除した数を乗じた数、百分の一・一又は百分の一・五として、それぞれ当該各号の金額を算定するものとする。

四 第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率及び同項第三号の期間の支給率を合算して百分の四十をこえる場合にあつては、同号の期間の

うちその期間に應ずる支給率と同項第一号の期間の支給率及び同項第二号の期間の支給率を合算した率と合算して百分の四十に達するまでの期間（その期間が第一項第三号の期間に係る共済法の最短期間をこえる場合にあつては当該最短期間をこえる期間又は同項第一号の期間と合算して二十年に達するまでの期間に限る。）については、当該期間に係る年数一年につき共済法の給料年額に乘すべき率を共済法の退職年金の一年当たりの基本率に一から基本控除率を控除した数を乗じた数として、当該期間以外の同項第三号の期間並びに同項第四号の期間及び同項第五号の期間については、これらの期間に係る年数一年につき共済法の給料年額又は新法の給料年額に乘すべき率を共済法の退職年金の加算率、共済法の退職年金の加算率に一から加算控除率を控除した数を乗じた数、百分の一・一又は百分の一・五として、それぞれ当該各号の金額を算定するものとする。

五 第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率及び同項第三号の期間の支給率を合算して百分の四十をこえる場合にあつては、同号の期間のうちその期間に應ずる支給率と同項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率及び同項第三号の期間の支給率を合算して百分の四十に達するまでの期間（その期間が同項第四号の期間と合算して二十年に達するまでの期間に限る。）については、当該期間に係る年数一年につき新法の給料年額に乘すべき率を百分の二として、当該期間以外の同項第五号の期間については、当該期間に係る

達するまでの期間（その期間が同項第一号の期間、同項第二号の期間及び同項第三号の期間と合算して二十年に達するまでの期間に限る。）については、当該期間に係る年数一年につき共済法の給料年額に乘すべき率を百分の二として、当該期間以外の同項第五号の期間については、当該期間に係る

達するまでの期間（その期間が同項第一号の期間、同項第二号の期間及び同項第三号の期間と合算して二十年に達するまでの期間に限る。）については、当該期間に係る年数一年につき共済法の給料年額に乘すべき率を百分の二として、当該期間以外の同項第五号の期間については、当該期間に係る

六 第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率、同項第三号の期間の支給率及び同項第四号の期間の支給率を合算して百分の四十をこえる場合にあつては、同号の期間のうちその期間に應ずる支給率と同項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率、同項第三号の期間の支給率及び同項第四号の期間の支給率を合算して百分の四十に達するまでの期間（その期間が同項第五号の期間と合算して二十年に達するまでの期間に限る。）については、当該期間に係る年数一年につき新法の給料年額に乘すべき率を百分の二として、当該期間以外の同項第五号の期間については、当該期間に係る

七 第一項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率、同項第三号の期間の支給率及び同項第四号の期間の支給率を合算して百分の四十をこえる場合にあつては、同号の期間のうちその期間に應ずる支給率と同項第一号の期間の支給率、同項第二号の期間の支給率、同項第三号の期間の支給率及び同項第四号の期間の支給率を合算して百分の四十に達するまでの期間（その期間が同項第五号の期間と合算して二十年に達するまでの期間に限る。）については、当該期間に係る年数一年につき新法の給料年額に乘すべき率を百分の二として、当該期間以外の同項第五号の期間については、当該期間に係る

年数一年につき新法の給料年額に乘すべき率を百分の一・五として、それぞれ金額を算定するものとする。

八 第五項の規定を適用して第一項第二号の期間に係る金額の算定を行なう場合において、同項第一号の期間の支給率又は同号の期間の支給率と同項第二号の期間の支給率を合算した率が百分の四十をこえることとなるときは、前項第一号又は第二号及び第三号において規定する率により、第六項の規定を適用して第一項第三号の期間に係る金額の算定を行なう場合において、同項第一号の期間の支給率と同項第二号の期間の支給率を合算した率又は同項第一号の期間の支給率及び同項第二号の期間の支給率を合算した率が百分の四十をこえることとなるときは、前項第二号及び第三号において規定する率によるものとする。

九 第一項第一号の期間のうちに法律第五十五号附則第七条第一項又は同法による改正前の恩給法第六十条第三項の規定に相当する退職年金条の規定その他退職年金条の規定により加給すべきこととされている期間があるときは、同号の金額は、同号の規定により算定した金額に、当該期間について当該退職年金条の規定により加給することとなる金額に相当する金額を加えた金額とする。（退職給与金、共済法の退職一時金又は共済法の廃疾一時金の支給を受けた更新組合員の特例）

第十二条 第一号に掲げる者に対する

前条第一項の規定の適用については、同項第一号の金額は、第一号に掲げる金額とし、第二号又は第三号に掲げる者に対する同項の規定の適用については、同項第二号又は第三号の金額は、第二号又は第三号に掲げる金額とする。

一 退職給与金（当該退職給与金の基礎となつた年金条例職員期間が第七条第一項第一号の期間に該当するものに限り）の支給を受けた年金条例職員（国の新法第八十条第一項ただし書の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けた者を含む。）であつた更新組合員 施行日の前日に年金条例職員であつた更新組合員にあつては、第四条第一項及び第五條第一項の規定を適用しないものとし、かつ、その者が受けた退職給与金及び当該退職給与金の額（国の新法第八十条の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けた者にあつては、同条第二項第一号の規定に相当する退職年金条例の規定に相当する金額。以下この号において同じ。）を当該施行日の前日に適用を受けていた退職年金条例に係る退職給与金及び当該退職給与金の額とみなし、施行日の前日に年金条例職員以外の職員であつた更新組合員にあつては、更新組合員である間、施行日以後の組合員期間の直前のその者が受けた退職給与金の基礎となつた年金条例職員期間に係る年金条例職員であるものとみなす。

なし、かつ、その者が受けた退職

職給与金及び当該退職給与金の額を当該年金条例職員期間に係る退職年金条例の規定による退職給与金及び当該退職給与金の額とみなし、それぞれ当該退職年金条例の規定により控除又は減額すべきこととなる金額（当該退職年金条例において恩給法第六十四条ノ二の規定に相当する規定が設けられていないときは、当該退職年金条例において同法同条の規定と同一の規定が設けられていないものとみなした場合に控除又は減額すべきこととなる金額に相当する金額）を前条第一項第一号並びに同条第三項、第四項及び第九項の規定により算定した金額から控除した金額

二 共済法の退職一時金（当該共

済法の退職一時金の基礎となつた旧長期組合員期間が第七條第一項第二号の期間に該当するものに限り。次項において同じ。）の支給を受けた旧長期組合員（旧市町村共済法第四十三條第一項ただし書の規定又は国の新法第八十条第一項ただし書の規定に相当する共済法の規定の適用を受けた者を含む。次項において同じ。）であつた更新組合員 施行日の前日に旧市町村共済法の適用を受けていた更新組合員にあつては、施行日以後においても引き続き旧市町村共済法の適用を受けていたものとし、かつ、その者が受けた共済法の退職一時金及び当該共済法の退職一時金と

の退職一時金の額（旧市町村共

済法第四十三條第二項の規定又は国の新法第八十条の規定に相当する共済法の規定の適用を受けた者にあつては、旧市町村共済法第四十三條第二項第一号の額又は国の新法第八十条第二項第一号の規定に相当する共済法の規定に相当する金額。以下この号において同じ。）を当該施行日の前日に適用を受けていた旧市町村共済法に係る共済法の退職一時金及び当該旧市町村共済法に係る共済法の退職一時金の額とみなし、施行日の前日に共済法の適用を受けていた更新組合員にあつては、第四條第一項及び第六條第一項の規定を適用しないものとし、かつ、その者が受けた共済法の退職一時金及び当該共済法の退職一時金の額を当該共済法の退職一時金の額とみなし、それぞれ当該共済法の規定により控除すべきこととなる金額（当該共済法の規定に相当する共済法の規定に相当する金額）を前条第一項第一号及び第三号並びに同条第五項から第八項までの規定により算定した金額から控除した金額

三 旧市町村共済法第四十七條の

規定又はこれに相当する共済法の規定により共済法の廃止一時金（当該共済法の廃止一時金の基礎となつた旧長期組合員期間が第七條第一項第二号の期間に該当するものに限り）の支給を受けた旧長期組合員であつた更新組合員 施行日の前日に旧市町村共済法の適用を受けていた更新組合員にあつては、施行日以後においても引き続き旧市町村共済法の適用を受けていたものとし、かつ、その者が受けた共済法の退職一時金を当該施行日の前日に適用を受けていた旧市町村共済法に係る共済法の廃止一時金とみなし、施行日の前日に共済法の適用を受けていた更新組合員にあつては、第四條第一項及び第六條第一項の規定を適用しないものとし、かつ、その者が受けた共済法の廃止一時金を当該施行日の前日に適用

を受けていた共済法に係る共

済法の廃止一時金とみなし、施行日の前日に旧長期組合員以外の職員であつた更新組合員にあつては、更新組合員である間、施行日以後の組合員期間の直前のその者が受けた共済法の廃止一時金の基礎となつた旧長期組合員期間に係る旧長期組合員であるものとみなし、かつ、その者が受けた共済法の廃止一時金を当該旧長期組合員期間に係る共済法の規定による共済法の廃止一時金とみなし、それぞれ当該共済法の規定により控除すべきこととなる金額（当該共済法の規定に相当する共済法の規定に相当する金額）を前条第一項第一号及び第三号並びに同条第五項から第八項までの規定により算定した金額から控除した金額

2

共済法の退職一時金の支給を受けた旧長期組合員であつた更新組合員で、当該共済法の退職一時金の基礎となつた旧長期組合員期間のうちに旧市町村共済法附則第十六項の規定により引き続き共済法の退職年金等に関する規定の適用を受けていた者であつた期間又は継続旧長期組合員であつた期間があるものについて前項第二号の規定を適用する場合においては、同

号中「金額(当該共済法のうちの共済条
例において旧市町村共済法第四十
一条第四項の規定に相当する
規定が設けられていないときは、
当該共済条において同法同条同
項の規定と同一の規定が設けられ
ているものとみなした場合に控除
又は減額すべきこととなる金額に
相当する金額)」とあるのは、
「金額(当該共済法のうちの共済条
例において旧市町村共済法第四十
一条第四項の規定に相当する規定
が設けられていないときは、当該
共済条において同法同条同項の
規定と同一の規定が設けられてい
るものとみなした場合に控除又は
減額すべきこととなる金額に相当
する金額)」に前条第一項第二号の
期間と同項第三号の期間とを合算
した期間の年月数を当該共済法の
退職一時金の基礎となつた期間の
年月数で除して得た率を乗じて得
た金額」とする。
(特例による退職年金の額の最高
限及び最低保障)
第十三条 前二条の規定により算定
した金額が新法の給料年額の百分
の七十に相当する金額(前条第一
項各号に掲げる者については、当
該各号において控除すべきことと
されている金額を控除した金額。
以下この項において同じ。)をこえ
るときは、当該金額(第十一条第一
項第一号から第四号までに掲げ
る期間に係る前二条の規定により
算定した金額の合算額が新法の給
料年額の百分の七十に相当する金
額をこえるときは、当該合算額)
を前二条の退職年金の額とする。

2 前二条の規定により算定した金
額が三万五千五百二十円(前条第
一項各号に掲げる者については、
当該各号において控除すべきこと
とされている金額を控除した金
額)より少ないときは、当該金
額を前二条の退職年金の額とす
る。
(特例による退職年金の額の特例)
第十四条 第十一条及び第十二条の
規定により算定した退職年金の額
で前条第一項の規定に該当しない
ものが、施行日の前日にその更新
組合員が受ける権利を有していた
退職料又は共済法の退職年金の額
(その者が第五条第一項の規定に
より退職したものとみなされるこ
とにより旧市町村共済法第四十二
条第三項の規定に相当する退職年
金条例の規定の適用を受けること
となるとき、又は旧市町村共済法
の規定の適用につき同日に退職し
たものとみなした場合に同法第四
十二条第三項の規定の適用を受
け、若しくは第六条第一項本文の
規定により退職したものとみなさ
れることにより同法同条同項の規
定に相当する共済条例の規定の適
用を受けることとなるときは、こ
れらの規定によりその改定を行な
つたとした場合の額とし、二以上
のこれらの給付を受ける権利を同
時に有していた者については、こ
れらの額の合算額とする。以下こ
の項において「退職料等の額」とい
う。に施行日以後の組合員期間の
年数一年につき新法の給料年額の
百分の一・五に相当する額を加え
た額より少ないときは、当該退職

料等の額が前条第一項に規定する
金額より少ない場合に限り、同項
に規定する金額に達するまで、当
該退職料等の額に施行日以後の組
合員期間の年数一年につき新法の
給料年額の百分の一・五に相当す
る額を加えた額を前三条の退職年
金の額とし、前三条の規定により
算定した退職年金の額が退職料等
の額より少ないときは、当該退職
料等の額を前三条の退職年金の額
とする。
2 前項に規定する施行日の前日に
おいてその更新組合員が受ける権
利を有していた退職料又は共済法
の退職年金には、その者が退職年
金条例又は共済法の規定の適用に
つき同日において退職したとみな
した場合に受ける権利を有するこ
ととなる退職料又は共済法の退職
年金を含むものとする。
(退職料又は共済法の退職年金を
受けた期間を有する更新組合員に
関する経過措置)
第十五条 退職料(増加退職料と併
給される退職料及び第五条第二項
第三号の申出をしなかつた場合に
おける退職料を除く。以下この条
において同じ。)又は共済法の退職
年金(第六条第二項ただし書の申
出をした場合における共済法の退
職年金を除く。以下この条におい
て同じ。)を受けていた第七号第一
項第一号の期間又は同項第二号の
期間を有する更新組合員であつた
者に退職年金を支給するときは、
当該第七号第一項第一号の期間又
は同項第二号の期間(退職料を受
けていた同号の期間を除く。)に係

る退職料又は共済法の退職年金の
額(すでに控除を受けた額がある
ときは、その額を控除した額と
し、第三十二条及び第四十三条に
おいて「退職料等受給額」という。
に相当する額に達するまで、支給
時に際し、その支給時に係る支給
額の二分の一に相当する額を控除
する。
(特例による退職年金からの控除)
第十六条 第七号第一項第一号の期
間又は同項第二号の期間で退職年
金条例又は共済条例の規定により
退職料等又は共済法の退職年金等
の支給時に際しその支給額から退
職年金条例又は共済条例に定める
金額を控除すべきこととされている
ものを有する更新組合員であつ
た者に退職年金を支給するときは
は、当該額(すでに控除を受けた
額があるときは、その額を控除し
た額とし、第三十三条及び第四十
四条第二項において「控除額相当
額」という。)に達するまで、支給
時に際し、その支給時に係る支給
額の二分の一に相当する額を控除
する。
第三款 退職年金の支給
開始年齢等に関
する経過措置
(年金条例職員期間を有する者の
特例)
第十七条 次の各号に掲げる退職年
金の当該各号に掲げる金額につい
ては、新法第七十九条第二項の規
定にかかわらず、当該金額のう
ち、当該金額を退職料の額とみな
した場合に恩給法第五十八条/三
第一項の規定に相当する退職年金

条例の規定により停止することと
なる金額に相当する金額の支給を
停止する。
一 第七号第一項第一号の期間に
該当する期間が退職料の最短期
金年限の年数の十七分の五に相
当する年月数以上である更新組
合員に対する退職年金(次号に
掲げるものを除く。) 第十一条
第一項第一号の金額
二 第十四条の規定の適用により
その額を定められた退職年金
同条第一項に規定する退職料等
の額(同項に規定する退職料に
係るものに限る。第三項におい
て同じ。)に相当する金額
2 第十一条第四項の規定の適用を
受けた者に対する前項の規定の適
用については、同項第一号中「第
七号第一項第一号の期間に該当す
る期間が」とあるのは「第七号第一
項第一号の期間に該当する期間の
うち一の退職年金条例に係る年金
条例職員期間が当該期間に係る退
職年金条例の」と、「第十一条第一
項第一号の金額」とあるのは「当該
一の退職年金条例に係る年金条例
職員期間についての一の退職年金
条例による支給額に相当する金
額」とする。
3 第七号第一項第一号の期間を有
する更新組合員に対する退職年金
の額のうち、第一項第一号に掲げ
る金額(当該退職年金が第十四条
の規定の適用によりその額を定め
られた退職年金である場合にあつ
ては、同条第一項に規定する退職
料等の額に相当する金額)を退職
料の額とみなした場合に恩給法第

五十八条ノ四第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額については、当該金額に相当する金額の支給を停止する。

4 前項に規定する退職年金条例の規定により停止することとなる金額の算定の基礎となる所得の金額は、政令で定めるところにより、毎年、税務署長の調査したところによる。

(旧長期組合員期間を有する者の特例)

第十八条 次の各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額については、新法第七十九条第二項の規定にかかわらず、旧市町村共済法に係るものにあつては五十歳に達するまで、共済条例に係るものにあつては同法第四十一条第一項ただし書の規定に相当する共済条例の規定の例により、それぞれその支給を停止する。

一 第七條第一項第二号の期間に該當する期間が共済法の退職年金の最短期間年限の年数の二十分の六に相當する年数以上である更新組合員に對する退職年金(次号に掲げるものを除く。) 第十一條第一項第二号及び第十三号に掲げる金額の合算額 第十四條の規定の適用によりその額を定められた退職年金 同条第一項に規定する退職料等の額(同項に規定する共済法の退職年金に係るものに限る。)に相當する金額

2 第十一條第五項の規定の適用を受けた者に対する前項の規定の適用

用については、同項第一号中「第七條第一項第二号の期間に該當する期間が」とあるのは「第七條第一項第二号の期間に該當する期間のうち一の共済法に係る共済控除期間以外の旧長期組合員期間が当該期間に係る共済法の」と、「第十一條第一項第二号及び第十三号に掲げる金額」とあるのは「当該一の共済法に係る共済控除期間以外の旧長期組合員期間についての一の共済法による共済控除期間以外の旧長期組合員期間に係る支給額に相當する金額及び第十一條第一項第三号に掲げる金額」とし、第十一條第五項及び第六項の規定の適用を受けた者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「第七條第一項第二号の期間

に該當する期間が」とあるのは「第七條第一項第二号の期間に該當する期間のうち一の共済法に係る共済控除期間が当該期間に係る共済法の」と、「第十一條第一項第二号及び第十三号に掲げる金額」とあるのは「第十一條第一項第二号に掲げる金額及び当該一の共済法に係る共済控除期間についての一の共済法による共済控除期間に係る支給額に相當する金額」とする。

(廃疾の状態にある者の特例) 第十九條 第十七條第一項各号又は前条第一項各号に掲げる退職年金を受ける権利を有する者で第十七條第一項又は前条第一項の規定に該當するものが新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その状態にある間、これらの規定による停止は、行なわれない。

2 施行日において、旧市町村共済法の退職年金を受ける権利を有する者で第三條第一項の規定により従前の例による年齢満五十歳に達しないことを理由とする支給停止をされるべきものが現に新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、同日以後その状態にある間、当該停止は、行なわれない。

第四款 通算退職年金に關する経過措置 (通算退職年金の受給資格の特例) 第二十条 次の表の上欄に掲げる者である組合員で、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間(通算年金通則法に規定する通算対象期間

間をいう。以下同じ。)を合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、新法

第八十二条の規定の適用については、同条第二項第一号に該當するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

2 通算年金通則法第六條第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月

一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と他

の通算対象期間とを合算するとき
は、当該通算対象期間のうち同日
以後の部分と同条第二項本文に規
定する期間に満たない場合におい
ても、これを算入するものとする。

3 第一項の表(大正十四年四月二

日以後に生まれた者に係る部分を
除く。)の上欄に掲げる者である組
合員で、昭和三十六年四月一日以
後の組合員期間がそれぞれ同表の
下欄に掲げる期間以上であるもの
は、新法第八十二条の規定の適用
については、同条第二項第二号に
該当するものとみなす。

第二十一条 更新組合員に対する前
条第三項の規定の適用について
は、その者の次の各号に掲げる期
間(月未満の端数があるときは、
これを一月とする。)は、同項に規
定する昭和三十六年四月一日以後
の組合員期間に算入する。

一 通算年金制度を措置した退職
年金条例に係る第七条第二項第
一号又は第二号の期間のうち昭
和三十六年四月一日以後の期間
の年数に、二十年を当該退職
年金条例の退職料の最短期間
の年数で除して得た率を乗じ
て得た年数

二 通算年金制度を措置した共済
条例に係る第七条第二項第三号
又は第四号の期間のうち昭和三
十六年四月一日以後の期間の年
月数に、二十年を当該共済条例
の退職年金の最短期間の年
数で除して得た率を乗じて得た
年数

第五款 退職一時金に関
する経過措置

(更新組合員の受給資格の特例)
第二十二條 第七條第二項第一号の
期間を有する更新組合員が退職し
た場合においては、その者の組合
員期間が一年未満であるときも、
退職一時金を支給する。

2 第七條第二項第三号の期間を有
する更新組合員が退職した場合に
おいては、その者の組合員期間が
一年未満であるときも、退職一時
金を支給する。

(更新組合員に係る額の特例)
第二十三條 更新組合員に対する新
法第八十三條又は前条の規定によ
る退職一時金の額の算定の基礎と
なる新法第八十三條第二項第一号
に掲げる金額は、次の各号の期間
に応じ当該各号に掲げる金額の合
算額とする。

一 第七條第二項第一号又は第二
号の期間 当該期間につき退職
年金条例の給付年額を基礎とし
て、退職給付金の額(通算年金
制度を措置した退職年金条例に
あつては、国の新法第八十條第
二項第一号の規定に相当する当
該退職年金条例の規定に掲げる
金額。次項において同じ。)の算
定の例により算定した金額

二 第七條第二項第三号又は第四
号の期間 当該期間につき共済
法の給付日額を基礎として、旧
市町村共済法第四十三條第二項
第一号に掲げる金額又は共済条
例の退職一時金の額(通算年金
制度を措置した共済条例にあつ
ては、国の新法第八十條第二項
第一号の規定に相当する当該共
済条例の規定に掲げる金額。次

項において同じ。)の算定の例に
より算定した金額
三 施行日以後の組合員期間 新
法の給付日額に、当該期間と第
一号又は前号のいずれかに規定
する期間とを合算した期間に対
応する新法別表第二(退職給付
金又は共済法の退職一時金の額
について一年未満の条例に職年
又は旧長期組合員期間ごとにそ
の額を算定することとされてい
る退職年金条例又は共済法に係
る第一号又は前号に規定する期
間を有する者にあつては、別表
第一。以下この号において同
じ。)に定める日数から前二号の
第七條第二項第一号又は第三号
の期間に対応する新法別表第二
に定めるそれぞれの日数を控除
した日数を乗じて得た金額
2 前項の場合において、同項第一
号又は第二号の期間につき退職
年金条例又は共済法の規定により退
職給付金の額又は旧市町村共済法
第四十三條第二項第一号に掲げる
金額若しくは共済条例の退職一時
金の額から控除又は減額すべきこ
ととされている金額があるときは
は、前項の規定により算定した金
額から当該控除又は減額すべきこ
ととされている金額に相当する金
額を控除した金額を新法第八十三
條第二項第一号に掲げる金額とす
る。

第二十四條 次の表の上欄に掲げる
者である更新組合員で明治四十四
年四月一日以前に生まれたもの又は
当該更新組合員でそれぞれ同表
下欄に掲げる者に該当するものに
ついて新法第八十三條第一項及び

第二項の規定を適用する場合にお
いて、その者が、退職の日から六
十日以内に、退職一時金の額の計
算上同条第二項第二号に掲げる金
額の控除を受けないことを希望す
る。

る旨を組合に申し出たときは、同
条第一項及び第二項の規定にか
かわらず、その者の退職一時金につ
いては、同条第三項の規定を適用
する。

通算年金制度を措置した退職年金条例の当
該措置に関する規定の施行の日から施行
日の前日まで引き続き当該退職年金条例に
係る年金条例職員(当該年金条例職員として
の年金条例職員期間を通算することとされ
ている通算年金制度を措置した退職年金条
例に係る年金条例職員を含む。)であつた者
施行日の前日に、通算年金制度を措置した
退職年金条例以外の退職年金条例に係る年
金条例職員であつた者
昭和三十六年十一月一日前日から施行日の前
日まで引き続き旧市町村共済法に係る旧長
期組合員であつた者
通算年金制度を措置した共済条例の当該措
置に関する規定の施行の日から施行日の
前日まで引き続き当該共済条例に係る旧長
期組合員(当該旧長期組合員であつた期間
を通算することとされている通算年金制度
を措置した共済条例に係る旧長期組合員を
含む。)であつた者
施行日の前日に、通算年金制度を措置した
共済条例以外の共済条例に係る旧長期組合
員であつた者

施行日から三年以内に退
職する男子又は同日から
五年以内に退職する女子
昭和三十九年十月三十一
日までで退職する男子又
は昭和四十一年十月三十
一日までで退職する女子

施行日の前日にその者に
適用されていた当該退職
年金条例の当該措置に関
する規定の施行の日から
三年以内に退職する男子
又は同日から五年以内に
退職する女子

施行日から三年以内に退
職する男子又は同日から
五年以内に退職する女子

施行日から三年以内に退
職する男子又は同日から
五年以内に退職する女子

第三節 廃疾給付に関する規
定(公務による廃疾年金に関する規
定の適用)
第二十五條 新法第四章第三節第三
款中公務による廃疾年金に関する
部分の規定は、組合員が施行日以

後公務により病氣にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により廃疾となつた場合について適用する。
(公務によらない廃疾給付に關する特例)

第二十六條 第七條第一項各号に掲げる期間で施行日まで引き続いて適用するものは、新法第八十六條第一項第二号の規定の適用については、組合員であつた期間とする。

2 施行日の前日に旧長期組合員であつた更新組合員が旧長期組合員であつた期間内に公務によらないで病氣にかかり、又は負傷し、施行日以後その傷病のため退職した場合において、新法の規定により廃疾給付を受けることができることを除き、その者が更新組合員である間、旧長期組合員であるものとみなして共済法を適用するとし、たならば、共済法の廃疾年金又は共済法の廃疾一時金を受ける権利を有することとなるときは、その者にそれぞれ廃疾年金又は廃疾一時金を支給する。

第二款 廃疾給付の額に關する経過措置
(組合員期間二十年をこえる更新組合員の特例)

第二十七條 更新組合員に対する新法第八十六條の規定による廃疾年金の額のうち二十年をこえる組合員期間について加算する金額は、新法第八十七條第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第一項第一号の期間で二十年をこえるもののそのこえ

る期間 その年数一年につき退職年金条の給料年額に退職料の加算率を乗じて得た額に相当する金額

二 第七條第一項第二号の期間(共済控除期間を除く)で同項第一号の期間と合算して二十年をこえるもののそのこえする期間 その年数一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額に相当する金額

三 共済控除期間で第七條第一項第一号の期間及び同項第二号の期間(共済控除期間を除く)と合算して二十年をこえるもののそのこえする期間 その年数一年につき共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率にから加算控除率を控除した数に乘じた数を乘じて得た金額に相当する金額

四 第七條第一項第三号の期間で同項第一号の期間及び同項第二号の期間と合算して二十年をこえるもののそのこえする期間 その年数一年につき旧市町村共済法に係る共済法の給料年額の百分の一・五に相当する金額

五 施行日以後の組合員期間で第七條第一項第一号から第三号までの期間と合算して二十年をこえるもののそのこえする期間 その年数一年につき新法の給料年額の百分の一・五に相当する金額

2 第十一條第二項の規定は、前項各号の期間について準用する。

3 第十一條第三項の規定は、第七條第一項第一号の期間のうち年金条例控除期間を有する組合員に對する第一項第一号の規定の適用について準用する。

4 第七條第一項第一号の期間のうち退職料の加算率又は退職年金条例の給料年額の算定方法を異にする退職年金条例に係る年金条例職員期間を二以上有する更新組合員に對する第一項第一号の規定の適用については、同号中「退職年金条例の給料年額に退職料の加算率を乗じて得た額」とあるのは、

「それぞれの退職料の加算率に、それぞれの年金条例職員期間の年数の数を乘じて得た率をそれぞれの年金条例職員期間に係る退職年金条例の給料年額に乘じ、当該乘じて得た額を合算し、当該合算した額をそれぞれの年金条例職員期間の年数を合算した年数の数で除して得た額」とする。

5 第七條第一項第二号の期間のうち共済法の退職年金の加算率又は共済法の給料年額の算定方法を異にする共済法に係る旧長期組合員期間を二以上有する更新組合員に對する第一項第一号の規定の適用については、同号中「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額」とあるのは、

「それぞれの共済法の退職年金の加算率に、それぞれの旧長期組合員期間の年数の数を乘じて得た率をそれぞれの旧長期組合員期間に係る共済法の給料年額に乘じ、当該乘じて得た額を合算し、当該合算した額をそれぞれの旧長期組合員期間の年数を合算した年数の数で除して得た額」とする。

6 第七條第一項第二号の期間のうち加算控除率又は共済法の給料年額の算定方法を異にする共済法に係る旧長期組合員期間を二以上有する更新組合員に對する第一項第三号の規定の適用については、

同号中「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率にから加算控除率を控除した数に乘じた数を乘じて得た額」とあるのは、

「それぞれの共済法の退職年金の加算率にから加算控除率を控除した数に乘じた数を乘じて得た率に、それぞれの共済控除期間の年数の数を乘じて得た率をそれぞれの旧長期組合員期間に係る共済法の給料年額に乘じ、当該乘じて得た額を合算し、当該合算した額をそれぞれの共済控除期間の年数を合算した年数の数で除して得た額」とする。

7 退職料が増加退職料に併給される場合と併給されない場合において退職料の加算率が異なる場合又は共済法の廃疾年金の算定において二十年をこえる旧長期組合員期間について加算することとされている率と共済法の退職年金の加算率とが異なる場合の組合の前六項の規定の適用については、これらの規定に準じて政令で定める。

2 前項の場合において、公務による廃疾年金と公務によらない廃疾年金とが併給されるときは、同項の控除は、公務によらない廃疾年金から行ない、なお残額がある場合に、公務による廃疾年金から行なうものとする。

(公務による廃疾年金の特例)
第二十九條 新法第八十七條及び前二條の規定により算定した公務による廃疾年金の額が廃疾の程度に応じ別表第二に定める金額(第十二條第一項各号に掲げる者に係る廃疾年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)より少ないときは、当分の間、当該金額をその廃疾年金の額とする。

(旧長期組合員期間内の公務によらない廃疾に係る特例)
第三十條 施行日の前日に旧長期組合員(旧長期組合員であつた者で引き続き旧市町村共済法附則第十四項又はこれに相当する共済法例の規定に規定する者となり、同日まで引き続きこれらの方であるもの(以下この項において「準旧長期組合員」という。を含む。))であつた更新組合員が、同日まで引き続き旧長期組合員であつた期間内(準旧長期組合員については、その者の旧長期組合員であつた期間内)に公務によらないで病氣にかかり、又は負傷し、施行日以後にその傷病のため退職し、新法第八

十六条第一項第二号の規定の適用を受ける場合において、新法第八十七条並びに第二十七号及び第二十八号の規定により算定した廃疾年金の額が、その者が更新組合員である間、旧長期組合員であるものとみなして共済法を適用するとし、たならば受けることができる共済法の廃疾年金の額に相当する金額より少ないときは、当該金額をその廃疾年金の額とする。

2 第二十六条第二項の規定による廃疾年金又は廃疾一時金の額は、同項の規定に該当する者が更新組合員であつた間、旧長期組合員であるものとみなして共済法を適用するとし、たならば受けることができる共済法の廃疾年金又は共済法の廃疾一時金の額に相当する金額とする。

(廃疾年金の額の改定等の特例)
第三十一条 第六条第四項の規定により共済法の廃疾年金の支給を停止された更新組合員が退職した場合に、当該廃疾年金を新法の規定による廃疾年金とみなして、新法第八十九号及び第九十号第二項から第六項までの規定を適用する。

(退職料又は共済法の退職年金を受けた期間を有する更新組合員に関する経過措置)
第三十二条 第十五条に規定する更新組合員であつた者に廃疾年金を支給するときは、退職料等受給額(同条の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額)に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時

に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

(更新組合員に係る廃疾年金からの控除)
第三十三条 第十六条に規定する更新組合員であつた者に廃疾年金を支給するときは、控除額相当額(同条の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額)に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

第四節 遺族給付に関する経過措置
第一款 遺族年金の受給資格に関する経過措置
(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の規定の適用)
第三十四条 新法第四章第三節第四款中第九十三号第一項第一号の規定による遺族年金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病氣にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により死亡した場合について適用する。

(遺族年金の受給資格に係る組合員期間)
第三十五条 新法第九十三号第一項第三号の規定による遺族年金(公務による廃疾年金を受ける権利を有する者に係る遺族年金を除く)を受ける権利に係る組合員期間は、施行日まで引き続く組合員期間及び施行日以後の組合員期間に限るものとする。

(特例による退職年金の受給権者に係る特例)
第三十六条 次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する者の遺族(新法第二号第一項第三号に規定する遺族をいう。以下同じ)に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。この場合においては、新法第九十三号第一項第三号の規定は、適用しない。

一 組合員期間が二十年未満である者で第八号から第十号までの規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡したとき。
二 組合員期間が二十年未満である更新組合員が公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならば第八号から第十号までの規定により退職年金を受ける権利を有することとなるとき。

(遺族年金の失権に関する経過措置)
第三十七条 旧市町村共済法の遺族年金を受ける権利を有する者が養子縁組をした場合には、当該遺族年金の失権については、新法第九十六号第三号の規定を適用する。

第二款 遺族年金の額に関する経過措置
(組合員期間二十年をこえる者に係る特例)
第三十八条 更新組合員に係る新法第九十三号第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち二十年をこえる組合員期間について加算する金額は、同号の規定にかかわらず、第二十七号第一項各号の期間

に應じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

2 第二十七号第二項から第六項までの規定は、前項の二十年をこえる組合員期間につき加算する金額の算定について準用する。

3 退職料の加算率と公務遺族年金の算定において二十年をこえる条例在職年について加算することとされている率とが異なっている場合又は共済条例の退職年金の加算率と公務による共済条例の遺族年金の算定において二十年をこえる旧長期組合員期間について加算することとされている率とが異なっている場合は、これらの規定に準じて政令で定める。

(組合員期間十年以上二十年未満の者に係る特例)
第三十九条 更新組合員に係る新法第九十三号第一項第三号の規定による遺族年金の額は、第十一号から第十四号までの規定により算定した金額の百分の五十に相当する金額とする。

(特例による退職年金の受給権者に係る特例)
第四十条 第三十六号各号の規定による遺族年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障)
第四十一条 新法第九十三号第一項第一号又は第三十八号の規定による遺族年金の額が三万五千円(当該遺族年金を受ける遺族につきその者の収入により生計を維持

する遺族で遺族年金の支給を受けるときは、その一人につき四千八百円を加算した金額とし、第十二号第一項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。)より少ないときは、当分の間、その額を当該遺族年金の額とする。

(特例による遺族年金の額の最低保障)
第四十二条 第三十九号又は第四十条の規定により算定した遺族年金の額が二万一千三百六十円(第十二号第一項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額)より少ないときは、その額を第三十九号又は第四十条の遺族年金の額とする。

(退職料又は共済法の退職年金を受けた期間を有する更新組合員であつた者に係る経過措置)
第四十三条 第十五条に規定する更新組合員又は当該更新組合員であつた者が死亡したことにより遺族年金を支給するときは、退職料等受給額(同条又は第三十二条の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額)の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

(更新組合員に係る遺族年金からの控除)
第四十四条 第七号第一項第一号又は第二号の期間で退職年金条例又は

は共済条例の規定により退職年金
条例の遺族年金又は共済条例の遺
族年金の支給時に際しその支給額
から退職年金条例又は共済条例に
定める金額を控除すべきこととさ
れているものを有する更新組合員
が死亡した場合において遺族年金
を支給するときは、当該額に達す
るまで、支給時に際し、その支給
時に係る支給額の二分の一に相当
する額を控除する。

2 第十六条又は第三十三条の規定
によりその支給額から控除すべき
こととされている退職年金又は廃
疾年金を受ける権利を有する者が
死亡した場合において遺族年金を
支給するときは、控除額相当額か
らこれらの規定によりすでに控除
された額に相当する額を控除した
額の二分の一に相当する額に達す
るまで、支給時に際し、その支給
時に係る支給額の二分の一に相当
する額を控除する。

第三款 遺族一時金に關
する経過措置
(更新組合員に係る受給資格の特
例)
第四十五条 第七條第二項第五号の
期間を有する更新組合員が死亡し
た場合においては、その者の組合
員期間が一年未満であるときも、
その者の遺族に遺族一時金を支給
する。

2 第七條第二項第七号の期間を有
する更新組合員が死亡した場合に
おいては、その者の組合員期間が
一年未満であるときも、その者の
遺族に遺族一時金を支給する。

(更新組合員に係る額の特例)
第四十六条 更新組合員が死亡した
場合におけるその遺族に対する新
法第九十八條又は前条の規定によ
る遺族一時金の額は、次の各号の
期間に応じ当該各号に掲げる金額
の合算額とする。

一 第七條第二項第五号又は第六
号の期間 当該期間につき退職
年金条例の給料年額を基礎とし
て、退職年金条例の遺族一時金
の額の算定の例により算定した
金額

二 第七條第二項第七号又は第八
号の期間 当該期間につき共済
法の給料日額を基礎として、共
済法の遺族一時金の額の算定の
例により算定した金額

三 施行日以後の組合員期間 新
法の給料日額に、当該期間と第
一号又は前号のいずれかに規定
する期間とを合算した期間に対
応する新法別表第二(退職年金
条例の遺族一時金又は共済法の
遺族一時金の額)について一年未
満の条例に準ずる又は旧長期組
合員期間ごととその額を算定する
こととされている退職年金条例
又は共済法に係る第一号又は前
号に規定する期間を有する者に
あつては、別表第一。以下この
号において同じ。)に定める日数
から前二號の第七條第二項第五
号又は第七號の期間に対応する
新法別表第二に定めるそれぞれ
の日数を控除した日数を乗じて
得た金額

2 前項の場合において、同項第一
号又は第二號の期間につき退職年
金又は第二號の期間につき退職年

金条例又は共済法の規定により退
職年金条例の遺族一時金の額又は
共済法の遺族一時金の額から控除
又は減額すべきこととされている
金額があるときは、同項の規定に
より算定した金額から当該控除又
は減額すべきこととされている金
額に相当する金額を控除した金額
を新法第九十八條又は前条の規定
による遺族一時金の額とする。

第五節 格を有する組合員
に關する特例
(重複期間に對する一時金)
第四十七條 第一号に掲げる旧長期
組合員期間又は第二号に掲げる旧
長期組合員であつた期間で第七條
第一項第一号本文の期間に該当す
るもの(以下この項、次項及び第
三項において「重複期間」という。)
については、当該各号に定めると
ころにより、一時金を支給する。

一 施行日前に共済法の退職年金
を受ける権利を有する更新組合
員の当該退職年金の基礎となつ
ている旧長期組合員期間 重複
期間を共済法の退職一時金の額
の算定の基礎となるべき旧長期
組合員期間とみなして、当該退
職年金の額の算定の基礎となつ
ている給料を基礎として、共済
法の退職一時金の額の算定の例
により算定した金額を、施行日
から六十日を経過した日におい
て、その者又はその遺族に支給
する。

二 施行日の前日まで引き続き旧
長期組合員であつた更新組合員
(前号に規定する更新組合員を
除く。)の当該旧長期組合員であ
つた期間 重複期間を共済法の
退職一時金の額の算定の基礎と
なるべき旧長期組合員期間とみ

なして、施行日の前日の給料を
基礎として、共済法の退職一時
金の額の算定の例により算定し
た金額を、施行日において、そ
の者に支給する。

2 前項の一時金の額が、共済法の
退職年金等の給付に要する費用に
充てるものとして重複期間につい
て同項各号に規定する更新組合員
が負担した各年度ごとの掛金額
に、それぞれこれに対する翌年度
の四月一日から当該一時金を支給
する日の属する月の前月の末日ま
での期間に應ずる利子に相当する
金額を加えた額より少ないとき
は、同項の規定にかかわらず、当
該額をその一時金の額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計
算の方法によるものとし、その利
率は、年四分五厘とする。

4 前三項の規定は、第六條第二項
ただし書の規定により共済法の退
職年金を受ける旨を申し出た者に
は、適用しない。

(準年金条例職員期間を有する者
の特例)
第四十八條 恩給法の一部を改正す
る法律(昭和二十六年法律第八十
七号)による改正前の恩給法第十
九條第二項に規定する準文官又は
準教育職員であつた期間の取扱
いに相当する取扱いをした第七條第
一項第一号の期間(以下この条に
おいて「準年金条例職員期間」とい
う。)を有する更新組合員が退職
し、又は死亡した場合におけるそ
の者に係る長期給付は、その者又
はその者の遺族のうちの先順位者
の選択により、当該準年金条例職
員期間を年金条例職員期間でない
ものとみなした場合に支給すべき
こととなる給付とすることができ
る。

(退職後に増加退職料等を受ける
こととなつた者の特例)
第四十九條 更新組合員であつた者
が退職した後に増加退職料等を受
ける権利を有する者となつたとき
は、当該更新組合員であつた者は、
新法及びこの法律の長期給付に
關する規定(新法第八十二條、第
八十四條、第八十五條及び第九十
九條並びに第二十條及び第二十
一條の規定を除く。第三項、第五十
三條第一項及び第六十三條第三項
において同じ。)の適用について
は、退職の時に増加退職料等を受
ける権利を有する者であつた
ものとみなす。

2 前項の規定に該当することとな
つた更新組合員であつた者がその
該当することとなつた時までに支
給を受けた退職年金、減額退職年
金又は退職一時金は、返還するこ
とを要しないものとし、また、そ
の者が同項及び第七條第一項第一
号ロの規定の適用により受けるべ
きこととなつた退職年金若しくは
減額退職年金をその時までに支給
すべきもの又は退職一時金は、支
給しないものとする。ただし、退
職年金又は減額退職年金の支給を
受けていた更新組合員であつた者
がこれらの規定の適用により新法
第八十三條の規定の適用を受ける
こととなつた場合において、その
者がその時までに支給を受けた退
職年金又は減額退職年金の総額が
同条第二項第一号に掲げる金額よ
り少ないときは、その差額に相当
する金額を一時金として支給する。

3 更新組合員であつた者が退職し
た後に死亡した場合において、そ
の者の遺族が公務遺族年金を受け

る権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、新法及びこの法律の長期給付に關する規定の適用については、退職した後に増加退職料等を受ける権利を有する者となつたものとみなす。

(退職後に増加退職料等を受けなくなつた者の特例)

第五十条 増加退職料等を受ける権利を有する更新組合員であつた者が退職した後に当該増加退職料等を受ける権利を有しない者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、新法及びこの法律の長期給付に關する規定の適用については、退職の時に於いて増加退職料等を受ける権利を有しない者であつたものとみなす。

2 前項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者がその該當することとなつた時までに支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は、返還することを要しないものとし、また、その者が同項の規定の適用により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時までを支給すべきもの又は退職一時金は、支給しないものとする。ただし、その者の退職一時金の額の算定の基礎となつた新法第八十三条第二項第一号に掲げる金額が前項の規定の適用により受けるべきこととなる退職一時金の額の算定の基礎となる同号に掲げる金額より少ないときは、その差額に相当する金額を一時金として支給する。

3 第五十条第六項の規定は、退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が第一項の規定の適用により退職年金又は減額退職年金を

受けるべきこととなつた場合に於いて準用する。

4 第一項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者に対する第四十七条第一項第一号及び第二号の規定の適用については、これらの規定中「施行日から六十日を経過した日において」とあり、又は「施行日において」とあるのは「増加退職料等を受ける権利を有しない者となつた日において」と、同項第二号中「施行日の前日の給料」とあるのは「増加退職料等を受ける権利を有しない者であつたものとみなされた日の前日の給料」とする。

(増加退職料等の受給権の放棄)

第五十一条 更新組合員又は更新組合員であつた者で増加退職料等を受ける権利を有するものが、施行日(同日以後に増加退職料等を受ける権利を有することとなつた場合にあつては当該権利を有することとなつた日)から六十日を経過する日以前に、当該増加退職料等を受けない旨を当該権利の裁定を行なつた者に対して申し出たときは、当該権利は、施行日の前日(施行日以後に増加退職料等を受ける権利を有することとなつた場合にあつては、当該権利を有することとなつた日)において消滅したものとみなす。

2 第五十条第四項の規定は、第一項の申出について準用する。

3 第五十条第六項の規定は第一項又は前項において準用する同条第四項の申出があつた場合について、同条第八項の規定は第一項又は前

項において準用する同条第四項の申出をした者について準用する。(退職後に共済法の廃疾年金を受けることとなつた者の特例)

第五十二条 更新組合員であつた者が退職した後に共済法の廃疾年金を受ける権利(その者が施行日の前日に当該権利を有していたとしたならば旧市町村共済法第四十六条の二第二項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相当する共済法の規定によりその支給を停止されるべきこととなる共済法の廃疾年金を受ける権利を除く。)を有することとなつたものが、当該権利を有することとなつた日から六十日以内に当該共済法の廃疾年金の基礎となつた期間につき第七條第一項の規定の適用を受けない旨を組合に対して申し出たときは、当該更新組合員であつた者又はその遺族に対する新法及びこの法律の長期給付に關する規定の適用については、当該共済法の廃疾年金の基礎となつた期間は、第七條第一項第二号の期間に該當しなかつたものとみなす。

2 第四十九条第二項の規定は、前項の規定に該當することとなつた更新組合員であつた者について準用する。この場合において、同条第二項中「同項及び第七條第一項第一号ロ」とあるのは、「第五十二条第一項」と読み替へるものとする。

3 更新組合員であつた者が退職した後に共済法の廃疾年金を受ける権利を有することとなつたものに係る当該共済法の廃疾年金(第一

項の申出をした者の当該申出に係る共済法の廃疾年金を除く。)は、新法の規定による廃疾年金とみなす。

(退職後に共済法の廃疾年金を受けなくなつた者の特例)

第五十三条 共済法の廃疾年金(次条の申出によりその支給を停止されないものに限り)を受ける権利を有する更新組合員であつた者が退職した後に共済法の廃疾年金を受けるべき廃疾の状態に該當しなかつたため共済法の廃疾年金を受ける権利を有しない者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、新法及びこの法律の長期給付に關する規定の適用については、退職の時に於いて共済法の廃疾年金を受ける権利を有しない者であつたものとみなす。この場合においては、当該更新組合員であつた者には、旧市町村共済法第四十六條第三項若しくは第四項の規定又はこれらに相當する共済法の規定は、適用しないものとする。

2 第五十条第六項の規定は退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が前項の規定の適用により退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつた場合について、第五十条第二項の規定は第一項の規定に該當することとなつた更新組合員であつた者について準用する。この場合において、第五十条第二項中「前項」とあり、又は「同項」とあるのは、「第五十三条第一項」と読み替へるものとする。

(共済法の廃疾年金の受給の申出)

第五十四条 更新組合員で共済法の廃疾年金を受ける権利(施行日の前日において旧市町村共済法第四十六條の二第二項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相當する共済法の規定によりその支給を停止されていた共済法の廃疾年金を受ける権利を除く。以下この項において同じ。)を有するものが、施行日(同日以後に共済法の廃疾年金を受ける権利を有することとなつた場合にあつては、当該権利を有することとなつた日)から六十日を経過する日以前に当該共済法の廃疾年金の支給を停止しない旨をその決定を行なつた者に対して申し出たときは、当該共済法の廃疾年金は、その者が更新組合員である間、その支給を停止しない。

2 第六條第六項の規定は、前項の申出があつた場合について準用する。

第六節 再就職者に関する経過措置

(年金条例職員又は旧長期組合員であつた者等が施行日以後に組合員となつた場合の取扱)

第五十五条 第五條第二項(第三号を除く。)及び第三項、第六條第二項本文及び第四項、第七條第一項、第二項各号列記以外の部分及び第三項、第八條第三項、第九條第二項、第十條(この項第一号に掲げる者に限り)、第十一條から第十九條まで、第二十六條第一項、第二十七條から第二十九條まで、第三十一條から第三十三條まで、第

三十六条、第三十八条から第四十四条まで、第四十七条(この項第二号に掲げる者に限る。)並びに第四十八条から前条までの規定は、次に掲げる者について準用する。

一 更新組合員であつた者で再び組合員となつたもの

二 年金条列職員期間又は旧長期組合員期間を有する者で施行日以後に組合員となつたもの

(更新組合員及び前号に掲げる者を除く。)

2 前項の場合において、第五條第二項(第三号を除く。)、第六條第二項本文、第十九條第二項、第四十七條第一項、第五十條第四項、第五十一條第一項並びに前条第一項中「施行日」とあるのは「第五十五條第一項各号に掲げる組合員となつた日」と、第五條第三項中「退職料で施行日の前日において恩給法第五十八條の規定に相当する退職年金条列の規定によりその支給を停止されているもの」とあるのは「退職料」と、「施行日以後」とあるのは「第五十五條第一項各号に掲げる組合員となつた日以後」と、第七條第一項各号列記以外の部分中「施行日前の次の期間(退職一時金の場合にあつては第一号から第四号までの期間、遺族一時金の場合にあつては第五号から第八号までの期間に限る。)(以外の期間)」とあるのは「第五

十五條第一項各号に掲げる組合員となつた日以前の期間」と読み替え、前項第二号に掲げる者については、更に、第十二條第一項第一号中「施行日の前日に年金条列職員以外の職員であつた更新組合員にあつては、更新組合員である間」とあり、又は同項第二号及び第三号中「施行日の前日に旧長期組合員以外の職員であつた更新組合員にあつては、更新組合員である間」とあるのは「第五十五條第一項第二号に掲げる組合員にあつては、施行日から退職の日まで」と、第十四條中「施行日」とあるのは「第五十五條第一項第二号に掲げる組合員となつた日」と読み替へるものとする。

3 年金条列職員であつた者で施行日以後に組合員となつたものについて、第四條第一項及び第五條の規定を適用しないものとした場合に退職年金条列の規定により条例に職年の年月数に適用されるべき期間があるときは、第七條第一項第一号(第一項において準用する場合を含む。)(又は第八條第一項若しくは第二項の規定の適用については、その者は、当該期間内年金条列職員として在職したものとみなす。

(再就職者に係る退職年金等の額に関する特例)

第五十六條 更新組合員であつた者で退職一時金の額の算定につき第二十三條の規定の適用を受け、その後再び組合員となつたものに対する前条第一項において準用する第十一條第一項の規定の適用につ

いては、同項第一号若しくは同項第二号、第三号若しくは第四号又は同項第五号の金額は、これらの規定により算定した金額からそれぞれ第一号若しくは第二号又は第三号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 第二十三條第一項第一号に掲げる金額の十五分の一(施行日の前日において、退職給付金を受けた者の退職料の額からの控除につき恩給法第六十四條ノ二本文に規定する率と異なる率を定める退職年金条列の適用を受けていた者にあつては、当該率)に相当する金額

二 第二十三條第一項第二号に掲げる金額を第十二條第一項第二号に規定する共済法の退職一時金の額と、その者を同号に掲げる更新組合員と、それぞれみなした場合に同号の規定により控除すべきこととなる金額

三 第二十三條第一項第三号の期間の年数一年につき、新法の給料年額の百分の一・四に相当する金額

2 新法第八十三條の規定による退職一時金又は新法第九十二條の規定による庶族一時金の支給を受けた者(新法第八十三條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)(その後再び組合員となつたもの(前項の規定の適用を受ける者を除く。))に対する前条第一項において準用する第十一條第一項の規定の適用については、同項第五号の金額は、同号の規定により算定した金額から新法第七十八條第

三項第一号又は第二号に掲げる金額(その額が第十一條第一項第五号の規定により算定した金額をこえるときは、当該金額)を控除した金額とする。

3 前二項に規定する者について、前条第一項の規定により第十三條第一項若しくは第二項、第二十八條、第二十九條、第四十一條又は第四十二條の規定を準用する場合に、これらの規定中「前条第一項各号に掲げる者」とあり、又は「第十二條第一項各号に掲げる者」とあるのは「第五十六條第一項又は第二項に規定する者」と、「当該各号」とあるのは「これらの規定」と読み替へるものとする。

第三章 恩給公務員期間を有する者に関する経過措置

(恩給公務員である職員であつた更新組合員の取扱い)

第五十七條 恩給公務員である職員であつた更新組合員に対する長期給付については、その者が恩給公務員である職員であつた間、年金条列職員として在職していたものと、その者の恩給公務員期間は年金条列職員期間と、恩給に関する法令の規定はこれに相当する退職年金条列の規定と、当該恩給に関する法令の規定による恩給はこれに相当する退職料等とみなして、この法律中年金条列職員であつた更新組合員に関する規定(これに係る新法の規定を含む。)を適用する。

2 前項に規定する更新組合員について、第七條第一項の規定を適用

する場合において、同項第一号ただし書中「加算又は減算すること」とされている年月数とあるのは、「加算又は減算すること」とされている年月数(法律第五十五號附則第二十四條第二項又は第三項に規定する加算年のうちこれらの規定により恩給の基礎に職年に算入しないこととされている年月数以外の年月数及び同条第四項に規定する加算年の年月数を除く。)(とする。

3 第一項に規定する更新組合員に係る第十一條第一項第一号の期間のうち次に次の各号に掲げる期間があるときは、同項第一号の金額は、同号の規定により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 法律第五十五號附則第七條第一項(同法による改正前の恩給法第六十三條第五項において準用する同法第六十條第三項に係る部分を除く。)(又は同法による改正前の恩給法第六十條第三項の規定に該当する実動職在職年当該実動職在職年の年数(その年数が四十年をこえるときは、四十年。次号において同じ。))から十七年を控除した残りの実動職在職年について、恩給法の給料年額(組合員が退職した時の給料を基礎として、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した給料年額をいう。次号において同じ。))にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

二 法律第五十五号附則第三十九条、同法による改正前の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)附則第十項、同法による改正前の恩給法第六十二条第三項若しくは第四項又は同条第六項若しくは同法第六十四条第三項において準用する同法第六十条第三項の規定に該当する勤続在職年、当該勤続在職年の年数から普通恩給に付する所要最長在職年の年数を控除した残りの勤続在職年について、恩給法の給料年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

4 第一項に規定する更新組合員で、第五條第二項本文の規定を適用しないとしたならば警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給を受ける権利を有することとなるものの第八條第三項の規定により受ける権利を有することとなる退職年金の額は、当該警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給の額に相当する金額とする。

5 第五條第二項本文の規定を適用しないとしたならば警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給を受ける権利を有することとなる更新組合員で、新法第七十八條第一項又は第八條(第三項を除く。)若しくは第十條の規定と第八條第三項の規定と同時に該当するものに対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による

退職年金の額が同じときは、新法第七十八條第一項又は第八條(第三項を除く。)若しくは第十條の規定による退職年金のうちいずれか一を支給する。

6 第四項の規定により警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給の額に相当する額をもつてその額とされた退職年金は、新法第七十九條第二項の規定にかかわらず、四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十五歳に達するまではその百分の三十に相当する金額の支給を停止する。

7 第四項の規定により警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給の額に相当する額をもつてその額とされた退職年金の額が十一万円以上である場合において、これを受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く。)における当該退職年金以外の所得金額が五十五万円をこえるときは、その年の翌年六月から翌翌年五月までの分として支給すべき当該退職年金の額を普通恩給の年額とみなしたならば、恩給法第五十八條ノ四第一項の規定により支給を停止すべきこととなる金額に相当する金額の支給を停止する。

8 昭和三十三年十月一日前に給付事由の生じた普通恩給につき第五條第二項本文の規定の適用を受けた第一項に規定する更新組合員について第十七條第三項又は前項の規定を適用する場合には、これらの

の規定中「恩給法」とあるのは、「恩給法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二百四十四号)による改正前の恩給法」とする。

9 恩給公務員である職員であつた更新組合員に係る恩給公務員期間のうち公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)附則第五條第一項の規定により同法第十五條に規定する組合員期間に算入された期間は、第七條第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。

(再就職者の取扱ひ)
第五十八條 前条の規定は、恩給公務員である職員であつた者で組合員となつたもの(恩給公務員である職員であつた更新組合員を除く。)について準用する。この場合において、同条第一項中「更新組合員に関する規定」とあるのは、第五十五條第一項の規定の適用を受ける組合員に関する規定」と、同条第五項中「第八條(第三項を除く。)若しくは第十條の規定と第八條第三項」とあるのは「第五十五條第一項において準用する第十條の規定と第八條第三項」と読み替へるものとする。

第四章 国の旧長期組合員期間を有する者に関する経過措置
(国の旧長期組合員である職員であつた更新組合員の取扱ひ)
第五十九條 国の旧長期組合員である職員であつた更新組合員に対する長期給付については、その者が国の旧長期組合員である職員であつた間、旧市町村職員共済組合の

組合員として在職したものと、その者の国の旧長期組合員期間は旧市町村共済法に係る旧長期組合員期間と、国の旧法等の規定はこれに相当する旧市町村共済法の規定と、当該国の旧法等の規定による退職給付、廃疾給付及び遺族給付はこれらに相当する旧市町村共済法の規定による共済法の退職年金等とみなして、この法律中旧市町村職員共済組合に係る旧長期組合員であつた更新組合員に関する規定(これに係る新法の規定を含む。)を適用する。

2 次の各号に掲げる者に対する第十二條の規定の適用については、第一号に掲げる者に係る同条第一項第二号に掲げる金額又は第二号に掲げる者に係る同条第一項第三号に掲げる金額は、それぞれ第一号又は第二号に掲げる金額とする。

一 国の旧法第四十一條の規定により退職一時金の支給を受けた更新組合員 第十一條第一項第二号及び第三号並びに同条第五項から第八項までの規定により算定した金額から、国の旧法の規定による退職一時金の基礎となつた期間(第十一條第一項第二号及び第三号の期間に限る。)の年数のうち同項第一号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき共済法の給料年額の百分の〇・七五、二十年をこえる年数については一年につき共済法の給料年額の百分の〇・五に相当する金額を控除した金額

二 国の旧法第四十五條の規定により廃疾一時金の支給を受けた後その給付事由が生じた月の翌月から四十日以内に再び国の旧法の組合員となつた更新組合員 第十一條第一項第二号及び第三号並びに同条第五項から第八項までの規定により算定した金額から、国の旧法の規定による廃疾一時金の給付事由が生じた月の翌月から再び国の旧法の組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数(一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数)を十月から控除した月数を同法の第十九條の規定の例により算定した給料に乘じて得た額の十五分の一に相当する金額を控除した金額

3 新法第八十八條第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の際新法附則第三條に規定する旧組合員に係る国の旧法第四十二條の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者について適用する。この場合において、新法第八十八條第一項中「別表第四」とあるのは、「一の旧法別表第二」とする。

4 国の旧長期組合員である職員であつた更新組合員に係る国の旧長期組合員期間のうち公共企業体職員等共済組合法附則第五條第一項の規定により同法第十五條に規定する組合員期間に算入された期間に該当しないものとみなす。

(再就職者の取扱ひ)
第六十條 前条の規定は、国の旧長期組合員である職員であつた者で

第六十條 前条の規定は、国の旧長期組合員である職員であつた者で

組合員となつたもの（国の旧長期組合員である職員であつた更新組合員を除く。）について準用する。この場合において、同条第一項中「更新組合員に関する規定」とあるのは、「第五十五条第一項の適用を受ける組合員に関する規定」と読み替へるものとする。

第五章 国の長期組合員であつた者に關する経過措置

（国の長期組合員である職員であつた組合員の取扱い）
第六十一条 国の長期組合員である職員であつた組合員に対する長期給付については、その者が国の長期組合員である職員であつた間、組合員であつたものと、国の新法及び国の施行法の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相當する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。この場合において、第二十五条、第三十四条及び第三十五条中「施行日」とあるのは、「国の長期組合員となつた日」とする。

（国の更新組合員である職員であつた組合員の取扱い）
第六十二条 国の更新組合員（国の施行法第四十一条第一項各号に掲げる者を含む。）である職員であつた組合員に対する長期給付については、前条に規定するもののほか、その者が国の更新組合員である職員であつた間、更新組合員であつたものと、その者が国の旧法の規定による退職年金を受ける権利につき国の施行法の規定によつてした申

出はこの法律中の相當する規定によつてした申出と、国の施行法の規定によつて消滅した恩給、退職料又は国の旧法の規定による退職年金はこの法律中の相當する規定によつて消滅したものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第二条第二項、第七條第一項第三号、第十一條第一項第五号、第十二條第一項第一号並びに第二十七條第一項第五号中「施行日」とあるのは「国の更新組合員となつた日（国の施行法第四十一条第一項第二号に掲げる者にあつては、同号に掲げる者となつた日）」と、第五條第三項中「恩給法第五十八條の規定に相當する退職年金条例」とあるのは「国の施行法第五條第三項（国の施行法第四十一条第一項又は第四十二條第一項において準用する場合を含む。）」と、第六條第三項中「旧市町村共済法附則第十五項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相當する共済条例」とあるのは「国の施行法第六條第二項（国の施行法第四十一条第一項又は第四十二條第一項において準用する場合を含む。）」と読み替へ、施行日の前日に国の更新組合員（国の施行法第四十一条第一項各号に掲げる者を含む。）であつた更新組合員については、更に、第七條第二項、第八條第一項、第十四條、第二十三條第一項第三号及び第四十六條第一項第三号中「施行日」とあるのは「国の更新組合員となつた日（国の施行法第四十一条第一項各号に掲げる者にあつては、当該各号に掲

げる者となつた日）」と、第二十六條及び第三十條第一項中「施行日」とあるのは「国の更新組合員となつた日」とする。

（国の長期組合員である職員であつた更新組合員等の取扱い）
第六十三条 国の長期組合員である職員であつた更新組合員に係る国の新法の規定による退職年金又は減額退職年金（施行日の前日において、国の新法第七十七條第一項（国の新法第七十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその支給を停止されていた退職年金又は減額退職年金を除く。）は、当該更新組合員が施行日から六十日を経過する日以前に当該退職年金又は減額退職年金の支給を停止させない旨をその決定を行なつた者に対して申し出たときは、新法第七十九條第一項（新法第八十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その者が更新組合員である間、その支給を停止しない。

第五條第四項の規定は、前項の申出について準用する。
3 第一項又は前項において準用する第五條第四項の申出をした者に対する新法及びこの法律の長期給付に關する規定の適用については、当該申出に係る退職年金又は減額退職年金の基礎となつた期間は、第七條第一項各号の期間及び組合員であつた期間に該當しないものとする。

4 国の長期組合員である職員であつた更新組合員に係る国の新法の規定による療養年金（施行日の前

日において、国の新法第八十五条の規定によりその支給を停止されていた療養年金を除く。）は、当該更新組合員が施行日（同日以後に国の新法の規定による療養年金を受ける権利を有することとなつた場合にあつては、当該権利を有することとなつた日）から六十日を経過する日以前に当該療養年金の支給を停止させない旨をその決定を行なつた者に対して申し出たときは、新法第九十條第一項の規定にかかわらず、その者が更新組合員である間、その支給を停止しない。

5 第三項の規定は、前項の申出があつた場合について準用する。
6 第十五條若しくは第三十二條又は第四十三條の規定は、次の各号に掲げる者又はその遺族に退職年金若しくは療養年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。

一 国の新法の規定による退職年金又は減額退職年金（第一項又は第二項において準用する第五條第四項の申出をした場合における国の新法の規定による退職年金又は減額退職年金を除く。）を受けていた第七條第一項第一号の期間又は同項第二号の期間（次条第一項の規定により第七條第一項第二号の期間とみなされた期間を除く。）を有する国の長期組合員である職員であつた者

二 退職料（第五條第二項第三号の申出をしなかつた場合における退職料を除く。）を受けていた

7 昭和三十六年十一月一日前から施行日の前日まで引き続き国の長期組合員である職員であつた更新組合員で次の各号の一に該當するものについて新法第八十三條第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

一 明治四十四年四月一日以前に生まれた者
二 昭和三十一年十月三十一日までに退職する男子
三 昭和四十一年十月三十一日までに退職する女子

8 国の施行法第五十一条の二第一項又は第三項の規定による申出をした国の長期組合員である職員であつた更新組合員に対する新法及

4 前項の規定を適用する場合においては、新法第七十八条第一項又は第八十条若しくは第十條の規定による退職年金の額は、知事等であつた更新組合員が当該知事等として在職していた地方公共団体における知事等、警察条例職員及び消防職員以外の年金条例職員に適用されていた退職年金条例の規定が、当該更新組合員の当該知事等であつた間、その者に適用されていたものとみなして算定するものとする。

(地方公共団体の長の退職年金の額に関する特例)

第六十八条 知事等であつた更新組合員に対する新法第二百二条又は前条第一項若しくは第二項の規定による退職年金(以下この節において「地方公共団体の長の退職年金」という。)の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七条第一項第一号の期間のうち、第六十六條の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間 知事等としての退職料の最短期間(知事等としての退職料の最短期間)をこえる年数については一年につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額に知事等としての退職料の基本率を当該最短期間の数で除して得た率を乗じて得た額、当該最短期間をこえる年数については一年につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額に

知事等としての退職料の加算率を乗じて得た額に相当する金額(その額が恩給法第六十條第三項の規定に相当する退職年金条例の規定により算定した金額をこえるときは、当該金額)

二 施行日以後の地方公共団体の長であつた期間 前号の期間と合算して十二年に達するまでの年数については一年につき地方公共団体の長の給料年額の百分の二・九、十二年をこえる年数については一年につき地方公共団体の長の給料年額の百分の一・五に相当する金額

2 知事等であつた更新組合員に係る前項各号の期間の計算及び地方公共団体の長の退職年金の額の算定については、第十一條第二項から第四項まで、第七項第一号及び第六号並びに第九項の規定の例による。

(退職給与金の支給を受けた更新組合員に係る地方公共団体の長の退職年金の額に関する特例)

第六十九條 退職給与金の支給を受けた更新組合員に係る地方公共団体の長の退職年金の額の算定については、第十二條の規定の例による。

(地方公共団体の長の退職年金の額の特例)

第七十一條 前三條の規定により算定した地方公共団体の長の退職年金の額の特例については、第十四條の規定の例による。

(地方公共団体の長の退職年金からの控除)

第七十二條 退職料を受けていた期間を有する更新組合員であつた者等に係る地方公共団体の長の退職年金からの控除については、第十五條及び第十六條の規定の例による。

(地方公共団体の長の退職年金の支給開始年齢等に関する特例)

第七十三條 次の各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額については、新法第七十九條第二項の規定にかかわらず、当該金額のうち、当該金額を知事等としての退職料の額とみなした場合に恩給法第五十八條ノ三第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額に相当する金額の支給を停止する。

一 第六十八條第一項第一号の期間が知事等としての退職料の最短期間(知事等としての退職料の最短期間)をこえる年数である更新組合員に対する退職年金(次号に掲げるものを除く。)同項第一号の金額

二 第七十一條の規定により第十四條の規定の例により算定した地方公共団体の長の退職年金の額の特例については、第十四條の規定の例による。

おける知事等としての退職料の額に相当する金額

2 第七十七條第二項から第四項まで及び第七十九條第一項の規定は、更新組合員に係る地方公共団体の長の退職年金の支給の停止について準用する。

(地方公共団体の長の減額退職年金の額に関する特例)

第七十四條 新法第二百二條第一項の規定は、第六十七條第一項又は第二項の規定による退職年金に基づき減額退職年金を受ける者が地方公共団体の長以外の組合員となり、再び退職した場合について、新法第二百二條第三項の規定は、第六十七條第一項又は第二項の規定による退職年金に基づき減額退職年金を受ける者が地方公共団体の長となり、再び退職した場合について準用する。

2 新法第二百二條第二項の規定は、第六十七條第一項又は第二項の規定による退職年金に基づき減額退職年金を受ける者が地方公共団体の長以外の組合員となり、再び退職した場合について、新法第二百二條第三項の規定は、第六十七條第一項又は第二項の規定による退職年金に基づき減額退職年金を受ける者が地方公共団体の長となり、再び退職した場合について準用する。

(知事等であつた更新組合員の退職一時金の額の特例)

第七十五條 知事等であつた更新組合員に対する新法第八十三條又は第二十二條第一項の規定による退職一時金に係る新法第八十三條第二項第一号に掲げる金額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

号中「退職給与金」とあるのは「知事等としての退職給与金」と、「年金条例職員期間」とあるのは「知事等としての退職料等の基礎となるべき期間」としてこれらの規定を適用した場合に退職一時金の基礎となるべき組合員期間に算入すべきこととなるもの。当該期間につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額を基礎として、知事等としての退職給与金の額(通算年金制度を措置した退職年金条例にあつては、国の新法第八十條第二項第一号の規定に相当する当該退職年金条例の規定に掲げる金額。以下この条において同じ。)の算定の例により算定した金額

二 第七十七條第二項第一号又は第二号の期間(前号に掲げる期間を除く。)当該期間につき退職年金条例の給料年額を基礎として、退職給与金の額の算定の例により算定した金額

三 施行日以後の組合員期間 新法の給料日額に、当該期間と前二号に規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二(退職給与金又は知事等としての退職給与金の額)について一年未満の条例に職年ごとにその額を算定することとされている退職年金条例に係る前二号の期間を有する者にあつては、別表第一。以下この号において同じ。)に定める日数から前二号の期間に対応する新法別表第二に定め

る日数を控除した日数を乗じて得た金額

2 第二十三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(地方公共団体の長であつた期間十二年をこえる者の廃疾年金の額に關する特例)

第七十六条 新法第七十六条第一項の規定を適用しないとしたならば地方公共団体の長の退職年金を受ける権利を有することとなる更新組合員に対する新法第八十六条の規定による廃疾年金の額のうち十二年をこえる地方公共団体の長であつた期間について加算する金額は、新法第八十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七十六条第一項第一号の期間のうち第六十六条の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間で十二年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額に知事等としての退職料の加算率を乗じて得た額に相当する金額

二 施行日以後の地方公共団体の長であつた期間で第六十六条の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間と合算して十二年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき地方公

共団体の長の給料年額の百分の一・五に相当する金額

2 前項各号の期間の計算及び同項に規定する廃疾年金の額のうち十二年をこえる地方公共団体の長であつた期間について加算する金額の算定については、第二十七條第二項から第四項まで及び第七項の規定の例による。

第七十七条 前条第一項に規定する更新組合員で第十二条第一項第一号に掲げるものに廃疾年金の給付事由が生じた場合には、同号において控除すべきこととされている金額に相当する金額を新法第八十七条第一項又は第二項及び前条の規定により算定した金額から控除した金額を、当該廃疾年金の額とする。

2 第二十八條第二項の規定は、前項の控除について準用する。

第七十八条 新法第八十七条及び前二条の規定により算定した公務による廃疾年金の額が廃疾の程度に応じ別表第二に定める金額(第十二条第一項第一号に掲げる者に係る廃疾年金については、同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)より少ないときは、当分の間、当該金額をその廃疾年金の額とする。

第七十九条 前三条の規定により算定した金額が、新法第六十六条第一項及び前三条の規定を適用しないものとして算定した廃疾年金の額より少ないときは、当該金額を廃疾年金の額とする。

2 第六十七條第四項の規定は、前項の場合において、新法第六十六

第一項及び前三条の規定を適用しないものとして算定するときにについて準用する。

第八十条 第七十二条に規定する更新組合員であつた者等に係る廃疾年金からの控除については、第三十二条及び第三十三条の規定の例による。

(地方公共団体の長の遺族年金の受給資格に關する特例)

第八十一条 次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する者の遺族に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。この場合においては、新法第九十三条第一項第三号の規定は、適用しない。

一 地方公共団体の長であつた期間が十二年未満である者で第六十七條第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡したとき。

二 地方公共団体の長であつた期間が十二年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならば第六十七條第一項又は第二項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなるとき。

(地方公共団体の長の遺族年金の額に關する経過措置)

第八十二条 前条各号の規定による遺族年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

2 第四十二條の規定は、前項の遺族年金の額について準用する。

3 前二項の規定により算定した遺族年金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ないときは、当該金額を遺族年金の額とする。

4 第六十七條第四項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定することについて準用する。

(地方公共団体の長の公務による遺族年金に關する経過措置)

第八十三条 更新組合員である地方公共団体の長に係る新法第七十七条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち十二年をこえる地方公共団体の長であつた期間について加算する金額は、同号の規定にかかわらず、第七十六条第一項各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

2 第四十一条の規定は、新法第七十七条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条第一項第一号又は前項の規定による遺族年金の額について準用する。

(更新組合員に係る遺族年金からの控除)

第八十四条 第七十二条に規定する更新組合員であつた者等が死亡したことにより支給される遺族年金からの控除については、第四十三条及び第四十四条の規定の例による。

(知事等であつた更新組合員に係る遺族一時金の額の特例)

第八十五条 知事等であつた更新組合員が死亡した場合におけるその

遺族に対する新法第九十八条又は第四十五条第一項の規定による遺族一時金の額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第一項第一号の期間で、同条第二項第五号及び第六号中「退職年金条例の遺族一時金」とあるのは「知事等としての退職年金条例の遺族一時金」と、(「年金条例職員期間」とあるのは「知事等としての退職料等の基礎となるべき期間」としてこれらの規定を適用した場合に遺族一時金の基礎となるべき組合員期間に算入すべきこととなるもの。当該期間につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額を基礎として、知事等としての退職年金条例の遺族一時金の額の算定の例により算定した金額

二 第七條第二項第五号又は第六号の期間(前号に掲げる期間を除く)。当該期間につき退職年金条例の給料年額を基礎として、退職年金条例の遺族一時金の額の算定の例により算定した金額

三 施行日以後の組合員期間 新法の給料日額に、当該期間と前二号に規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二(退職年金条例の遺族一時金又は知事等としての退職年金条例の遺族一時金の額について一年未満の条例に職年ごとにその額を算定することとされている退職年金条例に係る前二号の期間を有する者にあつては、別表第

一。以下この号において同じ。）に定める日数から前二号の期間に対応する新法別表第二に定める日数を控除した日数を乗じて得た金額

2 第四十六條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(再就職者の取扱い)

第八十六條 第六十六條から前条までの規定は、都道府県知事又は市町村長であつた者で組合員となつたもの（都道府県知事又は市町村長であつた更新組合員を除く。）について準用する。この場合において、第六十六條第三項中「施行日」とあるのは「第八十六條に規定する組合員となつた日」と、第六十七條第三項第一号及び第四項中「第八條若しくは第十條」とあるのは「第五十五條第一項において準用する第八條若しくは第十條」と、同条第三項第二号中「第一項又は前項」とあるのは「第八十六條において準用する第六十七條第二項」と読み替へるものとする。

第二節 警察職員に関する経過措置

(警察職員の取扱い)

第八十七條 恩給公務員である職員又は警察条例職員であつた更新組合員のうち警察職員に対し新法の長期給付に関する規定及びこの法律の規定を適用する場合の特例については、次条から第五十五條までに定めるところによる。

(警察職員であつた期間の計算の特例)

第八十八條 恩給公務員である職員であつた更新組合員の第七條第一

項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員の期間のうち」とあるのは「警察監獄職員の恩給の基礎となるべき期間のうち」として同号及び第五十七條第二項の規定を適用して算定した期間は、警察職員であつた期間に算入する。

2 警察条例職員であつた更新組合員の第七條第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条例職員の期間のうち」とあるのは「警察条例職員としての年金条例職員期間（警察法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二十三号）附則第四項の規定の適用を受けた者の市町村警察の職員として在職した期間及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）附則第二十四項の規定の適用を受けた者の自治体警察の職員として在職した期間を除く。）のうち」として同号の規定を適用して算定した期間は、警察職員であつた期間に算入する。

3 警察条例職員であつた更新組合員に対する長期給付については、その者が警察条例職員であつた間、警察監獄職員として在職していたものと、その者の警察条例職員であつた期間は警察監獄職員であつた期間と、当該警察条例職員であつた期間に係る退職年金条例の規定はこれに相当する恩給法の規定と、当該退職年金条例の規定による退職料等はこれに相当する恩給とみなして、次条から第五十五條までの規定を適用する。

(警察職員の退職年金の受給資格に関する特例)

第八十九條 警察職員であつた期間が十五年未満の恩給公務員である職員であつた更新組合員で施行日の前日に恩給公務員である職員であつたものが退職した場合において、その者の施行日以前の警察在職年の年数と施行日以後の警察職員であつた期間の年数とを合算した年数が次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる年数以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

一 施行日以前の警察在職年が八年以上である者 十二年
二 施行日以前の警察在職年が四年以上八年未満である者 十三年
三 施行日以前の警察在職年が四年未満である者 十四年
新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定と前項の規定とに同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定による退職年金のみを支給する。

3 前項の規定を適用する場合においては、新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定による退職年金の額は、警察監獄職員である職員であつた更新組合員については、その者が警察監獄職員であつた間、その者に恩給法第二十條に規定する文官に適用されていた恩給法の規定が適用されていたものとみなし、警察条例職員であつた更新組合員については、その者が当該警察条例職員として在職していた地方公共団体における知事等、警察条例職員及び消防職員以外の年金条例職員に適用されていた退職年金条例の規定が、当該更新組合員の当該警察条例職員であつた間、その者に適用されていたものとみなして算定するものとする。

(警察職員の退職年金の額に関する特例)

第九十條 恩給公務員である職員であつた更新組合員に対する新法附則第二十條第一項又は前条第一項の規定による退職年金（以下この節において「警察職員の退職年金」という。）の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第一項第一号の期間のうち、第八十八條の規定により警察職員であつた期間に算入される期間 十二年までの年数については一年につき警察職員の恩給法の給料年額の三十六分の一、十二年をこえる年数については一年につき警察職員の恩給法の給料年額の百五十分の一に相当する金額（その額が警察職員の恩給法の給料年額の百分の五十二に相当する金額をこえるときは、当該金額）

二 施行日以後の警察職員であつた期間 前号の期間と合算して

十五年に達するまでの年数については一年につき警察職員の給料年額の三百分の七、十五年をこえる年数については一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五（二十五年をこえる三十年に達するまでの期間については、百分の一）に相当する金額

2 前項第一号の期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、同項第一号の金額は、同号の規定により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 法律第五十五號附則第七條第一項（同法による改正前の恩給法第六十三條第五項において準用する同法第六十條第三項に係る部分に限る。）又は同法第六十三條第五項において準用する同法第六十條第三項の規定に該当する実動職在職年 当該実動職在職年の年数（その年数が四十年をこえるときは、四十年。次号において同じ。）から十七年を控除した残りの実動職在職年について、警察職員の恩給法の給料年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

二 法律第五十五號附則第七條第二項又は同法による改正前の恩給法第六十三條第三項の規定に該当する勤続在職年 当該勤続在職年の年数から普通恩給に付する所要最長在職年の年数を控除した残りの勤続在職年について、警察職員の恩給法の給料年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

3 第一項の場合において、同項第一号の期間(四十年をこえる期間を除く。)に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号の期間に加算するものとする。

(一時恩給の支給を受けた更新組合員に係る警察職員の退職年金の額に関する特例)

第九十一条 一時恩給の支給を受けた更新組合員に係る警察職員の退職年金の額の算定については、第十二条の規定の例による。

(警察職員の退職年金の額の最高限及び最低保障)

第九十二条 前二条の規定により算定した警察職員の退職年金の額の最高限及び最低保障については、第十三条の規定の例による。

(警察職員の退職年金の額の特例)

第九十三条 第九十条及び第九十一条の規定により算定した退職年金の額で前条の規定によりその例によることとされた第十三条第一項の規定に該当しないものが、施行日の前日にその更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給の額に施行日以後の警察職員であつた期間の年数一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五(その更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給の基礎となつた期間の年数(当該期間以外の施行日前の警察監獄職員であつた期間があるときは、その期間の年数を含む。))と合算して二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一。以下この項において同

じ。)に相当する額を加えた額より少ないときは、当該警察監獄職員の普通恩給の額が前条の規定によりその例によることとされた第十三条第一項に規定する金額より少ない場合限り、同項に規定する金額に達するまで、当該警察監獄職員の普通恩給の額に施行日以後の警察職員であつた期間の年数一年につき警察職員の給料年額の百分の一・五に相当する額を加えた額を前二条の退職年金の額とし、前二条の規定により算定した退職年金の額が当該警察監獄職員の普通恩給の額より少ないときは、当該警察監獄職員の普通恩給の額を前二条の退職年金の額とする。

2 第十四条第二項の規定は、前項に規定する施行日の前日においてその更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給について準用する。

(警察職員の退職年金からの控除)

第九十四条 退職料を受けていた期間を有する更新組合員に係る警察職員の退職年金からの控除については、第十五条の規定の例による。

(警察職員の退職年金の支給開始年齢等に関する特例)

第九十五条 次の各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額については、新法第七十九条第二項の規定にかかわらず、四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十五歳に達するまではその百分の三十に相当する金額の支給を停止する。

一 第九十条第一項第一号の期間が四年以上である更新組合員に対する退職年金(次号に掲げるものを除く。) 同項第一号の金額 二 第九十三条第一項の規定の適用によりその額を定められた退職年金 同項に規定する警察監獄職員の普通恩給の年額に相当する金額

2 前項各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額が十一万円以上である場合において、これを受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く。)における当該退職年金以外の所得金額が五十五万円をこえるときは、その年の翌年六月から翌翌年五月までの分として支給すべき当該退職年金の額を普通恩給の年額とみなしたならば恩給法第五十八条ノ四第一項の規定により支給を停止すべきこととなる金額に相当する金額の支給を停止する。

3 第一項各号に掲げる退職年金を受ける権利を有する者で同項の規定に該当するものが新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その状態にある間、同項の規定による停止は、行なわれない。

(警察職員の減額退職年金の額に関する特例)

第九十六条 新法附則第二十二條第一項の規定は、第八十九条第一項の規定による退職年金に基づく減額退職年金の額について準用する。

に基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が警察職員以外の組合員となり、再び退職した場合について、新法第一百四十三条第三項の規定は、この法律の規定による退職年金に基づく減額退職年金(第八十九条の規定による退職年金に基づくものを除く。)を受ける権利を有する者が警察職員となり、再び退職した場合について準用する。

(警察職員であつた期間十五年をこえる者の廃疾年金の額に関する特例)

第九十七条 新法第七十六条第一項の規定を適用しないとしたならば警察職員の退職年金を受ける権利を有することとなる更新組合員に対する新法第八十六条の規定による廃疾年金の額のうち十五年をこえる警察職員であつた期間について加算する金額は、新法第八十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第一項第一号の期間のうち第八十八條の規定により警察職員であつた期間に算入された期間で十五年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき警察職員の恩給法の給料年額の百五十百分の一に相当する金額

二 施行日以後の警察職員であつた期間で第八十八條の規定により警察職員であつた期間に算入された期間と合算して十五年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき警察職員の

給料年額の百分の一・五(公務による廃疾年金にあつては、十五年をこえ二十年に達するまでの期間については百分の〇・五、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一とし、公務によらない廃疾年金にあつては、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一とする。)に相当する金額

2 前項の場合において、同項第一号の期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号の期間に加算するものとする。

第九十八条 前条第一項に規定する更新組合員で第十二条第一項第一号に掲げるものに廃疾年金の給付事由が生じた場合には、同号において控除すべきこととされている金額に相当する金額を新法第八十七条第一項又は第二項及び前条の規定により算定した金額から控除した金額を、当該廃疾年金の額とする。

2 第二十八條第二項の規定は、前項の控除について準用する。

第九十九条 新法第八十七条及び前二条の規定により算定した公務による廃疾年金の額が廃疾の程度に応じ別表第二に定める金額(第十二条第一項第一号に掲げる者に係る廃疾年金については、同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)より少ないときは、当分の間、当該金額をその廃疾年金の額とする。

第百条 前三条の規定により算定した金額が、新法附則第二十四条第一項及び前三条の規定を適用しないものとして算定した廃疾年金の額より少ないときは、当該金額を廃疾年金の額とする。

2 第八十九条第三項の規定は、前項の場合において、新法附則第二十四条第一項及び前三条の規定を適用しないものとして算定するとする。

第百一条 第九十四条に規定する更新組合員であつた者等に係る廃疾年金からの控除については、第三十二條及び第三十三條の規定の例による。

(警察職員の遺族年金の受給資格に関する特例)
第百二条 次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する者の遺族に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。この場合においては、新法第九十三条第一項第三号の規定は、適用しない。

一 警察職員であつた期間が十五年未満である者で第八十九条第一項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡したとき。
二 警察職員であつた期間が十五年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならば第八十九条第一項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなる。

(警察職員の遺族年金の額に関する経過措置)
第百三条 前条各号の規定による遺族年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

2 第四十二条の規定は、前項の遺族年金の額について準用する。

3 前二項の規定により算定した遺族年金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ないときは、当該金額を遺族年金の額とする。

4 第八十九条第三項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するとする。

(警察職員の公務による遺族年金に関する経過措置)
第百四条 更新組合員である警察職員に係る新法附則第二十五条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち十五年をこえる警察職員であつた期間について加算する金額は、同号の規定にかかわらず、第九十七条第一項各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

2 第四十一条の規定は、新法附則第二十五条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条第一項第一号又は前項の規定による遺族年金の額について準用する。

(更新組合員に係る遺族年金からの控除)
第百五条 第九十四条に規定する更新組合員であつた者等が死亡した

ことにより支給される遺族年金からの控除については、第四十三条及び第四十四条の規定の例による。

(再就職者の取扱ひ)
第百六条 第八十八条から前条までの規定は、警察監獄職員又は警察条例職員であつた者で組合員となつたもの(警察監獄職員である職員又は警察条例職員であつた更新組合員を除く。)について準用する。この場合において、第九十三条第一項中「施行日の前日」とあるのは「第百六条に規定する組合員となつた日の前日」と、「施行日以後」とあるのは「第百六条に規定する組合員となつた日以後」と、「年数(当該期間以外の施行日前の警察職員であつた期間があるときは、その期間の年数を含む。)」とあるのは「年数」と読み替へるものとする。

第三節 消防職員であつた更新組合員等に関する経過措置
第百七条 消防職員であつた更新組合員に対し新法の長期給付に関する規定及びこの法律の規定を適用する場合の特例については、次条から第百二十条までに定めるところによる。

第百八条 消防職員であつた更新組合員に対する新法の退職年金、減額退職年金及び遺族年金に関する規定の適用については、これらの規定中「組合員」とあるのは「消防組合員」と、「組合員期間」とあるのは「消防組合員期間」とする。

の「消防組合員であつた期間」とする。
(消防組合員であつた期間の計算の特例)
第百九条 消防職員であつた更新組合員の第七條第一項第一号の期間のうち、「年金条列職員期間のうち」とあるのは「第百十條第一項に規定する消防職員としての年金条列職員期間のうち」として同号の規定を適用して算定した期間に算入する。

2 施行日以後の消防組合員であつた期間を有しない消防職員であつた更新組合員の消防職員であつた期間で前項の規定により消防組合員であつた期間に算入される期間に相当するものは、消防組合員であつた期間とみなして、この節の規定を適用する。

3 恩給公務員である職員であつた更新組合員の第七條第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条列職員期間のうち」とあるのは「消防公務員に係る警察監獄職員の恩給の基礎となるべき期間のうち」として同号及び第五十七條第二項の規定を適用して算定した期間は、消防組合員であつた期間に算入する。

4 第二項の規定は、施行日以後の消防組合員であつた期間を有しない消防公務員であつた更新組合員の消防公務員であつた期間で前項の規定により消防組合員であつた期間に算入される期間に相当するものについて準用する。

5 消防公務員であつた更新組合員に対する長期給付については、その者が消防公務員であつた間、消防職員として在職していたものと、その者の消防公務員であつた期間は消防職員であつた期間と、当該消防公務員であつた期間に係る恩給法の規定はこれに相当する退職年金条列の規定と、当該恩給法の規定による恩給はこれに相当する退職料等とみなして、次条から第百二十条までの規定を適用する。

(消防職員であつた更新組合員の退職年金の受給資格の特例)
第百十條 消防組合員であつた期間が二十年未満の消防職員であつた更新組合員で施行日の前日に退職年金条列の適用を受けていたものが退職した場合において、その者の施行日前の年金条列職員期間(その者が更新組合員である間年金条列職員であつたものとみなした場合には退職年金条列の規定により年金条列職員期間に通算されるべきこととなる期間を含む。)のうち消防職員としての年金条列職員期間(その者が消防組合員である間消防職員であつたものとみなした場合に退職年金条列の規定により当該消防職員としての年金条列職員期間に通算されるべきこととなる)となる消防職員としての年金条列職員期間又は消防職員としての年金条列職員期間以外(年金条列職員期間(退職年金条列の規定により当該期間を換算して消防職員としての年金条列職員期間に通算されることとなる消防職員としての年金

の「消防組合員であつた期間」とする。
(消防組合員であつた期間の計算の特例)
第百九条 消防職員であつた更新組合員の第七條第一項第一号の期間のうち、「年金条列職員期間のうち」とあるのは「第百十條第一項に規定する消防職員としての年金条列職員期間のうち」として同号の規定を適用して算定した期間に算入する。

2 施行日以後の消防組合員であつた期間を有しない消防職員であつた更新組合員の消防職員であつた期間で前項の規定により消防組合員であつた期間に算入される期間に相当するものは、消防組合員であつた期間とみなして、この節の規定を適用する。

3 恩給公務員である職員であつた更新組合員の第七條第一項第一号の期間のうち、同号中「年金条列職員期間のうち」とあるのは「消防公務員に係る警察監獄職員の恩給の基礎となるべき期間のうち」として同号及び第五十七條第二項の規定を適用して算定した期間は、消防組合員であつた期間に算入する。

4 第二項の規定は、施行日以後の消防組合員であつた期間を有しない消防公務員であつた更新組合員の消防公務員であつた期間で前項の規定により消防組合員であつた期間に算入される期間に相当するものについて準用する。

の「消防組合員であつた期間」とする。
(消防組合員であつた期間の計算の特例)
第百九条 消防職員であつた更新組合員の第七條第一項第一号の期間のうち、「年金条列職員期間のうち」とあるのは「第百十條第一項に規定する消防職員としての年金条列職員期間のうち」として同号の規定を適用して算定した期間に算入する。

2 施行日以後の消防組合員であつた期間を有しない消防職員であつた更新組合員の消防職員であつた期間で前項の規定により消防組合員であつた期間に算入される期間に相当するものについて準用する。

5 消防公務員であつた更新組合員に対する長期給付については、その者が消防公務員であつた間、消防職員として在職していたものと、その者の消防公務員であつた期間は消防職員であつた期間と、当該消防公務員であつた期間に係る恩給法の規定はこれに相当する退職年金条列の規定と、当該恩給法の規定による恩給はこれに相当する退職料等とみなして、次条から第百二十条までの規定を適用する。
(消防職員であつた更新組合員の退職年金の受給資格の特例)
第百十條 消防組合員であつた期間が二十年未満の消防職員であつた更新組合員で施行日の前日に退職年金条列の適用を受けていたものが退職した場合において、その者の施行日前の年金条列職員期間(その者が更新組合員である間年金条列職員であつたものとみなした場合には退職年金条列の規定により年金条列職員期間に通算されるべきこととなる期間を含む。)のうち消防職員としての年金条列職員期間(その者が消防組合員である間消防職員であつたものとみなした場合に退職年金条列の規定により当該消防職員としての年金条列職員期間に通算されるべきこととなる)となる消防職員としての年金条列職員期間又は消防職員としての年金条列職員期間以外(年金条列職員期間(退職年金条列の規定により当該期間を換算して消防職員としての年金条列職員期間に通算されることとなる消防職員としての年金

条例職員期間以外の年金条例職員

期間については、当該換算した期間とする(を含む)に係る条例在職年の年数に、二十年をその者に係る消防職員としての退職年金条例の最短期間年金の年数で除して得た率を乗じて得た年数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする)と施行日以後の消防組合員であつた期間の年数とを合算して二十年以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

2 消防組合員であつた期間が二十年未満の消防職員であつた更新組合員で第五條第二項本文の規定を適用しないとしたならば消防職員としての退職料を受ける権利(同条第一項の規定により退職したものとみなされることにより生ずるものを除く)を有することとなるものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

3 次の各号に掲げる規定に同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第一号に掲げる規定による退職年金のみを支給する。

一 新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定
二 第八條の規定により適用することとされた新法第七十八條

第一項又はこの条第一項若しくは前項の規定
4 前項の規定を適用する場合においては、新法第七十八條第一項又は第八條若しくは第十條の規定による退職年金の額は、消防職員であつた更新組合員については、その者が当該消防職員として在職していた地方公共団体における知事等、警察条例職員及び消防職員以外の年金条例職員に適用されていた退職年金条例の規定が、当該更新組合員の当該消防職員であつた間、その者に適用されていたものとみなし、消防公務員であつた更新組合員については、その者が消防公務員であつた間、その者に恩給法第二十条に規定する文官に適用されていた恩給法規定が適用されていたものとみなして算定するものとする。

(消防組合員の退職年金の額に関する特例)
第百一十一條 消防職員であつた更新組合員に対する第八條の規定により適用することとされた新法第七十八條第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による退職年金(以下この節において「消防組合員の退職年金」という。)の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第一項第一号の期間のうち、第九條の規定により消防組合員であつた期間に算入され、又は消防組合員であつた期間とみなされた期間 消防職員としての退職料の最短期間年金限までの年数については一年につき消防組合員の退職年金条例の給料年額に消防職員としての退職料の基本率を当該最短期間年金限の年数で除して得た率を乗じて得た額、当該最短期間年金限をこえる年数については一年につき消防組合員の退職年金条例の給料年額に消防職員としての退職料の加算率を乗じて得た額に相当する金額(その額が恩給法第六十条第三項の規定に相当する退職年金条例の規定により算定した金額をこえるときは、当該金額)とする。

二 施行日以後の消防組合員であつた期間 前号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき消防組合員の給料年額の百分の二、二十年をこえる年数については一年につき消防組合員の給料年額の百分の一・五に相当する金額
消防職員であつた更新組合員に係る前項各号の期間の計算及び消防組合員の退職年金の額の算定については、第十一條第二項から第四項まで、第七條第一号及び第六号並びに第九項の規定の例による。

(退職給付金の支給を受けた更新組合員に係る消防組合員の退職年金の額に関する特例)
第百一十二條 退職給付金の支給を受けた更新組合員に係る消防組合員の退職年金の額の算定については、第十二條の規定の例による。

(消防組合員の退職年金の額の最高限及び最低保障)
第百一十三條 前二條の規定により算定した消防組合員の退職年金の額の最高限及び最低保障については、第十三條の規定の例による。

(消防組合員の退職年金の額の特例)
第百一十四條 前三條の規定により算定した消防組合員の退職年金の額の特例については、第十四條の規定の例による。

(消防組合員の退職年金からの控除)
第百一十五條 退職料を受けていた期間を有する更新組合員であつた者等に係る消防組合員の退職年金からの控除については、第十五條及び第十六條の規定の例による。

(消防組合員の退職年金の支給開始年齢等に関する特例)
第百一十六條 次の各号に掲げる退職年金の当該各号に掲げる金額については、新法第七十九條第二項の規定にかかわらず、当該金額のうち、当該金額を消防職員としての退職料の額とみなした場合に恩給法第五十八條ノ三第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額に相当する金額の支給を停止する。

一 第百一十一條第一項第一号の期間がその期間に係る退職料の最短期間年金限の年数の十二分の四に相当する年数以上である更新組合員に対する退職年金(次号に掲げるものを除く) 同項第一号の金額

二 第百一十四條の規定により第十四條の規定の例によりその額を定められた退職年金 第百一十四條の規定の例により第十四條の規定の例によることとされた場合における消防職員としての退職料の額に相当する金額
第百一十七條第二項から第四項まで及び第十九條第一項の規定は、更新組合員に係る消防組合員の退職年金の支給の停止について準用する。

(消防職員であつた更新組合員に係る減額退職年金の額に関する特例)
第百一十七條 消防組合員の退職年金に基づき減額退職年金について新法第八十一條第四項の規定を適用する場合においては、同項中「給料年額」とあるのは、「消防組合員の給料年額」とする。

2 新法第百四條第二項の規定は、消防組合員の退職年金に基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が消防組合員以外の組合員となり、再び退職した場合について、新法第百四條第三項の規定は、この法律の規定による退職年金に基づく減額退職年金(消防組合員の退職年金に基づくものを除く)を受ける権利を有する者が消防組合員となり、再び退職した場合について準用する。

(消防組合員の遺族年金の受給資格に関する特例)
第百一十八條 次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する者の遺族に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。この

場合においては、新法第九十三条
第一項第三号の規定は、適用しな
い。

一 消防組合員であつた期間が二
十年未満である者で第百十條第
一項又は第二項の規定による退
職年金を受ける権利を有するも
のが公務傷病によらないで死亡
したとき。

二 消防組合員であつた期間が二
十年未満である者が公務傷病に
よらないで死亡した場合におい
て、その死亡を退職とみなした
ならば第百十條第一項又は第二
項の規定による退職年金を受け
る権利を有することとなること
き。

(消防組合員の遺族年金の額に関
する経過措置)

第百十九條 前条各号の規定による
遺族年金の額は、当該各号に規定
する退職年金の額の百分の五十に
相当する金額とする。

2 第四十二條の規定は、前項の遺
族年金の額について準用する。

3 前二項の規定により算定した遺
族年金の額が、前条の規定を適用
しないものとして算定した遺族年
金の額より少ないときは、当該金
額を遺族年金の額とする。

4 第百十條第四項の規定は、前項
の場合において、前条の規定を適
用しないものとして算定するとき
について準用する。

(更新組合員に係る遺族年金から
の控除)

第百二十條 第百十五條に規定する
更新組合員であつた者等が死亡し
たことにより支給される遺族年金

からの控除については、第四十三
条及び第四十四條の規定の例によ
る。

(再就職者の取扱ひ)

第百二十一條 第百九條から前条ま
での規定は、消防職員又は消防公
務員であつた者で組合員となつた
もの(消防職員又は消防公務員で
あつた更新組合員を除く。)につい
て準用する。この場合において、
第百十條第三項中「第八條若しく
は第十條」とあるのは「第五十五
條第一項において準用する第八條
若しくは第十條」と、「この条第
一項若しくは前項」とあるのは「第
百二十一條において準用する第百
十條第二項」と読み替へるものと
する。

第四節 船員組合員に関する
経過措置

(旧市町村共済法の船員組合員で
あつた者の取扱ひ)

第百二十二條 船員保険の被保険者
である旧市町村職員共済組合の組
合員(以下この条及び次条におい
て「旧市町村共済法の船員組合員」
という。)であつた組合員に対する
新法第百三十七條及び第百三十八
條の規定の適用については、その
者が旧市町村共済法の船員組合員
であつた間、船員組合員(新法第
百三十五條に規定する船員組合
員をいう。)であつたものとみな
す。

(旧市町村共済法の船員組合員で
あつた者の長期給付の特例)

第百二十三條 施行日の前日に旧長
期組合員である旧市町村共済法
の船員組合員であつた更新組合員

(当該更新組合員であつた者で再
び組合員となつたものを含む。)に
係る新法第百三十七條第一項第一
号に掲げる組合員として受けるべ
き退職給付若しくは遺族給付又は
同条第二項第一号に掲げる給付の
うち廃疾給付(施行日前の公務に
よらない病氣又は負傷に係るもの
に限る。)については、その者の第
七條第一項第二号の期間は、その
者が更新組合員である間、旧市町
村共済法の適用を受ける者であつ
たものとみなして旧市町村共済法
第九十條及び第九十二條の規定の
例により計算するものとする。

第八章 未帰還更新組合員に
関する経過措置

(未帰還更新組合員に関する特例)

第百二十四條 未帰還者留家族等
援護法(昭和二十八年法律第百六
十一號)第二條第一項に規定する
未帰還者で新法の施行の際恩給法
の準用を受けるもの又は旧市町村
共済法の適用を受けるものは、新
法第二條第一項第一号の規定にか
かわらず、職員とみなして、新法
及びこの法律の規定を適用する。

2 前項の規定の適用を受ける更新
組合員(以下「未帰還更新組合員」
という。)で施行日前に法律第百五
十五號附則第三十條第一項第一号
又は第二号の規定により退職した
ものとみなされ、普通恩給を給さ
れたものについては、その者の妻
未成年の子、父母又は祖父母で内
地に居住しているものに對し、こ
れらの者の申請により、施行日の
属する月から当該未帰還更新組合
員が帰国した日(海外にある間に

死亡した場合には、死亡の判明し
た日。以下この条において同じ。)
の属する月まで、当該未帰還更新
組合員が同項の規定により受ける
ことができた普通恩給の年額に相
当する金額の年金を支給する。

8 施行日に法律第百五十五號附則
第三十條第一項に規定する未帰還
公務員である未帰還更新組合員
(前項の規定の適用を受ける者を
除く。)が同日以後も当該未帰還公
務員であるものとした場合に同条
第一項第二号の規定により退職し
たものとみなされ、普通恩給を給
されるべき者であるときは、その
者の妻、未成年の子、父母又は祖
父母で内地に居住しているものに
對し、これらの者の申請により、
その退職とみなされる日の属する
月の翌月から当該未帰還更新組合
員が帰国した日の属する月まで、
当該普通恩給の年額に相当する金
額の年金を支給する。

4 前二項の規定による年金を受け
るべき者の順位は、妻、未成年の
子、父母、祖父母の順序とする。
この場合においては、新法第四十
五條第二項の規定を準用する。

5 第二項又は第三項に規定する未
帰還更新組合員については、その
者に係る前項に規定する者のうち
の先順位者が施行日から六十日を
経過する日以前にこの項の規定の
適用を受ける旨を申し出た場合に
は、施行日から当該未帰還更新組
合員が帰国した日まで、新法及び
この法律の長期給付に関する規定
並びに第四條第一項の規定の適用
がないものとして取り扱うことが

できる。この場合においては、第
二項及び第三項の規定は、適用し
ない。

6 前項の申出がなかつた未帰還更
新組合員については、第五條第二
項第三号の規定は、適用しない。

7 未帰還更新組合員が施行日前に
旧市町村共済法の退職年金を受け
る権利を有する者又はその施行日
の前日まで引き続き旧長期組合員
期間が二十年以上である当該権利
を有しない者であるときは、その
者の未帰還者留家族等援護法第
四條に規定する留家族(次項に
おいて「留守家族」という。)で留守
家族手当の支給を受けることがで
きるものに對し、その者の申請に
より、施行日の属する月から当該
未帰還更新組合員が帰国した日の
属する月まで年金を支給する。

8 未帰還更新組合員(施行日前に
旧市町村共済法の退職年金を受け
る権利を有する者を除く。)の施行
日の前日まで引き続き旧長期組合
員期間が二十年未満である場合に
おいて、当該期間と施行日以後の
組合員期間とを合算した期間が二
十年に達したときは、その者の留
守家族で留守家族手当の支給を受
けることができるものに對し、そ
の者の申請により、その二十年に
達した日の属する月の翌月から当
該未帰還更新組合員が帰国した日
の属する月まで年金を支給する。

9 前二項の規定による年金の額
は、前二項の未帰還更新組合員に
つき政令で定める仮定給料の四月
分に相当する金額とする。

10 第二項又は第三項の規定による年金は、未帰還更新組合員が四十

五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十五歳に達するまではその百分の三十に相当する金額の支給を停止し、第七項又は第八項の規定による年金は、未帰還更新組合員が五十歳に達するまでは、その支給を停止する。

ただし、第二項の規定による年金の額のうち第五条第二項本文の規定を適用しないものとした場合に、その者が受けることとなる普通恩給の年額に相当する金額については、この限りでない。

11 同一の未帰還更新組合員について第二項又は第三項の規定による年金及び第七項又は第八項の規定による年金の支給を受けることとなつた者に対しては、その受けることとなつた時から第二項又は第三項の規定による年金は、支給し

ない。この場合において、第七項又は第八項の規定により支給すべき年金の額が第二項又は第三項及び前項の規定によりその年において支給すべき年金の額より少ないときは、その額を第七項又は第八項の規定による年金の額とする。

の額をもつてその者の給料の額とみなす。

13 手当等の支給機関（二）以上の機関が手当等を支給する場合には、当該機関のうち自治大臣が定めるもの）は、手当等を支給する際、押金に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつてその所属する組合に払い込まなければならぬ。この場合においては、新法第百十五條第三項の規定を準用する。

14 前各項に規定するもののほか、未帰還更新組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

15 未帰還者留守家族等援護法第二
条第一項に規定する未帰還者で新
法の施行の際退職年金条例又は共
済条例の適用を受けていたものの
取扱ひについては、前各項の規定
の例による。

第九章 公庫公団等の役職員

に關する経過措置
(住宅金融公庫の役職員に關する経過措置)

第二百二十五条 施行日に現に住宅金

融公庫に在職する者(同公庫に在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。)で住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第二十五号)附則第二項の規定により恩給法の規定が準用されているものは、恩給に關する法令の規定の適用については、第六項の規定の適用がある場合を除き、施行日の前日において退職したものとみなす。

2 前項の規定に該当する者（以下「公庫職員」という。）が、施行日か

ら六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続く公庫職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下「復帰したとき」という。）の新法第四十条の規定による組合員期間の計

算上組合員期間とみなされることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に係る恩給(次に掲げるものを除く。)は、その申出をした者(以下この条において「復讐希望職員」という。)が引き続き公庫職員として在職する間、その支払を差し止める。

一 その者が恩給に關する法令の規定により遺族として受ける恩給
給

二 その者が施行日前に支払を受けるべきであつた恩給で同日前にその支払を受けなかつたもの

三 増加恩給、傷病年金及び傷病

賜金

3 復歸希望職員が引き続き公庫職

員として在職し、引き続き復歸したときは、新法及びこの法律の長期給付に関する規定（新法第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、施行日以後の公庫職員であつた間、引き続き組合員であつたものとみなす。

からその者が復歸した日の前日まで停止したものとする。

5 新法第四百四十条第二項ただし書及び第三項から第五項までの規定は、復帰希望職員について準用する。この場合において、同条第四項中「当該復帰希望職員の転出の時」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

6 第一項に規定する者のうち、施行日の前日において退職したものとみなした場合に普通恩給を受ける権利を有しないこととなる者は、恩給に関する法令の規定の適用については、その者の引き続き公庫職員としての在職期間中普通恩給についての最短期間年限に達

する日において退職したものとみなし、その者については、前四項の規定を準用する。この場合において、前四項中「施行日」とあるのは、「普通恩給についての最短期間給年限に達する日」と読み替えるものとする。

第二百二十六条 施行日に現に住宅金融公庫に在職する者(同公庫に在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。)でその者が引き続いて住宅金融公庫に在職する間に限りその者を年金条例職員として勤続するものとみなし、退職年金条例の規定が準用されているものの新法及びこの法律の長期給付に關する規定の適用については、前条の規定の例による。

(公団等の職員に関する経過措置)
第二百二十七条 施行日に現に日本住宅公団、愛知用水公団、農地開発

機械公団、日本道路公団、森林開
発公団、原子燃料公社、公営企業

金融公庫、労働福祉事業団、中小企業信用保険公庫、首都高高速公路公団、雇用促進事業団又は阪神高速公路公団（以下この項及び第百三十六条第三項において「公団等」という。）に在職する者（公団等に在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。）で、引き続き公団等に在職し、更に引き続き恩給公務員である職員又は年金条例職員となつたものとした場合に、次に掲げる法律の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定により当該公団等の職員としての在職を恩給公務員若しくは年金条例職員として勤務するものとみなされ、又は当該公団等の職員としての在職年数を恩給公務員である職員の在職年の年月数若しくは条例在職年の年月数に通算されることとなるもの（以下公団等職員という。）が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続き公団等職員としての在職期間を、これに引き続き復帰したときの新法第四十条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望しない旨を組合に申し出たときは、第五十五条第三項の規定は、その者については適用しない。

一 日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）第五十九条第一項、第三項及び第四項並びに恩給法の一部を改正する法律

七
三
二

は、第十条第一号の期間に該当するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、組合役職員又は連合会役職員である組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第十一章 国の職員等であつた者に關する経過措置

(国の職員等であつた組合員の取扱い)

第百三十一条 国の職員又は国の職員とみなされる者(職員である者を除く。以下この条において「国の職員等」という。)であつた組合員は、この法律(第九章及び次項を除く。)の規定の適用については、国の職員等であつた間、職員であつたものとみなす。

2 国の更新組合員である国の職員等であつた組合員に第十條(第五十五條第一項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、その者の次の期間に、第十條各号に掲げる期間に該当するものとする。

一 旧国民医療法に規定する日本医療団に勤務していた者で日本医療団の業務の政府への引継ぎに伴い、引き続き国の職員等となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち恩給公務員期間を除いた期間

二 法律第五十五條附則第四十二條第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務し

ていた者でその後国の職員等となつたものの当該外国政府に勤務していた期間のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

三 地方鉄道会社(公共企業体職員等共済組合法附則第十一條第三項に規定する地方鉄道会社をいう。)に勤務していた者で当該会社に引き継がれ、その後国の更新組合員となるまで引き続き国の職員等であるものの当該会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続きしているもののうち恩給公務員期間を除いた期間

四 国際電信電話株式会社、日本電信電話工事株式会社又は日本電話設備株式会社勤務していた者でこれらの会社の買収に際して国に引き継がれ、その後国の更新組合員となつた日まで引き続き国の職員等であるもののこれらの会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続きしているもののうち恩給公務員期間を除いた期間

3 前二項に規定するもののほか、国の職員等であつた組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(警察職員等であつた組合員の取扱い)

第百三十二条 新法による改正前の国の新法附則第十三條に規定する警察職員等である国の職員等であつた組合員に対する長期給付については、その者が警察職員等であ

つた間、警察職員であつたものと、国の新法及び国の施行法の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

第十二章 雜則

(期間計算の方法)

第百三十三條 この法律に基づく給付を受ける権利の基礎となる期間の計算は、この法律に別段の規定があるもののほか、その最初の属する月から起算し、その最終日の属する月をもつて終わるものとし、二以上の期間を合算する場合において、前の期間の最終日と後の期間の初日とが同一の月に属するときは、後の期間は、その初日の属する月の翌月から起算するものとする。

2 新法第百二十七條の規定は、この法律に定める権利に関する申出の期間を計算する場合について準用する。

(この法律に基づく給付の取扱い)

第百三十四條 この法律に別段の規定があるもののほか、次の各号に掲げる給付は、それぞれ当該各号に掲げる新法の規定による給付とみなす。

一 この法律の規定による退職年金、退職一時金、廃疾年金、廃疾一時金、遺族年金又は遺族一時金、それ等新法の規定による退職年金、退職一時金、廃疾年金、廃疾一時金、遺族年金又は遺族一時金

において準用する場合を含む。)、第五十條第二項(第五十三條第二項において準用する場合を含む。又は第六十三條第九項の規定による一時金 新法の規定による退職一時金(第四十七條第一項第一号又は第六十三條第九項の規定により遺族に支給される一時金にあつては、新法の規定による遺族一時金)

三 第百二十四條第二項、第三項、第七項又は第八項の規定による年金 新法の規定による遺族年金

(債務の保証)

第百三十五條 更新組合員又は施行日以後に組合員となつた者が国民金融公庫に担保に供していた退職料等若しくは恩給又は共済法の退職年金若しくは国の旧法の退職年金が第五條第二項本文又は第六條第二項本文(これらの規定を第五十五條第一項において準用する場合を含む。))の規定により消滅したときは、組合は、当該退職料等若しくは恩給又は共済法の退職年金若しくは国の旧法の退職年金につき民法(明治二十九年法律第八十九号)の保証債務と同一の債務を負う。

(経過措置に伴う費用の負担)

第百三十六條 第二章から第九章まで及び第十一章の規定により職員(新法第百四十二條第一項に規定する国の職員を含む。)である組合員について生ずる組合の追加費用は、第三項の規定により同項に規定する法人が負担すべき金額を除

き、政令で定めるところにより、国又は地方公共団体が負担する。

2 第二章から第七章まで及び第十章の規定により組合役職員又は連合会役職員である組合員について生ずる組合の追加費用は、政令で定めるところにより、組合又は連合会が負担する。

3 公団等その他政令で定める法人は、政令で定めるところにより、第七條(第五十五條第一項において準用する場合を含む。及び第九章の規定によりこれらの法人に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合員に払い込むものとする。

(資金の運用の特例)

第百三十七條 地方職員共済組合又は警察共済組合が新法第百四十二條第三項の規定により資金運用部に預託して運用しなければならぬ金額は、当分の間、同項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に達するまで、施行日以後における責任準備金の増加額のうち政令で定める割合に相当する金額とする。

(厚生保険特別会計からの交付金)

第百三十八條 政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、第六十四條に規定する更新組合員(第百三十三條第二項の規定を適用することにより当該更新組合員とされる者を含む。の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、施行日から一年以内に厚生保険特別会計

から当該被保険者であつた者が属する組合に交付するものとする。

(政令への委任)

第百三十九条 この法律に規定するもののほか、新法及びこの法律の長期給付に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定め

第十三章 互助会の会員であつた者に関する経過措置等

(定義)

第百四十条 この章において「旧互助年金法」とは、新法による廃止前の地方議會議員互助年金法(昭和三十六年法律第百二十号)をいい、「互助会」とは、旧互助年金法第二条第二項に規定する地方議會議員互助会をいい、「共済会」とは、新法第百五十一条第一項に規定する地方議會議員共済会をい

る。

(互助会の会員であつた者の取扱ひ)
第百四十一条 互助会の会員であつた共済会の会員は、それぞれ都道府県議會議員互助会、市議會議員互助会又は町村議會議員互助会の会員であつた間、都道府県議會議員共済会、市議會議員共済会又は町村議會議員共済会の会員であつたものと、その者のこれらの互助会の会員であつた期間はこれらの当該共済会の会員である期間と、旧互助年金法の規定(互助会が支給する年金に係る部分に限る。)はこれに相当する新法の規定と、互助会が支給する年金はこれに相当する共済年金と、それぞれみなす。

2 施行日の前日までの間における地方公共団体の議会の議員としての在職期間(昭和二十二年四月三十日以降の地方議會議員の在職期間に限る。)で互助会の会員でなかつた期間については、都道府県の議會議員としての在職期間は都道府県議會議員互助会の会員であつた期間と、市の議會議員としての在職期間は市議會議員互助会の会員であつた期間と、町村の議會議員としての在職期間は町村議會議員互助会の会員であつた期間とみなして、前項の規定を適用する。ただし、新法附則第三十五条第二項の規定により共済会に払い込まなければならぬ金額を払い込まなかつた者の昭和三十六年七月一日以降の当該期間については、この限りでない。

3 施行日以前において、市町村の廢置分合若しくは境界変更により町村が市となり若しくは市が町村となつた場合又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分があつた場合の共済年金の基礎となるべき施行日前の地方議會議員の在職期間と施行日以後の地方議會議員の在職期間との合算については、新法第百五十九條第二項の規定の例による。

(共済年金からの控除)
第百四十二条 昭和二十二年四月三十日から昭和三十六年六月三十日までの間における地方議會議員としての在職期間を有する共済会の会員又はその遺族に共済年金を支給するときは、当該在職期間につき旧互助年金法附則第三項の規定により減額すべきこととされてゐる額を、同項及びこれに基づく互助会の規約の規定の例により控除するものとする。

(旧互助年金法の規定による互助年金の取扱ひ)
第百四十三条 施行日前に給付事由が生じた旧互助年金法の規定による互助年金については、なお従前の例により、共済会が支給する。

第十四章 他の法律の一部改正

正

(厚生保険特別会計法の一部改正)
第百四十四条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)附則第三十五項」を「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十七年法律第 号)第百三十八条」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第百四十五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七條の次に次の一條を加える。

第七條の二 地方公共団体は、地方公務員共済組合法(昭和三十

七年法律第 号)の施行の日以前に、当該地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員が引き続き当該地方公共団体の職員として在職して退職し、その者が同法及び地方公務員共

済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十七年法律第 号)の規定による退職年金を受けることとなるときにおいて、当該退職年金の額が、同法第五

條第一項の規定を適用しないものとした場合において、その者が受けることとなる当該地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する条例(同法第二條第三項の規定の適用があるものと

する。)に規定する年金である給付の額(その額が地方公務員共済組合法第四十四條第二項に規定する給料年額の百分の八十に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。)より少ないときは、第二十四條の二の規定にかかわらず、その者に対し、条例で定めるところにより、その差額の範囲内の金額の給付をすることができ

る。

(地方財政法の一部改正)

第百四十六條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第一号の二及び第三十四條第一項第五号中「長期給付に要する経費」の下に「共済組合の長期給付に要する追加費用に係る経費を含む。」を加える。

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第百四十七條 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十七年法律第 号)第百三十六條第一項の規定により都道府県が負担する公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一條に掲げる職員についての経費を第二條の規定の例により負担するものとする。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)
第百四十八條 未帰還者留守家族等援護法の一部を次のように改正する。

第十四條中「又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百九号)第四十九條」の下に「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十七年法律第 号)第百二十四條」を加える。

附則第四十九條中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第四十九條」の下に、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第二百二十四條を加える。

(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)
第百四十九條 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第四号中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)第十五條(組合の給付)」を「地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第 号)第七十四條(長期給付の種類)、地方公

務員共済組合法の長期給付に関する
施行法(昭和三十七年法律
第三号)第三條(施行日前に給
付事由が生じた給付の取扱い等)
及び第百二十四条(未帰還更新組
合員に関する特例)に改める。
(公立養護学校整備特別措置法の
一部改正)

第百五十条 公立養護学校整備特別
措置法(昭和三十一年法律第百五
十二号)の一部を次のように改正
する。

附則第七項を附則第八項とし、
附則第六項を附則第七項とし、附
則第五項の次に次の一項を加え
る。

6 国は、地方公務員共済組合法
の長期給付に関する施行法(昭
和三十七年法律第三号)第百
三十六条第一項の規定により
都道府県が負担する公立の養護
学校の小学部及び中学部に係る
市町村立学校職員給与負担法第
一条に掲げる教職員についての
経費を第五条の規定の例により
負担するものとする。

(国家公務員共済組合法の長期給
付に関する施行法の一部改正)
第百五十一条 国家公務員共済組
法の長期給付に関する施行法の一
部を次のように改正する。

目次中「第二節 警察職員等
に関する経過措置」を「第二節 衛
視等に関する経過措置」に、「第九
章 特殊の組合員に関する経過措
置(第四十九条―第五十一条の
三)」を「第九章 特殊の組合員に
関する経過措置(第四十九条・第
五十一条)」と改める。

五十条)
置等(第五十一条―第五十一条の
三)に改める。

第二章第一項第三号中「警察職
員等、警察職員等の俸給年額又は
地方職員等、衛視等、衛視等の俸
給年額又は警察職員等に、新法附
則第二十条第一項を、新法附則第
十三条の九に、同項第十七号の
二中「警察職員等」を「衛視等」に改
める。

第八章第二節の節名中「警察職
員等」を「衛視等」に改める。
第四十三条から第四十八条の二
まで(見出しを含む)中「警察職員
等」を「衛視等」に改める。

第五十一条から第五十一条の三
までを削り、第九章の次に次の一
章を加える。

第九章の二 地方の長期組
合員であつた
者に関する経
過措置等

(地方の長期組合員である職員
であつた組合員の取扱い)
第五十一条 地方の長期組合員
(新法第百二十六条の二第一項
に規定する地方の組合の組合員
のうち地方公務員共済組合法
(昭和三十七年法律第三号)
以下「地方の新法」という。)の長
期給付に関する規定の適用を受け
る者をいう。以下同じ。)であ
る職員であつた長期組合員に対
する長期給付については、その
者が地方の長期組合員であつた
間、長期組合員であつたものと
し、地方の新法及び地方公務員
共済組合法の長期給付に関する

る施行法(昭和三十七年法律
第三号)以下「地方の施行法」と
いう。)の規定による給付は新法
及びこの法律中のこれらの規定
に相当する規定による給付とみ
なして、新法及びこの法律の規
定を適用する。

2 地方の長期組合員である職員
であつた長期組合員(地方の長
期組合員となる前に長期組合員
であつた者を除く。)についてこ
の法律の規定を適用する場合に
おいて、第二十条、第二十七条
及び第二十八条中「施行日」とあ
るのは、「地方の長期組合員とな
つた日」とする。

3 地方の施行法第五十五条第一
項第二号に掲げる者である職員
であつた長期組合員に対する長
期給付については、前二項に規
定するもののほか、その者が同
号に掲げる者であつた間、第四
十一条第一項第二号に掲げる長
期組合員であつたものと、その
者に係る恩給又は旧法の規定に
よる退職年金で地方の施行法の
規定によつて消滅したものはこ
の法律中の相当する規定によつ
て消滅したものとみなして、こ
の法律の規定を適用する。この
場合において、第七條第一項各
号列記以外の部分中「施行日前
の次の期間」とあるのは「地方の
施行法第五十五条第一項第二号
に掲げる者となつた日」の次の
期間(同日の属する月を除く。)
と、第二條第二項及び第十三條
第三項中「施行日」とあるのは
「地方の施行法第五十五条第一

項第二号に掲げる者となつた日
(同号に掲げる者となる前に第
四十一条第一項第二号に掲げる
者であつたものにあつては、同
号に掲げる者となつた日)とす
る。

4 前三項に規定するもののほ
か、地方の長期組合員である職
員であつた長期組合員に対する
長期給付に関する規定の適用に
関して必要な事項は、政令で定
める。

(地方の職員等であつた組合員
の取扱い)
第五十一条の二 地方の職員(常
時勤務に服することを要する地
方公務員(地方公務員法(昭和二
十五年法律第二百六十一号)第
二十七條第二項に規定する休職
の処分を受けた者、同法第二十
九條第一項に規定する停職の処
分を受けた者、法律又は条例の
規定により職務に専念する義務
を免除された者及び常時勤務に
服することを要しない地方公務
員のうちその勤務形態が常時勤
務に服することを要する地方公
務員に準ずる者で政令で定める
ものを含むものとする。)をい
う。以下同じ。)又は地方の職員と
みなされる者(職員である者を
除く。)(以下「地方の職員等」と
いう。)であつた長期組合員は、
地方の職員等であつた間、職員で
あつたものとみなして、この法
律(第三項を除く。)の規定を適
用する。この場合においては、
政令で定めるところにより、退
職年金条例(恩給に相当する給

付に関する地方公共団体の条例
をいう。以下同じ。)の適用を受け
る者又は地方の新法による廃
止前の市町村職員共済組合法
(昭和二十九年法律第二百四号。
以下「旧市町村職員共済組合法」
という。)の退職給付、廃疾給付
及び遺族給付に関する規定の適
用を受ける者若しくは共済条
例(同法附則第二十一項後段に
規定する長期給付に相当する給
付に関する地方公共団体の条例
(退職年金条例を除く。))及び当
該給付を行ふことを目的とする
団体の当該給付に関する規程
をいう。以下同じ。)の適用を受け
る者であつた地方の職員等
は、これらの者であつた間、恩
給公務員又は旧長期組合員とし
て在職したものと、当該退職年
金条例又は旧市町村職員共済
組合法若しくは共済条例の規定
はこれに相当する恩給法又は旧
法の規定と、当該退職年金条
例又は旧市町村職員共済組合法
若しくは共済条例の規定による
給付はこれに相当する恩給又は
旧法の規定による退職給付、
廃疾給付及び遺族給付とみな
す。

2 地方の施行法第二條第一項第
十号に規定する更新組合員(以
下「地方の更新組合員」という。)
である地方の職員等であつた長
期組合員に対する長期給付につ
いては、前項に規定するものの
ほか、その者が地方の更新組合
員であつた間、更新組合員で
あつたものと、その者が恩給若

付に関する地方公共団体の条例
をいう。以下同じ。)の適用を受け
る者又は地方の新法による廃
止前の市町村職員共済組合法
(昭和二十九年法律第二百四号。
以下「旧市町村職員共済組合法」
という。)の退職給付、廃疾給付
及び遺族給付に関する規定の適
用を受ける者若しくは共済条
例(同法附則第二十一項後段に
規定する長期給付に相当する給
付に関する地方公共団体の条例
(退職年金条例を除く。))及び当
該給付を行ふことを目的とする
団体の当該給付に関する規程
をいう。以下同じ。)の適用を受け
る者であつた地方の職員等
は、これらの者であつた間、恩
給公務員又は旧長期組合員とし
て在職したものと、当該退職年
金条例又は旧市町村職員共済
組合法若しくは共済条例の規定
はこれに相当する恩給法又は旧
法の規定と、当該退職年金条
例又は旧市町村職員共済組合法
若しくは共済条例の規定による
給付はこれに相当する恩給又は
旧法の規定による退職給付、
廃疾給付及び遺族給付とみな
す。

2 地方の施行法第二條第一項第
十号に規定する更新組合員(以
下「地方の更新組合員」という。)
である地方の職員等であつた長
期組合員に対する長期給付につ
いては、前項に規定するものの
ほか、その者が地方の更新組合
員であつた間、更新組合員で
あつたものと、その者が恩給若

しくは旧法の規定による退職年金又は退職年金条例、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付を受ける権利につき地方の施行法の規定によつてした申出はこの法律中の相当する規定によつてした申出と、地方の施行法の規定によつて消滅した恩給若しくは旧法の規定による退職年金又は退職年金条例、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付はこの法律中の相当する規定によつて消滅したものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第二十条第一項第七号中「この法律の施行の日」とあるのは「地方の更新組合員となつた日（地方の更新組合員となる前に更新組合員であつた者にあつては、施行日）」とする。

3 地方の職員等であつた長期組合員に対する第七条第一項第五号又は第九条第一号の規定の適用については、その者の地方の職員等であつた期間には、国又は地方公共団体以外の法人に勤務する者で、退職年金条例の適用を受ける者又は旧市町村職員共済組合法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける者若しくは共済条例の適用を受ける者に該当するものであつた期間（退職年金条例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付の基礎となる期間を除く。）

を含むものとする。

4 地方の更新組合員である地方の職員等であつた長期組合員に第九条（第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、その者の次の期間は、第九条各号に掲げる期間に該当するものとする。
一 旧国民医療法に規定する日本医療団に勤務していた者で日本医療団の業務の地方公共団体への引継ぎに伴い、引き続いて地方の職員等となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち年金条例職員期間（退職年金条例の適用を受ける者として在職した期間（当該期間とみなされる期間、当該期間に通算される期間及び当該退職年金条例の規定による給付の算定の基礎となる年月数の計算上当該期間に加えられる期間を含む。）をいう。以下同じ。）を除いた期間

二 法律第五十五号附則第四十二条第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務していた者でその後地方の職員等となつたものの当該外国政府に勤務していた期間のうち恩給公務員期間及び年金条例職員期間を除いた期間
5 地方の職員等であつた長期組合員で第一号に掲げる給付を受けた第七条第一項第一号の期間

若しくは施行日以後の組合員期間恩給公務員に該当する者であつた期間に限る。）又は第二号に掲げる給付を受けた同項第一号から第四号までの期間若しくは同日以後の組合員期間を有するものに退職年金又は廃疾年金を支給するときは、その受けたこれらの給付の額（すでに控除を受けた額があるときは、その額を控除した額とし、次項において「普通恩給等受給額」という。）に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。
一 普通恩給増加恩給と併給される普通恩給を除く。）又はこれに相当する退職年金条例の給付（これらの給付を受ける権利につき第五号第二項ただし書の申出をしなかつた者の当該申出をしなかつた給付を除く。）

二 旧法の退職年金又はこれに相当する旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の給付（これらの給付を受ける権利につき第六条第一項ただし書の申出をした者の当該申出をした給付を除く。）
6 前項に規定する長期組合員又は当該長期組合員であつた者が死亡したことにより遺族年金を支給するときは、普通恩給等受給額（前項の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額）の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

7 地方の更新組合員（地方の施行法第五十五条第一項第二号に掲げる者を含む。）である地方の職員等であつた長期組合員に対してこの法律の規定を適用する場合においては、その者の第七条第一項第一号の期間に係る退職年金条例の規定又は同項第二号から第四号までの期間に係る共済条例の規定がそれぞれ第一号又は第二号に掲げる基準に従つて定められていないものであるときは、その者又はその者の遺族に対する長期給付の支給については、第一項及び第三章から第七章までの規定にかかわらず、地方の施行法（第十四条、第七十一条、第九十三条及び第一百四十四条を除く。）の規定の例による。

一 普通恩給に相当する退職年金条例の給付についての最短期間が十七年であり、かつ、その給付の年額が、在職期間が十七年の場合において退職当時の給料年額の百五十分の五十に相当する金額であり、在職期間が十七年をこえる場合においては当該給料年額の百五十分の一に相当する金額を加えた金額であること。
二 旧法の退職年金に相当する共済条例の給付についての最短期間が二十年であり、かつ、その給付の年額が、在職期間が二十年の場合において退職当時の給料年額の百五十分の五十に相当する金額であり、在職期間が二十年をこえる場合においては当該給料年額の百五十分の一に相当する金額を加えた金額であること。

かつ、その給付の年額が、在職期間が二十年の場合においては給料の四分分に相当する金額であり、在職期間が二十年をこえる場合においては当該金額にそのこえる年数一年につき給料日額（給料の三十分の一に相当する額をいう。）の四分分を加えた金額であること。
8 地方の更新組合員である地方の職員等であつた長期組合員の地方の施行法第六十四条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者であつた期間の取扱いは、地方の施行法の規定の例による。
9 前八項に規定するもののほか、地方の職員等であつた長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。
（警察職員であつた長期組合員の取扱）
第五十一条の三 警察職員であつた長期組合員に対する長期給付については、その者が警察職員であつた間、監視等であつたものと、地方の新法及び地方の施行法の規定による給付は新法及びこの法律中の相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。
2 地方の更新組合員（地方の施行法第五十五条第一項の規定の適用を受ける者を含む。）である警察職員であつた監視等に対する第八章第二節の規定の適用については、第四十四条第一項中

「昭和三十四年十月一日」とあるのは「地方の更新組合員(地方の施行法第五十五条第一項の規定の適用を受ける者を含む。）」となつた日」と、第四十五条の第三項中「昭和三十四年九月三十日」とあるのは「地方の更新組合員(地方の施行法第五十五条第一項の規定の適用を受ける者を含む。）」となつた日の前日」とする。

(国民年金法の一部改正)

第五百五十二条 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二号中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百九号)」の下に「及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百九号)」を加える。

(通算年金通則法の一部改正)

第五百五十三条 通算年金通則法の一部を次のように改正する。

第四十二条第二号イ中「を含む」と及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百九号)に改める。

附則に次の二条を加える。

第八条 昭和三十三年九月三十日において地方公務員共済組合法附則第七十一条の規定による改正前の附則第五十二条第二項の規定により公的年金各法とみなされた地方公共団体の退職年金条例以外の退職年金条例の適用を受ける地方公務員であつた者で同

年十月一日に地方公務員共済組合の組合員となつたものの昭和三十六年四月一日前の当該退職年金条例に係る在職期間で地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七十一条及び第二項の規定により地方公務員共済組合法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員期間に算入されたものは、附則第二條第二項の規定にかかわらず、この法律及び公的年金各法において通算対象期間とする。

第九条 昭和三十三年九月三十日

において地方公務員であつた者で同年十月一日に地方公務員共済組合の組合員となつたものの同日前の通算対象期間のうち、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七十一条及び第二項の規定により地方公務員共済組合法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員期間に算入された期間に係る第七條第一項の規定による確認は、附則第四條及び附則第五條の規定による場合を除き、地方公務員共済組合が行なう。

附則

- この法律は、昭和三十三年十月一日から施行する。
- 第五條第二項ただし書、第六條第二項ただし書、第五十一條第一項、第五十四條第一項、第六十三條第一項若しくは第四項若しくは第二百二十四條第五項の申出又は附則第四項の規定の適用がある場合における国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第五條第二項ただし書、第六條第一項ただし

し書若しくは第四十條第一項の申出は、施行日前においても行なうことができる。

3 この法律による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の規定は、昭和三十三年十月一日以後に給付事由が生じた国家公務員共済組合法の規定による長期給付について適用し、同日前に給付事由が生じた同法の規定による長期給付については、なお従前の例による。

4 昭和三十三年九月三十日に国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける同法の組合員であつた者で同年十月一日において引き続き当該組合員であるものに係る退職年金条例の規定による給付を受ける権利(この法律による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第五十一條第一項又は第五十一條の三の規定の適用により同法第五條第二項ただし書の規定の適用を受けた権利を除く。)又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付を受ける権利については、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第五十二條(第二号を除く。)中「施行日」とあるのは「昭和三十三年十月一日」と、同法同条同項第二号中「施行日の前日に旧長期組合員であつた者の普通恩給」とあるのは「普通恩給」と、同法第六條第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十三年十月一日」と、「同日に恩給公務員であつた者の当該退職年金」とあるのは「当該退職年金」と、同法第四十

条第一項中「施行日」とあるのは「昭和三十三年十月一日」として、同法第五條、第六條及び第四十條の規定を適用する。

別表第一

期	間	日	数
一年以上三月未満			四日
三月以上六月未満			八日
六月以上九月未満			一二日
九月以上一年未満			一六日
一年以上二年未満			二〇日
二年以上三年未満			二四日
三年以上四年未満			二八日
四年以上五年未満			三二日
五年以上六年未満			三六日
六年以上七年未満			四〇日
七年以上八年未満			四四日
八年以上九年未満			四八日
九年以上一〇年未満			五二日
一〇年以上一一年未満			五六日
一一年以上二年未満			六〇日
二年以上三年未満			六四日
三年以上四年未満			六八日
四年以上五年未満			七十二日
五年以上六年未満			七十六日
六年以上七年未満			八十日
七年以上八年未満			八十四日
八年以上九年未満			八十八日
九年以上一〇年未満			九十二日
一〇年以上一一年未満			九十六日

一〇年六月以上一一年未満	二五七日
一一年以上一一年六月未満	二七〇日
一一年六月以上一二年未満	二八二日
一二年六月以上一三年未満	二九五日
一三年六月以上一四年未満	三〇七日
一四年六月以上一五年未満	三二〇日
一五年六月以上一六年未満	三三五日
一六年六月以上一七年未満	三五〇日
一七年六月以上一八年未満	三六五日
一八年六月以上一九年未満	三八〇日
一九年六月以上二〇年未満	三九五日
二〇年六月以上二一年未満	四一〇日
二一年六月以上二二年未満	四二七日
二二年六月以上二三年未満	四四二日
二三年六月以上二四年未満	四六二日
二四年六月以上二五年未満	四八〇日
二五年六月以上二六年未満	四九七日
二六年六月以上二七年未満	五一五日
二七年六月以上二八年未満	五三二日

別表第二

廃疾の程度	金	額
一 級	二一五、〇〇〇円	
二 級	一三三、〇〇〇円	
三 級	七八、〇〇〇円	

備考

一 廃疾の程度は、新法別表第四の上欄に掲げる廃疾の程度による。

二 廃疾の程度が一級に該当する者については、この表の一級の金額に二万四千円を加算する。

三 第二十九条に規定する廃疾年金を受ける者（以下「受給権者」という。）に被扶養者があつた場合には、その一人につき四千八百円を加算する。

四 前号において「被扶養者」とは、次に掲げる者で受給権者の退職の当時から引き続き主としてその者の収入により生計を維持するものをいう。

イ 受給権者の妻である配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

ロ 受給権者の子及び孫（十八歳未満でまだ配偶者がない者又は受給権者の退職の当時から引き続き新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限る。）

ハ 受給権者の夫である配偶者、父母及び祖父母（五十五歳以上である者又は受給権者の退職の当時から引き続き新法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限る。）

五 受給権者の退職後生まれた子でその生まれた当時から引き続き主として受給権者の収入により生計を維持し、かつ、前号ロの要件を満たすものがあるときは、第三号の被扶養者とする。

六 前号の規定による被扶養者については、第三号の金額は、二千四百円とする。ただし、

し、そのうちの一人については、第四号の子がない場合に限り、四千八百円とする。

理由

地方公務員共済組合法の長期給付及び共済年金に関する規定の施行に伴う経過措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十七年五月一日印刷

昭和三十七年五月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局